

平成 2 3 年度

# 包括外部監査の結果報告書

尼崎市包括外部監査人

遠藤眞廣

## 目次

|     |   |    |
|-----|---|----|
| 第1  | 監査の概要                                     |    |
| 1   | 監査の種類                                     | 1  |
| 2   | 選定した特定の事件（テーマ）                            | 1  |
| (1) | 監査の対象                                     | 1  |
| (2) | 対象期間                                      | 1  |
| (3) | 選定理由                                      | 1  |
| 3   | 監査の方法                                     | 2  |
| (1) | 監査の視点                                     | 2  |
| (2) | 監査の主な手続                                   | 2  |
| 4   | 監査従事者                                     | 2  |
| 5   | 監査の実施期間                                   | 3  |
| 6   | 利害関係                                      | 3  |
| 7   | 金額単位等                                     |    |
| (1) | 金額単位について                                  | 3  |
| (2) | 略語について                                    | 3  |
| (3) | 資料略称について                                  | 4  |
| (4) | 使用用語の解説                                   | 4  |
| 第2  | 監査対象の概要                                   |    |
| 1   | 対象財産の概要                                   | 6  |
| (1) | 対象財産の範囲                                   | 6  |
| (2) | 尼崎市の公有財産の状況                               | 6  |
| 2   | 尼崎市の公有財産の管理                               | 8  |
| (1) | 公有財産の取得事務                                 | 8  |
| (2) | 公有財産の各所管局の管理事務                            | 9  |
| 3   | 監査対象の選定について                               | 9  |
| (1) | アンケートの実施                                  | 9  |
| (2) | ヒアリング                                     | 10 |
| 4   | 市の公共施設見直しの取組み                             | 10 |
| 5   | 「貸館」に該当するもの                               | 15 |
| 6   | 「方向性」の中の既に見直し計画を実施中または計画がある<br>市民利用施設について | 19 |

|     |                                   |     |
|-----|-----------------------------------|-----|
| 第3  | 監査の結果                             |     |
| 1   | 監査対象財産への結果及び意見の集計                 | 35  |
| 2   | 貸館                                |     |
| (1) | 教育委員会                             | 36  |
| (2) | 協働推進局                             | 96  |
| (3) | 環境市民局                             | 143 |
| (4) | 健康福祉局                             | 146 |
| (5) | こども青少年局                           | 153 |
| (6) | 産業経済局                             | 170 |
| (7) | 都市整備局                             | 176 |
| (8) | 総合意見                              | 178 |
| 3   | 未利用地等                             |     |
| (1) | 総務局                               | 180 |
| (2) | 教育委員会                             | 182 |
| (3) | 健康福祉局                             | 189 |
| (4) | こども青少年局                           | 191 |
| (5) | 都市整備局                             | 192 |
| (6) | 総合所見                              | 216 |
| 4   | その他の施設                            |     |
| (1) | 産業経済局                             | 219 |
| 5   | 使用許可                              |     |
| (1) | 消防局                               | 244 |
| (2) | 総務局                               | 246 |
| (3) | 教育委員会                             | 248 |
| (4) | 環境市民局                             | 250 |
| (5) | こども青少年局                           | 251 |
| (6) | 産業経済局                             | 252 |
| 第4  | 平成23年度監査テーマに関連する<br>過年度指摘事項の措置の状況 | 255 |
|     | (巻末資料)                            |     |
|     | 尼崎市公有財産規則等チェックリスト(抜粋)             | 271 |

## 第1 監査の概要

### 1. 監査の種類

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号、以下「法」という。）第252条の37第1項及び尼崎市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成20年12月25日条例第35号）第2条に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件（テーマ）

#### (1) 監査の対象

行政財産の管理等に係る財務事務について

#### (2) 対象期間

平成22年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び平成22年度分以降についても監査対象にした。

#### (3) 選定理由

市の平成21年度末の貸借対照表（個別）は、総資産が約9,270億円である。そのうち公共資産（有形固定資産と売却可能資産）が約8,790億円であり、約95%を占める。市では、“あまがさき”行財政構造改革推進プランを策定し、財源対策を講じなくても実質的な収支均衡が確保できる財政健全化のレベルを目指し、改革改善の取組を進めてきたが、経済不況の影響や高齢化の進行などにより、一層厳しさが増しており、平成23年度の予算編成においても、多額の財源対策を講じて収支均衡が図られているという状況である。行政サービスの質を維持しつつ、財源を確保していくためには市の資産価値の相当部分を占める公共資産を有効に活用していく必要がある。

市の公共資産は、地方自治法で公有財産と定義され、行政財産と普通財産に分けられる。昨年度、「普通財産及び借受財産の管理等に係る財務事務について」をテーマに包括外部監査を行ったが、その結果明らかになったことのひとつに、平成21年度末の時点においては普通財産約730億円のうち売却可能と考えられる資産が15億円程度にとどまっているという事であった。そのため、公有財産の有効活用は行政財産に限られてくることになる。

以上の経緯から、公有財産を適切に管理し、有効に活用することは市の財政及び市民の暮らしに重要な影響を与えるものであるという観点から、平成23年度の包括外部監査では、「行政財産の管理等に係る財務事務について」を監査対象とする。

### 3. 監査の方法

#### (1) 監査の視点等

監査の視点は、主に次のとおりである。

- 行政財産と普通財産の区分は条例等に準拠しているか
- 公有財産台帳の記載は適切であるか
- 公有財産に係る契約等は適切であるか
- 使用許可は適切になされているか
- 管理状況に経済性、効率性から問題がないか

監査の視点から、特に以下のような点に重点的に考察を加えている。

- 貸館利用の効率性
- 予定公物の実態
- 使用許可の合規性等

#### (2) 監査の主な手続

公有財産課から平成23年3月31日現在の公有財産台帳を閲覧し、そこに記載されている監査対象財産の所管課に対し事前にアンケート調査を行った。アンケートの回答について検討を行い、必要に応じて監査人作成の尼崎市公有財産規則等チェックリストでチェックをかけ、また監査対象財産を所管している部署に対する質問等、あるいは監査対象財産の現地調査をするなど、包括外部監査人が必要と認めた監査手続を実施した。

調査対象とした関係書類等

- ・ 公有財産台帳、公有財産一覧表
- ・ 登記簿謄本
- ・ 取得等の決裁
- ・ 平成23年度予算書及びその説明資料
- ・ 使用許可申請書、行政財産使用許可書、実費弁償の計算書類、使用料減免申請書、与信関係書類

その他、必要と認められる書類等について調査した。

説明聴取（ヒアリング）

監査対象財産の所管課から説明を聴取した。

### 4. 監査従事者

#### (1) 包括外部監査人

公認会計士・税理士                      遠藤 眞 廣

(2) 包括外部監査人補助者

監査委員との協議を経て、下記の者を補助者として選任した。

(資格順・五十音順)

|           |         |
|-----------|---------|
| 弁 護 士     | 村 上 公 一 |
| 公認会計士・税理士 | 岩 瀬 哲 正 |
| 公認会計士・税理士 | 豊見里 隆 一 |
| 公認会計士・税理士 | 細 川 明 子 |
| 公認会計士・税理士 | 宮 田 勇 人 |
| 公認会計士・税理士 | 渡 邊 直 樹 |

5. 監査の実施期間

監査対象団体及び所管課に対し、平成23年7月1日から平成24年1月25日までの期間にわたり、監査を実施した。

6. 利害関係

尼崎市と包括外部監査人及び補助者との間には、地方自治法第252条の28第3項及び第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

7. 金額単位等

(1) 金額単位について

金額については円単位で集計後に表示単位未満を切り捨てており、また率その他については円単位数値を基に算出し表示単位未満を四捨五入している。そのため、報告書中の表の合計は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

(2) 略語について

本文中で使用する法令等の略語は次のとおりである。

| 関係法令・規則等         |                  | 略 語 |
|------------------|------------------|-----|
| 尼崎市公有財産規則        | 昭和58年規則第27号      | 規則  |
| 尼崎市公有財産規則の運用について | 昭和58年尼管財第1号      | 運用  |
| 行政財産使用料条例        | 昭和39年条例第23号      | 条23 |
| 地方自治法            | 昭和22年4月17日法律第67号 | 法   |
| 地方自治法施行規則        | 昭和22年5月3日省令第29号  | 法規則 |

( 3 ) 資料略称について ( 公表順 )

| 資料略称      | 内容  |
|-----------|---|
| 「提言」      | 尼崎市の公共施設の今後のあり方について<br>-平成 21 年度尼崎市施策評価委員会からの提言<br>尼崎市施策評価委員会     |
| 「プラン 2 2」 | ”あまがさき” 行財政構造改革推進プラン<br>平成 22 年度 改革改善項目等<br>尼崎市 平成 22 年 2 月       |
| 「方向性」     | 公共施設見直しの方向性<br>尼崎市 平成 22 年 8 月                                    |
| 「プラン 2 3」 | ”あまがさき” 行財政構造改革推進プラン<br>平成 23 年度 改革改善項目等 ( 案 )<br>尼崎市 平成 23 年 2 月 |
| 「現状と課題」   | 尼崎市の公共施設の現状と課題<br>尼崎市 平成 23 年 11 月                                |
| 「公共施設最適化」 | 公共施設の最適化に向けた取組について( 素案策定の基本的な考え方 )<br>尼崎市 平成 23 年 11 月            |

なお、「監査の結果及び意見」の記載箇所では、資料略称を用いていない。

( 4 ) 使用用語の解説

| 用語    | 内容  |
|-------|---|
| 貸館    | 貸室及び貸室機能を有する市民利用の施設。  |
| 未利用地等 | 法第 2 3 8 条第 4 項にいう公用又は公共用に供することと決定した財産( 予定公物 )に行政財産のうち利用計画の中断などにより、当初の用途に利用されると予想されない財産、及び当初の利用計画から外れて暫定利用されているが利用の効率性に問題がある財産の総称。  |
| 機会費用  | <p>選択されなかった選択肢のうちで最善の価値のこと。本報告書では、施設を保有することで得られなかった逸失利益のことを言い、公有財産台帳評価額を売却額とみなし、その金額に一年間の固定資産税収入予測額を合計して計算している。</p> <p>各貸館の説明箇所にある、「総コスト情報」に記載されている「コスト総額」が維持管理費用総額( 年間 )であるが、当該貸館の設置に要する経済的な意味のフルコストは、この「コスト総額」に維持することにより失った利益相当である「機会費用」を加算したものである。</p> |

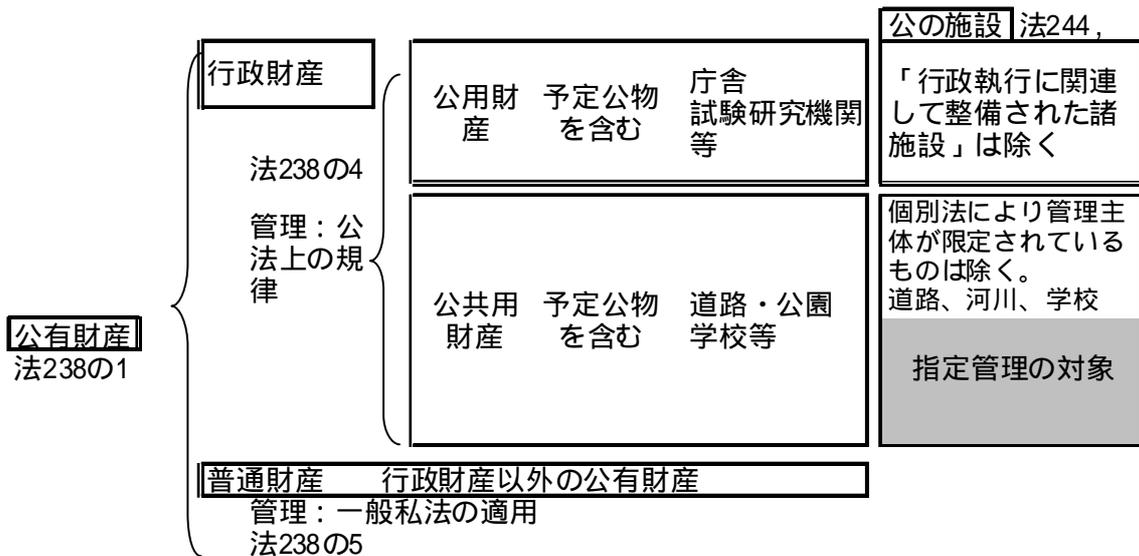
| 用語    | 内容   |
|-------|--|
| 支払利息  | <p>計算の前提</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10年償還（うち3年据置）、10年後に再度10年償還（うち3年据置）で借り換え、最長20年。</li> <li>・ 半年賦元金均等償還（当初10年のうち3年据置後7年は各回3%償還）。</li> <li>・ 金利は普通国債の利息を加重平均。</li> <li>・ 当初元本は築20年以内の施設の設置時の起債額及び過去10年以内に行われた大規模修繕時の起債額。</li> </ul> |
| 監査の結果 | <p>「監査の結果」は、今後、市において何らかの措置が必要であると認められる事項である。主に、法規性に関すること（法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項）となるが、一部、社会通念上著しく適切性を欠いていると判断される場合には、経済性、効率性及び有効性の観点からの結論も含まれる。</p>   |
| 監査の意見 | <p>「監査の結果」には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事務事業の運営の合理化のために包括外部監査人として改善を要望するものであり、市がこの意見を受けて何らかの対応を行うことが期待されるものである。</p>   |

## 第2 監査対象の概要

### 1. 対象財産の概要

#### (1) 対象財産の範囲

公有財産は、公用又は公共用の目的達成のために使用される財産であるか、それ以外のものであるかによって行政財産と普通財産に分類される(法238、)。またその管理手続等についても各々規定されている(法238の4、238の5)。



行政財産とは地方公共団体において現に公用又は公共用に供しているもの、あるいは供することと決定した財産(予定公物)をいうものとされている(法238、)。行政財産をその使用目的から分類すると公用に供する財産(公用財産)と公共用に供する財産(公共用財産)に分類され、前者は地方公共団体がその事務又は事業を執行するために直接使用することをその本来の目的とするものである。後者は住民の一般的共同利用に供することをその本来の目的とするものであり、公の施設(法244)を構成する物的要素である場合が一般的である。

#### (2) 尼崎市の公有財産の状況

市は公有財産台帳を整備し、毎四半期ごとに公有財産台帳に基づく「財産に関する調書」を作成している(法規則第16条の2、別記 財産に関する調書様式)。なお、当該調書は道路・水路・橋梁等、企業会計に属する財産を除いたものである(規則71)。

土地及び建物の平成22年度の「財産に関する調書」は次のとおりである。

単位：m<sup>2</sup>

| 区 分         |       |             | 建物           |             |              |              |
|-------------|-------|-------------|--------------|-------------|--------------|--------------|
|             |       |             | 土地           | 木造（延面積）     | 非木造（延面積）     | 延面積計         |
|             |       |             | 当年度末<br>現在高  | 当年度末<br>現在高 | 当年度末<br>現在高  | 当年度末<br>現在高  |
| 行政<br>財産    | 公用財産  | 本庁舎         | 25,924.88    | 0.00        | 39,160.33    | 39,160.33    |
|             |       | 消 防         | 15,005.44    | 358.60      | 13,523.04    | 13,881.64    |
|             |       | その他の<br>施 設 | 98,013.09    | 318.62      | 89,898.40    | 90,217.02    |
|             |       | 小 計         | 138,943.41   | 677.22      | 142,581.77   | 143,258.99   |
|             | 公共用財産 | 学 校         | 1,280,732.76 | 2,760.55    | 629,552.71   | 632,313.26   |
|             |       | 市営住宅        | 535,250.68   | 39.00       | 716,382.59   | 716,421.59   |
|             |       | 公 園         | 1,115,920.01 | 93.43       | 28,742.89    | 28,836.32    |
|             |       | その他の<br>施 設 | 477,662.05   | 1,735.35    | 231,904.04   | 233,639.39   |
|             |       | 小 計         | 3,409,565.50 | 4,628.33    | 1,606,582.23 | 1,611,210.56 |
|             |       | 合 計         | 3,548,508.91 | 5,305.55    | 1,749,164.00 | 1,754,469.55 |
| 普<br>通<br>財 | 普 貸 付 | 221,115.82  | 26.44        | 55,164.31   | 55,190.75    |              |
|             | そ の 他 | 193,305.84  | 0.00         | 79,948.62   | 79,948.62    |              |
|             | 合 計   | 414,421.66  | 26.44        | 135,112.93  | 135,139.37   |              |
| 総 計         |       |             | 3,962,930.57 | 5,331.99    | 1,884,276.93 | 1,889,608.92 |

市の土地の面積は平成22年度末で49.97平方キロメートルであり、道路等を除く公有財産は市の面積の7.9%を占める。

財産に関する調書は公有財産台帳から作成されている。平成22年度の公有財産台帳記載の行政財産の評価額は、次のとおりである。

行政財産評価額合計（平成22年度末）

単位：千円

|       | 土地 (比率)     |        | 建物 (比率)     |        | 合計 (比率)     |        |
|-------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|--------|
| 行政財産  |             |        |             |        |             |        |
| 公用財産  | 16,521,223  | 3.7%   | 27,145,496  | 8.6%   | 43,666,719  | 5.7%   |
| 公共用財産 | 430,497,186 | 96.3%  | 287,857,892 | 91.4%  | 718,355,078 | 94.3%  |
| 行政財産計 | 447,018,409 | 100.0% | 315,003,388 | 100.0% | 762,021,797 | 100.0% |

局別・資産種類別行政財産評価額（平成22年度末）

単位：千円

| 局名      | 土地<br>(比率)        | 建物<br>(比率)        | 合計<br>(比率)        |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 総務局     | 4,630,786 1.0%    | 7,852,618 2.5%    | 12,483,405 1.6%   |
| 消防局     | 2,379,699 0.5%    | 2,703,129 0.9%    | 5,082,828 0.7%    |
| 教育委員会   | 191,932,083 42.9% | 117,711,270 37.4% | 309,643,353 40.6% |
| 協働推進局   | 4,293,646 1.0%    | 5,455,568 1.7%    | 9,749,214 1.3%    |
| 環境市民局   | 7,322,925 1.6%    | 13,740,129 4.4%   | 21,063,055 2.8%   |
| 健康福祉局   | 7,095,571 1.6%    | 3,567,711 1.1%    | 10,663,283 1.4%   |
| こども青少年局 | 6,576,736 1.5%    | 6,540,988 2.1%    | 13,117,725 1.7%   |
| 産業経済局   | 5,730,741 1.3%    | 9,444,721 3.0%    | 15,175,462 2.0%   |
| 都市整備局   | 217,056,218 48.6% | 147,852,974 46.9% | 364,909,193 47.9% |
| 選挙管理委員会 | 0 -               | 134,275 0.0%      | 134,275 0.0%      |
| 合計      | 447,018,409 100%  | 315,003,388 100%  | 762,021,797 100%  |

行政財産の評価額は、約7620億円になる。

資産種類別では、公共用財産の土地が4304億円で行政財産全体の56%を占める。

また、局別・資産種類別の公有財産評価額では教育委員会と都市整備局が行政財産評価額全体の88%を占める。

## 2. 尼崎市の公有財産の管理

企画財政局長の公有財産事務に関する総合調整及び公有財産の統括管理が規則第4条に定められている。

第4条 企画財政局長は、公有財産の取得、管理及び処分についてその適正を期するため、公有財産についての制度を整え、その増減、現在高及び現況を明らかにし、必要な調整を行うものとする。

2 企画財政局長は、公有財産の効率的運用を図り、その管理の適正を期するため必要があると認めるときは、他の局長に対し、その所管に属する公有財産の状況について、資料の提出若しくは報告を求め、実地について調査をし、又はその結果に基づいて用途の変更若しくは廃止、所管換えその他必要な措置を構すべきことを求めることができる。

### (1) 公有財産の取得事務

公有財産の取得手続きは次のように決められている。

所管課から用地課、建築課等の公有財産取得事務担当課へ取得依頼

公有財産取得事務担当課が取得の決裁起案（企画財政局長まで合議）

決裁終了後に公有財産取得事務担当課が取得事務を行い、取得の報告書を企画財政局公有財産課へ提出（規則第7条）

### (取得による公有財産の引継ぎ)

第7条 局長は、公有財産(有価証券、出資による権利及び財産の信託の受益権を除く。)を取得したときは、これを直ちに企画財政局長に引き継がなければならない。

公有財産課から所管課へ取得の報告書を送付し（規則第8条）、各所管課の財産として公有財産システムに登録される。

(事務事業所管局長への公有財産の引継ぎ)

第 8 条 企画財政局長は、前条の規定により局長から引継ぎを受けた公有財産が、市の事務事業の用に供する目的で取得されたものであるときは、これを直ちに当該事務事業を所管する局長に引き継がなければならない。

## ( 2 ) 公有財産の各所管局の管理事務

所管局の公有財産管理に関する規定は次のようになっている。

(管理目標)

第 19 条 局長は、その所管に属する公有財産を常に良好な状態で管理し、その用途又は目的に応じて効率的に運用しなければならない。

(行政財産の管理)

第 20 条 局長は、当該局の事務事業の用に供する行政財産を管理しなければならない(以下、省略)。

(普通財産の管理)

第 21 条 企画財政局長は、普通財産を管理しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第 9 条各号に掲げる普通財産その他市長が他の局長において管理することが適当と認める普通財産については、当該普通財産を所管する局長が管理しなければならない。

また、普通財産についての企画財政局と他の局の分掌が規則第9条に定められている。

(行政財産の用途の廃止により生じた普通財産の引継ぎ)

第9条 局長は、その所管に属する行政財産の用途を廃止したときは、当該用途の廃止によって生じた普通財産を直ちに企画財政局長に引き継がなければならない。ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りでない。

- (1) 取壊し撤去するもの
- (2) 使用目的を変更するため、新たな目的に供するまでの短期間管理する必要があるもの
- (3) 信託するもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、企画財政局長において引継ぎを受けて管理することが困難と認められるもの

このように市では企画財政局が原則として普通財産管理を所管することになる。

## 3. 監査対象の選定について

### ( 1 ) アンケートの実施

行政財産は、地方公共団体において現に公用又は公共用に供しているもの、あるいは供することと決定した財産(予定公物)をいうものとされている。行政財産へのアンケートは全所管局に対して全行政財産を対象に行った。主なアンケート項目としては、施設概況(財産名称、設置目的等)、使用許可の有

無、貸館の有無、 地方自治法上の予定公物を含む未利用地等の状況である。  
 件数

| 局名      | 貸館 | 未利用地等 | 使用許可 | 合計  |
|---------|----|-------|------|-----|
| 企画財政局   | -  | -     | -    | -   |
| 消防局     |    |       | 11   | 11  |
| 総務局     |    | 1     | 19   | 20  |
| 教育委員会   | 29 | 2     | 103  | 134 |
| 協働推進局   | 13 |       | 37   | 50  |
| 環境市民局   | 1  |       | 14   | 15  |
| 健康福祉局   | 3  | 1     | 16   | 20  |
| こども青少年局 | 7  |       | 12   | 19  |
| 産業経済局   | 2  |       | 105  | 107 |
| 都市整備局   | 1  | 8     | 33   | 42  |
| 合計      | 56 | 12    | 350  | 418 |

使用許可の件数は、原則として申請件数ベースの集計である。

産業経済局の使用許可は、主に尼崎市公設地方卸売市場が100件である。

## (2) ヒアリング

アンケート対象の回答を参考にヒアリング対象を選定した。その選定基準は以下のとおりである。

帳票間における情報の不整合があると思われるもの。  
 帳票記載の内容と(推定)利用実態との間に不整合があると思われるもの。  
 帳票記載内容と社会通念上の認識との間に乖離があると思われるもの。  
 同種、類似取引相互間に契約内容、帳票記載に不統一があると思われるもの。  
 同一用途の財産が多数ある場合、典型的と思われるものをサンプリングしヒアリング対象にする。

ヒアリング対象先には監査人の選択により、尼崎市公有財産規則等チェックリストによる合规性チェックを行っている。

ヒアリングの結果、特に問題となる財産を対象に個別分析で検討を加え、「第3 監査の結果」に所管局ごと、個別財産ごとに記載している。

## 4. 市の公共施設見直しの取組み

尼崎市役所支所設置条例(平成17年、条例第51条)では、市を6箇所に区分しているが、その経緯は以下のとおりである。

|    | 昭和11年（1936）                          | 昭和17年（1942）                                 | 昭和22年（1947）   |
|----|--------------------------------------|---|---|
| 小田 | 4月 尼崎市・小田村合併、旧小田村役場が小田出張所となる（『尼崎市史』） |   | 5月 支所設置条例により小田支所となる（『尼崎市議会史』）   |
| 大庄 |                                      | 2月 尼崎市と大庄・立花・武庫三村合併、旧大庄村役場が大庄出張所となる（『尼崎市史』） | 5月 支所設置条例により大庄支所となる（『尼崎市議会史』）   |
| 立花 |                                      | 2月 尼崎市と大庄・立花・武庫三村合併、旧立花村役場が立花出張所となる（『尼崎市史』） | 5月 支所設置条例により立花支所となる（『尼崎市議会史』）   |
| 武庫 |                                      | 2月 尼崎市と大庄・立花・武庫三村合併、旧武庫村役場が武庫出張所となる（『尼崎市史』） | 5月 支所設置条例により武庫支所となる（『尼崎市議会史』）   |
| 園田 |                                      |   | 3月1日 尼崎市・園田村合併、旧園田村役場が園田出張所となる（『尼崎の戦後史』）<br>5月 支所設置条例により園田支所となる（『尼崎市議会史』） |

平成23年6月 地域研究史料館作成

中央地区は平成11年4月1日に本庁舎内に中央支所を設置し（市報より）のちに東難波町を経て現開明庁舎に移転している。

現在は、6地区にそれぞれの行政サービスを均等に提供すべく、公共施設が設置されている。地区公民館・同分館、地区体育館、地区会館、支所などである。

これらの公共施設が昭和46年の人口ピーク（554千人）から平成22年度末458千人まで、約10万人減少しており、「現状と課題」にあるように、将来的にも減少が予測されること、また、施設の老朽化による建て替え・大規模改修に市の財政負担が耐えられないことなどを理由として、「行政サービスをいかに充実させるか」から「行政サービスをいかに絞り込むか」への転換に迫られており、この方向で市から以下に述べる一連の提言・報告が公表されている。

#### （１）「提言」

市の公共施設の今後のあり方について、平成21年度施策評価委員会から提言が出された。その提言をまとめると次のようになる。

総合センター：管理運営方法の見直しによる経費縮減  
 労働福祉会館・労働センター：廃止  
 地区会館・地区公民館：引き続き市立施設として管理運営、指定管理者制度の導入等による経費縮減、支所を含めた施設の一元化、集約による館数の削減など  
 公民館分館：「プラン」の取組の支持（地域への移管等による廃止）

なお、これらの施設について「方向性」では、「提言の内容も踏まえるなか、見直しに向けた取組を進める」とするとともに、地区会館と地区公民館については、青少年の居場所としての部屋の提供に向けた協議を行うこととしている。

(2)「プラン22」

平成22年2月の「プラン」では、事務事業No.20「公共施設の見直しの検討」が記載されている。

1、改善内容

統廃合も含めた今後のあり方について検討を行う。

2、改善内容

本市の財政状況や今日的な社会状況等を踏まえ、抜本的な見直しを行うため。

3、実施時期

平成22年度(方針・計画策定)

(3)「方向性」

平成22年8月、「方向性」により、554施設の内容検討を行っている。

| 「方向性」見直し対象施設の一覧 |             |     | 廃止・場<br>所見直し<br>の検討 | 管理運<br>営面の<br>見直し | 日曜日<br>の開館<br>等 | 利用層<br>の拡大 | 使用料徴<br>収の検討 | 現状<br>維持   | 取組の方向性   |
|-----------------|-------------|-----|---------------------|-------------------|-----------------|------------|--------------|--|--|
| 所管局             | 財産名称        | 施設数 |                     |                   |                 | さらなる有効活用   |              |  |  |
| 総務局<br>協働推進局    | 地域研究史料館     | 1   |                     |                   |                 |            |              |  | 城内地区まちづくり基本指針を踏まえるなか、施設整備に係る検討を行う。<br>市負担の管理運営費の縮減に向けた協議を行う。 |
|                 | 社協会館        | 1   |                     |                   |                 |            |              |  |  |
|                 | 福祉会館        | 25  |                     |                   |                 |            |              |  |  |
|                 | 慶園幼稚園       | 2   |                     |                   |                 |            |              |  |  |
|                 | 園田東会館       | 1   |                     |                   |                 |            |              | 総合センターにおける維持管理業務の見直しと同様、シルバー人材センターを活用することによる職員配置の見直しなど、早期の経費縮減に向け、検討を行う。                                 |  |
|                 | 戸ノ内会館       | 1   |                     |                   |                 |            |              | 園田東会館と一体的な管理運営による早期の経費縮減に向け、検討を行う。   |  |
|                 | 共同利用施設      | 3   |                     |                   |                 |            |              | 平成22年4月から航空機騒音の地域指定が解除されたことを踏まえ、地元との調整を行い、現在の指定管理期間が満了する平成24年度から、他の福祉会館同様、地域へ無償貸付し、地域団体による自主的な管理運営に変更する。 |  |
| 環境市民局           | 女性・勤労婦人センター | 1   |                     |                   |                 |            |              |  | 日曜開館等、利用率向上策について、費用対効果も含め早急に検討し、指定管理者等と調整を行う。                |
|                 | 消費生活センター    | 1   |                     |                   |                 |            |              |  | 施設のさらなる有効活用策として、土曜日・日曜日の開館及び相談時間の延長について、費用対効果も含め、検討を行う。      |
|                 | 公衆便所        | 9   |                     |                   |                 |            |              |  |  |

| 「方向性」見直し対象施設の一覧 |                     | 廃止・場<br>所見直し<br>の検討 | 管理運<br>営面の<br>見直し | 日曜日<br>の開館<br>等 | 利用層<br>の拡大 | 使用料徴<br>収の検討 | 現状<br>維持  | 取組の方向性  |
|-----------------|---------------------|---------------------|-------------------|-----------------|------------|--------------|---|---|
| 健康福祉局           | あこや学園<br>たじかの園      | 1                   |                   |                 |            |              |   |   |
|                 | 身体障害者福祉センター         | 1                   |                   |                 |            |              |   | 施設のさらなる有効活用へ向け、温水プール利用対象の一部拡大について検討を行う。   |
|                 | 身体障害者サービスセンター       | 1                   |                   |                 |            |              |   |   |
|                 | 身体障害者福祉会館           | 1                   |                   |                 |            |              |   | 施設のさらなる有効活用へ向け、知的障害者や精神障害者の利用に供すること等について検討を行う。  |
|                 | 弥生ヶ丘斎場内葬儀式場         | 1                   |                   |                 |            |              |   | 2階の葬儀式場の新たな用途での有効活用について、早期の実現に向け、具体的な検討を行う。   |
|                 | 墓園                  | 2                   |                   |                 |            |              |   |   |
|                 | 総合老人福祉センター          | 1                   |                   |                 |            |              |   | 施設のさらなる有効活用へ向け、市民ニーズに応じた日曜日や夜間等の集会室の一般有料開放（目的外使用）について、早期の実施に向け、費用対効果も含め、検討を行う。  |
|                 | 老人福祉センター            | 4                   |                   |                 |            |              |   | 入浴料の徴収の可否について、他都市の状況も含めた利用実態の把握に努める。  |
|                 | 老人福祉工場              | 3                   |                   |                 |            |              |   | 高齢者の社会参加、就業機会の確保に努めているが、定員数に対する利用者は、減少傾向にあることから、平成23年度末の施設の集約に向けた取組を進める。  |
|                 | 福祉厚生センター            | 1                   |                   |                 |            |              |   | 老朽化の問題など、現行施設が抱える課題を踏まえ、他の施設への移転に向けた調整を行う。  |
|                 | 健康の家                | 1                   |                   |                 |            |              |   |   |
| 子ども青少年局         | 青少年センター<br>子ども科学ホール | 1                   |                   |                 |            |              |   | ・子ども科学ホールについては、施設や展示物の老朽化等が著しく、設置目的を十分に達成できない状況にあり、平成21年度の利用者は、約35,000人の利用があった昭和61年度のオープン当時と比べると約1/3程度となっている。<br>・本市の財政状況ではハード面の更新は難しいことから、子ども向けの各種講座や体験教室など青少年の科学に対する関心を深める事業の充実に向けた検討を行い、子ども科学ホールは休止に向けた取組を進める。 |
|                 | 青少年いこいの家            | 1                   |                   |                 |            |              |   | 宿泊利用は使用料を設定しているが、利用者の半数以上を占める日帰り利用は、現在無料としていることから、日帰り利用の受益者負担のあり方について具体的な検討を進める。  |
|                 | 美方高原自然の家            | 1                   |                   |                 |            |              |   | 小学校の自然学校の日程が1日短縮されたこともあり、平成21年度の利用実績は、前年度と比較すると延べ3,000人程度減少しており、収益増へ向け、一般市民等の利用促進に努める。  |
|                 | 青少年体育道場             | 3                   |                   |                 |            |              |   |   |
|                 | 児童ホーム               | 43                  |                   |                 |            |              |   |   |
|                 | 子どもクラブ              | 43                  |                   |                 |            |              |   |   |
|                 | すこやか住まい体験館          |                     |                   |                 |            |              |   | ・すこやか住まい体験館については、平成12年の開設以来、設備が更新されていないことなどもあり、利用者数が減少している。このような状況を踏まえ、すこやか住まい体験館の早期廃止及び子育て支援機能の充実に向けた転用など、その後の有効活用に向けた取組を進める。  |
|                 | すこやかプラザ<br>多目的ホール   | 1                   |                   |                 |            |              |   | ・多目的ホールの利用時間帯区分については、利用者ニーズに合わせた設定の検討を行う。   |
|                 | 尼崎学園                | 1                   |                   |                 |            |              |   |   |
|                 | 産業経済局<br>都市整備局      | 1                   |                   |                 |            |              |   |   |
| 阪神尼崎駅前駐車場       | 1                   |                     |                   |                 |            |              | 駐車場収入の増額に向け、指定管理者との検証・協議を早急に行う。                           |   |
| 尼崎市民広場<br>農業公園  | 1                   |                     |                   |                 |            |              | 賑わいの創出に向けた仕掛けづくりについて、検討を行う。                               |   |
| 中央公園パークセンター     | 1                   |                     |                   |                 |            |              | 公園利用者の便益を高めるとともに、駅前に立地する施設として、その利便性や拠点性を生かした、多様な活用の検討を行う。 |   |
| 公園              | 334                 |                     |                   |                 |            |              | （施設を含む）指定管理者制度の導入拡大に向けた検討を行う。                             |   |
| 消防局             | 1                   |                     |                   |                 |            |              |   |   |
| 防災センター          | 1                   |                     |                   |                 |            |              |   |   |
| 北部防災センター        | 1                   |                     |                   |                 |            |              |   |   |
| 教育委員会<br>事務局    | 地区体育館・屋内プール         | 7                   |                   |                 |            |              |   |   |
|                 | クラブハウス              | 43                  |                   |                 |            |              |   |   |
|                 | 田能資料館               | 1                   |                   |                 |            |              |   |   |
|                 | 適応指導教室              | 1                   |                   |                 |            |              |   |   |
|                 | 中央図書館               | 1                   |                   |                 |            |              |   |   |
|                 | 教育総合センター            | 1                   |                   |                 |            |              |   | ・教育総合センター及び視聴覚センター全体の利活用に係る考え方について整理を行うなか、社会教育関係団体への利用促進及び使用料徴収について、早期の実施に向けた検討を行う。   |
|                 | 視聴覚センター             | 1                   |                   |                 |            |              |   | ・市民ニーズに応じた土曜日や日曜日等の視聴覚室の一般有料開放についても、実施に向けた検討を行う。  |
|                 | 文化財収蔵庫              | 1                   |                   |                 |            |              |   | 城内地区まちづくり基本指針を踏まえるなか、施設整備に係る検討を行う。  |
| 554             | 7                   | 340                 | 5                 | 9               | 5          | 190          |   |   |

すこやかプラザ、教育総合センターは複数回答

道路・橋りょう、水路、河川等を除く。  
学校、保育所、市営住宅など、既に見直し計画を実施中、または計画がある施設は除外している。

(4)「プラン23」

平成20年度からの行財政構造改革推進プランの4年目の取組みとして、新規項目や変更項目を取上げている。

(5)「公共施設最適化」

「公共施設の最適化に向けた取組について(素案策定の基本的な考え方)」が平成23年11月に公表された。「2.最適化に向けた取組の考え方(重視する考え方)」及び「3.取組の方向性(主な取組事項)」では、次のように示されている。

2. 最適化に向けた取組の考え方

【重視する考え方】

総量の圧縮による維持管理コストの抑制と建替え等の財源の確保  
施設の機能・利便性の向上  
施設の長寿命化とライフサイクルコストの平準化・削減  
行政サービス等の機能の再構築  
その他(施設の設置場所の選定、跡地利用の方向性)

3. 取組の方向性

【主な取組事項】

地域振興センターは原則として地区会館との複合化を行い、施設の老朽化等の状況に応じた建替えにより、地域コミュニティの拠点機能の強化と施設の耐震化を図る。  
行政サービスの窓口機能については、より効率的な窓口配置に向けた集約化と相談機能の充実を図る。  
今後の取組事項として、地区会館、地区公民館と支所との複合化等による集約について。

上記については、平成23年12月と素案策定後にパブリックコメントと併せて市民説明会等を実施し、平成24年3月下旬を目途に成案化を図る予定となっている。

「現状と課題」の施設別・部屋別利用状況(外郭団体等の施設を含む)から、6地区別の地区公民館と地区会館、総合センター集中グループ、外郭団体等が運営または保有する施設集中グループのそれぞれを筆者が加筆した図を掲載する。



| 地区    | 財産番号  | 所管局     | 所管課        | 財産名称           | 建物延床面積 (㎡) | 経過年数 | 耐用年数  | 経過比率  | 指定管理 | 公募    | 利用率 (%) |         | 維持のための総コスト<br>(平成23年度予算ベース、千円) | 備考<br>(地区住民一人当たり)            |
|-------|-------|---------|------------|----------------|------------|------|-------|-------|------|-------|---------|---------|--------------------------------|------------------------------|
|       |       |         |            |                |            |      |       |       |      |       | 平成21年度  | 平成22年度  |                                |                              |
| 小田    | 00782 | 健康福祉局   | 生活衛生課      | 斎場             | 3,345.67   | 7    | 50    | 14.0% |      |       | 0.3%    | 3.6%    | 161,282                        |                              |
|       | 00955 | 教育委員会   | 社会教育課      | 小田公民館          | 302.28     | 39   | 50    | 78.0% |      |       | 48.4%   | 47.3%   | 9,175                          |                              |
|       | 00956 | 教育委員会   | 社会教育課      | 松瀬分館           | 478.30     | 19   | 50    | 38.0% |      |       | 18.1%   | 21.1%   | 11,660                         | 2Fが公民館<br>1Fは保育              |
|       | 00965 | 教育委員会   | 社会教育課      | 城北分館           | 1,887.00   | 14   | 50    | 28.0% |      |       | 43.4%   | 43.0%   | 88,454                         |                              |
|       | 00972 | 教育委員会   | 社会教育課      | 小田公民館          | 1,887.00   | 14   | 50    | 28.0% |      |       | 43.4%   | 43.0%   | 88,454                         |                              |
|       | 00972 | 教育委員会   | 社会教育課      | 小田公民館          | 1,887.00   | 14   | 50    | 28.0% |      |       | 43.4%   | 43.0%   | 88,454                         |                              |
|       | 00794 | 協働推進局   | 人権課        | 神崎総合センター       | 2,086.41   | 18   | 47    | 38.3% |      |       | -       | -       | 58,733                         |                              |
|       | 00794 | 協働推進局   | 人権課        | 小田地域振興センター     | 1,426.15   | 36   | 50    | 72.0% |      |       | 1.1%    | 1.5%    | 53,485                         |                              |
| 00890 | 協働推進局 | 人権課     | 小田地区会館     | 1,525.74       | 37         | 50   | 74.0% |       |      | 40.6% | 40.7%   | 16,754  | 1F市立長洲保育所                      |                              |
| 00633 | 都市整備局 | 公園課     | 記念公園       | 14,677.58      | 23         | 50   | 46.0% |       |      | 30.9% | 32.3%   | 216,611 |                                |                              |
| 8)施設  |       |         |            |                |            |      |       |       |      |       |         | 地区計     | 616,154                        | (8,356)                      |
| 大庄    | 00805 | 健康福祉局   | 障害福祉課      | 身体障害者福祉会館      | 487.76     | 36   | 50    | 72.0% |      |       | 17.5%   | 28.8%   | 6,191                          |                              |
|       | 00962 | 教育委員会   | 社会教育課      | 大庄公民館          | 536.00     | 33   | 50    | 66.0% |      |       | 24.8%   | 24.5%   | 10,665                         |                              |
|       | 00963 | 教育委員会   | 社会教育課      | 大庄公民館          | 1,560.50   | 50   | 50    | 100%  |      |       | 22.3%   | 22.5%   | 40,192                         |                              |
|       | 00964 | 教育委員会   | 社会教育課      | 大庄公民館<br>稲荷井分館 | 310.00     | 34   | 50    | 68.0% |      |       | 47.9%   | 49.3%   | 9,226                          |                              |
|       | 00973 | 教育委員会   | 社会教育課      | 大庄公民館          | 1,432.15   | 32   | 34    | 94.1% |      |       | -       | -       | 28,909                         | 大庄地区会館と隣接                    |
|       | 00796 | 協働推進局   | 人権課        | 今北総合センター       | 696.69     | 40   | 50    | 80.0% |      |       | 10.5%   | 10.8%   | 59,669                         | 1F保育所                        |
|       | 00891 | 協働推進局   | 人権課        | 大庄地区会館         | 1,352.59   | 34   | 50    | 68.0% |      |       | 23.7%   | 21.8%   | 21,378                         | 大庄体育館と隣接                     |
| 7)施設  |       |         |            |                |            |      |       |       |      |       |         | 地区計     | 176,230                        | (3,160)                      |
| 立花    | 00808 | 健康福祉局   | 障害福祉課      | 身体障害者福祉センター    | 1,158.11   | 27   | 50    | 54.0% |      |       | 35.6%   | 54.1%   | 82,523                         |                              |
|       | 00827 | 教育委員会   | 学校教育課      | 教育・障害福祉センター    | 4,104.50   | 27   | 50    | 54.0% |      |       | 18.7%   | 20.7%   | 285,929                        | 教育総合、視聴覚センター、たじかの園、立花体育館等と併設 |
|       | 00966 | 教育委員会   | 社会教育課      | 立花公民館          | 1,369.54   | 40   | 50    | 80.0% |      |       | 33.6%   | 38.0%   | 40,609                         |                              |
|       | 00967 | 教育委員会   | 社会教育課      | 立花公民館<br>宮前分館  | 470.69     | 41   | 50    | 82.0% |      |       | 27.4%   | 29.8%   | 9,380                          |                              |
|       | 00968 | 教育委員会   | 社会教育課      | 立花公民館<br>尾浜分館  | 307.58     | 38   | 50    | 76.0% |      |       | 36.1%   | 37.7%   | 7,270                          |                              |
|       | 00969 | 教育委員会   | 社会教育課      | 立花公民館<br>立花西分館 | 430.84     | 38   | 50    | 76.0% |      |       | 59.3%   | 61.5%   | 7,749                          | はつらつ学級                       |
|       | 00974 | 教育委員会   | 社会教育課      | 立花体育館          | 1,523.43   | 26   | 47    | 55.3% |      |       | -       | -       | 39,413                         | 教育総合と隣接                      |
|       | 00789 | 子ども青少年局 | 子ども家庭支援課   | 市立すこやかセンター     | 1,170.68   | 12   | 50    | 24.0% |      |       | 41.4%   | 46.3%   | 68,359                         |                              |
|       | 01044 | 子ども青少年局 | 青少年課       | 青少年センター        | 8,777.65   | 37   | 50    | 74.0% |      |       | 39.1%   | 43.4%   | 67,055                         |                              |
|       | 01045 | 子ども青少年局 | 青少年課       | 立花青少年体育道場      | 265.00     | 15   | 38    | 39.5% |      |       | 67.6%   | 71.1%   | 1,946                          |                              |
|       | 00919 | 環境市民局   | 女性・消費生活課   | 女性・勤労婦人センター    | 2,048.90   | 37   | 50    | 74.0% |      |       | 45.8%   | 49.4%   | 51,800                         |                              |
|       | 00892 | 協働推進局   | 立花地域振興センター | 立花地区会館         | 1,497.30   | 32   | 50    | 64.0% |      |       | 33.7%   | 33.2%   | 20,806                         | 1F保育所                        |
|       | 00793 | 協働推進局   | 人権課        | 上ノ島総合センター      | 734.08     | 38   | 50    | 76.0% |      |       | 21.3%   | 24.1%   | 74,687                         | 1F保育所                        |
|       | 00795 | 協働推進局   | 人権課        | 水堂総合センター       | 775.90     | 37   | 50    | 74.0% |      |       | 3.8%    | 2.6%    | 53,798                         | 1F保育所                        |
| 00797 | 協働推進局 | 人権課     | 塚口総合センター   | 729.59         | 37         | 50   | 74.0% |       |      | 4.5%  | 7.8%    | 56,798  |                                |                              |
| 15)施設 |       |         |            |                |            |      |       |       |      |       |         | 地区計     | 868,122                        | (8,046)                      |
| 武庫    | 00970 | 教育委員会   | 社会教育課      | 武庫公民館          | 2,154.36   | 19   | 50    | 38.0% |      |       | 40.1%   | 39.0%   | 62,764                         |                              |
|       | 00951 | 教育委員会   | 社会教育課      | 武庫公民館<br>武庫北分館 | 253.22     | 24   | 24    | 100%  |      |       | 29.2%   | 27.0%   | 7,808                          |                              |
|       | 00975 | 教育委員会   | 社会教育課      | 武庫体育館          | 1,316.19   | 35   | 47    | 74.5% |      |       | -       | -       | 29,334                         |                              |
|       | 00798 | 協働推進局   | 人権課        | 南武庫之荘総合センター    | 1,754.76   | 30   | 50    | 60.0% |      |       | 8.0%    | 8.3%    | 67,734                         |                              |
|       | 00893 | 協働推進局   | 武庫地域振興センター | 武庫地区会館         | 1,475.21   | 37   | 50    | 74.0% |      |       | 26.6%   | 28.5%   | 22,681                         | 1Fクリニック                      |
| 5)施設  |       |         |            |                |            |      |       |       |      |       |         | 地区計     | 190,321                        | (2,521)                      |

| 地区    | 財産番号  | 所管局        | 所管課        | 財産名称            | 建物延床面積 (㎡) | 経過年数 | 耐用年数  | 経過比率  | 指定管理 | 公募    | 利用率 (%) |        | 維持のための総コスト<br>(平成23年度予算ベース、千円) | 備考<br>(地区住民一人当たり)           |
|-------|-------|------------|------------|-----------------|------------|------|-------|-------|------|-------|---------|--------|--------------------------------|-----------------------------|
|       |       |            |            |                 |            |      |       |       |      |       | 平成21年度  | 平成22年度 |                                |                             |
| 園田    | 00957 | 教育委員会      | 社会教育室      | 園田公民館 塚口南分館     | 294.04     | 37   | 50    | 74.0% | -    | -     | 60.5%   | 52.4%  | 8,925                          |                             |
|       | 00958 | 教育委員会      | 社会教育室      | 園田公民館           | 1,527.24   | 22   | 50    | 44.0% | -    | -     | 29.2%   | 31.4%  | 51,433                         | 0976園田体育館と園田公民館複合           |
|       | 00959 | 教育委員会      | 社会教育室      | 園田公民館 園和北分館     | 313.82     | 40   | 50    | 80.0% | -    | -     | 43.8%   | 44.8%  | 9,482                          | 01247園和北保育園、こども青少年局普通財産貸付   |
|       | 00960 | 教育委員会      | 社会教育室      | 園田公民館 小園分館      | 316.08     | 28   | 50    | 56.0% | -    | -     | 58.5%   | 55.4%  | 10,176                         |                             |
|       | 00961 | 教育委員会      | 社会教育室      | 園田公民館 戸ノ内分館     | 255.05     | 24   | 24    | 100%  | -    | -     | 12.3%   | 12.5%  | 6,757                          |                             |
|       | 00976 | 教育委員会      | 社会教育室      | 園田体育館           | 1,437.93   | 22   | 47    | 46.8% | -    | -     | -       | -      | 31,180                         | 0976園田体育館と園田公民館複合           |
|       | 01046 | こども青少年局    | 青少年課       | 園田青少年体育道場       | 193.00     | 30   | 30    | 100%  | -    | -     | 102.7%  | 107.0% | 1,028                          | 阪急高架下                       |
|       | 00880 | 協働推進局      | 園田地域振興センター | 園田東会館           | 858.30     | 39   | 50    | 78.0% | -    | -     | 31.1%   | 34.7%  | 22,252                         |                             |
|       | 00894 | 協働推進局      | 園田地域振興センター | 園田地区会館          | 1,364.73   | 36   | 50    | 72.0% | -    | -     | 49.7%   | 48.7%  | 23,279                         | 1F中央図書館出張所                  |
| 9施設   |       |            |            |                 |            |      |       |       |      |       |         | 地区計    | 164,512                        | (1,769)                     |
| 中央    | 00949 | 教育委員会      | 社会教育室      | 中央公民館           | 2,456.04   | 41   | 50    | 82.0% | -    | -     | 29.7%   | 27.5%  | 102,687                        |                             |
|       | 00950 | 教育委員会      | 社会教育室      | 中央公民館 垂川分館      | 252.72     | 24   | 24    | 100%  | -    | -     | 38.8%   | 34.6%  | 9,564                          |                             |
|       | 00952 | 教育委員会      | 社会教育室      | 中央公民館 開明分館      | 365.53     | 41   | 50    | 82.0% | -    | -     | 28.6%   | 28.7%  | 10,044                         | 01248開明榎の木保育園、こども青少年局普通財産貸付 |
|       | 00953 | 教育委員会      | 社会教育室      | 中央公民館 竹谷分館      | 299.45     | 40   | 50    | 80.0% | -    | -     | 33.8%   | 27.5%  | 8,884                          | 01250あすなる保育園、こども青少年局普通財産貸付  |
|       | 00954 | 教育委員会      | 社会教育室      | 中央公民館 城内分館      | 314.76     | 39   | 50    | 78.0% | -    | -     | 26.4%   | 25.8%  | 9,077                          |                             |
|       | 00971 | 教育委員会      | 社会教育室      | 中央体育館 屋内プール     | 4,522.03   | 29   | 47    | 61.7% | -    | -     | -       | -      | 54,962                         | 中央地区会館と複合                   |
|       | 00922 | 産業経済局      | しごと支援課     | 労働センター          | 1,707.36   | 31   | 50    | 62.0% | -    | -     | 8.0%    | 14.9%  | 13,960                         |                             |
|       | 00923 | 産業経済局      | しごと支援課     | 労働福祉会館          | 5,557.45   | 45   | 50    | 90.0% | -    | -     | 23.8%   | 25.1%  | 51,258                         |                             |
|       | 01049 | こども青少年局    | 青少年課       | 城内青少年体育道場       | 348.00     | 15   | 38    | 39.5% | -    | -     | 44.0%   | 49.5%  | 1,773                          | 0171明城小学校                   |
| 00889 | 協働推進局 | 中央地域振興センター | 中央地区会館     | 1,776.70        | 29         | 50   | 58.0% | -     | -    | 31.5% | 32.5%   | 36,872 | 中央体育館 屋内プール 0971カピタニ崎          |                             |
| 10施設  |       |            |            |                 |            |      |       |       |      |       |         | 地区計    | 299,081                        | (5,654)                     |
| その他   | 01047 | こども青少年局    | 青少年課       | 青少年いの家の市立美原自然の家 | 1,525.31   | 46   | 47    | 97.9% | -    | -     | 57.5%   | 53.7%  | 25,900                         |                             |
|       | 01048 | こども青少年局    | 青少年課       | 青少年いの家の市立美原自然の家 | 7,510.72   | 16   | 47    | 34.0% | -    | -     | 38.0%   | 37.2%  | 171,882                        | 借受財産                        |
| 2施設   |       |            |            |                 |            |      |       |       |      |       |         | 地区計    | 197,782                        |                             |
| 56施設  |       |            |            |                 |            |      |       |       |      |       |         | 合計     | 2,512,202                      |                             |

「維持のための総コスト」とは、貸館の個別分析記載のあるものについては、その「コスト総額」であり、その他はアンケート回答による。また、地区別一人当たり総コストは平成22年度末の住民基本台帳人数による。

貸館のうち、地区の施設（地区公民館、公民館分館、地区体育館、地区会館、総合センター、{支所は貸館に該当しないため除く}）に限定した地区別総コスト及び地区別一人当たり総コストは次のとおりである。

| 地区 | 平成22年度末人口 | 維持コスト     |          |
|----|-----------|-----------|----------|
|    |           | 総額（千円）    | 一人当たり（円） |
| 小田 | 73,732    | 238,261   | 3,231    |
| 大庄 | 55,756    | 170,039   | 3,049    |
| 立花 | 107,889   | 310,510   | 2,878    |
| 武庫 | 75,493    | 190,321   | 2,521    |
| 園田 | 92,995    | 163,484   | 1,757    |
| 中央 | 52,889    | 232,090   | 4,388    |
| 合計 | 458,754   | 1,304,705 |          |
| 平均 |           |           | 2,971    |

地区の施設の一人当たり維持コストは中央地区が高くなっている。中央地区の人口減少、園田地区の人口増加が継続すれば地区別一人当たり総コストの差が広がることが想定できる。

#### 地区別人口の各年変動

| 地区/年度 | 年度末対前年比 |        |        |        |        |        | 6年間累計<br>16～22 | 6年間比較<br>(人数)<br>16と22 |
|-------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|----------------|------------------------|
|       | 17      | 18     | 19     | 20     | 21     | 22     |                |                        |
| 小田    | -0.75%  | 0.06%  | -0.47% | 0.22%  | -0.20% | -0.71% | -1.84%         | 1,379                  |
| 大庄    | -0.91%  | -0.69% | 0.58%  | 0.69%  | -0.43% | -0.48% | -1.25%         | 703                    |
| 立花    | 0.31%   | -0.31% | -0.54% | -0.06% | 0.07%  | -0.04% | -0.58%         | 628                    |
| 武庫    | -0.28%  | 0.18%  | 0.27%  | 0.16%  | 0.06%  | -0.11% | 0.28%          | 210                    |
| 園田    | 0.55%   | 0.15%  | 0.13%  | 0.72%  | 0.49%  | -0.17% | 1.89%          | 1,725                  |
| 中央    | -0.46%  | -0.38% | -0.13% | 0.13%  | 0.24%  | -0.78% | -1.37%         | 734                    |
| 全市    | -0.15%  | -0.13% | -0.08% | 0.29%  | 0.07%  | -0.32% | -0.33%         | 1,509                  |

地区の施設の集約・廃止を含めた組み替えを行う場合には、その地区の人口動態予測も十分に考慮する必要がある。

5. 「方向性」の中の既に見直し計画を実施中または計画がある市民利用施設について

平成22年8月の「方向性」の中で、既に見直しに関する計画を実施中または計画がある施設は記載対象外になっている。その施設は 保育所、市営住宅、自転車駐車場、子ども広場、小中学校、高等学校、幼稚園、北図書館である。本報告書では、その中で特に重要と思われる保育所、市営住宅、小中学校、高等学校、幼稚園について概観する。

(1) 保育所

市の見直し計画

「公立保育所の今後の基本的方向」が平成18年度に公立保育所見直し計画として存在する。その概略は次の通りである。

(A) 市の保育の現状と課題

(a) 市の就学前児童数は少子化の影響もあり減少傾向にあるが、保育所入所の子ども数は、逆に増加傾向を示している。今後も保育に欠ける子どもに対しては、保育需要を把握するなかで、その需要に応じたサービスの充実を行っていくことが課題となる。

(b) 市の就学前児童のうち、3歳未満児の約80%は在宅の子どもであるが、一般的に3歳未満の子どもについては育児負担が大きいと言われている。こうした在宅の子育て家庭を対象とした地域における子育て支援の仕組みづくりが課題となっている。

(B) 公立保育所が今後果すべき役割

(a) 保育に欠ける子どもの受け入れを保障する役割

(b) 市の保育水準の維持向上を示す役割

(c) 地域における子育て支援事業の協力・連携機関としての役割

(C) 公立保育所の適正規模

公立保育所の民間移管の考え方を基本に、時代の変化、社会的要請、公立保育所の役割変化のなかで、必要数について一定の整理が必要である。

(a) 選定の考え方

- ・ 子どもの数
- ・ 利用者の生活圏
- ・ 各種子育て支援事業実施機関との協力・連携

(b) 適正規模

|      |                     |
|------|---------------------|
| 市域南部 | 北難波、杭瀬、大庄           |
| 市域北部 | 塚口、大西、武庫東、武庫南、次屋、園田 |

このほかの公立保育所については、民間移管を実施する。

市の現状の計画は次のとおりである。

「プラン23」1-(4)事務事業の見直し、NO.36。

環境改善及び民間移管(変更)事業。

| 変更前  | 変更後  |
|--|--|
| <p>1 改善内容<br/>鉄筋コンクリート造り保育所を中心に保育環境の改善を図り、社会福祉法人への移管を進める。</p> <p>2 改善理由<br/>民間活力を導入し、保育環境の改善、待機児童の解消、多様な保育ニーズへの対応、効率的な保育所運営を行う。</p> <p>3 実施時期<br/>平成21年度から順次6所を移管<br/>【プラン期間中の移管対象】<br/>今福、大島、長洲、立花南、立花、浜保育所</p> | <p>1 改善内容<br/>同左</p> <p>2 改善理由<br/>同左</p> <p>3 実施時期<br/>平成21年度<br/>【プラン期間中の移管保育所】<br/>今福保育所<br/>他の保育所については、横浜市の民間移管に係る最高裁判決等を踏まえ、民間移管計画策定前の入所児の保育期間が満了する平成25年4月以降、民間移管を実施する。<br/>〔対象保育所〕大島、長洲、立花南、立花、浜、道意、尾浜、上ノ島</p> |

新規・拡充事業及びプラン改革改善項目等に係る投資事業[事業予定表]

| 事業名                 | 事業概要  | 23～24年度                          |          |
|---------------------|---|----------------------------------|----------|
|                     |   | 事業内容                             | 事業費(百万円) |
| (10)<br>保育環境改善事業    | (19年度～)<br>民間移管に伴う施設整備費補助等<br>対象施設 9箇所<br>プレハブ造り 1箇所<br>鉄筋コンクリート造り<br>8箇所 | (23年度)                           |          |
|                     |   | (24年度)<br>浴室改修等 3箇所              | 16       |
|                     |   | 合計                               | 16       |
| (12)<br>公立保育所施設整備事業 | (22年度～)<br>老朽化に伴う施設整備<br>対象施設 9箇所<br>プレハブ造り 5箇所<br>鉄筋コンクリート造り<br>4箇所      | (23年度)<br>改築工事<br>園田保育所<br>解体撤去等 | 173      |
|                     |   | (24年度)<br>改築工事<br>園田保育所<br>備品購入等 | 206      |
|                     |   | 合計                               | 379      |

今後の展開

「プラン23」では今福保育所以外の民間移管の実施は平成25年4月以降になるとする。これは、最高裁判決(平成21年(行ヒ)第75号)が影響しているものである。今後の確実な計画遂行が望まれる。

## (2) 市営住宅

尼崎市住宅マスタープラン2011における市営住宅の位置づけと政策課題

「尼崎市住宅マスタープラン2011」策定の背景

尼崎市では平成13年3月に策定した「尼崎市住宅マスタープラン」(平成13年度～平成22年度)(以下「旧マスタープラン」という。)に基づいてこれまでの住宅政策が実施されてきた。その後、国の政策としての住宅施策は、平成18年6月に施行された「住生活基本法」にみられるように、住宅の量から質へと大きな転換が行なわれることとなった。旧マスタープランの年度終了と国の住宅施策の転換を契機に、「いきいきと住み続けられる安心・快適居住都市 尼崎」の実現に向けて、平成23年3月に新たな住宅施策の基本となる「尼崎市住宅マスタープラン2011」(以下、「マスタープラン2011」という。)が策定された。

平成18年6月に「住生活基本法」が施行されるまでは、昭和41年(1966年)に施行された「住宅建設計画法」に基づいて「公団住宅法」「住宅金融公庫法」「住宅・都市整備公団法」などが施行され、住宅の量的な拡大が図られてきた。この中で、公営、公庫、公団住宅の建設戸数を目標とした住宅建設5ヵ年計画が平成17年度を最終年度とする第8次まで、5年ごとに40年間に渡って策定され、実行されてきた。

これらの政策などによって我が国の住宅の量的な不足は解消され、すでに住宅の戸数は世帯数を上回り、世帯人員の減少、持家割合の増加など社会経済情勢は大きく変化し、政策の転換が求められるようになっていた。

こうした状況を受けて「現在及び将来の、国民の住生活の基盤である良質な住宅の供給」を基本理念とした「住生活基本法」が制定され、この基本理念を実現するために、国及び地方公共団体は、住生活の安定の確保及び向上促進のために必要な施策を講じることとされている。

尼崎市においても、こうした法律の制定を含めた社会経済情勢の変化を受けて、マスタープラン2011の策定を行っているものである。

「マスタープラン2011」の施策体系の前提となる現状認識

### (A) 住まいを取り巻く社会・経済の潮流に関する認識

- (a) 少子高齢化のさらなる進展
- (b) ライフスタイルの多様化
- (c) 安全・安心への関心の高まり
- (d) 地域におけるコミュニティの重要性の再認識
- (e) 低炭素社会への取組強化
- (f) 効率的、効果的な施策展開
- (g) 地方分権の推進
- (h) 市民参画による活動の高まり

### (B) 尼崎市の住まい・まちづくりの現状に関する認識

- (a) 高齢者の割合は増加傾向にあり、年少人口及び生産年齢人口の割合は減少傾向にある。
- (b) 単独・夫婦世帯は増加傾向にあり、子どものいる世帯は減少傾向にある。
- (c) 住宅の総数・空家ともに増加しつつある。
- (d) 住宅の着工件数は近年減少傾向にある。

- (e)耐震性のない住宅や老朽化した住宅が一定の割合を占めている。
- (f)持家の割合、住宅の平均延床面積は増加傾向にあるが、持家と借家の面積の差は依然として大きい。
- (g)生活サービス施設や交通の利便性が高い。
- (h)老朽化した多数の市営住宅があるが、十分な対応ができていない。
- (C) 尼崎市の住まい・まちづくりの課題に関する認識
  - (a)安全・安心の住まい・まちづくりの推進
  - (b)老朽住宅・密集住宅地の更新
  - (c)住宅ストックの有効活用
  - (d)住宅・住環境の質の向上
  - (e)環境に配慮した住まい・まちづくりの推進
  - (f)子育てファミリー層の居住の促進
  - (g)高齢者等の居住の安定
  - (h)住宅確保要配慮者への対応
  - (i)市営住宅の老朽化等への対応
  - (j)居住ニーズの多様化への対応
  - (k)パートナーシップ(協働)の視点に立った取組の推進

「マスタープラン2011」に示された住まい・まちづくりの基本理念・目標

- (A) 基本理念
 

市民一人ひとりが日々豊かさを実感できる新たな住まい・まちづくりを目指し、尼崎市の住宅政策の基本的な考え方となる基本理念を次のように設定している。

“いきいきと住み続けられる安心・快適居住都市 尼崎”の実現
- (B) 住まい・まちづくりの目標
 

基本理念の具体化に向けて、住まい・まちづくりの目標を以下のように設定している。

  - (a) 安心して暮らせる安全な住まい・まちづくり
  - (b) 快適で質の高い住まい・まちづくり
  - (c) ライフステージに応じて住み続けられる住まい・まちづくり
  - (d) 住宅困窮者の居住安定に配慮した住まい・まちづくり
  - (e) 市民自らが考え選択できる協働の住まい・まちづくり

#### 市営住宅の現状分析と課題認識

マスタープラン2011の基本理念の具体化に向けた目標の一つとして「住宅困窮者の居住安定に配慮した住まい・まちづくり」が示されている。そして、マスタープラン2011の中で尼崎市の市営住宅及びそれを取り巻く環境等の現状分析と課題認識が行われている。

#### (A) 現状と課題

##### (a) 市営住宅の現状

マスタープラン2011によれば、尼崎市には市営住宅等が10,813戸あり、そのうち公営住宅が6,859戸、改良住宅が3,321戸、コミュニティ住宅が380戸、再開発住宅が98戸、従前居住者住宅が130戸、特定公共賃貸住宅が2

5戸となっている。

全戸数のうち、昭和50年度以前に建設されたストックが全体の約4割(4,234戸)を占めており、これらは、現時点で耐用年数の1/2(築35年)を経過している。

住環境の改善が必要である地区において改良住宅やコミュニティ住宅などの事業系住宅、さらには阪神・淡路大震災の被災地対応に伴う震災復興住宅を多数建設してきたことから、市営住宅のストックは他都市と比べて多い状況になっており、現在これらの老朽化した市営住宅が更新時期を迎えているが、市営住宅の維持・管理に係る費用負担が大きいなか、これまで計画的な建替や修繕に十分に組み合っていない状況にある。

一方、市営住宅の空家募集(改良住宅などの事業系住宅や震災復興住宅などで発生する空家についても一般公募住宅として活用)においては、築年数が新しく、駅前などの利便性が高い住宅は応募倍率が高くなっているが、近年では募集割れ住宅や辞退者も数多く発生している。

#### (b) 市営住宅の課題

旧耐震基準で建設されたストックは全体の半数以上(5,972戸)を占め、前述のとおり昭和50年度以前に建設されたストックは全体の約4割(4,234戸)を占めている現状であり、加えて、エレベーターの設置は全体の半数弱(5,279戸)に留まっているため、今後、耐震化やバリアフリー化、老朽化への対策などが求められている。

また、市営住宅の空家募集にかかる募集割れ住宅や辞退者の発生状況を鑑みれば、今後、計画的な建替などの整備を進めていくとともに、財政負担を踏まえた将来的な管理戸数のあり方を検討する必要がある。

#### (B) 市営住宅に関する周辺都市比較

マスタープラン2011の中に示された市営住宅管理戸数の他都市比較は以下のとおりとなっている。

|                    | 人口      | 世帯数     | 管理戸数(戸) |
|--------------------|---------|---------|---------|
| 尼崎市<br>(H22.4.1)   | 461,820 | 208,635 | 10,813  |
| 中核市全体(尼崎市を除く39市平均) | 407,224 | 171,808 | 4,686   |
| 類似の中核市(尼崎市を除く7市平均) | 495,899 | 203,779 | 4,858   |
| 阪神間(尼崎市を除く6市平均)    | 206,661 | 85,291  | 2,755   |

|                        | 1万人あたり管理戸数<br>(戸) | 1万世帯あたり管理戸数<br>(戸) |
|------------------------|-------------------|--------------------|
| 尼崎市<br>(H22.4.1)       | 234               | 518                |
| 中核市全体(尼崎市を<br>除く39市平均) | 115               | 273                |
| 類似の中核市(尼崎市<br>を除く7市平均) | 98                | 238                |
| 阪神間(尼崎市を除く<br>6市平均)    | 133               | 323                |

### 行政財産としての市営住宅の有効利用と賃貸住宅の活用

住まい、まちづくりの視点から市営住宅と賃貸住宅について、マスタープラン2011では 取組の方向性及び具体的な取組として、以下の点を掲げている。

#### (A) 計画的な市営住宅の整備・供給等の推進

##### (a) 建替と耐震改修による耐震化の推進

中層ラーメン構造住宅の建替についてはコストの低減や事業の効率性の点から、PFI等民間活力手法の導入を検討するとともに、集約建替に伴う余剰地については良好な民間住宅用地や社会福祉施設などに活用する。

高層住宅については、耐震改修を基本として長寿命化を図る。

##### (b) 管理戸数の見直し

将来にわたる財政負担の観点から、震災前の管理戸数を踏まえて建替を進めることによって、一定質の確保された住宅を供給するとともに管理戸数の漸減を図り、改良住宅などの事業系住宅や震災復興住宅で発生する空家については一般公募住宅として活用し募集戸数を確保する。

##### (c) エレベーター設置の推進

高齢化への対応等のため、バリアフリー性能の向上を図る視点から、建替による設置を推進し、既設市営住宅のうち新耐震基準に適合する中層片廊下型住宅を対象にエレベーター設置を進める。

##### (d) 管理・運営のあり方

市営住宅の高齢入居者は市全体に比べて高い割合となっており、今後、少子高齢化の進展により、さらに高くなることが予想されることから、市営住宅におけるコミュニティ活動や自治会活動などの運営が懸念されている。そのため、コミュニティ形成に向けた対応について検討していく。

また、公営住宅制度に関する国の動向を注視しながら、適切な入居管理のあり方についても検討していく。

#### (B) 安心して暮らせる賃貸住宅の活用

##### (a) 公的賃貸住宅と連携

UR賃貸住宅や公社賃貸住宅などの公的賃貸住宅については、入居要件が緩和された多様なニーズに対応した良質な賃貸住宅が多数供給されていることから、補完的な機能が活かせるよう情報提供の充実に向けて公的賃貸住宅との連携を図る。

(b)高齡者等の入居を拒まない民間賃貸住宅の普及・居住支援サービスの充実

高齡者や障害者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、あんしん賃貸住宅、あんしん賃貸住宅協力店、あんしん賃貸支援団体などの登録を行う「あんしん賃貸支援事業」の普及を図る。

(c)民間賃貸住宅施策の推進

他都市と比べて空家が多く居住水準や設備面が劣っている状況を踏まえ、市民、民間事業者、行政などの連携により、ニーズの把握に努め、対応策の検討を進めるとともに、リフォーム支援などの国の施策について普及啓発や情報提供の充実に向けた仕組み作りを進める。

(C) マスタープラン2011の目標

マスタープラン2011の中では上記の施策によって、低所得者や高齡者など市場において自力では適切な住宅を確保することが困難な世帯に対して、健康で文化的な住生活を営めるよう、公的賃貸住宅や民間賃貸住宅の環境整備を進め、住宅困窮者の居住の安定に配慮した住まい・まちづくりを実現することが、マスタープラン2011の基本理念を実現するための具体的な取り組みの一つとして掲げられている。

市営住宅に対する現状認識と住宅政策に対する総合的所見

マスタープラン2011及びその資料編並びに尼崎市等から公表されている情報を基に、市営住宅をはじめとする尼崎市の住宅政策について総合的所見を示す。

(A) 尼崎市の概況

(a)人口及び世帯

我が国の人口は、平成16年(2004年)をピークに平成17年(2005年)から減少に転じているが、尼崎市の人口はすでに昭和45年(1970年)の約553千人をピークに減少に転じ、平成22年10月現在約461千人となっている。他方で、世帯数は昭和45年以降も概ね増加傾向にあり、平成22年10月現在約209千世帯となっている。

また、3区分年齢別では、尼崎市において14歳以下の年少人口の割合が減少し、65歳以上の高齡者の割合が増加している。15～64歳の生産年齢人口の割合は平成7年までは増加していたが、近年では減少傾向にある。

(b)要配慮世帯等の状況

(ア)身体障害者数は平成17年に減少し、平成19年まで微増傾向にあったが、平成20年には微減となっている。

(イ)精神障害者と知的障害者は微増傾向にある。

(ウ)ひとり親世帯は平成12年から平成17年にかけて増加している。

(エ)外国人人口は減少傾向にあるが、世帯数は増加傾向にある。

(オ)生活保護人口・世帯ともに増加傾向にある。また、世帯当たりの人口は減少傾向になっている。

(c)住宅全体の状況

(ア)住宅ストック数は年々増加し平成20年時点で236,580戸となっている。

(イ)空家数は平成5年から10年に倍増し、その後は横ばいとなっており、平成2

0年時点で37,690戸(空家率15.9%)となっている。

(B) 他都市(西宮市、芦屋市、伊丹市、豊中市、大阪市)等との比較

(a)人口及び世帯

(ア) 他都市と比べて年少人口の割合が少なく(13.1%)、高齢者人口の割合が高く(19.9%)となっている。

(イ) 高齢化率の推移は他都市と比べて増加の割合が大きい。

(ウ) 平成12年から平成17年の人口の増減について見ると、近隣市(神戸市、西宮市、芦屋市、伊丹市)では人口増となっているが、尼崎のみが減少している。

(エ) 転出入先(平成21年)を見ると、兵庫県内では西宮市、神戸市、伊丹市との間での転出入が多く、そのうち、西宮市、伊丹市とは尼崎市からの転出超過となっている。

(オ) 世帯の家族型について、他都市との比較において尼崎市は「単独世帯」の割合が多く、「夫婦のみ」「親+子供」の割合が低くなっている。

(カ) 6歳未満・15歳未満親族がいる世帯の他都市との比較では、尼崎市は、いずれの世帯の割合も低くなっている。他方で、65歳以上単身・夫婦世帯の割合は他都市と比較して高くなっている。

(b)住宅全体及び市営住宅

(ア) 尼崎市の空家率は他都市と比較して高くなっているが、その多くは腐朽・破損しており、腐朽・破損していない空家率は他都市とあまり変わらない。

(イ) 尼崎市は、他都市と比較して、持家の割合が低く(47.9%)、借家の割合が多くなっている。

(ウ) 昭和55年以前のストックは31.0%であり、平成13年以降に建設された住宅の割合が他都市と比較して低くなっている。

(エ) 構造別では、尼崎市は他都市と比較して木造の住宅の占める割合が高くなっている。

(オ) 建て方では、尼崎市は一戸建ての割合が高く、共同住宅の割合が低くなっている。

(カ) 住宅の規模では持家の延床面積が他都市と比較して小さい。

(キ) 最低居住面積水準未満世帯の割合は大阪市の次に高い。

(ク) 西宮市、芦屋市、伊丹市と比べて、高齢者の設備のある住宅の割合が低くなっている。

(ケ) 二重サッシ・複層ガラスの窓を導入している住宅の割合は、他都市と比較して低くなっている。

(コ) 重複することとなるが、市営住宅については、4(2)市営住宅に関する周辺都市比較において示されているように、周辺中核市全体平均(尼崎市を除く39市)との比較において、尼崎市の管理戸数は2倍以上であり、阪神間6市平均(尼崎市を除く)との比較においては3.9倍以上となっている。

(C) 住宅政策に対する見解

(a)マスタープラン2011

上記(A)及び(B)は基本的にマスタープラン2011及び資料編に収録されたデータに基づいている。

マスタープラン2011では、尼崎市における人口減少、高齢化、年少人口割合の

減少、世帯数の増加等の推移、住宅ストックの現状が示されており、現在に至る時間の経過の中で、これまでの政策効果に疑問を抱かざるを得ないが、このような現状を認識した上で、市営住宅についてはバリアフリー化、耐震化、老朽化対策、建替、管理戸数の漸減等の取組みを進め、さらに「あんしん賃貸支援事業」の推進、公的賃貸住宅や民間賃貸住宅との連携・活用の取組みも進めている。また、このような主としてハード面だけではなく、高齢入居者の割合が高い市営住宅のコミュニティ形成に対する取組など、ソフト面での取組も進めようとしている。

(b)旧マスタープランとマスタープラン2011について

冒頭において記載のとおり、尼崎市では平成13年3月に策定した「尼崎市住宅マスタープラン」(平成13年度～平成22年度)（「旧マスタープラン」）に基づく住宅施策の後を受けて、新たに作成されるマスタープラン2011は、旧マスタープランによる施策の結果、旧マスタープラン策定前の人口、住宅等の検証結果を受けて作成される必要がある。この点について、尼崎市住宅マスタープラン改訂検討会議の経過内容を見るとそれまでの施策の取組み状況を提示して、内容、趣旨、状況、課題等を整理しているが、旧マスタープランとの関連性、すなわち旧マスタープランにおける10年予測の妥当性、目標設定の妥当性、目標と施策との整合性、施策の効果測定、その他成果の関係評価を始め、十分な検討が行われたとまでは言えない。

(c)住宅政策を含む包括的な課題への対処

マスタープラン2011において示されているとおり、これまでの市営住宅の増加は、住宅困窮者の増加を背景としているものと考えられる。市営住宅の建替をはじめとする施策については、当然に予算の裏付けが必要となるものであり、財政基盤の強化、安定化に向けた取組みが必要であることは疑う余地がないが、マスタープラン2011資料編にデータとして示された要配慮世帯等の増加を考えあわせると、今後市営住宅の管理戸数をどの程度まで漸減できるのかは総合的に判断する必要がある。この点について言えば、行政のコストにおいて管理運営される市営住宅を必要とする住宅困窮者の増加は尼崎市の財政負担を増加させる要因であり、この現状にどのように取り組むか、さらには、人口の減少、年少人口の割合の減少といった根本的な問題にどのように対応するかは、市全体の政策の課題であると言える。

尼崎市の人口の減少が、我が国全体の人口減少より35年先行して始まっている点や年少人口の割合が他都市と比較して低い現状は、住宅以外の要因についても原因分析する必要性を示している。

たとえば「転出入の実態と転出入者等の意識調査」(尼崎市)における転出者アンケートでは、国レベルあるいは広域で取り組むべき大気の汚れ、車の騒音・振動、飛行機の騒音等の他にも、治安、街並み、公園・緑地の少なさ、公立学校教育など、尼崎市として取り組むべき課題も示されている。特に注目に値すると考えられる回答として、転出理由には挙げられているものの転入理由にはゼロパーセントとされている項目である。具体的には「子どもの進学」「公立学校教育」「高齢者福祉」である。転出理由として掲げられている割合としては低いものの、転入理由には全く掲げられていないという事実が何を物語っているかは十分に分析検討すべき内容であり、こうした視点を踏まえて取り組む姿勢がなければ単に「住宅」の問題に矮小化され、市全体の発展には結びつかないと考えられる。

市営住宅をはじめとする住宅の問題は、尼崎市の政策全体の中で解決していかなければ

ればならない問題であるということが出来る。

人口及び住宅等に関して他都市との比較において示されたデータは、他都市と同程度あるいはそれ以上に良好なレベルとなるように何らかの政策を実行する必要があるものもあれば、現状を認識した上で、他都市との差別化を図ることによって、尼崎市の魅力を生み出すことができるものもあると考えられる。

未来の尼崎市をどのような都市とするかは市全体の政策に相当程度依存していることは明らかであり、住宅政策はその一部を担っている。その中で、行政のコスト負担で供給・管理運営される市営住宅をどのような量・質で供給・管理運営するかという決定は、政策理念そのものが集約される項目の一つともいうことができる。

いわゆる周辺都市との都市間競争と言われる競争が現実化している現在、住宅政策を含め、市としての未来を見据えた政策が速やかに実行されなければ勝ち残ることはできないことは極端な例ではなく、都市の財政破綻が現実味を帯びている厳しい都市運営の現状を見れば明らかである。

### (3) 小学校・中学校

#### 市の見直し計画

「適正規模・適正配置推進計画」(平成23年2月改訂)

#### (A) 市の小学校・中学校の適正規模および適正配置の考え方

適正規模の範囲及び適正配置の考え方は、平成12年7月に尼崎市立小・中学校適正規模等懇話会から報告された「尼崎市立小・中学校適正規模・適正配置について(報告書)」で示されている考え方による。

##### (a) 適正規模

- ・ 小学校の適正規模  
12学級から24学級の学校
- ・ 中学校の適正規模  
12学級から24学級の学校

なお、理想的な学校規模は、15学級から18学級

##### (b) 適正配置

- ・ 複数の小学校で1中学校を構成すること
- ・ 原則として、校区内に設置されていること
- ・ 小学校と中学校の連携が強化できること
- ・ 通学距離及び時間、通学安全の確保、地域社会との連携を配慮すること

#### (B) 適正規模・適正配置を推進する学校

##### (a) 統合によって推進する学校

###### \* 小学校

- ・ 開明小学校 と 城内小学校 (平成16年度統合 明城小学校)
- ・ 北難波小学校と 梅香小学校
- ・ 清和小学校 と 長洲小学校

- ・常光寺小学校と 杭瀬小学校（平成18年度統合 杭瀬小学校）
- ・成徳小学校 と 大庄小学校（成徳小学校が適正規模校となったため、平成22年度削除）
- ・若葉小学校 と 西小学校
- \* 中学校
  - ・城内中学校 と 育英中学校（平成17年度統合 成良中学校）
  - ・明倫中学校 と 昭和中学校（平成17年度統合 中央中学校）
  - ・若草中学校 と 小田南中学校
  - ・大庄東中学校と 大庄西中学校（平成18年度統合 大庄中学校）
  - ・啓明中学校 と 大庄中学校
- (b) 通学区域の変更によって推進する学校
  - ・小田北中学校と小園中学校（平成19年度実施）
  - ・小田北中学校と若草中学校
  - ・昭和中学校と大成中学校（平成17年度実施）

(C) 小中学校の統廃合および跡地利用の状況について

| 対象校              | 跡地利用状況・現状   | 備考（単位千円）                             |
|------------------|---|--------------------------------------|
| 開明小学校<br>城内小学校   | 尼崎市役所 開明庁舎<br>明城小学校   | H16年度統合 新校名 明城小学校                    |
| 北難波小学校<br>梅香小学校  | 統合 未決定  | 土地評価額： 3,403,200<br>土地評価額： 1,793,857 |
| 清和小学校<br>長洲小学校   | 統合 未決定  | 土地評価額： 2,310,535<br>土地評価額： 1,860,481 |
| 常光寺小学校<br>杭瀬小学校  | 売却済。<br>住宅（戸建）が建設されている。残地は公園（予定）となる。（公有財産課）<br>杭瀬小学校  | H18年度統合学校名 杭瀬小学校                     |
| 若葉小学校<br>西小学校    | 統合 未決定  | 土地評価額： 1,825,958<br>土地評価額： 2,033,167 |
| 城内中学校<br>育英中学校   | 城内中学校舎...文化財収蔵庫<br>グラウンド...城内高等学校第二グラウンドとして使用。<br>成良中学校   | 旧 成良中学校土地<br>H17年度統合新校名 成良中学校        |
| 明倫中学校<br>昭和中学校   | 売却済。<br>大型マンション建設されている。（公有財産課）<br>中央中学校   | H17年度統合新校名 中央中学校                     |
| 若草中学校<br>小田南中学校  | 統合 未決定  | 土地評価額： 2,344,033<br>土地評価額： 2,105,008 |
| 大庄東中学校<br>大庄西中学校 | 大庄中学校<br>市民意見交換会を実施。<br>一部売却済（特別養護老人ホーム建設予定）<br>残地...公園用地、公共施設用地として活用予定で進めている。<br>現在は、地域のグラウンドとして使用。（公有財産課） | H18年度統合 新校名 大庄中学校<br>旧 大庄中学校土地       |
| 啓明中学校<br>大庄中学校   | 統合 未決定  | 土地評価額： 2,077,030<br>土地評価額： 3,754,386 |
|                  |   | 土地評価額合計： 23,507,660                  |

統合実施後、存続する学校に新たな設備資金がかからないとすれば、約100億円の歳入が生じる（235億円÷2）。

市の現状の計画は次のとおりである。

「プラン23」5.平成23～24年度における投資的事業の予定について 1 .  
 継続中の大規模投資事業【事業予定表】

| 事業名                    | 事業概要   | 23年～24年度         |          |
|------------------------|--|------------------|----------|
|                        |  | 事業内容             | 事業費(百万円) |
| (5)学校適正規模・<br>適正配置推進事業 | (16～25年度)<br>教育上の適切な児童生徒集団を<br>確保し、良好な学習環境の創出を<br>図るための施設整備等<br><br>第二次推進計画<br>統合<br>小学校 6校<br>中学校 4校<br>校区変更<br>中学校 2校<br>(24年度以降の施設整備は、推<br>進計画の進捗及び耐震診断結果<br>を踏まえる中で整理する) | (23年度)<br>耐震診断調査 | 26       |
|                        |  | (24年度)           | -        |
|                        |  | 合計               | 26       |

平成12年7月に尼崎市立小・中学校適正規模等懇話会から報告された「尼崎市立小・中学校適正規模・適正配置について(報告書)」で示された適正規模の範囲及び適正配置の考え方にもとづき計画された統合、通学区域の変更によって推進されている。大庄西中学跡地については「大庄中部 未来につなぐまちづくり市民委員会」(平成21年10月)において有効利用が検討されている。また、城内中学跡地にある校舎は文化財収蔵庫として、グラウンドは尼崎市立城内高等学校(以下、城内高校という。)第二グラウンドとして有効利用が図られているところである。

#### (4) 高等学校

##### 全日制高校についての市の見直し計画

平成15年7月の尼崎市立高等学校教育審議会答申をもとに作成された、今後の市立全日制高等学校教育における適正規模の確保、特色づくり・魅力づくり、入学者選抜制度について、改革の基本方針を定めた市立全日制高等学校教育改革基本計画(平成16年6月に策定)に基づき、同基本計画に示された方向性を具体化するものとして「市立全日制高等学校教育改革実施計画」が存在する。その概略は次のとおりである。

##### (A) 計画の概要

尼崎市立尼崎東高等学校(以下、東高校という。)と尼崎市立尼崎産業高等学校(以下、産業高校という。)との発展的統合を行い、適正な学校規模を確

保する。

市の人口動向、生徒数の将来推計、市立高等学校の学級数等の状況を勘案すると、2校の発展的な統合を行い、効果的な教育投資を行う中で特色づくりを進めるとともに、学校教育活動の活性化を図る。

(a) 東高校と産業高校との発展的統合を行い、新たな高等学校をつくる。

(b) 新たな高等学校は、学校教育活動の活力が維持できる適正な学校規模を確保する。

市立定時制高校の再編について

平成22年4月の尼崎市立高等学校教育審議会答申「尼崎市立定時制高等学校の今後のあり方について」にもとづき、定時制高等学校の再編についての基本方針が定められた「尼崎市立定時制高等学校の再編について（基本方針）」が存在する。この方針内容はつぎのとおりである。

(A) 具体的内容

(a) 学科の再編

現在の尼崎市立尼崎工業高等学校（以下、市立工業高校という。）（機械科及び電気科各1学級）及び城内高校（普通科及び商業科各1学級）の学科をすべて普通科に再編する。

(b) 再編後の学校の場所

学科をすべて普通科に再編することから、現在の2校を1校にし、場所については、通学の利便性等を考慮し、現在の城内高校の場所とする。

市の計画は次のとおりである。

(A) 「プラン22」1-(4)事務事業の見直し、NO.57

市立全日制高等学校の見直し(変更)事業

| 変更前  | 変更後  |
|--|--|
| <p>対象<br/>尼崎高等学校、尼崎東高等学校、尼崎産業高等学校の生徒</p> <p>2 改善内容<br/>平成17年度に策定した市立全日制高等学校教育改革実施計画をもとに、県との調整を図りながら、高等学校の改革を推し進める中で、尼崎東高等学校と尼崎産業高等学校を統合することに伴い、併せて経常的経費の見直しを行う。</p> <p>3 改善理由<br/>適正規模、特色づくりを推進するため。</p> <p>4 実施時期<br/>平成20年度 新たな高等学校の建設工事(～21年度)<br/>平成22年度 統合による新しい高等学校の設置</p> <p>5 その他<br/>平成20年度入試(平成20年2、3月)から入</p> | <p>1 対象<br/>同左</p> <p>2 改善内容<br/>同左</p> <p>3 改善理由<br/>同左</p> <p>4 実施時期<br/>平成22年度 (仮称)尼崎双星高等学校の建設工事<br/>平成23年度 (仮称)尼崎双星高等学校の開校</p> |

| 変更前  | 変更後 |
|--|-----|
| 学者選抜制度の改編<br>6 事業費（一般財源）<br>2,198百万円（1,998百万円）<br>効果額は同規模程度の高等学校との比較による概算額である。 |     |

(B)「プラン23」1-(4)事務事業の見直し、 39  
 市立定時制高等学校の見直し(変更)事業

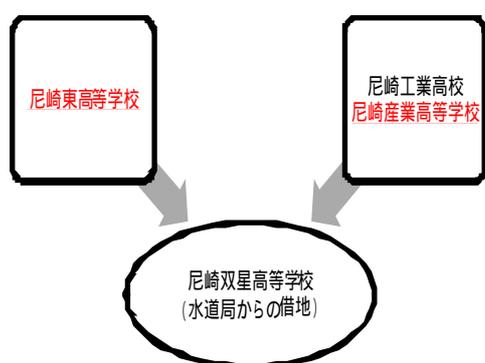
| 変更前   | 変更後   |
|---|---|
| <p>1.改善内容<br/>           県立高等学校教育改革第二次実施計画による阪神地域の定時制高校の改革に合わせて、平成21年度に市立高等学校教育審議会を設置する。</p> <p>2.改善理由<br/>           本市を含めた阪神地域の県立定時制高等学校の改革が進められる中で、市立定時制高校のあり方(学校・学級数・学科構成等)を抜本的に編成する必要があるため。</p> <p>3.実施時期<br/>           市立定時制高等学校の再編等に向けた取り組みを推進するため、平成21年度に市立高等学校教育審議会を設置し、以降のスケジュールは、審議会の答申を受けて検討する。</p> <p>4.事業費(一般財源)<br/>           206百万円(195百万円)</p> | <p>1.改善内容<br/>           尼崎工業高校(機械科及び電気科各1学級)と城内高校(普通科及び商業科各1学級)の学科をすべて普通科に再編し、その中に商業科目や工業科目の選択が可能となるコースや類型などを設置するとともに、現在の2校を1校に統合する。<br/>           統合の場所については、通学の利便性等を考慮し、現在の城内高校の場所とする。</p> <p>2.改善理由<br/>           中学生の志願状況を見ると、普通科志向が強い傾向にあることや、中学校卒業までに習得しておくべき学習を習得できていない生徒の割合が高いことなどを踏まえ、基礎基本の習得を図るとともに、将来の就職も視野に入れた学習環境を整えるため、市立定時制高校を再編する。</p> <p>3.実施時期<br/>           平成23年度 実施計画の策定、現城内高校の施設整備設計<br/>           平成24年度 現城内高校の耐震化工事、施設整備<br/>           平成25年度 募集停止、再編後の市立定時制高校の開校</p> |

計画の遂行状況および統合後の跡地利用

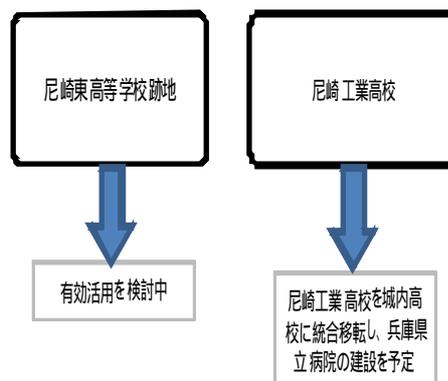
新校は平成22年度に完成し、双星高校として平成23年4月に開校しており、東高校の敷地は、暫定的に双星高校の第二グラウンドとして利用している。

また、産業高校が利用していたグラウンドは統合後、市立工業高校が利用しているが、市立工業高校は平成26年に城内高校と統合する計画があり、城内高校への統合移転後の跡地利用として兵庫県立新病院の建設が予定されている。

< 尼崎市立東高校と尼崎市立産業高校が尼崎市立双星高校に統合移転 >



< 統合後の跡地利用について >



東高校の跡地については水道局所有の浄水場跡地（尼崎市立尼崎双星高等学校（以下、双星高校という。）の校地）と交換する予定であったが、より有効な東高校跡地の利用を行うため、平成23年度に企画財政局でワーキンググループを立ち上げ、現在検討が進められているところである。

産業高校の跡地については市立工業高校と共同で利用していた実習施設やグラウンド等を市立工業高校が単独で利用しているが、市立工業高校は高等学校教育審議会の答申（平成23年4月）を受け、城内高校の普通科として再編する予定である。

市立工業高校跡地には兵庫県立新病院の建設計画があり、2012年度より着工予定となっている。

## （6）幼稚園

市の現状の計画は次のとおりである。

「プラン22」【平成22年度実施項目のうち改革改善の方向に変更等がある項目】1-(4)事務事業の見直し 58市立幼稚園の見直し（変更）

| 変更前   | 変更後  |
|---|--|
| 1 対象<br>就学前児童<br>2 改善内容<br>市立幼稚園のあり方について検討を行う。<br>3 改善理由<br>本市の幼児教育の振興及び運営体制の効率化を図るため。<br>4 実施時期<br>- | 1 対象<br>同左<br>2 改善内容<br>現在の園児数の確保を基本に、将来の幼児数の推移等を考慮する中で、今後の市立幼稚園の機能及び役割、適正規模・適正配置のあり方や、市立幼稚園における教育向上策等について検討を行う。<br>3 改善理由<br>少子化により定員の約6割程度の就園率になっている現況と幼児教育を取り巻く状況の変化等を踏まえる中で、本市の幼児教育の振興と運営体制の効率化を図るため。<br>4 実施時期<br>平成22年度 検討組織の設置<br>平成23年度 条例改正案の提案<br>平成24年度 廃止対象園の4歳児入園停止、廃 |

| 変更前                           | 変更後                      |
|-------------------------------|--------------------------|
| 5 事業費（一般財源）<br>845百万円（708百万円） | 園<br>平成25年度 新たな体制での運営の実施 |

#### 計画の遂行状況

平成22年11月に尼崎市立幼稚園のあり方検討会において市立幼稚園がめざす姿や市立幼稚園の教育内容の充実策のほか、効果・効率的な運営体制についての検討が行われ、この報告書をもとに平成23年5月に尼崎市立幼稚園教育振興プログラム（素案）が作成されている。その概略は次のとおりである。

#### （A）市の効果的な取り組みを行うための市立幼稚園の再編

##### （a）定員、学級数の考え方

次に掲げる考え方を基本とし、再編後の定員及び学級数は下表のとおりとする。

- ・ 4歳児の定員は、入園機会を確保するため、平成23年度向け入園児募集時の応募者総数（565人）を基本とする。1学級あたりの定員は現行の30人とし、学級数を設定する（19学級）。
- ・ 複数学級を確保することを前提に、今後は人口動態に応じて、学級数、園数を見直していく。
- ・ 5歳児については、1年保育の希望者が近年減少していることから、4歳児と比較して5人増の35人を学級定員とし、4歳児と5歳児の学級数を同数にすることで、1年保育のみを希望する者を受け入れることができる。
- ・ 特設学級は存続する全ての園で実施し、1学級10人の定員とする。

##### （b）再配置園の考え方

次の考え方に基づき、教育内容の充実を図る市立幼稚園は、竹谷、長洲、大島、立花、塚口、武庫、園田、園和北、小園幼稚園とする。

- ・ 教育の充実を図るため、全園において年齢毎に複数学級を編成する。
- ・ 市立幼稚園教育を受ける機会均等の確保に努めるとともに、家庭の教育力向上支援のため、親子登園を今後とも奨励することを基本とする。
- ・ 市立幼稚園から徒歩30分圏内（半径1.5km）に居住する市立幼稚園応募者が多く、かつ、見直し後の各園の定員と比較し、その幼児数が極力近似になるよう配置する。

### 第3 監査の結果

#### 1. 監査対象財産への結果及び意見の集計

「監査の結果及び意見」を集計すると次のようになる。

| 所管局・他   | 貸館 |    | 未利用地等 |    | その他の施設 |    | 使用許可 |    | 合計 |
|---------|----|----|-------|----|--------|----|------|----|----|
|         | 結果 | 意見 | 結果    | 意見 | 結果     | 意見 | 結果   | 意見 |    |
| 消防局     | /  | /  | /     | /  | /      | /  | -    | -  | 0  |
| 総務局     | /  | /  | -     | 1  | /      | /  | -    | 1  | 2  |
| 教育委員会   | -  | 6  | -     | 3  | /      | /  | 6    | -  | 15 |
| 協働推進局   | 1  | 8  | /     | /  | /      | /  | /    | /  | 9  |
| 環境市民局   | -  | 1  | /     | /  | /      | /  | 1    | 1  | 3  |
| 健康福祉局   | -  | 3  | -     | 1  | /      | /  | /    | /  | 4  |
| こども青少年局 | -  | 8  | -     | 1  | /      | /  | /    | /  | 9  |
| 産業経済局   | -  | 2  | /     | /  | -      | 2  | 1    | -  | 5  |
| 都市整備局   | /  | /  | 19    | 18 | /      | /  | /    | /  | 37 |
| 総合意見    | -  | 1  | /     | /  | /      | /  | /    | /  | 1  |
| 小計      | 1  | 29 | 19    | 24 | -      | 2  | 8    | 2  | 85 |
| 合計      | 30 |    | 43    |    | 2      |    | 10   |    |    |

第2, 3、(1)アンケートの実施にあるように、使用許可の回答は350件であるが、指摘事項は10件に留まっている。もっとも、使用許可は主として「合規性」のチェックが中心になり「結果」に直結する比率が高いと言える。

都市整備局の「結果」は公有財産台帳記載関係が中心である。

## ２．貸館

### ( １ ) 教育委員会

教育委員会は市の学校教育、社会教育並びに学術文化に関する地方教育行政機関である。

教育委員会は次の規定により設置される。

#### 法第 180 条の 8

教育委員会は、別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する。

#### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 条）

##### 第 2 条

都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）町村及び第 23 条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。

また、教育委員会の職務権限は次のとおりである。

#### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 条）

第 23 条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第 30 条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。

- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

( 地区公民館、分館 )

#### 公民館の定義

社会教育法（昭和24年、法律第207号。以下、社法という。）第20条には公民館の目的が規定されている。

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

このために設置される施設が公民館である。

#### 設置者

公民館の多くは、市町村が設置し管理運営している。（社法第21条）

公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

#### 公民館数

全国の公民館数は約1600であり、内訳は次のようになっている。

設置者別指定管理者別公民館数

| 区分      | 計      | 全国割合  | うち、指定管理者 |    |     |     | 計     | 全国割合 |
|---------|--------|-------|----------|----|-----|-----|-------|------|
|         |        |       | 民法34条法人  | 会社 | NPO | その他 |       |      |
| 市       | 11,578 | 72.6% | 208      | 28 | 16  | 600 | 852   | 7.4% |
| 町       | 3,807  | 23.9% | 16       | 9  | 4   | 298 | 327   | 8.6% |
| 村       | 553    | 3.5%  | 1        | -  | -   | 41  | 42    | 7.6% |
| 民法34条法人 | 5      | 0.0%  | -        | -  | -   | -   | -     | -    |
| 全国合計    | 15,943 | 100%  | 225      | 37 | 20  | 939 | 1,221 | 7.7% |
| 本館      | 10,395 | 65.2% |          |    |     |     |       |      |
| 分館      | 5,548  | 34.8% |          |    |     |     |       |      |

文部科学省、社会教育調査、平成20年度中間報告、10月1日現在より抜粋。一部加筆。「民法34条法人」は、平成20年12月1日から「特例民法法人」となる。

## 公民館の事業

公民館は、その目的達成のために、おおむね、次の事業を行うと定められている（社法第22条）。

定期講座を開設すること。  
討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。  
図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。  
体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。  
各種の団体、機関等の連絡を図ること。  
その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

また、公民館の設置及び運営に関する基準（平成15年文部科学省告示第112号。以下、運営基準という。）では次のように定められている。

### 地域の学習拠点としての機能の発揮

講座、講習会等多様な学習機会の提供（第3条）  
家庭教育への支援（第4条）  
奉仕・体験活動に関する学習機会・学習情報の提供（第5条）  
学校、家庭、地域社会との連携（第6条）  
公民館運営審議会等、地域の実情に応じ、地域住民の意向を適切に反映した運営に努める（第7条）

## 公民館の運営方針と特徴

公民館は「教育施設」であり集会施設ではない。公民館は、次の行為を行ってはならないと定められている（社法第23条）。

もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。  
特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。  
2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

地域住民の学習を企画立案するために、職員必置が求められている（社法第27条）。

公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。  
2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。  
3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

また、運営基準には次のように規定されている。

公民館に館長を置き、公民館の規模及び活動状況に応じて主事その他必要な職員を置くよう努めるものとする。

2 公民館の館長及び主事には、社会教育に関する識見と経験を有し、かつ公民館の事業に関する専門的な知識及び技術を有する者をもって充てるよう努めるものとする。

3 公民館の設置者は、館長、主事その他職員の資質及び能力の向上を図るため、研修の機会の充実に努めるものとする。

地域の実情を反映し工夫をした教育事業を企画・実施していく館長・主事には高度な資質が求められることになる。

### 公民館の設置基準

設置基準は次のように定められている（社法第23条の2）。

文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従って設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

（運営基準第2条）

公民館を設置する市町村は、公民館活動の効果を高めるため、人口密度、地形、交通条件、日常生活圏、社会教育関係団体の活動状況等を勘案して、当該市町村の区域内において、公民館の事業の主たる対象となる区域を定めるものとする。

上記を受けた市の公民館の設置の経過は次のとおりである。

#### 昭和25年、尼崎市公民館設置条例の制定

昭和37年、尼崎市社会教育委員会議の「公民館体制の基本方針について」の意見書で「地域に密着した公民館活動であるためには、1市多館制を基本方針として、具体的に1中学校区に1館を建設して、これを公民館分館とし、その中に中央公民館を置き、本館、分館方式による公民館体制をとること」が述べられた。

昭和44年、尼崎市社会教育委員会議の「市における公民館計画について」の答申で「公民館の配置基準として、最低、各行政区に1館、全市で6館の公民館、分館は15館が建設されているが、地域的偏在がみられ、老朽館の改築も併せ、半径750mに1館を目指す」という基本方針が示された。

#### 「プラン22」

##### 改善内容

6地区公民館に人員・財源を集中し機能の強化を図ることにより社会教育の発展を目指すとともに、16公民館分館については利用者の活動場所の確保に努める中で、順次、地域に移管等を行い廃止する。

##### 改善理由

施設の老朽化が進み、維持管理経費等の増加が見込まれる中で、引き続き、現在の22館をすべて維持していくことが困難な状況であり、一層の経費の節

減と業務の効率化を図る必要があるため。

実施時期

平成 22 ~ 24 年度 地域、施設利用者等との協議

平成 24 年度末 分館廃止

(取組内容、時期等については、今後、精査する)

平成 23 年度現在は 6 地区公民館、16 分館、合計 22 館体制になっている。

なお、設備及び設置に関する現在の運営基準は、平成 15 年の運営基準改正から簡略なものに修正されたものである(運営基準第 9 条)。

公民館は、その目的を達成するため、地域の実情に応じて、必要な施設及び設備を備えるものとする。

2 公民館は、青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の利用の促進を図るため必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。

公民館の配置図及び所管する教育委員会の機構図は次のとおりである。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)

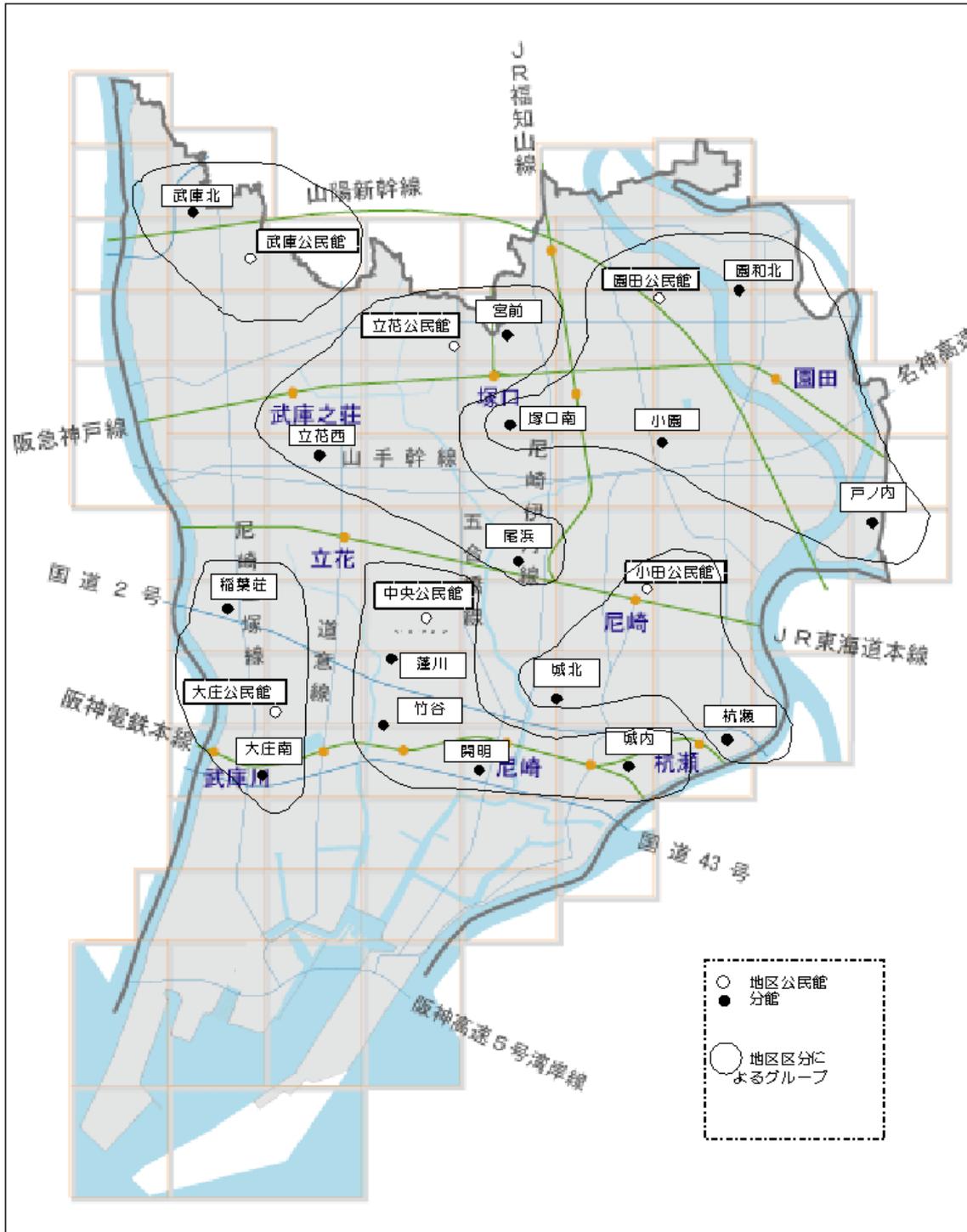
(教育委員会の職務権限)

第 23 条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

(省略)

青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。

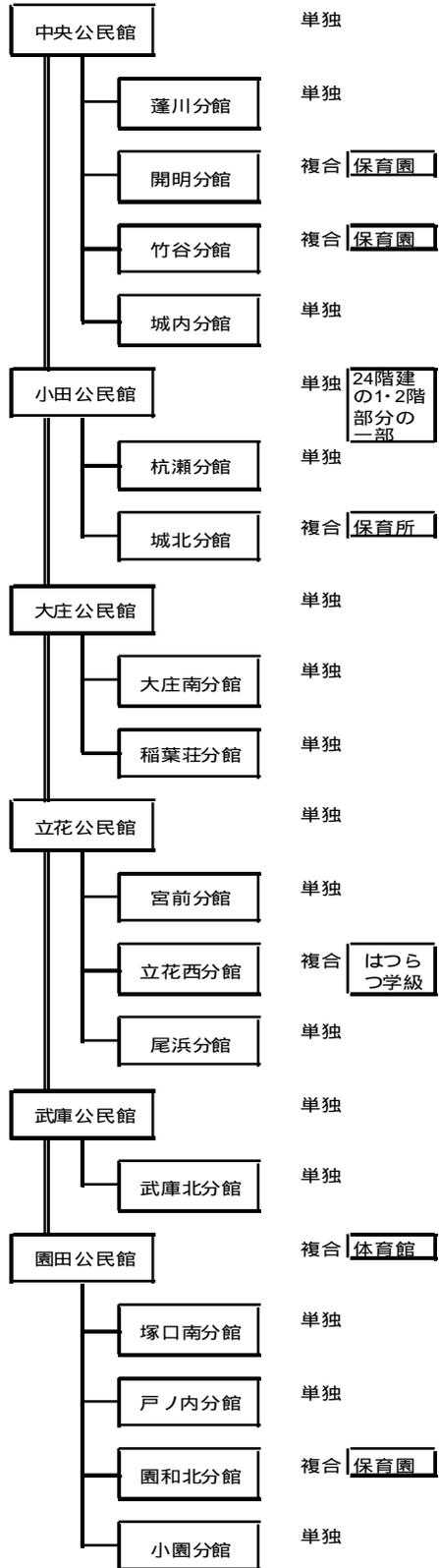
(省略)





公民館運営審議会

< 公民館組織図 >



< 公民館の形態 >

- 中央公民館 単独
- 蓬川分館 単独
- 開明分館 複合 保育園
- 竹谷分館 複合 保育園
- 城内分館 単独
- 小田公民館 単独 24階建の1・2階部分の一部
- 杭瀬分館 単独
- 城北分館 複合 保育所
- 大庄公民館 単独
- 大庄南分館 単独
- 稲葉荘分館 単独
- 立花公民館 単独
- 宮前分館 単独
- 立花西分館 複合 はつらつ学級
- 尾浜分館 単独
- 武庫公民館 単独
- 武庫北分館 単独
- 園田公民館 複合 体育館
- 塚口南分館 単独
- 戸ノ内分館 単独
- 園和北分館 複合 保育園
- 小園分館 単独

## 公民館グループ活動登録状況

公民館は社法第2条の定義に基づき市民の自主性、自発的な組織的、継続的学習活動を奨励、援助育成するため「公民館グループ」として登録することを定めている。教育委員会に登録した社会教育関係団体及び公民館登録グループ等が使用する場合は、使用料の減免規定が適用される。

### (社法第2条)

この法律で「社会教育」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

登録者及びグループ数の一覧は次のとおりである。

### (館別)

平成23年4月1日現在

| 公民館<br>左：地区会館<br>右：分館 | 男     | 女     | 計     | 少年   | 青年   | 成人    | 高齢者   | 計     | 上位<br>10 | グ<br>ル<br>ー<br>プ<br>数 | 上位<br>10 | 図書利用状況  |          |         |
|-----------------------|-------|-------|-------|------|------|-------|-------|-------|----------|-----------------------|----------|---------|----------|---------|
|                       |       |       |       |      |      |       |       |       |          |                       |          | 人数      | 上位<br>10 | 貸出数     |
| 中央                    | 190   | 678   | 868   | 45   | 3    | 335   | 485   | 868   | 2        | 64                    | 3        | 9,738   | 4        | 34,018  |
| 蓬川                    | 52    | 142   | 194   | 0    | 0    | 52    | 142   | 194   |          | 22                    |          | 1,604   |          | 3,972   |
| 開明                    | 55    | 228   | 283   | 24   | 3    | 77    | 179   | 283   | 10       | 20                    |          | 246     |          | 299     |
| 竹谷                    | 23    | 164   | 187   | 0    | 0    | 71    | 116   | 187   |          | 17                    |          | 1,108   |          | 2,535   |
| 城内                    | 24    | 118   | 142   | 0    | 2    | 57    | 83    | 142   |          | 19                    |          | 47      |          | 153     |
| 小田                    | 149   | 676   | 825   | 25   | 1    | 340   | 459   | 825   | 3        | 68                    | 2        | 28,307  | 1        | 95,807  |
| 杭瀬                    | 54    | 176   | 230   | 3    | 1    | 101   | 125   | 230   |          | 27                    | 10       | 1,404   |          | 4,201   |
| 城北                    | 23    | 154   | 177   | 16   | 5    | 58    | 98    | 177   |          | 20                    |          | 749     |          | 2,590   |
| 大庄                    | 53    | 256   | 309   | 2    | 0    | 123   | 184   | 309   | 9        | 31                    | 8        | 8,474   | 6        | 29,732  |
| 大庄南                   | 36    | 204   | 240   | 7    | 1    | 120   | 112   | 240   |          | 23                    |          | 384     |          | 774     |
| 稲葉荘                   | 19    | 176   | 195   | 7    | 3    | 71    | 114   | 195   |          | 25                    |          | 1,918   | 10       | 5,269   |
| 立花                    | 164   | 462   | 623   | 13   | 3    | 275   | 332   | 623   | 4        | 51                    | 4        | 9,007   | 5        | 31,625  |
| 宮前                    | 29    | 185   | 214   | 23   | 0    | 94    | 97    | 214   |          | 19                    |          |         |          |         |
| 立花西                   | 55    | 345   | 400   | 0    | 0    | 150   | 250   | 400   | 6        | 32                    | 7        |         |          |         |
| 尾花                    | 55    | 177   | 232   | 5    | 1    | 80    | 146   | 232   |          | 22                    |          | 2,758   | 9        | 8,541   |
| 武庫                    | 243   | 945   | 1,188 | 189  | 4    | 554   | 441   | 1,188 | 1        | 78                    | 1        | 17,633  | 3        | 70,591  |
| 武庫北                   | 19    | 120   | 139   | 10   | 0    | 58    | 71    | 139   |          | 13                    |          | 875     |          | 2,268   |
| 園田                    | 140   | 426   | 566   | 27   | 2    | 202   | 335   | 566   | 5        | 46                    | 5        | 18,236  | 2        | 66,634  |
| 塚口南                   | 76    | 294   | 370   | 54   | 0    | 204   | 112   | 370   | 7        | 26                    |          | 6,891   | 7        | 23,668  |
| 戸ノ内                   | 1     | 42    | 43    | 0    | 0    | 1     | 42    | 43    |          | 6                     |          | 265     |          | 416     |
| 園和北                   | 32    | 239   | 271   | 0    | 0    | 108   | 163   | 271   |          | 28                    | 9        | 528     |          | 1,409   |
| 小園                    | 25    | 328   | 353   | 0    | 0    | 128   | 225   | 353   | 8        | 39                    | 6        | 4,817   | 8        | 16,079  |
| 合計                    | 1,514 | 6,535 | 8,049 | 450  | 29   | 3,259 | 4,311 | 8,049 |          | 696                   |          | 114,989 |          | 400,581 |
|                       | 18.8% | 81.2% | 100%  | 5.6% | 0.4% | 40.5% | 53.6% | 100%  |          |                       |          |         |          |         |

「公民館のあゆみ2011」より抜粋、一部加筆

女性の高齢者の利用が圧倒的に多いことが分かる。

(部門別)

平成23年4月1日現在

| 部門     | 男     | 女     | 計     | 少年   | 青年   | 成人    | 高齢者   | 計     | 上位5 | グループ数 | 上位5 |
|--------|-------|-------|-------|------|------|-------|-------|-------|-----|-------|-----|
| 文芸     | 60    | 218   | 278   | 0    | 0    | 56    | 222   | 278   |     | 27    |     |
| 教養     | 254   | 826   | 1,080 | 311  | 0    | 518   | 252   | 1,081 | 2   | 64    | 5   |
| 書・毛筆   | 62    | 368   | 430   | 20   | 4    | 181   | 225   | 430   |     | 41    |     |
| 絵画・写真  | 130   | 342   | 472   | 0    | 0    | 178   | 294   | 472   |     | 45    |     |
| 工芸     | 58    | 162   | 220   | 0    | 0    | 96    | 124   | 220   |     | 23    |     |
| 洋楽     | 75    | 746   | 821   | 0    | 2    | 292   | 527   | 821   | 5   | 49    |     |
| 邦楽     | 148   | 446   | 594   | 3    | 2    | 145   | 445   | 595   |     | 72    | 3   |
| 舞踊     | 199   | 1,029 | 1,228 | 29   | 8    | 399   | 789   | 1,225 | 1   | 121   | 1   |
| 能      | 13    | 28    | 41    | 0    | 0    | 8     | 33    | 41    |     | 4     |     |
| 演劇     | 7     | 35    | 42    | 8    | 0    | 29    | 5     | 42    |     | 5     |     |
| 手芸     | 3     | 501   | 504   | 0    | 0    | 199   | 305   | 504   |     | 62    |     |
| 生活文化   | 324   | 599   | 923   | 19   | 7    | 351   | 547   | 924   | 4   | 82    | 2   |
| 健康・体操  | 130   | 892   | 1,022 | 60   | 6    | 556   | 400   | 1,022 | 3   | 71    | 4   |
| ボランティア | 51    | 343   | 394   | 0    | 0    | 251   | 143   | 394   |     | 30    |     |
| 合計     | 1,514 | 6,535 | 8,049 | 450  | 29   | 3,259 | 4,311 | 8,049 |     | 696   |     |
|        | 18.8% | 81.2% | 100%  | 5.6% | 0.4% | 40.5% | 53.6% | 100%  |     |       |     |

「公民館のあゆみ2011」より抜粋、一部加筆

部門別の利用形態は、舞踊、教養、健康・体操の順に多い。

公民館利用状況

平成18年度から5年間の利用状況の推移は次のとおりである。

平成22年度

| 年度   | 主催事業     |        | 公民館グループ  |         | 社会教育団体   |        | 各種団体     |         | 合計       |              |         |              |
|------|----------|--------|----------|---------|----------|--------|----------|---------|----------|--------------|---------|--------------|
|      | 件数(使用室数) | 人数     | 件数(使用室数) | 人数      | 件数(使用室数) | 人数     | 件数(使用室数) | 人数      | 件数(使用室数) | 18年度を基準にした比率 | 人数      | 18年度を基準にした比率 |
| 18年度 | 2,974    | 58,291 | 23,814   | 247,441 | 1,750    | 33,493 | 10,345   | 165,986 | 38,883   | 100.0%       | 505,211 | 100.0%       |
| 19年度 | 2,473    | 57,457 | 23,129   | 252,737 | 1,735    | 27,755 | 10,575   | 164,434 | 37,912   | 97.5%        | 502,383 | 99.4%        |
| 20年度 | 2,764    | 59,494 | 22,361   | 229,204 | 2,041    | 37,942 | 10,423   | 163,348 | 37,589   | 96.7%        | 489,988 | 97.0%        |
| 21年度 | 1,483    | 36,653 | 20,917   | 215,789 | 1,885    | 33,618 | 10,582   | 172,721 | 34,867   | 89.7%        | 458,781 | 90.8%        |
| 22年度 | 1,438    | 46,612 | 20,871   | 212,598 | 1,592    | 31,854 | 10,796   | 175,780 | 34,697   | 89.2%        | 466,844 | 92.4%        |

主催事業には館外(ロビー等)・子育て学習相談の実績は含まない

「公民館のあゆみ2011」より抜粋、一部加筆

5年間で使用室数で約10%、利用人数で約8%の減少である。

公民館の館別・利用団体別の平成22年度実績は、次のとおりである。

| 公民館<br>左：地区会館<br>右：分館 | 主催事業             |        | 公民館グループ      |         | 社会教育団体           |        | 各種団体         |         | 合計           |         |       |
|-----------------------|------------------|--------|--------------|---------|------------------|--------|--------------|---------|--------------|---------|-------|
|                       | 件数<br>(使用<br>室数) | 人数     | 件数(使<br>用室数) | 人数      | 件数<br>(使用<br>室数) | 人数     | 件数(使<br>用室数) | 人数      | 件数(使<br>用室数) | 人数      | 比率    |
| 中央                    | 183              | 7,299  | 1,822        | 19,375  | 522              | 11,351 | 1,256        | 27,211  | 3,783        | 65,236  |       |
| 蓬川                    | 9                | 465    | 753          | 6,138   | 27               | 305    | 126          | 1,345   | 915          | 8,253   |       |
| 開明                    | 11               | 203    | 553          | 6,681   | 77               | 1,086  | 117          | 1,372   | 758          | 9,342   |       |
| 竹谷                    | 15               | 516    | 523          | 4,757   | 2                | 120    | 188          | 2,952   | 728          | 8,345   |       |
| 城内                    | 14               | 467    | 529          | 3,232   | 0                | 0      | 139          | 2,015   | 682          | 5,714   |       |
| 地区計                   | 232              | 8,950  | 4,180        | 40,183  | 628              | 12,862 | 1,826        | 34,895  | 6,866        | 96,890  | 20.8% |
| 小田                    | 211              | 9,672  | 1,725        | 19,105  | 62               | 1,164  | 1,812        | 29,753  | 3,810        | 59,694  |       |
| 杭瀬                    | 17               | 334    | 953          | 7,555   | 45               | 456    | 237          | 2,068   | 1,252        | 10,413  |       |
| 城北                    | 26               | 751    | 504          | 4,313   | 12               | 174    | 201          | 1,527   | 743          | 6,765   |       |
| 地区計                   | 254              | 10,757 | 3,182        | 30,973  | 119              | 1,794  | 2,250        | 33,348  | 5,805        | 76,872  | 16.5% |
| 大庄                    | 118              | 4,819  | 976          | 8,412   | 49               | 1,355  | 627          | 12,384  | 1,770        | 26,970  |       |
| 大庄南                   | 12               | 799    | 845          | 7,248   | 41               | 669    | 183          | 2,204   | 1,081        | 10,920  |       |
| 稲葉荘                   | 11               | 579    | 899          | 6,398   | 26               | 361    | 368          | 4,802   | 1,304        | 12,140  |       |
| 地区計                   | 141              | 6,197  | 2,720        | 22,058  | 116              | 2,385  | 1,178        | 19,390  | 4,155        | 50,030  | 10.7% |
| 立花                    | 413              | 7,689  | 1,351        | 15,497  | 45               | 939    | 809          | 11,681  | 2,618        | 35,806  |       |
| 宮前                    | 10               | 146    | 579          | 6,186   | 145              | 2,898  | 579          | 9,506   | 1,313        | 18,736  |       |
| 立花西                   | 14               | 320    | 979          | 11,004  | 6                | 42     | 628          | 6,302   | 1,627        | 17,668  |       |
| 尾花                    | 19               | 842    | 794          | 6,893   | 12               | 110    | 173          | 2,723   | 998          | 10,568  |       |
| 地区計                   | 456              | 8,997  | 3,703        | 39,580  | 208              | 3,989  | 2,189        | 30,212  | 6,556        | 82,778  | 17.7% |
| 武庫                    | 148              | 6,420  | 2,187        | 33,246  | 89               | 1,207  | 1,029        | 21,212  | 3,453        | 62,085  |       |
| 武庫北                   | 10               | 181    | 540          | 4,233   | 3                | 40     | 160          | 1,384   | 713          | 5,838   |       |
| 地区計                   | 158              | 6,601  | 2,727        | 37,479  | 92               | 1,247  | 1,189        | 22,596  | 4,166        | 67,923  | 14.5% |
| 園田                    | 158              | 3,772  | 1,400        | 15,561  | 297              | 7,912  | 926          | 18,060  | 2,781        | 45,305  |       |
| 塚口南                   | 9                | 461    | 614          | 7,885   | 67               | 591    | 697          | 6,552   | 1,387        | 15,489  |       |
| 戸ノ内                   | 7                | 63     | 220          | 1,425   | 0                | 0      | 104          | 2,787   | 331          | 4,275   |       |
| 園和北                   | 12               | 305    | 827          | 6,672   | 60               | 1,022  | 285          | 5,873   | 1,184        | 13,872  |       |
| 小園                    | 11               | 509    | 1,298        | 10,782  | 5                | 52     | 152          | 2,067   | 1,466        | 13,410  |       |
| 地区計                   | 197              | 5,110  | 4,359        | 42,325  | 429              | 9,577  | 2,164        | 35,339  | 7,149        | 92,351  | 19.8% |
| 合計                    | 1,438            | 46,612 | 20,871       | 212,598 | 1,592            | 31,854 | 10,796       | 175,780 | 34,697       | 466,844 | 100%  |

(内訳)

|       |       |        |        |         |       |        |       |         |        |         |       |
|-------|-------|--------|--------|---------|-------|--------|-------|---------|--------|---------|-------|
| 地区公民館 | 1,231 | 39,671 | 9,461  | 111,196 | 1,064 | 23,928 | 6,459 | 120,301 | 18,215 | 295,096 | 63.2% |
| 分館    | 207   | 6,941  | 11,410 | 101,402 | 528   | 7,926  | 4,337 | 55,479  | 16,482 | 171,748 | 36.8% |

主催事業には館外(ロビー等)・子育て学習相談の実績は含まない

「公民館のあゆみ2011」より抜粋、一部加筆

平成24年度の分館廃止により、約4割の利用者が影響を受け、地区公民館や福祉会館、地区会館などの他の貸館に利用者が流れるものと思われる。

### 公民館予算

公民館活動予算の全館合計(平成23年度予算ベース)は次のとおりである。

(千円/年)

|       | 地区公民館   | 分館      | 合計      |
|-------|---------|---------|---------|
| 人件費   | 222,889 | 43,713  | 266,602 |
| 委員等報酬 | 400     | 0       | 400     |
| 維持管理費 | 108,740 | 95,379  | 204,119 |
| 指定管理料 | 0       | 0       | 0       |
| 整備費   | 865     | 4,391   | 5,256   |
| 事業費等  | 6,693   | 1,367   | 8,060   |
| 小計    | 339,587 | 144,850 | 484,437 |

|              | 地区公民館   | 分館      | 合計      |
|--------------|---------|---------|---------|
| (特定財源)       |         |         |         |
| 使用料          | 19,575  | 7,115   | 26,690  |
| (差引、一般財源充当額) | 320,012 | 137,735 | 457,747 |
| 減価償却額        | 48,524  | 6,971   | 55,495  |
| 支払利息         | 17,606  | 70      | 17,676  |
| コスト総額        | 386,142 | 144,776 | 530,918 |

### 公民館類似施設とその利用状況

いわゆる貸館（使用料を徴収して室を貸す）としては、地区会館などが存在するが、ここでいう公民館類似施設はそうではない。

運営基準の第6条第2項、「公民館は、その対象区域内に公民館に類似する施設がある場合には、必要な協力及び支援に努めるものとする」とあるが、ここでいう公民館類似施設は、社法第42条第1項に規定されている、住民の自治で設置・運営される公民館をいう。一般的には、自治会や町内会等の地域の住民により設置されるものや市が設置する自治会等の集会施設（公設民営）で住民の地域活動の場に活用されるために設置される自治公民館のことをいうが、自治公民館だけでなく、広義の範囲では、生涯学習センター、コミュニティ施設、文化会館、集会所も含まれる。

#### 社法第42条第1項

公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

尼崎市においては福社会館や町内会館がこれに該当するが、当該施設は集会施設が主な用途であり、要望もないことから、具体的な協力、支援はないのが現状である。

### 公民館の転用等について

「転用等」とは所有者の変更を伴わない目的外使用である転用と、譲渡、交換、貸付、取壊し、廃棄、担保処分などを含む。

公民館の転用等については次の取扱いになっている。

#### 社法第38条

国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。

公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したとき。

公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第20条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。

補助金交付の条件に違反したとき。

虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

また、公立社会教育施設整備費補助金を受けて建設した施設の財産処分については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条、財産の処分の制限

補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条、財産の処分の制限を適用しない場合

法第22条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

補助事業者等が法第7条第2項の規定による条件に基づき補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合

補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合

2 第9条第3項から第5項までの規定は、前項第2号の期間を定める場合について準用する。

平成20年7月、地方公共団体の補助対象財産の転用等について、概ね10年を経過したのものについては補助の目的を達成したものとみなし、原則として報告をもって国の承認があったものとみなすこと（包括承認制）などが決定された。

公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について（平成10年3月31日、生涯学習局長裁定、平成20年7月25日改正）

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に規定する公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等についての取扱いは、原則として、次によるものとする。

1 財産処分を行おうとする場合は、文部科学大臣に申請書を提出し、承認を得るものとする。

2 有償譲渡及び有償貸付を除く財産処分（転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等）で、文部科学大臣への報告があったものについては、1にかかわらず、文部科学大臣の承認があったものとして取り扱うとともに、国庫納付に関する条件（財産処分に係る納付金を国庫に納付する旨の条件をいう。）を付さない。ただし、この報告において、関係法令の規定に反するものや記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。

補助対象資産が、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存のストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、承認基準等の一層の弾力化及び明確化が図られている。

## 公民館と指定管理者制度

指定管理者制度は、広く民間事業者等を含む幅広い候補者の中から、最も適切な団体を議会の議決を経て公の施設（法第242条）の管理を代行させ、民間の知恵とノウハウを活用し効率的・効果的な施設運営を通じ住民サービスの向上、管理、経費の節減を図りながら、多様化する住民ニーズにより効率的・効果的に対応していくための制度である。

公民館が教育施設で、社法第28条には教育委員会による任命規定があるため館長は特別職の公務員であり、どこまで指定管理者制度が適用可能であるか、「公の施設」に該当するか、あるいはなじむ施設なのかは、従来から議論のあるところであった。

### （社法第28条）

市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、教育長の推薦により、当該市町村の教育委員会が任命する。

## 社会福祉法人に対する区分所有権の無償譲渡について

中央公民館開明分館・竹谷分館、園田公民館園和北分館のそれぞれ1階は市の保育所であったが、順次社会福祉法人に移管している。

尼崎市立保育所条例（昭和27年、条例第45号）

### 付 則（平成8年、条例第27号）

#### （旧保育所建物の譲与）

2 この条例の施行により保育所としての用途が廃止された後の当該保育所の用に供されていた建物は、社会福祉法人が社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する保育所を経営する事業を行う場合において、当該保育所の用に供するときは、当該社会福祉法人に譲与するものとする。

当該公民館分館を含む建物全体の将来の建替え、売却等において問題が生じないか、以下に検討を加える。

- （1） 「建物等無償譲渡契約書」では、解除事由が限定されており、建替える必要を解約事由としていない。社会福祉法人が反対するかぎり、建替えが困難になる。また、「建物等無償譲渡契約書」では、第三者に対して当該区分所有権を譲渡・貸与することを禁じているが、約定に反して第三者に譲渡・貸与があった場合、契約を解除しても、第三者の権利取得を覆す効果はない（民法第545条第1項）。
- （2） 建替えについて賛否の意見がまとまらない場合、区分所有法に従った処理が必要になり、建替え決議（区分所有法第62条）が必要になる。大規模復旧についても同様に区分所有法の規制に服する（区分所有法第61条）。区分所有法第61条・第62条の決議が必要な場合、社会福祉法人が反対するかぎり、決議要件の具備が不可能になる。

- (3) 「建物の管理等に関する協定書」は、区分所有者全員による合意書面であり、管理規約としての効力が生じる。同協定書では、「公民館の用途変更又は廃止」を事前通知事項としているが、それにとどまり、それ以上の権利義務を規定するものではない。したがって、「公民館の用途変更又は廃止」について事前通知があったからといって、明渡しの義務が生じるものではない。
- (4) 保育所の民間移管は、移管前と比べ年間維持管理費が下がるというメリットがあるが、そもそも移管云々の前に、建替え等を行う場合に児童福祉法でいう事業を営む保育所を営んでいるので、代替用地が必要になるがそれが見当たらないという地理的な問題がある。その結果、公民館と保育所(園)の複合施設は、保育所(園)の存在が固定化してしまうため、その敷地を売却して有効活用を図るという選択肢はないことになる。(なお、保育所(園)の民間移管の所管は「こども青少年局、管理・計画担当」である。)

#### 各公民館別の内容

##### (A) 地区公民館

| 所管局・課             | 教育委員会                                  | 社会教育室            |
|-------------------|--|------------------|
| 公有財産台帳の財産番号       | 00949                                  |                  |
| 財産名称(施設名)         | 中央公民館                                  |                  |
| 所在地(代表地番)         | 西難波町6丁目14-34                           |                  |
| 地区区分              | 中央                                     |                  |
| 施設全体の概要           |  |                  |
| 主な館内構成            | 事務室、大ホール、小ホール、実習室、視聴覚室、学習室8、和室2、図書コーナー |                  |
| 土地面積・公有財産評価額      | 1,839.45 m <sup>2</sup>                | 270,399 千円       |
| 建物延床面積・取得価額       | 2,456.04 m <sup>2</sup>                | 145,931 千円       |
| 償却情報(平成23年3月31日)  |  |                  |
| 耐用年数、経過年数         | 50                                     | 41               |
| 償却額(千円/年)         | 2,624                                  |                  |
| 累積額(千円)           | 96,138                                 |                  |
| 残存額(千円)           | 49,622                                 |                  |
| 再建築情報(平成23年3月31日) |  |                  |
| 建築単価(千円)          | 195                                    |                  |
| 建築費(千円)           | 467,712                                |                  |
| その他               |  |                  |
| 機会費用合計(千円)        | 274,184                                |                  |
| 運営状況              |  |                  |
| 開館時間/休館日          | 午前9時~午後9時(日曜日<br>は午前9時~午後5時)           | 祝日(休日) 12/29~1/3 |
| 平成22年度稼働日数        | 345                                    |                  |

| 管理方法                   | 直営       |                      |
|------------------------|----------|----------------------|
| 利用状況                   | 平成 21 年度 | 平成 22 年度             |
| 利用率 (%)                | 29.7     | 27.5                 |
| 利用件数 (件)               | 4,082    | 3,783                |
| 貸出可能件数 (件)             | 13,762   | 13,776               |
| 利用人数 (人/年)             | 71,749   | 65,236               |
| 人員情報 (平成 23 年 4 月 1 日) | 人数       | 人件費<br>(H23 予算ベース千円) |
| 正規                     | 7        | 57,043               |
| 再任用 40h                | 2        | 10,764               |
| 再任用 30h                | 2        | 5,890                |
| 嘱託 (一般)                | 2        | 5,301                |
| 臨時                     | 1        | 1,817                |
| 合計                     | 14       | 80,815               |

総コスト情報 (千円/年・平成 23 年度予算ベース)

|              |         |
|--------------|---------|
| 人件費          | 80,815  |
| 委員等報酬        | 400     |
| 維持管理費        | 20,852  |
| 整備費          | 865     |
| 事業費等         | 1,628   |
| 小計           | 104,560 |
| (特定財源)       |         |
| 使用料          | 4,498   |
| (差引、一般財源充当額) | 100,062 |
| 減価償却額        | 2,624   |
| コスト総額        | 102,687 |

件数、一人当たりコスト総額指標 (円)

| 平均利用件数当たり | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり | 市民一人当たり |
|-----------|-----------|---------|---------|
| 26,115    | 1,499     | 1,941   | 223     |

現状の概要及び監査人の所見

平成 23 年 11 月撮影  
大ホール(定員 300 人)を設置している。  
鉄筋コンクリート造り 3 階建。



|   |
|---|
| <b>利用状況</b><br>1日一回の各施設平均利用率(33.3%)を下回っている。また、平均利用人数当たりコスト総額は約1500円/人である。             |
| <b>現状に至る経緯</b><br>設置年月日、昭和25年7月1日<br>昭和36年11月1日、現在地に移転<br>昭和45年10月28日改築<br>平成4年4月1日改築 |
| <b>その他</b><br>市の公民館業務全般を行っており、他館と比べ人数が多くなっている。  |

| 所管局・課       | 教育委員会         | 社会教育室 |
|-------------|---------------|-------|
| 公有財産台帳の財産番号 | 00965         |       |
| 財産名称(施設名)   | 小田公民館         |       |
| 所在地(代表地番)   | 潮江1丁目11-1-101 |       |
| 地区区分        | 小田            |       |

#### 施設全体の概要

|                          |   |              |
|--------------------------|---|--------------|
| 主な館内構成                   | 事務室、ホール、実習室、学習室6、和室、図書コーナー、情報コーナー         |              |
| 土地面積・公有財産評価額             | 1,004.24 m <sup>2</sup><br>×0.140446(持分率) | 339,433 千円   |
| 建物延床面積・取得価額              | 1,887.00 m <sup>2</sup>                   | 1,315,293 千円 |
| <b>償却情報(平成23年3月31日)</b>  |   |              |
| 耐用年数、経過年数                | 50  | 14           |
| 償却額(千円/年)                | 23,675                                    |              |
| 累積額(千円)                  | 331,453                                   |              |
| 残存額(千円)                  | 983,839                                   |              |
| <b>再建築情報(平成23年3月31日)</b> |   |              |
| 建築単価(千円)                 | 170                                       |              |
| 建築費(千円)                  | 332,186                                   |              |
| <b>その他</b>               |   |              |
| 機会費用合計(千円)               | 344,185                                   |              |

#### 運営状況

|            |                              |                  |
|------------|------------------------------|------------------|
| 開館時間/休館日   | 午前9時～午後9時(日曜日<br>は午前9時～午後5時) | 祝日(休日) 12/29～1/3 |
| 平成22年度稼働日数 | 345                          |                  |
| 管理方法       | 直営                           |                  |
| 利用状況       | 平成21年度                       | 平成22年度           |
| 利用率(%)     | 43.4                         | 43.0             |
| 利用件数(件)    | 3,842                        | 3,810            |
| 貸出可能件数(件)  | 8,847                        | 8,856            |

|                 |        |                     |
|-----------------|--------|---------------------|
| 利用人数(人/年)       | 58,865 | 59,694              |
| 人員情報(平成23年4月1日) | 人数     | 人件費<br>(H23予算ベース千円) |
| 正規              | 2      | 16,298              |
| 再任用40h          | 1      | 5,328               |
| 再任用30h          | 2      | 5,890               |
| 臨時              | 1      | 1,452               |
| 合計              | 6      | 28,968              |

設置財源(築20年以内、修繕は10年以内に限る)

|             |           |
|-------------|-----------|
| 設置時の起債額(千円) | 2,207,600 |
|-------------|-----------|

総コスト情報(千円/年・平成23年度予算ベース)

|              |        |
|--------------|--------|
| 人件費          | 28,968 |
| 維持管理費        | 20,445 |
| 事業費等         | 1,078  |
| 小計           | 50,491 |
| (特定財源)       |        |
| 使用料          | 2,997  |
| (差引、一般財源充当額) | 47,494 |
| 減価償却額        | 23,675 |
| 支払利息         | 17,285 |
| コスト総額        | 88,454 |

件数、一人当たりコスト総額指標(円)

|           |           |         |         |
|-----------|-----------|---------|---------|
| 平均利用件数当たり | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり | 市民一人当たり |
| 23,119    | 1,492     | 1,199   | 192     |

現状の概要及び監査人の所見

平成23年11月撮影



鉄筋高層24階建の1・2階部分の一部。多目的ホール(定員200人)を設置している。



利用状況

高層ビルの1・2階部分を占める小田公民館は、JR尼崎駅から徒歩5分の立地であり、高層階及び近隣の住人の利用も見込め、40%を超える利用率になっている。また、平均利用人数当たりコスト総額は、建物取得価額が高額であるため減価償却負担が大きく、約1500円/人である。

|   |
|---|
| 現状に至る経緯<br>設置年月日、昭和34年12月1日<br>平成10年4月15日、新築移転        |
| その他<br>築年数が浅く、また高層ビルの一角を占めることから、他の施設との複合化になじまない施設である。 |

| 所管局・課       | 教育委員会       | 社会教育室 |
|-------------|-------------|-------|
| 公有財産台帳の財産番号 | 00963       |       |
| 財産名称(施設名)   | 大庄公民館       |       |
| 所在地(代表地番)   | 大庄西町3丁目6-14 |       |
| 地区区分        | 大庄          |       |

#### 施設全体の概要

|                   |                             |            |
|-------------------|-----------------------------|------------|
| 主な館内構成            | 事務室、ホール、実習室、学習室4、和室2、図書コーナー |            |
| 土地面積・公有財産評価額      | 1,138.47 m <sup>2</sup>     | 149,897 千円 |
| 建物延床面積・取得価額       | 1,560.50 m <sup>2</sup>     | 16,657 千円  |
| 償却情報(平成23年3月31日)  |                             |            |
| 耐用年数、経過年数         | 50                          | 50         |
| 償却額(千円/年)         | 304                         |            |
| 累積額(千円)           | 14,991                      |            |
| 残存額(千円)           | 1,665                       |            |
| 再建築情報(平成23年3月31日) |                             |            |
| 建築単価(千円)          | 195                         |            |
| 建築費(千円)           | 309,370                     |            |
| その他               |                             |            |
| 機会費用合計(千円)        | 151,996                     |            |

#### 運営状況

|                 |                              |                     |
|-----------------|------------------------------|---------------------|
| 開館時間/休館日        | 午前9時~午後9時(日曜日<br>は午前9時~午後5時) | 祝日(休日)12/29~1/3     |
| 平成22年度稼働日数      | 345                          |                     |
| 管理方法            | 直営                           |                     |
| 利用状況            | 平成21年度                       | 平成22年度              |
| 利用率(%)          | 22.3                         | 22.5                |
| 利用件数(件)         | 1,756                        | 1,770               |
| 貸出可能件数(件)       | 7,864                        | 7,872               |
| 利用人数(人/年)       | 24,711                       | 26,970              |
| 人員情報(平成23年4月1日) | 人数                           | 人件費<br>(H23予算ベース千円) |
| 正規              | 2                            | 16,298              |
| 再任用40h          | 1                            | 5,382               |
| 再任用30h          | 1                            | 2,945               |

|        |   |        |
|--------|---|--------|
| 嘱託（一般） | 1 | 2,403  |
| 臨時     | 1 | 1,452  |
| 合計     | 6 | 28,480 |

総コスト情報（千円/年・平成23年度予算ベース）

|              |        |  |
|--------------|--------|--|
| 人件費          | 28,480 |  |
| 維持管理費        | 13,492 |  |
| 事業費等         | 1,117  |  |
| 小計           | 43,089 |  |
| （特定財源）       |        |  |
| 使用料          | 2,896  |  |
| （差引、一般財源充当額） | 40,193 |  |
| 減価償却額        | 償却済み 0 |  |
| コスト総額        | 40,192 |  |

件数、一人当たりコスト総額指標（円）

|           |           |         |         |
|-----------|-----------|---------|---------|
| 平均利用件数当たり | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり | 市民一人当たり |
| 22,797    | 1,555     | 720     | 87      |

現状の概要及び監査人の所見

平成23年11月撮影



鉄筋コンクリート造り3階建。  
文化庁から第28-0137号、登録有形文化財に登録されている。

利用状況

1日一回の各施設平均利用率（33.3%）を大幅に下回っている。また、平均利用人数当たりコスト総額は約1500円/人である。

現状に至る経緯

設置年月日、昭和44年11月10日  
昭和61年3月12日改造

その他

現地視察の結果、内装等に経年劣化が認められる。

|             |            |       |
|-------------|------------|-------|
| 所管局・課       | 教育委員会      | 社会教育室 |
| 公有財産台帳の財産番号 | 00966      |       |
| 財産名称(施設名)   | 立花公民館      |       |
| 所在地(代表地番)   | 塚口町3丁目39-7 |       |
| 地区区分        | 立花         |       |

施設全体の概要

|                   |                            |                |            |
|-------------------|----------------------------|----------------|------------|
| 主な館内構成            | 事務室、ホール、実習室、学習室4、和室、図書コーナー |                |            |
| 土地面積・公有財産評価額      | 714.82                     | m <sup>2</sup> | 162,978 千円 |
| 建物延床面積・取得価額       | 1,369.54                   | m <sup>2</sup> | 108,985 千円 |
| 償却情報(平成23年3月31日)  |                            |                |            |
| 耐用年数、経過年数         | 50                         |                | 40         |
| 償却額(千円/年)         | 1,961                      |                |            |
| 累積額(千円)           | 78,469                     |                |            |
| 残存額(千円)           | 30,515                     |                |            |
| 再建築情報(平成23年3月31日) |                            |                |            |
| 建築単価(千円)          | 195                        |                |            |
| 建築費(千円)           | 267,060                    |                |            |
| その他               |                            |                |            |
| 機会費用合計(千円)        | 165,260                    |                |            |

運営状況

|                 |                              |                     |
|-----------------|------------------------------|---------------------|
| 開館時間/休館日        | 午前9時～午後9時(日曜日<br>は午前9時～午後5時) | 祝日(休日) 12/29～1/3    |
| 平成22年度稼働日数      | 345                          |                     |
| 管理方法            | 直営                           |                     |
| 利用状況            | 平成21年度                       | 平成22年度              |
| 利用率(%)          | 33.6                         | 38.0                |
| 利用件数(件)         | 2,314                        | 2,618               |
| 貸出可能件数(件)       | 6,881                        | 6,888               |
| 利用人数(人/年)       | 32,677                       | 35,806              |
| 人員情報(平成23年4月1日) | 人数                           | 人件費<br>(H23予算ベース千円) |
| 正規              | 1                            | 8,149               |
| 再任用40h          | 2                            | 10,764              |
| 再任用30h          | 1                            | 2,945               |
| 嘱託(一般)          | 1                            | 2,403               |
| 臨時              | 1                            | 1,452               |
| 合計              | 6                            | 25,713              |

総コスト情報(千円/年・平成23年度予算ベース)

|       |        |
|-------|--------|
| 人件費   | 25,713 |
| 維持管理費 | 14,840 |

|                    |           |         |         |
|--------------------|-----------|---------|---------|
| 事業費等               | 1,125     |         |         |
| 小計                 | 41,678    |         |         |
| (特定財源)             |           |         |         |
| 使用料                | 3,030     |         |         |
| (差引、一般財源充当額)       | 38,648    |         |         |
| 減価償却額              | 1,961     |         |         |
| コスト総額              | 40,609    |         |         |
| 件数、一人当たりコスト総額指標(円) |           |         |         |
| 平均利用件数当たり          | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり | 市民一人当たり |
| 16,467             | 1,185     | 376     | 88      |

#### 現状の概要及び監査人の所見

平成23年11月撮影



鉄筋コンクリート造3階・地下1階建。

#### 利用状況

1日一回の各施設平均利用率(33.3%)相当である。また、平均利用人数当たりコスト総額は約1200円/人である。

#### 現状に至る経緯

設置年月日、昭和47年1月5日



#### その他

エレベータは構造上設置できず、階段昇降機を取り付けている。

| 所管局・課       | 教育委員会      | 社会教育室 |
|-------------|------------|-------|
| 公有財産台帳の財産番号 | 00970      |       |
| 財産名称(施設名)   | 武庫公民館      |       |
| 所在地(代表地番)   | 武庫之荘8丁目1-1 |       |
| 地区区分        | 武庫         |       |

#### 施設全体の概要

|              |                                   |                |            |
|--------------|-----------------------------------|----------------|------------|
| 主な館内構成       | 事務室、ホール、実習室、学習室6、和室、図書コーナー、幼児コーナー |                |            |
| 土地面積・公有財産評価額 | 1,763.58                          | m <sup>2</sup> | 137,696 千円 |
| 建物延床面積・取得価額  | 2,154.36                          | m <sup>2</sup> | 698,943 千円 |

|                         |               |     |
|-------------------------|---------------|-----|
| 償却情報（平成 23 年 3 月 31 日）  |               |     |
| 耐用年数、経過年数               | 5 0           | 1 9 |
| 償却額（千円/年）               | 1 2 , 5 9 7   |     |
| 累積額（千円）                 | 2 3 9 , 3 5 1 |     |
| 残存額（千円）                 | 4 5 9 , 5 9 1 |     |
| 再建築情報（平成 23 年 3 月 31 日） |               |     |
| 建築単価（千円）                | 1 9 5         |     |
| 建築費（千円）                 | 4 2 6 , 0 7 9 |     |
| その他                     |               |     |
| 機会費用合計（千円）              | 1 3 9 , 6 2 4 |     |

運営状況

|                       |                                      |                       |
|-----------------------|--------------------------------------|-----------------------|
| 開館時間/休館日              | 午前 9 時～午後 9 時（日曜日<br>は午前 9 時～午後 5 時） | 祝日（休日） 12/29～1/3      |
| 平成 22 年度稼働日数          | 3 4 5                                |                       |
| 管理方法                  | 直営                                   |                       |
| 利用状況                  | 平成 21 年度                             | 平成 22 年度              |
| 利用率（％）                | 4 0 . 1                              | 3 9 . 0               |
| 利用件数（件）               | 3 , 5 4 6                            | 3 , 4 5 3             |
| 貸出可能件数（件）             | 8 , 8 4 7                            | 8 , 8 5 6             |
| 利用人数（人/年）             | 5 9 , 0 9 1                          | 6 2 , 0 8 5           |
| 人員情報（平成 23 年 4 月 1 日） | 人数                                   | 人件費<br>（H 23 予算ベース千円） |
| 正規                    | 2                                    | 1 6 , 2 9 8           |
| 再任用 40 h              | 1                                    | 5 , 3 8 2             |
| 嘱託（一般）                | 2                                    | 4 , 0 1 7             |
| 臨時                    | 1                                    | 1 , 4 5 2             |
| 合計                    | 6                                    | 2 7 , 1 4 9           |

設置財源（築 20 年以内、修繕は 10 年以内に限る）

|         |               |
|---------|---------------|
| 設置時の起債額 | 1 2 8 , 6 0 0 |
|---------|---------------|

総コスト情報（千円/年・平成 23 年度予算ベース）

|              |             |
|--------------|-------------|
| 人件費          | 2 7 , 1 4 9 |
| 維持管理費        | 2 5 , 1 5 0 |
| 事業費等         | 8 7 1       |
| 小計           | 5 3 , 1 7 0 |
| （特定財源）       |             |
| 使用料          | 3 , 3 2 3   |
| （差引、一般財源充当額） | 4 9 , 8 4 7 |
| 減価償却額        | 1 2 , 5 9 7 |
| 支払利息         | 3 2 0       |
| コスト総額        | 6 2 , 7 6 4 |

| 件数、一人当たりコスト総額指標（円）  |           |   |         |
|---|-----------|---|---------|
| 平均利用件数当たり   | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり   | 市民一人当たり |
| 17,937  | 1,035     | 831   | 136     |
| 現状の概要及び監査人の所見   |           |   |         |
| 平成23年11月撮影<br>鉄筋コンクリート造3階建  |           |   |         |
|  |           | ホール（定員300人）<br> |         |
| 利用状況<br>1日一回の各施設平均利用率（33.3%）を上回っている。また、平均利用人数当たりコスト総額は約1030円/人である。                |           |   |         |
| 現状に至る経緯<br>設置年月日、平成5年5月12日  |           |   |         |
| その他<br>築年数が浅く、利用状況も堅調である。   |           |   |         |

| 所管局・課                   | 教育委員会                      | 社会教育室      |
|-------------------------|----------------------------|------------|
| 公有財産台帳の財産番号             | 00958                      |            |
| 財産名称（施設名）               | 園田公民館                      |            |
| 所在地（代表地番）               | けま 食満2丁目1-1                |            |
| 地区区分                    | 園田                         |            |
| 施設全体の概要                 |                            |            |
| 主な館内構成                  | 事務室、ホール、実習室、学習室6、和室、図書コーナー |            |
| 土地面積・公有財産評価額            | 3,567.07 m <sup>2</sup>    | 431,373 千円 |
| 建物延床面積・取得価額<br>（体育館と合算） | 1,527.24 m <sup>2</sup>    | 425,812 千円 |
| 償却情報（平成23年3月31日）        |                            |            |
| 耐用年数、経過年数               | 50                         | 22         |
| 償却額（千円/年）               | 7,664                      | 体育館と合算     |
| 累積額（千円）                 | 168,621                    | 体育館と合算     |
| 残存額（千円）                 | 257,190                    | 体育館と合算     |
| 再建築情報（平成23年3月31日）       |                            |            |
| 建築単価（千円）                | 195                        | 体育館と合算     |
| 建築費（千円）                 | 183,553                    | 体育館と合算     |

|            |         |        |
|------------|---------|--------|
| その他        |         |        |
| 機会費用合計(千円) | 437,412 | 体育館と合算 |

運営状況

|                 |                          |                     |
|-----------------|--------------------------|---------------------|
| 開館時間/休館日        | 午前9時～午後9時(日曜日は午前9時～午後5時) | 祝日(休日) 12/29～1/3    |
| 平成22年度稼働日数      | 345                      |                     |
| 管理方法            | 直営                       |                     |
| 利用状況            | 平成21年度                   | 平成22年度              |
| 利用率(%)          | 29.2                     | 31.4                |
| 利用件数(件)         | 2,587                    | 2,781               |
| 貸出可能件数(件)       | 8,847                    | 8,856               |
| 利用人数(人/年)       | 40,234                   | 45,306              |
| 人員情報(平成23年4月1日) | 人数                       | 人件費<br>(H23予算ベース千円) |
| 正規              | 2                        | 16,298              |
| 再任用40h          | 1                        | 5,382               |
| 再任用30h          | 1                        | 2,945               |
| 嘱託(一般)          | 2                        | 5,687               |
| 臨時              | 1                        | 1,452               |
| 合計              | 7                        | 31,764              |

総コスト情報(千円/年・平成23年度予算ベース)

|              |        |
|--------------|--------|
| 人件費          | 31,764 |
| 維持管理費        | 13,961 |
| 事業費等         | 871    |
| 小計           | 46,596 |
| (特定財源)       |        |
| 使用料          | 2,827  |
| (差引、一般財源充当額) | 43,769 |
| 減価償却額        | 7,664  |
| コスト総額        | 51,433 |

件数、一人当たりコスト総額指標(円)

|           |           |         |         |
|-----------|-----------|---------|---------|
| 平均利用件数当たり | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり | 市民一人当たり |
|           |           | 553     | 112     |

現状の概要及び監査人の所見

平成23年11月撮影



鉄筋コンクリート造2階建  
園田体育館併設

|   |
|---|
| 利用状況<br>1日一回の各施設平均利用率(33.3%)を下回っている。          |
| 現状に至る経緯<br>設置年月日、昭和37年2月10日<br>平成元年10月26日新築移転 |

(B)分館

公民館分館は、今後の予定として、「プラン23」により、平成24年度末に廃止が決まっている。

| 所管局・課       | 教育委員会                      | 社会教育室 |
|-------------|----------------------------|-------|
| 公有財産台帳の財産番号 | 00950                      |       |
| 財産名称(施設名)   | 中央公民館 <sup>よもがわ</sup> 蓬川分館 |       |
| 所在地(代表地番)   | 西難波町2丁目31-5                |       |
| 地区区分        | 中央                         |       |

施設全体の概要

|                   |                    |                |           |
|-------------------|--------------------|----------------|-----------|
| 主な館内構成            | 事務室、ホール、学習室、和室、談話室 |                |           |
| 土地面積・公有財産評価額      | 568.22             | m <sup>2</sup> | 76,709 千円 |
| 建物延床面積・取得価額       | 252.72             | m <sup>2</sup> | 6,780 千円  |
| 償却情報(平成23年3月31日)  |                    |                |           |
| 耐用年数、経過年数         | 24                 |                | 24        |
| 償却額(千円/年)         | 254                |                |           |
| 累積額(千円)           | 6,102              |                |           |
| 残存額(千円)           | 678                |                |           |
| 再建築情報(平成23年3月31日) |                    |                |           |
| 建築単価(千円)          | 130                |                |           |
| 建築費(千円)           | 32,853             |                |           |
| その他               |                    |                |           |
| 機会費用合計(千円)        | 77,783             |                |           |

運営状況

|                 |           |                       |
|-----------------|-----------|-----------------------|
| 開館時間/休館日        | 午前9時～午後9時 | 日・祝日(休日)<br>12/29～1/3 |
| 平成22年度稼働日数      | 294       |                       |
| 管理方法            | 直営        |                       |
| 利用状況            | 平成21年度    | 平成22年度                |
| 利用率(%)          | 38.8      | 34.6                  |
| 利用件数(件)         | 1,022     | 915                   |
| 貸出可能件数(件)       | 2,637     | 2,649                 |
| 利用人数(人/年)       | 9,008     | 8,253                 |
| 人員情報(平成23年4月1日) | 人数        | 人件費<br>(H23予算ベース千円)   |

|        |   |       |
|--------|---|-------|
| 囑託（一般） | 1 | 4,073 |
| 合計     | 1 | 4,073 |

総コスト情報（千円/年・平成23年度予算ベース）

|              |       |  |
|--------------|-------|--|
| 人件費          | 4,073 |  |
| 維持管理費        | 5,544 |  |
| 事業費等         | 148   |  |
| 小計           | 9,765 |  |
| （特定財源）       |       |  |
| 使用料          | 445   |  |
| （差引、一般財源充当額） | 9,310 |  |
| 減価償却額        | 254   |  |
| コスト総額        | 9,564 |  |

件数、一人当たりコスト総額指標（円）

|           |           |         |         |
|-----------|-----------|---------|---------|
| 平均利用件数当たり | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり | 市民一人当たり |
| 9,880     | 1,108     | 180     | 20      |

現状の概要及び監査人の所見

平成23年11月撮影



木造2階建  
利用状況

1日一回の各施設平均利用率（33.3%）相当である。また、平均利用人数当たりコスト総額は約1100円/人である。

現状に至る経緯

設置年月日、昭和43年10月21日

|             |           |       |
|-------------|-----------|-------|
| 所管局・課       | 教育委員会     | 社会教育室 |
| 公有財産台帳の財産番号 | 00952     |       |
| 財産名称（施設名）   | 中央公民館開明分館 |       |
| 所在地（代表地番）   | 開明町3丁目22  |       |
| 地区区分        | 中央        |       |

施設全体の概要

|                  |                            |            |  |
|------------------|----------------------------|------------|--|
| 主な館内構成           | 事務室、ホール、学習室、和室             |            |  |
| 土地面積・公有財産評価額     | 1,325.19 m <sup>2</sup>    | 180,225 千円 |  |
|                  | 保育園へ普通財産として無償貸付、財産番号 01248 |            |  |
| 建物延床面積・取得価額      | 365.53 m <sup>2</sup>      | 13,596 千円  |  |
| 償却情報（平成23年3月31日） |                            |            |  |
| 耐用年数、経過年数        | 50                         | 41         |  |
| 償却額（千円/年）        | 244                        |            |  |
| 累積額（千円）          | 10,033                     |            |  |

|                   |         |         |
|-------------------|---------|---------|
| 残存額（千円）           | 3,562   |         |
| 再建築情報（平成23年3月31日） |         |         |
| 建築単価（千円）          | 195     |         |
| 建築費（千円）           | 71,278  |         |
| その他               |         |         |
| 機会費用合計（千円）        | 182,749 | 普通財産の処分 |

運営状況

|                 |           |                       |
|-----------------|-----------|-----------------------|
| 開館時間/休館日        | 午前9時～午後9時 | 日・祝日（休日）<br>12/29～1/3 |
| 平成22年度稼働日数      | 294       |                       |
| 管理方法            | 直営        |                       |
| 利用状況            | 平成21年度    | 平成22年度                |
| 利用率（％）          | 28.6      | 28.7                  |
| 利用件数（件）         | 753       | 758                   |
| 貸出可能件数（件）       | 2,637     | 2,646                 |
| 利用人数（人/年）       | 9,423     | 9,342                 |
| 人員情報（平成23年4月1日） | 人数        | 人件費<br>（H23予算ベース千円）   |
| 再任用30h          | 1         | 2,945                 |
| 合計              | 1         | 2,945                 |

総コスト情報（千円/年・平成23年度予算ベース）

|                    |           |         |         |
|--------------------|-----------|---------|---------|
| 人件費                | 2,945     |         |         |
| 維持管理費              | 5,555     |         |         |
| 整備費                | 1,596     |         |         |
| 事業費等               | 148       |         |         |
| 小計                 | 10,244    |         |         |
| （特定財源）             |           |         |         |
| 使用料                | 444       |         |         |
| （差引、一般財源充当額）       |           |         | 9,800   |
| 減価償却額              | 244       |         |         |
| コスト総額              | 10,044    |         |         |
| 件数、一人当たりコスト総額指標（円） |           |         |         |
| 平均利用件数当たり          | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり | 市民一人当たり |
| 13,304             | 1,070     | 189     | 21      |

現状の概要及び監査人の所見

市提供



鉄筋コンクリート2階建、1階は保育園  
利用状況

1日一回の各施設平均利用率（33.3％）を下回っている。また、平均利用人数当たりコスト総額は約1000円/人である。

|                             |
|-----------------------------|
| 現状に至る経緯<br>設置年月日、昭和46年1月12日 |
|-----------------------------|

| 所管局・課       | 教育委員会                     | 社会教育室 |
|-------------|---------------------------|-------|
| 公有財産台帳の財産番号 | 00953                     |       |
| 財産名称(施設名)   | 中央公民館 <sup>たけや</sup> 竹谷分館 |       |
| 所在地(代表地番)   | 宮内町3丁目141                 |       |
| 地区区分        | 中央                        |       |

施設全体の概要

|                   |                            |         |    |
|-------------------|----------------------------|---------|----|
| 主な館内構成            | 事務室、ホール、学習室、和室             |         |    |
| 土地面積・公有財産評価額      | 1,080.79 m <sup>2</sup>    | 151,310 | 千円 |
|                   | 保育園へ普通財産として無償貸付、財産番号 01250 |         |    |
| 建物延床面積・取得価額       | 299.45 m <sup>2</sup>      | 12,502  | 千円 |
| 償却情報(平成23年3月31日)  |                            |         |    |
| 耐用年数、経過年数         | 50                         | 40      |    |
| 償却額(千円/年)         | 225                        |         |    |
| 累積額(千円)           | 9,001                      |         |    |
| 残存額(千円)           | 3,500                      |         |    |
| 再建築情報(平成23年3月31日) |                            |         |    |
| 建築単価(千円)          | 195                        |         |    |
| 建築費(千円)           | 58,392                     |         |    |
| その他               |                            |         |    |
| 機会費用合計(千円)        | 153,428 普通財産の処分            |         |    |

運営状況

|                 |           |                       |
|-----------------|-----------|-----------------------|
| 開館時間/休館日        | 午前9時～午後9時 | 日・祝日(休日)<br>12/29～1/3 |
| 平成22年度稼働日数      | 294       |                       |
| 管理方法            | 直営        |                       |
| 利用状況            | 平成21年度    | 平成22年度                |
| 利用率(%)          | 33.8      | 27.5                  |
| 利用件数(件)         | 892       | 728                   |
| 貸出可能件数(件)       | 2,637     | 2,646                 |
| 利用人数(人/年)       | 9,396     | 8,345                 |
| 人員情報(平成23年4月1日) | 人数        | 人件費<br>(H23予算ベース千円)   |
| 嘱託(一般)          | 1         | 2,403                 |
| 合計              | 1         | 2,403                 |

総コスト情報(千円/年・平成23年度予算ベース)

|       |       |
|-------|-------|
| 人件費   | 2,403 |
| 維持管理費 | 5,189 |
| 整備費   | 1,363 |

|  |   |         |         |       |
|--|---|---------|---------|-------|
| 事業費等   |   |         |         | 148   |
| 小計   |   |         |         | 9,103 |
| (特定財源)   |   |         |         |       |
| 使用料  | 444   |         |         |       |
| (差引、一般財源充当額)   |   |         |         | 8,659 |
| 減価償却額  |   |         |         | 225   |
| コスト総額  |   |         |         | 8,884 |
| 件数、一人当たりコスト総額指標(円)   |   |         |         |       |
| 平均利用件数当たり  | 平均利用人数当たり   | 地区人口当たり | 市民一人当たり |       |
| 10,967   | 1,001   | 167     | 19      |       |
| 現状の概要及び監査人の所見  |   |         |         |       |
| 市提供  | 鉄筋コンクリート造2階建、1階は保育園<br>利用状況<br>1日一回の各施設平均利用率(33.3%)相当である。また、平均利用人数当たりコスト総額は約1000円/人である。<br>現状に至る経緯<br>設置年月日、昭和46年10月23日 |         |         |       |
|  |   |         |         |       |

|                   |                       |           |
|-------------------|-----------------------|-----------|
| 所管局・課             | 教育委員会                 | 社会教育室     |
| 公有財産台帳の財産番号       | 00954                 |           |
| 財産名称(施設名)         | 中央公民館城内分館             |           |
| 所在地(代表地番)         | 大物町1丁目19-28           |           |
| 地区区分              | 中央                    |           |
| 施設全体の概要           |                       |           |
| 主な館内構成            | 事務室、ホール、学習室、和室、談話室    |           |
| 土地面積・公有財産評価額      | 414.96 m <sup>2</sup> | 50,625 千円 |
| 建物延床面積・取得価額       | 314.76 m <sup>2</sup> | 15,600 千円 |
| 償却情報(平成23年3月31日)  |                       |           |
| 耐用年数、経過年数         | 50                    | 39        |
| 償却額(千円/年)         | 280                   |           |
| 累積額(千円)           | 10,951                |           |
| 残存額(千円)           | 4,648                 |           |
| 再建築情報(平成23年3月31日) |                       |           |
| 建築単価(千円)          | 195                   |           |
| 建築費(千円)           | 61,378                |           |
| その他               |                       |           |
| 機会費用合計(千円)        | 51,333                |           |
| 運営状況              |                       |           |
| 開館時間/休館日          | 午前9時~午後9時             | 日・祝日(休日)  |

|                        |          |                      |
|------------------------|----------|----------------------|
|                        |          | 12/29～1/3            |
| 平成 22 年度稼働日数           | 294      |                      |
| 管理方法                   | 直営       |                      |
| 利用状況                   | 平成 21 年度 | 平成 22 年度             |
| 利用率 (%)                | 26.4     | 25.8                 |
| 利用件数 (件)               | 697      | 682                  |
| 貸出可能件数 (件)             | 2,637    | 2,646                |
| 利用人数 (人/年)             | 5,226    | 5,714                |
| 人員情報 (平成 23 年 4 月 1 日) | 人数       | 人件費<br>(H23 予算ベース千円) |
| 再任用 30h                | 1        | 2,945                |
| 合計                     | 1        | 2,945                |

総コスト情報 (千円/年・平成 23 年度予算ベース)

|              |       |
|--------------|-------|
| 人件費          | 2,945 |
| 維持管理費        | 6,148 |
| 事業費等         | 148   |
| 小計           | 9,241 |
| (特定財源)       |       |
| 使用料          | 444   |
| (差引、一般財源充当額) | 8,797 |
| 減価償却額        | 280   |
| コスト総額        | 9,077 |

件数、一人当たりコスト総額指標 (円)

|           |           |         |         |
|-----------|-----------|---------|---------|
| 平均利用件数当たり | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり | 市民一人当たり |
| 13,175    | 1,659     | 171     | 19      |

現状の概要及び監査人の所見

|  |   |
|--|---|
| <p>市提供</p>  | <p>鉄筋コンクリート造 2 階建<br/>利用状況<br/>1 日一回の各施設平均利用率 (33.3%) を下回っている。また、平均利用人数当たりコスト総額は約 1660 円/人である。<br/>現状に至る経緯<br/>設置年月日、昭和 47 年 9 月 18 日</p> |
|--|---|

|             |                  |       |
|-------------|------------------|-------|
| 所管局・課       | 教育委員会            | 社会教育室 |
| 公有財産台帳の財産番号 | 00955            |       |
| 財産名称 (施設名)  | 小田公民館杭瀬分館        |       |
| 所在地 (代表地番)  | 杭瀬本町 1 丁目 3 - 24 |       |
| 地区区分        | 小田               |       |

施設全体の概要

|                         |                           |                |           |
|-------------------------|---------------------------|----------------|-----------|
| 主な館内構成                  | 事務室、ホール、学習室、和室、談話室、図書コーナー |                |           |
| 土地面積・公有財産評価額            | 372.03                    | m <sup>2</sup> | 49,852 千円 |
| 建物延床面積・取得価額             | 302.28                    | m <sup>2</sup> | 16,135 千円 |
| 償却情報（平成 23 年 3 月 31 日）  |                           |                |           |
| 耐用年数、経過年数               | 50                        |                | 39        |
| 償却額（千円/年）               | 290                       |                |           |
| 累積額（千円）                 | 11,326                    |                |           |
| 残存額（千円）                 | 4,808                     |                |           |
| 再建築情報（平成 23 年 3 月 31 日） |                           |                |           |
| 建築単価（千円）                | 195                       |                |           |
| 建築費（千円）                 | 58,944                    |                |           |
| その他                     |                           |                |           |
| 機会費用合計（千円）              | 50,549                    |                |           |

運営状況

|                       |               |                       |
|-----------------------|---------------|-----------------------|
| 開館時間/休館日              | 午前 9 時～午後 9 時 | 日・祝日（休日）<br>12/29～1/3 |
| 平成 22 年度稼働日数          | 294           |                       |
| 管理方法                  | 直営            |                       |
| 利用状況                  | 平成 21 年度      | 平成 22 年度              |
| 利用率（%）                | 48.4          | 47.3                  |
| 利用件数（件）               | 1,277         | 1,252                 |
| 貸出可能件数（件）             | 2,637         | 2,646                 |
| 利用人数（人/年）             | 11,027        | 10,413                |
| 人員情報（平成 23 年 4 月 1 日） | 人数            | 人件費<br>（H 23 予算ベース千円） |
| 再任用 30h               | 1             | 2,945                 |
| 合計                    | 1             | 2,945                 |

総コスト情報（千円/年・平成 23 年度予算ベース）

|              |       |
|--------------|-------|
| 人件費          | 2,945 |
| 維持管理費        | 6,236 |
| 事業費等         | 148   |
| 小計           | 9,329 |
| （特定財源）       |       |
| 使用料          | 444   |
| （差引、一般財源充当額） | 8,885 |
| 減価償却額        | 290   |
| コスト総額        | 9,175 |

件数、一人当たりコスト総額指標（円）

|           |           |         |         |
|-----------|-----------|---------|---------|
| 平均利用件数当たり | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり | 市民一人当たり |
| 7,259     | 855       | 124     | 20      |

現状の概要及び監査人の所見

|     |   |
|-----|---|
| 市提供 | 鉄筋コンクリート造2階建<br>利用状況<br>阪神杭瀬駅から徒歩3分の位置にあり、比較的頻繁に利用されている。<br>現状に至る経緯<br>設置年月日、昭和38年6月1日<br>昭和47年10月28日改築 |
|-----|---|



| 所管局・課       | 教育委員会       | 社会教育室 |
|-------------|-------------|-------|
| 公有財産台帳の財産番号 | 00956       |       |
| 財産名称（施設名）   | 小田公民館城北分館   |       |
| 所在地（代表地番）   | 西長洲町2丁目33-1 |       |
| 地区区分        | 小田          |       |

施設全体の概要

|                   |                        |                |            |
|-------------------|------------------------|----------------|------------|
| 主な館内構成            | 事務室、ホール、学習室2、和室、図書コーナー |                |            |
| 土地面積・公有財産評価額      | 470.06                 | m <sup>2</sup> | 61,107 千円  |
| 建物延床面積・取得価額       | 478.30                 | m <sup>2</sup> | 111,364 千円 |
| 償却情報（平成23年3月31日）  |                        |                |            |
| 耐用年数、経過年数         | 50                     |                | 19         |
| 償却額（千円/年）         | 2,004                  |                |            |
| 累積額（千円）           | 38,086                 |                |            |
| 残存額（千円）           | 73,277                 |                |            |
| 再建築情報（平成23年3月31日） |                        |                |            |
| 建築単価（千円）          | 195                    |                |            |
| 建築費（千円）           | 94,401                 |                |            |
| その他               |                        |                |            |
| 機会費用合計（千円）        | 61,963                 |                |            |

運営状況

|                 |           |                       |
|-----------------|-----------|-----------------------|
| 開館時間/休館日        | 午前9時～午後9時 | 日・祝日（休日）<br>12/29～1/3 |
| 平成22年度稼働日数      | 294       |                       |
| 管理方法            | 直営        |                       |
| 利用状況            | 平成21年度    | 平成22年度                |
| 利用率（%）          | 18.1      | 21.1                  |
| 利用件数（件）         | 636       | 743                   |
| 貸出可能件数（件）       | 3,516     | 3,528                 |
| 利用人数（人/年）       | 6,525     | 6,765                 |
| 人員情報（平成23年4月1日） | 人数        | 人件費<br>（H23予算ベース千円）   |
| 再任用30h          | 1         | 2,945                 |

|                          |           |         |
|--------------------------|-----------|---------|
| 合計                       | 1         | 2,945   |
| 設置財源（築20年以内、修繕は10年以内に限る） |           |         |
| 大規模修繕時の起債額               | 56,000    |         |
| 総コスト情報（千円/年・平成23年度予算ベース） |           |         |
| 人件費                      | 2,945     |         |
| 維持管理費                    | 6,867     |         |
| 事業費等                     | 148       |         |
| 小計                       | 9,960     |         |
| （特定財源）                   |           |         |
| 使用料                      | 444       |         |
| （差引、一般財源充当額）             |           | 9,516   |
| 減価償却額                    | 2,004     |         |
| 支払利息                     | 139       |         |
| コスト総額                    | 11,660    |         |
| 件数、一人当たりコスト総額指標（円）       |           |         |
| 平均利用件数当たり                | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり |
|                          |           | 158     |
|                          |           | 25      |

#### 現状の概要及び監査人の所見

平成23年11月撮影



鉄筋コンクリート造2階建、1階は公立保育所利用状況

1日一回の各施設平均利用率（33.3%）を大幅に下回っている。また、地区人口当たりコスト総額は約160円/人である。

現状に至る経緯

設置年月日、昭和41年8月6日

平成5年4月1日全面改装

|             |            |       |
|-------------|------------|-------|
| 所管局・課       | 教育委員会      | 社会教育室 |
| 公有財産台帳の財産番号 | 00962      |       |
| 財産名称（施設名）   | 大庄公民館大庄南分館 |       |
| 所在地（代表地番）   | 武庫川町1丁目25  |       |
| 地区区分        | 大庄         |       |

#### 施設全体の概要

|                  |                     |                |            |
|------------------|---------------------|----------------|------------|
| 主な館内構成           | 事務室、ホール、学習室3、和室、談話室 |                |            |
| 土地面積・公有財産評価額     | 1,154.54            | m <sup>2</sup> | 142,008 千円 |
| 建物延床面積・取得価額      | 536.00              | m <sup>2</sup> | 55,054 千円  |
| 償却情報（平成23年3月31日） |                     |                |            |
| 耐用年数、経過年数        | 50                  |                | 33         |
| 償却額（千円/年）        | 993                 |                |            |
| 累積額（千円）          | 32,562              |                |            |
| 残存額（千円）          | 22,491              |                |            |

|                         |         |
|-------------------------|---------|
| 再建築情報（平成 23 年 3 月 31 日） |         |
| 建築単価（千円）                | 170     |
| 建築費（千円）                 | 119,140 |
| その他                     |         |
| 機会費用合計（千円）              | 143,996 |

運営状況

|                       |               |                       |
|-----------------------|---------------|-----------------------|
| 開館時間/休館日              | 午前 9 時～午後 9 時 | 日・祝日（休日）<br>12/29～1/3 |
| 平成 22 年度稼働日数          | 294           |                       |
| 管理方法                  | 直営            |                       |
| 利用状況                  | 平成 21 年度      | 平成 22 年度              |
| 利用率（％）                | 24.8          | 24.5                  |
| 利用件数（件）               | 1,090         | 1,081                 |
| 貸出可能件数（件）             | 4,395         | 4,410                 |
| 利用人数（人/年）             | 10,923        | 10,920                |
| 人員情報（平成 23 年 4 月 1 日） | 人数            | 人件費<br>（H23 予算ベース千円）  |
| 再任用 30h               | 1             | 2,945                 |
| 合計                    | 1             | 2,945                 |

総コスト情報（千円/年・平成 23 年度予算ベース）

|              |        |
|--------------|--------|
| 人件費          | 2,945  |
| 維持管理費        | 7,123  |
| 事業費等         | 48     |
| 小計           | 10,116 |
| （特定財源）       |        |
| 使用料          | 444    |
| （差引、一般財源充当額） | 9,672  |
| 減価償却額        | 993    |
| コスト総額        | 10,665 |

件数、一人当たりコスト総額指標（円）

|           |           |         |         |
|-----------|-----------|---------|---------|
| 平均利用件数当たり | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり | 市民一人当たり |
| 9,830     | 976       | 191     | 23      |

現状の概要及び監査人の所見

市提供



鉄筋コンクリート造 2 階建

利用状況

1 日一回の各施設平均利用率（33.3％）を大幅に下回っている。また、平均利用人数当たりコスト総額は約 980 円/人である。

現状に至る経緯

設置年月日、昭和 42 年 6 月 6 日

平成 9 年 10 月 1 日移転

|             |            |       |
|-------------|------------|-------|
| 所管局・課       | 教育委員会      | 社会教育室 |
| 公有財産台帳の財産番号 | 00964      |       |
| 財産名称（施設名）   | 大庄公民館稲葉荘分館 |       |
| 所在地（代表地番）   | 稲葉荘1丁目3-26 |       |
| 地区区分        | 大庄         |       |

施設全体の概要

|                   |                       |                |           |
|-------------------|-----------------------|----------------|-----------|
| 主な館内構成            | 事務室、ホール、学習室、和室、幼児コーナー |                |           |
| 土地面積・公有財産評価額      | 449.22                | m <sup>2</sup> | 61,093 千円 |
| 建物延床面積・取得価額       | 310.00                | m <sup>2</sup> | 29,858 千円 |
| 償却情報（平成23年3月31日）  |                       |                |           |
| 耐用年数、経過年数         | 50                    |                | 34        |
| 償却額（千円/年）         | 535                   |                |           |
| 累積額（千円）           | 18,210                |                |           |
| 残存額（千円）           | 11,544                |                |           |
| 再建築情報（平成23年3月31日） |                       |                |           |
| 建築単価（千円）          | 195                   |                |           |
| 建築費（千円）           | 61,395                |                |           |
| その他               |                       |                |           |
| 機会費用合計（千円）        | 61,949                |                |           |

運営状況

|                 |           |                       |
|-----------------|-----------|-----------------------|
| 開館時間/休館日        | 午前9時～午後9時 | 日・祝日（休日）<br>12/29～1/3 |
| 平成22年度稼働日数      | 294       |                       |
| 管理方法            | 直営        |                       |
| 利用状況            | 平成21年度    | 平成22年度                |
| 利用率（%）          | 47.9      | 49.3                  |
| 利用件数（件）         | 1,264     | 1,304                 |
| 貸出可能件数（件）       | 2,637     | 2,646                 |
| 利用人数（人/年）       | 11,705    | 12,140                |
| 人員情報（平成23年4月1日） | 人数        | 人件費<br>（H23予算ベース千円）   |
| 再任用30h          | 1         | 2,945                 |
| 合計              | 1         | 2,945                 |

総コスト情報（千円/年・平成23年度予算ベース）

|        |       |
|--------|-------|
| 人件費    | 2,954 |
| 維持管理費  | 6,142 |
| 事業費等   | 48    |
| 小計     | 9,135 |
| （特定財源） |       |
| 使用料    | 444   |

|   |           |  |         |
|---|-----------|--|---------|
| (差引、一般財源充当額)  |           | 8,691  |         |
| 減価償却額   |           | 535  |         |
| コスト総額   |           | 9,226  |         |
| 件数、一人当たりコスト総額指標(円)  |           |  |         |
| 平均利用件数当たり   | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり  | 市民一人当たり |
| 7,185   | 773       | 165  | 20      |
| 現状の概要及び監査人の所見   |           |  |         |
| 市提供   |           | 鉄筋コンクリート造2階建   |         |
|  |           | 利用状況   |         |
|   |           | 1日一回の各施設平均利用率(33.3%)を大幅に上回っている。また、平均利用人数当たりコスト総額は約770円/人の負担になっている。 |         |
|   |           | 現状に至る経緯  |         |
|   |           | 設置年月日、昭和53年4月22日   |         |

|             |             |       |
|-------------|-------------|-------|
| 所管局・課       | 教育委員会       | 社会教育室 |
| 公有財産台帳の財産番号 | 00967       |       |
| 財産名称(施設名)   | 立花公民館宮前分館   |       |
| 所在地(代表地番)   | 塚口本町2丁目12-3 |       |
| 地区区分        | 立花          |       |

#### 施設全体の概要

|                   |                     |                |           |
|-------------------|---------------------|----------------|-----------|
| 主な館内構成            | 事務室、ホール、学習室3、和室、談話室 |                |           |
| 土地面積・公有財産評価額      | 493.48              | m <sup>2</sup> | 73,147 千円 |
| 建物延床面積・取得価額       | 470.69              | m <sup>2</sup> | 18,556 千円 |
| 償却情報(平成23年3月31日)  |                     |                |           |
| 耐用年数、経過年数         | 50                  |                | 41        |
| 償却額(千円/年)         | 334                 |                |           |
| 累積額(千円)           | 13,694              |                |           |
| 残存額(千円)           | 4,861               |                |           |
| 再建築情報(平成23年3月31日) |                     |                |           |
| 建築単価(千円)          | 195                 |                |           |
| 建築費(千円)           | 91,784              |                |           |
| その他               |                     |                |           |
| 機会費用合計(千円)        | 74,171              |                |           |

#### 運営状況

|            |           |                       |
|------------|-----------|-----------------------|
| 開館時間/休館日   | 午前9時~午後9時 | 日・祝日(休日)<br>12/29~1/3 |
| 平成22年度稼働日数 | 294       |                       |
| 管理方法       | 直営        |                       |
| 利用状況       | 平成21年度    | 平成22年度                |

|                        |        |                      |
|------------------------|--------|----------------------|
| 利用率 (%)                | 27.4   | 29.8                 |
| 利用件数 (件)               | 1,205  | 1,313                |
| 貸出可能件数 (件)             | 4,395  | 4,410                |
| 利用人数 (人/年)             | 18,612 | 18,736               |
| 人員情報 (平成 23 年 4 月 1 日) | 人数     | 人件費<br>(H23 予算ベース千円) |
| 再任用 30h                | 1      | 2,945                |
| 合計                     | 1      | 2,945                |

総コスト情報 (千円/年・平成 23 年度予算ベース)

|              |       |
|--------------|-------|
| 人件費          | 2,945 |
| 維持管理費        | 6,497 |
| 事業費等         | 48    |
| 小計           | 9,490 |
| (特定財源)       |       |
| 使用料          | 444   |
| (差引、一般財源充当額) | 9,046 |
| 減価償却額        | 334   |
| コスト総額        | 9,380 |

件数、一人当たりコスト総額指標 (円)

|           |           |         |         |
|-----------|-----------|---------|---------|
| 平均利用件数当たり | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり | 市民一人当たり |
| 7,450     | 502       | 86      | 20      |

現状の概要及び監査人の所見

|     |   |
|-----|---|
| 市提供 | 鉄筋コンクリート造 2 階建<br>利用状況<br>1 日一回の各施設平均利用率 (33.3%) を下回っている。また、平均利用人数当たりコスト総額は約 500 円/人である。<br>現状に至る経緯<br>設置年月日、昭和 32 年 11 月 3 日<br>昭和 45 年 11 月 1 日改装 |
|-----|---|



|             |                    |       |
|-------------|--------------------|-------|
| 所管局・課       | 教育委員会              | 社会教育室 |
| 公有財産台帳の財産番号 | 00969              |       |
| 財産名称 (施設名)  | 立花公民館立花西分館         |       |
| 所在地 (代表地番)  | 南武庫之荘 2 丁目 20 - 12 |       |
| 地区区分        | 立花                 |       |

施設全体の概要

|              |                    |                |            |
|--------------|--------------------|----------------|------------|
| 主な館内構成       | 事務室、ホール、学習室、和室、談話室 |                |            |
| 土地面積・公有財産評価額 | 826.80             | m <sup>2</sup> | 152,958 千円 |
| 建物延床面積・取得価額  | 430.84             | m <sup>2</sup> | 27,596 千円  |

|                         |               |     |
|-------------------------|---------------|-----|
| 償却情報（平成 23 年 3 月 31 日）  |               |     |
| 耐用年数、経過年数               | 5 0           | 3 8 |
| 償却額（千円/年）               | 4 9 8         |     |
| 累積額（千円）                 | 1 8 , 6 7 1   |     |
| 残存額（千円）                 | 8 , 8 6 0     |     |
| 再建築情報（平成 23 年 3 月 31 日） |               |     |
| 建築単価（千円）                | 1 7 0         |     |
| 建築費（千円）                 | 7 1 , 0 1 9   |     |
| その他                     |               |     |
| 機会費用合計（千円）              | 1 5 5 , 0 9 9 |     |

運営状況

|                       |               |                       |
|-----------------------|---------------|-----------------------|
| 開館時間/休館日              | 午前 9 時～午後 9 時 | 日・祝日（休日）<br>12/29～1/3 |
| 平成 22 年度稼働日数          | 2 9 4         |                       |
| 管理方法                  | 直営            |                       |
| 利用状況                  | 平成 21 年度      | 平成 22 年度              |
| 利用率（％）                | 5 9 . 3       | 6 1 . 5               |
| 利用件数（件）               | 1 , 5 6 3     | 1 , 6 2 7             |
| 貸出可能件数（件）             | 2 , 6 3 7     | 2 , 6 4 6             |
| 利用人数（人/年）             | 1 8 , 5 1 4   | 1 7 , 6 6 8           |
| 人員情報（平成 23 年 4 月 1 日） | 人数            | 人件費<br>（H 23 予算ベース千円） |
| 嘱託（一般）                | 1             | 1 , 6 1 4             |
| 合計                    | 1             | 1 , 6 1 4             |

総コスト情報（千円/年・平成 23 年度予算ベース）

|                    |           |         |         |
|--------------------|-----------|---------|---------|
| 人件費                | 1 , 6 1 4 |         |         |
| 維持管理費              | 6 , 0 3 3 |         |         |
| 事業費等               | 4 8       |         |         |
| 小計                 | 7 , 6 9 5 |         |         |
| （特定財源）             |           |         |         |
| 使用料                | 4 4 4     |         |         |
| （差引、一般財源充当額）       | 7 , 2 5 1 |         |         |
| 減価償却額              | 4 9 8     |         |         |
| コスト総額              | 7 , 7 4 9 |         |         |
| 件数、一人当たりコスト総額指標（円） |           |         |         |
| 平均利用件数当たり          | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり | 市民一人当たり |
| 4 , 8 5 8          | 4 2 8     | 7 1     | 1 6     |

現状の概要及び監査人の所見

市提供

鉄筋コンクリート造 2 階建の一部  
（一部は、はつらつ学級使用）



### 利用状況

1日二回の各施設平均利用率（66.6%）に迫る高い利用状況である。また、利用状況に伴い平均利用人数当たりコスト総額は約420円/人と他の分館と比べ低負担になっている。

### 現状に至る経緯

設置年月日、昭和42年10月18日

平成9年10月1日移転

| 所管局・課       | 教育委員会     | 社会教育室 |
|-------------|-----------|-------|
| 公有財産台帳の財産番号 | 00968     |       |
| 財産名称（施設名）   | 立花公民館尾浜分館 |       |
| 所在地（代表地番）   | 尾浜町2丁目5-8 |       |
| 地区区分        | 立花        |       |

### 施設全体の概要

|                   |                    |                |           |
|-------------------|--------------------|----------------|-----------|
| 主な館内構成            | 事務室、ホール、学習室、和室、談話室 |                |           |
| 土地面積・公有財産評価額      | 396.00             | m <sup>2</sup> | 49,500 千円 |
| 建物延床面積・取得価額       | 307.58             | m <sup>2</sup> | 14,267 千円 |
| 償却情報（平成23年3月31日）  |                    |                |           |
| 耐用年数、経過年数         | 50                 |                | 38        |
| 償却額（千円/年）         | 258                |                |           |
| 累積額（千円）           | 9,758              |                |           |
| 残存額（千円）           | 4,508              |                |           |
| 再建築情報（平成23年3月31日） |                    |                |           |
| 建築単価（千円）          | 195                |                |           |
| 建築費（千円）           | 59,978             |                |           |
| その他               |                    |                |           |
| 機会費用合計（千円）        | 50,193             |                |           |

### 運営状況

|                 |           |                       |
|-----------------|-----------|-----------------------|
| 開館時間/休館日        | 午前9時～午後9時 | 日・祝日（休日）<br>12/29～1/3 |
| 平成22年度稼働日数      | 294       |                       |
| 管理方法            | 直営        |                       |
| 利用状況            | 平成21年度    | 平成22年度                |
| 利用率（%）          | 36.1      | 37.7                  |
| 利用件数（件）         | 952       | 998                   |
| 貸出可能件数（件）       | 2,637     | 2,646                 |
| 利用人数（人/年）       | 9,237     | 10,568                |
| 人員情報（平成23年4月1日） | 人数        | 人件費<br>（H23予算ベース千円）   |
| 嘱託（一般）          | 1         | 1,614                 |

|    |   |       |
|----|---|-------|
| 合計 | 1 | 1,614 |
|----|---|-------|

総コスト情報(千円/年・平成23年度予算ベース)

|              |       |  |
|--------------|-------|--|
| 人件費          | 1,614 |  |
| 維持管理費        | 5,796 |  |
| 事業費等         | 48    |  |
| 小計           | 7,458 |  |
| (特定財源)       |       |  |
| 使用料          | 444   |  |
| (差引、一般財源充当額) | 7,014 |  |
| 減価償却額        | 256   |  |
| コスト総額        | 7,270 |  |

件数、一人当たりコスト総額指標(円)

|           |           |         |         |
|-----------|-----------|---------|---------|
| 平均利用件数当たり | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり | 市民一人当たり |
| 7,457     | 734       | 67      | 15      |

現状の概要及び監査人の所見

市提供



鉄筋コンクリート造2階建

利用状況

1日一回の各施設平均利用率(33.3%)相当の利用であり、平均利用人数当たりコスト総額は約730円/人となっている。

現状に至る経緯

設置年月日、昭和48年11月17日

| 所管局・課       | 教育委員会       | 社会教育室 |
|-------------|-------------|-------|
| 公有財産台帳の財産番号 | 00951       |       |
| 財産名称(施設名)   | 武庫公民館武庫北分館  |       |
| 所在地(代表地番)   | 西昆陽1丁目23-30 |       |
| 地区区分        | 武庫          |       |

施設全体の概要

|                   |                    |                |           |
|-------------------|--------------------|----------------|-----------|
| 主な館内構成            | 事務室、ホール、学習室、和室、談話室 |                |           |
| 土地面積・公有財産評価額      | 547.52             | m <sup>2</sup> | 73,915 千円 |
| 建物延床面積・取得価額       | 253.22             | m <sup>2</sup> | 10,084 千円 |
| 償却情報(平成23年3月31日)  |                    |                |           |
| 耐用年数、経過年数         | 24                 |                | 24        |
| 償却額(千円/年)         | 378                |                |           |
| 累積額(千円)           | 9,075              |                |           |
| 残存額(千円)           | 1,008              |                |           |
| 再建築情報(平成23年3月31日) |                    |                |           |
| 建築単価(千円)          | 130                |                |           |

|            |        |
|------------|--------|
| 建築費（千円）    | 32,918 |
| その他        |        |
| 機会費用合計（千円） | 74,950 |

運営状況

|                 |           |                       |
|-----------------|-----------|-----------------------|
| 開館時間/休館日        | 午前9時～午後9時 | 日・祝日（休日）<br>12/29～1/3 |
| 平成22年度稼働日数      | 294       |                       |
| 管理方法            | 直営        |                       |
| 利用状況            | 平成21年度    | 平成22年度                |
| 利用率（％）          | 29.2      | 27.0                  |
| 利用件数（件）         | 771       | 713                   |
| 貸出可能件数（件）       | 2,637     | 2,646                 |
| 利用人数（人/年）       | 6,570     | 5,838                 |
| 人員情報（平成23年4月1日） | 人数        | 人件費<br>（H23予算ベース千円）   |
| 再任用30h          | 1         | 2,945                 |
| 合計              | 1         | 2,945                 |

総コスト情報（千円/年・平成23年度予算ベース）

|              |        |  |
|--------------|--------|--|
| 人件費          | 2,945  |  |
| 維持管理費        | 5,259  |  |
| 事業費等         | 48     |  |
| 小計           | 8,252  |  |
| （特定財源）       |        |  |
| 使用料          | 444    |  |
| （差引、一般財源充当額） | 7,808  |  |
| 減価償却額        | 償却済み 0 |  |
| コスト総額        | 7,808  |  |

件数、一人当たりコスト総額指標（円）

|           |           |         |         |
|-----------|-----------|---------|---------|
| 平均利用件数当たり | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり | 市民一人当たり |
| 10,522    | 1,258     | 83      | 17      |

現状の概要及び監査人の所見

市提供



木造2階建

利用状況

1日一回の各施設平均利用率（33.3％）を下回っている。また、平均利用人数当たりコスト総額は約1260円/人である。

現状に至る経緯

設置年月日、昭和45年11月4日

|             |              |       |
|-------------|--------------|-------|
| 所管局・課       | 教育委員会        | 社会教育室 |
| 公有財産台帳の財産番号 | 00957        |       |
| 財産名称（施設名）   | 園田公民館塚口南分館   |       |
| 所在地（代表地番）   | 南塚口町2丁目31-26 |       |
| 地区区分        | 園田           |       |

施設全体の概要

|                   |                    |                |           |
|-------------------|--------------------|----------------|-----------|
| 主な館内構成            | 事務室、ホール、学習室、和室、談話室 |                |           |
| 土地面積・公有財産評価額      | 254.21             | m <sup>2</sup> | 46,266 千円 |
| 建物延床面積・取得価額       | 294.04             | m <sup>2</sup> | 29,437 千円 |
| 償却情報（平成23年3月31日）  |                    |                |           |
| 耐用年数、経過年数         | 50                 |                | 37        |
| 償却額（千円/年）         | 529                |                |           |
| 累積額（千円）           | 19,605             |                |           |
| 残存額（千円）           | 9,831              |                |           |
| 再建築情報（平成23年3月31日） |                    |                |           |
| 建築単価（千円）          | 195                |                |           |
| 建築費（千円）           | 57,337             |                |           |
| その他               |                    |                |           |
| 機会費用合計（千円）        | 46,913             |                |           |

運営状況

|                 |           |                       |
|-----------------|-----------|-----------------------|
| 開館時間/休館日        | 午前9時～午後9時 | 日・祝日（休日）<br>12/29～1/3 |
| 平成22年度稼働日数      | 294       |                       |
| 管理方法            | 直営        |                       |
| 利用状況            | 平成21年度    | 平成22年度                |
| 利用率（%）          | 60.5      | 52.4                  |
| 利用件数（件）         | 1,595     | 1,387                 |
| 貸出可能件数（件）       | 2,637     | 2,646                 |
| 利用人数（人/年）       | 17,329    | 15,489                |
| 人員情報（平成23年4月1日） | 人数        | 人件費<br>（H23予算ベース千円）   |
| 再任用30h          | 1         | 2,945                 |
| 合計              | 1         | 2,945                 |

総コスト情報（千円/年・平成23年度予算ベース）

|        |       |
|--------|-------|
| 人件費    | 2,945 |
| 維持管理費  | 5,847 |
| 事業費等   | 48    |
| 小計     | 8,840 |
| （特定財源） |       |
| 使用料    | 444   |

|                    |           |         |         |
|--------------------|-----------|---------|---------|
| (差引、一般財源充当額)       |           | 8,396   |         |
| 減価償却額              |           | 529     |         |
| コスト総額              |           | 8,925   |         |
| 件数、一人当たりコスト総額指標(円) |           |         |         |
| 平均利用件数当たり          | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり | 市民一人当たり |
| 5,986              | 543       | 82      | 19      |

現状の概要及び監査人の所見

市提供



鉄筋コンクリート造2階建

利用状況

1日一回の各施設平均利用率(33.3%)を上回っている。また、利用状況に伴い平均利用人数当たりコスト総額は約540円/人と他の分館と比べ低負担になっている。

現状に至る経緯

設置年月日、昭和38年6月1日

昭和50年3月27日改築

|             |             |       |
|-------------|-------------|-------|
| 所管局・課       | 教育委員会       | 社会教育室 |
| 公有財産台帳の財産番号 | 00961       |       |
| 財産名称(施設名)   | 園田公民館戸ノ内分館  |       |
| 所在地(代表地番)   | 戸ノ内町3丁目8-12 |       |
| 地区区分        | 園田          |       |

施設全体の概要

|                   |                    |                |           |
|-------------------|--------------------|----------------|-----------|
| 主な館内構成            | 事務室、ホール、学習室、和室、談話室 |                |           |
| 土地面積・公有財産評価額      | 392.96             | m <sup>2</sup> | 32,812 千円 |
| 建物延床面積・取得価額       | 255.05             | m <sup>2</sup> | 6,615 千円  |
| 償却情報(平成23年3月31日)  |                    |                |           |
| 耐用年数、経過年数         | 24                 |                | 24        |
| 償却額(千円/年)         | 244                |                |           |
| 累積額(千円)           | 5,868              |                |           |
| 残存額(千円)           | 652                |                |           |
| 再建築情報(平成23年3月31日) |                    |                |           |
| 建築単価(千円)          | 130                |                |           |
| 建築費(千円)           | 33,156             |                |           |
| その他               |                    |                |           |
| 機会費用合計(千円)        | 33,271             |                |           |

運営状況

|            |           |                       |
|------------|-----------|-----------------------|
| 開館時間/休館日   | 午前9時~午後9時 | 日・祝日(休日)<br>12/29~1/3 |
| 平成22年度稼働日数 | 294       |                       |
| 管理方法       | 直営        |                       |

| 利用状況                   | 平成 21 年度 | 平成 22 年度             |
|------------------------|----------|----------------------|
| 利用率 (%)                | 12.3     | 12.5                 |
| 利用件数 (件)               | 325      | 331                  |
| 貸出可能件数 (件)             | 2,637    | 2,646                |
| 利用人数 (人/年)             | 2,250    | 4,275                |
| 人員情報 (平成 23 年 4 月 1 日) | 人数       | 人件費<br>(H23 予算ベース千円) |
| 嘱託 (一般)                | 1        | 1,614                |
| 合計                     | 1        | 1,614                |

総コスト情報 (千円/年・平成 23 年度予算ベース)

|              |        |
|--------------|--------|
| 人件費          | 1,614  |
| 維持管理費        | 5,539  |
| 事業費等         | 48     |
| 小計           | 7,201  |
| (特定財源)       |        |
| 使用料          | 444    |
| (差引、一般財源充当額) | 6,757  |
| 減価償却額        | 償却済み 0 |
| コスト総額        | 6,757  |

件数、一人当たりコスト総額指標 (円)

| 平均利用件数当たり | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり | 市民一人当たり |
|-----------|-----------|---------|---------|
| 20,600    | 2,071     | 72      | 14      |

現状の概要及び監査人の所見

|     |   |
|-----|---|
| 市提供 | 木造 2 階建<br>利用状況<br>1 日一回の各施設平均利用率 (33.3%) を著しく下回っている。また、平均利用人数当たりコスト総額は約 2070 円/人である。<br>現状に至る経緯<br>設置年月日、昭和 43 年 2 月 1 日 |
|-----|---|



| 所管局・課       | 教育委員会             | 社会教育室 |
|-------------|-------------------|-------|
| 公有財産台帳の財産番号 | 00959             |       |
| 財産名称 (施設名)  | 園田公民館園和北分館        |       |
| 所在地 (代表地番)  | 東園田町 3 丁目 76 - 16 |       |
| 地区区分        | 園田                |       |

施設全体の概要

|              |                            |         |    |
|--------------|----------------------------|---------|----|
| 主な館内構成       | 事務室、ホール、学習室、和室、談話室         |         |    |
| 土地面積・公有財産評価額 | 1,325.32 m <sup>2</sup>    | 206,749 | 千円 |
|              | 保育園へ普通財産として無償貸付、財産番号 01247 |         |    |
| 建物延床面積・取得価額  | 313.82 m <sup>2</sup>      | 15,181  | 千円 |

|                         |               |         |
|-------------------------|---------------|---------|
| 償却情報（平成 23 年 3 月 31 日）  |               |         |
| 耐用年数、経過年数               | 5 0           | 4 0     |
| 償却額（千円/年）               | 2 7 3         |         |
| 累積額（千円）                 | 1 0 , 9 3 0   |         |
| 残存額（千円）                 | 4 , 2 5 0     |         |
| 再建築情報（平成 23 年 3 月 31 日） |               |         |
| 建築単価（千円）                | 1 9 5         |         |
| 建築費（千円）                 | 6 1 , 1 9 4   |         |
| その他                     |               |         |
| 機会費用合計（千円）              | 2 0 9 , 6 4 4 | 普通財産の処分 |

運営状況

|                       |               |                       |
|-----------------------|---------------|-----------------------|
| 開館時間/休館日              | 午前 9 時～午後 9 時 | 日・祝日（休日）<br>12/29～1/3 |
| 平成 22 年度稼働日数          | 2 9 4         |                       |
| 管理方法                  | 直営            |                       |
| 利用状況                  | 平成 21 年度      | 平成 22 年度              |
| 利用率（％）                | 4 3 . 8       | 4 4 . 8               |
| 利用件数（件）               | 1 , 1 5 6     | 1 , 1 8 4             |
| 貸出可能件数（件）             | 2 , 6 3 7     | 2 , 6 4 6             |
| 利用人数（人/年）             | 1 2 , 4 3 1   | 1 3 , 8 7 2           |
| 人員情報（平成 23 年 4 月 1 日） | 人数            | 人件費<br>（H 23 予算ベース千円） |
| 嘱託（一般）                | 1             | 2 , 9 4 5             |
| 合計                    | 1             | 2 , 9 4 5             |

総コスト情報（千円/年・平成 23 年度予算ベース）

|              |           |  |
|--------------|-----------|--|
| 人件費          | 2 , 9 4 5 |  |
| 維持管理費        | 5 , 2 2 8 |  |
| 整備費          | 1 , 4 3 2 |  |
| 事業費等         | 4 8       |  |
| 小計           | 9 , 6 5 3 |  |
| （特定財源）       |           |  |
| 使用料          | 4 4 4     |  |
| （差引、一般財源充当額） | 9 , 2 0 9 |  |
| 減価償却額        | 2 7 3     |  |
| コスト総額        | 9 , 4 8 2 |  |

件数、一人当たりコスト総額指標（円）

|           |           |         |         |
|-----------|-----------|---------|---------|
| 平均利用件数当たり | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり | 市民一人当たり |
| 8 , 1 0 4 | 7 2 1     | 1 0 1   | 2 0     |

現状の概要及び監査人の所見

|     |                        |
|-----|------------------------|
| 市提供 | 鉄筋コンクリート造 2 階建、1 階は保育園 |
|-----|------------------------|

|   |  |
|---|--|
|  | <b>利用状況</b><br>1日一回の各施設平均利用率（33.3%）を上回っている。また、平均利用人数当たりコスト総額は約720円/人である。<br><b>現状に至る経緯</b><br>設置年月日、昭和47年5月16日 |
|---|--|

| 所管局・課       | 教育委員会      | 社会教育室 |
|-------------|------------|-------|
| 公有財産台帳の財産番号 | 00960      |       |
| 財産名称（施設名）   | 園田公民館小園分館  |       |
| 所在地（代表地番）   | 若王寺3丁目2-21 |       |
| 地区区分        | 園田         |       |

|                          |                       |                |           |
|--------------------------|-----------------------|----------------|-----------|
| <b>施設全体の概要</b>           |                       |                |           |
| 主な館内構成                   | 事務室、ホール、学習室、和室、談話コーナー |                |           |
| 土地面積・公有財産評価額             | 556.92                | m <sup>2</sup> | 81,310 千円 |
| 建物延床面積・取得価額              | 316.08                | m <sup>2</sup> | 69,585 千円 |
| <b>償却情報（平成23年3月31日）</b>  |                       |                |           |
| 耐用年数、経過年数                | 50                    |                | 28        |
| 償却額（千円/年）                | 1,252                 |                |           |
| 累積額（千円）                  | 37,050                |                |           |
| 残存額（千円）                  | 34,514                |                |           |
| <b>再建築情報（平成23年3月31日）</b> |                       |                |           |
| 建築単価（千円）                 | 195                   |                |           |
| 建築費（千円）                  | 61,635                |                |           |
| <b>その他</b>               |                       |                |           |
| 機会費用合計（千円）               | 82,448                |                |           |

|                 |           |                       |
|-----------------|-----------|-----------------------|
| <b>運営状況</b>     |           |                       |
| 開館時間/休館日        | 午前9時～午後9時 | 日・祝日（休日）<br>12/29～1/3 |
| 平成22年度稼働日数      | 294       |                       |
| 管理方法            | 直営        |                       |
| 利用状況            | 平成21年度    | 平成22年度                |
| 利用率（%）          | 58.5      | 55.4                  |
| 利用件数（件）         | 1,542     | 1,466                 |
| 貸出可能件数（件）       | 2,637     | 2,646                 |
| 利用人数（人/年）       | 13,278    | 13,410                |
| 人員情報（平成23年4月1日） | 人数        | 人件費<br>（H23予算ベース千円）   |

|         |   |       |
|---------|---|-------|
| 再任用 30h | 1 | 2,945 |
| 合計      | 1 | 2,945 |

総コスト情報（千円/年・平成 23 年度予算ベース）

|              |        |  |
|--------------|--------|--|
| 人件費          | 2,945  |  |
| 維持管理費        | 6,376  |  |
| 事業費等         | 47     |  |
| 小計           | 9,368  |  |
| （特定財源）       |        |  |
| 使用料          | 444    |  |
| （差引、一般財源充当額） | 8,924  |  |
| 減価償却額        | 1,252  |  |
| コスト総額        | 10,176 |  |

件数、一人当たりコスト総額指標（円）

| 平均利用件数当たり | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり | 市民一人当たり |
|-----------|-----------|---------|---------|
| 6,766     | 762       | 109     | 22      |

現状の概要及び監査人の所見

市提供



鉄筋コンクリート造 2 階建

利用状況

1 日一回の各施設平均利用率（33.3%）を上回っている。また、利用状況に伴い平均利用人数当たりコスト総額は約 760 円/人となっている。

現状に至る経緯

設置年月日、昭和 59 年 4 月 1 日

監査の結果及び意見

< 意見 > 指定管理者制度の採用について

指定管理者制度を採用し、地区公民館の運営コスト削減に努めるべきである（分館については廃止の方向であり、意見の対象外とする）。

地区公民館の全館合計コストは 386 百万円であり、うち人件費が 222 百万円（約 57%）、維持管理費が 108 百万円（約 28%）を占める。

現状の公民館の指定管理者制度移行状況は、本報告書中の「3、公民館数」、平成 20 年度、全国で 7.7% になっている。市の全館 22 館は指定管理者制度によらず、直営方式で運営されているが、例えば平成 18 年度から広島市が指定管理制度を採用している様に、公民館という教育施設にも徐々に指定管理制度が定着しつつあるように思われる。市も教育施設である北図書館に平成 23 年度から指定管理者を公募で採用しているように、今後は公民館にも同制度を採用し、一層の効率化を図るべきである。また、指定管理者との業務仕様書に利用率指標を導入することにより、利用率の向上も見込まれる。

< 意見 > 地区会館、地区公民館及び支所の統合による一元化について

平成23年11月に公表された「公共施設の最適化に向けた取組について（素案策定の基本的な考え方）」において地区会館、地区公民館及び支所の統合による一元化、集約による館数削減の今後の検討が記されている。

市の財政状況、それぞれの施設の老朽化・耐震化の遅れ、全施設の維持管理・運営費用の市財政へのインパクトの大きさ、将来人口推計予測などから、今ある市民利用施設の館数削減、利用率向上は選択の余地のない必然の帰結である。

市全体の中で、地区公民館、地区会館と支所を統合するためのパブリックコメント、市民説明会の実施等により、早期に成案化し実行されることが望まれる。

### 教育・障害者福祉センター

| 所管局・課              | 教育委員会  | 学校教育室      |
|--------------------|--|------------|
| 公有財産台帳の財産番号        | 827  |            |
| 財産名称（施設名）          | 教育・障害者福祉センター                                     |            |
| 所在地（代表地番）          | 三反田町1丁目70-6 D                                    |            |
| 地区区分               | 立花   |            |
| 行政財産の設置目的          | 尼崎市の教育・文化の振興に寄与し、教育力の向上を図るもの                     |            |
| 設置根拠               | 尼崎市立教育総合センター条例                                   |            |
| 施設全体の概要            |  |            |
| 主な館内構成             | 貸室数8、貸室定員482、視聴覚室・研修室3・音楽室・コンピュータ研修室・科学実験室・技術工芸室 |            |
| 土地面積・公有財産評価額       | 3,157.50 m <sup>2</sup>                          | 476,782 千円 |
| 建物延床面積・取得価額        | 4,104.50 m <sup>2</sup>                          | 773,940 千円 |
| 償却情報（平成23年3月31日）   |  |            |
| 耐用年数、経過年数          | 50   | 27         |
| 償却額（千円/年）          | 13,930   |            |
| 累積額（千円）            | 376,134  |            |
| 残存額（千円）            | 397,805  |            |
| 再建築情報（平成23年3月31日）  |  |            |
| 建築単価（千円）           | 195  |            |
| 建築費（千円）            | 800,377  |            |
| その他                |  |            |
| 機会費用合計（千円）         | 483,457  |            |
| 運営状況               |  |            |
| 管理方法               | 直営   |            |
| 利用状況（教職員研修使用を除く貸室） | 平成21年度   | 平成22年度     |
| 利用率（％）             | 18.7   | 20.7       |
| 利用件数（件）            | 1,087  | 1,206      |

|                           |        |                     |
|---------------------------|--------|---------------------|
| 貸出可能件数(件)                 | 5,808  | 5,832               |
| 利用人数(人/年)                 | 27,740 | 31,439              |
| 人員情報(平成23年4月1日現在の全館に係る情報) | 人数     | 人件費<br>(H23予算ベース千円) |
| 正規                        | 13     | 105,937             |
| 嘱託(一般)                    | 9      | 32,728              |
| 臨時                        | 1      | 1,912               |
| 合計                        | 23     | 140,577             |

総コスト情報(千円/年・平成23年度予算ベース)

|              |         |       |
|--------------|---------|-------|
| 人件費          | 140,577 |       |
| 維持管理費        | 21,810  |       |
| 整備費          | 2,177   |       |
| 事業費等         | 109,952 |       |
| 小計           | 274,516 |       |
| (特定財源)       |         |       |
| 市債           | 2,100   |       |
| 実費弁償         | 417     | 2,517 |
| (差引、一般財源充当額) | 271,999 |       |
| 減価償却額        | 13,930  |       |
| コスト総額        | 285,929 |       |

件数、一人当たり、貸室面積当たり等指標(円・銭)

|           |           |         |         |
|-----------|-----------|---------|---------|
| 平均利用件数当たり | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり | 市民一人当たり |
|           |           | 2,650   | 623     |

現状の概要及び監査人の所見

平成23年11月撮影



ライブラリー



視聴覚室



利用状況

教職員研修使用を除く貸室の利用状況は上記のとおり20%程度である。その部屋別・時間帯別の平成22年度実績は次のとおりである。

尼崎市教育・障害福祉センターの校長会・研究会等使用（レンタル）実績

| 室区分       | 年間利用可能日数 | 年利用回数/年間利用可能日数 |     |     |     |
|-----------|----------|----------------|-----|-----|-----|
|           |          | 午前             | 午後  | 夜間  | 合計  |
| 視聴覚室      | 243      | 10%            | 23% | 2%  | 12% |
| 第1研修室     | 243      | 22%            | 48% | 9%  | 26% |
| 第2研修室     | 243      | 34%            | 67% | 24% | 42% |
| 第3研修室     | 243      | 29%            | 66% | 23% | 39% |
| 音楽室       | 243      | 23%            | 50% | 21% | 31% |
| コンピュータ研修室 | 243      | 0%             | 5%  | 0%  | 2%  |
| 科学実験室     | 243      | 7%             | 24% | 1%  | 11% |
| 技術工芸室     | 243      | 0%             | 8%  | 0%  | 3%  |
| 時間帯別平均利用率 |          | 16%            | 36% | 10% | 21% |

研修室・音楽室の午後の利用は堅調であるが、夜間利用率は極端に低下し、全体では10%の利用にとどまる。

また、視聴覚センターの視聴覚ライブラリー利用状況は次の通りである。

平成21年度

|          |        |   |
|----------|--------|---|
| 受付件数     | 76     | 回 |
| 16ミリフィルム | 66     | 本 |
| ビデオ教材    | 74     | 本 |
| 視聴覚室機器   | 94     | 回 |
| 利用者総数    | 11,972 | 人 |

平成22年度

|          |        |   |
|----------|--------|---|
| 受付件数     | 68     | 回 |
| 16ミリフィルム | 12     | 本 |
| ビデオ教材    | 85     | 本 |
| 視聴覚室機器   | 32     | 回 |
| 利用者総数    | 13,851 | 人 |

|         | 貸し出し可能台数 | 機器貸し出し延べ台数 |
|---------|----------|------------|
| 16ミリ映写機 | 8台       | 24台        |
| スライド映写機 | 1台       | 0台         |
| OHP     | 1台       | 2台         |
| スクリーン   | 12枚      | 2枚         |
| 暗幕      | 7枚       | 10枚        |

|           | 貸し出し可能台数 | 機器貸し出し延べ台数 |
|-----------|----------|------------|
| 16ミリ映写機   | 8台       | 10台        |
| スライド映写機   | 1台       | 3台         |
| OHP       | 1台       | 0台         |
| スクリーン     | 12枚      | 9枚         |
| 暗幕        | 7枚       | 1枚         |
| DVDプレイヤー  | 1台       | 1台         |
| 液晶プロジェクター | 2台       | 8台         |

| 主な貸出先 |      |
|-------|------|
| 学校関係  | 約32% |
| 公共団体  | 約34% |
| その他   | 約34% |

| 主な貸出先 |      |
|-------|------|
| 学校関係  | 約46% |
| 公共団体  | 約30% |
| その他   | 約24% |

駐車場

たじかの園などの福祉施設の駐車利用と重なるため、27台のスペースは全て無料である。

現状に至る経緯

昭和60年6月1日に総事業費約40億で建設された尼崎市教育・障害福祉センターは、いわゆる複合施設であり、それぞれの施設と設置目的等は次の通りである。

| 施設                  | 設置目的  | 使用面積      | 所管課      |
|---------------------|---|-----------|----------|
| 教育総合センター            | 教育に関する専門的、技術的事項の調査及び研究に関すること<br>教育関係職員の研修に関すること<br>教育相談に関すること<br>教育情報の収集及び提供に関すること                        | 1,925.92  | 教育総合センター |
| 視聴覚センター             | 視聴覚教育に関する調査及び研究に関すること<br>視聴覚教育に関する教育関係職員のための研修に関すること<br>視聴覚教育に関する資料の収集及び提供に関すること<br>視聴覚教育に関する講座等の開催に関すること | 2,189.29  |          |
| 身体障害者福祉センター         | 心身障害者の機能訓練に関すること<br>心身障害者の教養の向上に関すること   | 1,217.49  | 障害福祉課    |
| 兵庫県西宮児童相談所<br>尼崎駐在  | 心身障害児について相談・調査・判定・指導措置に関すること<br>(県)   | 県(100.73) |          |
| 肢体不自由児通園施設<br>たじかの園 | 肢体不自由児の機能訓練に関すること<br>肢体不自由児の生活指導に関すること  | 1,426.69  |          |
| 立花体育館               | 各種スポーツの実技指導、研修等の実施  | 1,607.93  | スポーツ振興担当 |

総コスト情報の事業費109千円のうち「学校情報通信ネットワークシステム関係事業費」は88千円であり、事業費の8割を占めている。

学校情報通信ネットワークシステム関係事業費は高度情報通信社会に生きる児童生徒の情報活用能力を育成するため、日常の教育活動の中で、コンピュータ・ネットワークが利用できる環境を整備するものである。また、学校間交流の活性化、学校と教育委員会との情報交換の円滑化を図るとともに、学校から情報を発信することにより「開かれた学校」づくりを目指している。主な内容は、システムの借上料及び保守委託料である。

今後の予定

継続使用する。

監査の結果及び意見

<意見>貸室利用実績の低迷について

公共施設見直しの方向性(平成22年8月)で出されている方針、社会教育関係団体への利用促進、使用料徴収、市民ニーズに応じた土曜日、日曜日等の視聴覚室の一般有料開放について迅速に対応し、貸室利用率の向上が望まれる。また教職員研修施設にこだわることなく、平日一般開放の市民ニーズがあれば研修室の有料開放も検討すべきである。

<意見>視聴覚ライブラリーの必要性について

いわゆる16ミリフィルムなどの歴史的意義は認められるが、今後いつまで市がその役割を担うべきかを検討し、期限を区切って事業を行うことも検討すべき時期に来ている。

体育施設（地区体育館）

記念公園体育館は貸館（7）都市整備局を参照。

（6館合計）

総コスト情報（千円/年・平成23年度予算ベース）

|                      |                                |         |         |
|----------------------|--------------------------------|---------|---------|
| 維持管理費                | 16,071                         |         |         |
| 指定管理料                | 242,664                        |         |         |
| 事業費等                 | 7,081                          |         |         |
| 小計                   | 265,816                        |         |         |
| （特定財源）               |                                |         |         |
| 使用料                  | 58,436                         |         |         |
| （差引、一般財源充当額）         | 207,379                        |         |         |
| 減価償却額                | 中央・園田は複合施設であり、体育館部分だけを算定していない。 |         |         |
| 支払利息                 |                                |         |         |
| コスト総額（減価償却費・支払利息控除前） | 207,379                        |         |         |
| 件数、一人当たり等指標（円）       |                                |         |         |
| 平均利用件数当たり            | 平均利用人数当たり                      | 地区人口当たり | 市民一人当たり |
|                      |                                |         | 527     |

現状の概要及び監査人の所見

利用状況

6館合計の利用状況は次のようになっている。

単位：人

| 利用人数 | 中央     | 小田     | 大庄     | 武庫     | 立花     | 園田     | 合計      |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| H21  | 47,371 | 66,148 | 46,554 | 70,086 | 68,304 | 63,903 | 362,366 |
| H22  | 46,294 | 66,458 | 44,273 | 64,900 | 67,064 | 63,421 | 352,410 |
| 増減   | 1,077  | 310    | 2,281  | 5,186  | 1,240  | 482    | 9,956   |
| 率    | -2.3%  | 0.5%   | -5.2%  | -8.0%  | -1.8%  | -0.8%  | -2.8%   |

利用人数は延べ人数であるが、市の人口458,754人（平成23年3月31日、住民基本台帳より）を考慮すると、平成22年度は人口の76%の利用になり利用者延べ人数としては評価できるものである。もっとも、平成21年度と比べ、約1万人の利用者数減少（率にして2.8%）であった。

体育館別に見ると武庫体育館の利用人数減少が大きい（マイナス8%）。

その他

市民一人当たりの負担額527円は、4人標準世帯では年間2100円になる。地区体育館があればいつでも利用できるのが尼崎市民には体育館保有のコストとして受け入れられるかもしれない。しかし、受益者負担を徹底するならば、各体育館ごとの使用料の値上げが必要である。もっとも、値上げを利用者市民にお願いする前に、指定管理料の引き下げ努力の姿勢を示さなければならないのであり、この両方により、市民一人当たり保有維持コストを引き下げることができる。

建物の老朽化により、今後建替えることが必要か否か（財政的に可能か）は地区公民館と同じ議論の環境にある。市民は6地域フルセットを望めば地区体

育館が6ヶ所必要になるが、大庄及び武庫体育館は遠からず存続の決断を迫られることになる。大庄と武庫を仮に閉鎖すれば、年間維持管理費で大庄（25百万円）・武庫（26百万円）の約5千万円の財政的余裕が生まれ、また売却することになれば大庄（261百万円）・武庫（438百万円）相当の歳入が見込めることも事実であり、この選択肢のあることを直視するべきである。

| 名称    | 地区区分 | 建物延床面積<br>(m <sup>2</sup> ) | 経過年数 | 耐用年数 | 経過比率  |
|-------|------|-----------------------------|------|------|-------|
| 小田体育館 | 小田   | 2,086.41                    | 18   | 47   | 38.3% |
| 大庄体育館 | 大庄   | 1,432.15                    | 32   | 34   | 94.1% |
| 立花体育館 | 立花   | 1,523.43                    | 26   | 47   | 55.3% |
| 武庫体育館 | 武庫   | 1,316.19                    | 35   | 47   | 74.5% |
| 園田体育館 | 園田   | 1,437.93                    | 22   | 47   | 46.8% |

(個別分析)

| 管局・課        | 教育委員会                   | 社会教育室 |
|-------------|-------------------------|-------|
| 公有財産台帳の財産番号 | 00971                   |       |
| 財産名称(施設名)   | 中央体育館 屋内プール             |       |
| 所在地(代表地番)   | 西御園町93-2                |       |
| 地区区分        | 中央                      |       |
| 行政財産の設置目的   | スポ・ツ振興のため               |       |
| 設置根拠        | 尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例 |       |

施設全体の概要

|                  |                           |            |
|------------------|---------------------------|------------|
| 主な館内構成           | 中央体育館・屋内プール・相撲場・機械室・自転車置場 |            |
| 土地面積・公有財産評価額     | 6,279.01 m <sup>2</sup>   | 753,481 千円 |
| 建物延床面積・取得価額      | 4,522.03 m <sup>2</sup>   | 989,397 千円 |
| 償却情報(平成23年3月31日) |                           |            |
| 耐用年数、経過年数        | 47                        | 29         |
| 償却額(千円/年)        | 18,945                    |            |
| 累積額(千円)          | 549,431                   |            |
| 残存額(千円)          | 439,965                   |            |
| その他              |                           |            |
| 機会費用合計(千円)       | 764,029                   | 中央地区会館と合算  |

運営状況

|                        |                    |                      |
|------------------------|--------------------|----------------------|
| 開館時間/休館日               | 9時～21時             | 月曜日                  |
| 管理方法                   | 指定管理               |                      |
| 指定管理者選定方法              | 非公募                |                      |
| 指定管理者名/期間              | 公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団 | 平成21年4月1日～平成24年3月31日 |
| 指定管理料平成22実績/平成23予算(千円) | 90,183             | 90,183               |

| 利用状況      | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|-----------|----------|----------|
| 利用件数（件）   | 2,263    | 2,240    |
| プール利用を除く  |          |          |
| 利用人数（人/年） | 47,371   | 46,294   |

総コスト情報（千円/年・平成 23 年度予算ベース）

|              |        |
|--------------|--------|
| 維持管理費        | 396    |
| 指定管理料        | 90,183 |
| 事業費等         | 1,069  |
| 小計           | 91,648 |
| （特定財源）       |        |
| 使用料          | 36,685 |
| （差引、一般財源充当額） | 54,962 |
| 減価償却額        | 18,945 |
| コスト総額        | 73,908 |

件数、一人当たり等指標（円）

複合館であり、減価償却前の一般財源充当額を使用した指標である。

| 平均利用件数当たり | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり | 市民一人当たり |
|-----------|-----------|---------|---------|
|           | 1,173     | 1,039   | 120     |

平均利用人数当たりコストは、受益者負担を徹底すれば徴収しなければならなかった一人当たりの金額である。もっとも現実には徴収しておらず、広く全市民が等しく120円負担していることになる（以下、地区体育館で同様）。

| 管局・課        | 教育委員会                   | 社会教育室 |
|-------------|-------------------------|-------|
| 公有財産台帳の財産番号 | 00972                   |       |
| 財産名称（施設名）   | 小田体育館                   |       |
| 所在地（代表地番）   | 潮江1-15-3                |       |
| 地区区分        | 小田                      |       |
| 行政財産の設置目的   | スポ・ツ振興のため               |       |
| 設置根拠        | 尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例 |       |

施設全体の概要

|                        |          |                |            |
|------------------------|----------|----------------|------------|
| 主な館内構成                 | 体育館・会議室  |                |            |
| 土地面積・公有財産評価額           | 892.22   | m <sup>2</sup> | 298,893 千円 |
| 建物延床面積・取得価額            | 2,086.41 | m <sup>2</sup> | 994,980 千円 |
| 償却情報（平成 23 年 3 月 31 日） |          |                |            |
| 耐用年数、経過年数              | 47       |                | 18         |
| 償却額（千円/年）              | 19,052   |                |            |
| 累積額（千円）                | 342,950  |                |            |
| 残存額（千円）                | 652,029  |                |            |
| その他                    |          |                |            |
| 機会費用合計（千円）             | 303,078  |                |            |

運営状況

|                        |                    |                      |
|------------------------|--------------------|----------------------|
| 開館時間/休館日               | 9時～21時             | 月曜日                  |
| 管理方法                   | 指定管理               |                      |
| 指定管理者選定方法              | 非公募                |                      |
| 指定管理者名/期間              | 公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団 | 平成21年4月1日～平成24年3月31日 |
| 指定管理料平成22実績/平成23予算(千円) | 39,361             | 39,361               |
| 利用状況                   | 平成21年度             | 平成22年度               |
| 利用件数(件)                | 2,588              | 2,807                |
| 利用人数(人/年)              | 66,148             | 66,458               |

設置財源(築20年以内、修繕は10年以内に限る)

|         |         |
|---------|---------|
| 設置時の起債額 | 994,980 |
|---------|---------|

総コスト情報(千円/年・平成23年度予算ベース)

|              |        |
|--------------|--------|
| 維持管理費        | 121    |
| 指定管理料        | 39,361 |
| 事業費等         | 1,363  |
| 小計           | 40,845 |
| (特定財源)       |        |
| 使用料          | 4,655  |
| (差引、一般財源充当額) | 36,189 |
| 減価償却額        | 19,052 |
| 支払利息         | 3,491  |
| コスト総額        | 58,733 |

件数、一人当たり等指標(円)

|           |           |         |         |
|-----------|-----------|---------|---------|
| 平均利用件数当たり | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり | 市民一人当たり |
| 21,777    | 886       | 796     | 128     |

|                  |                         |            |
|------------------|-------------------------|------------|
| 管局・課             | 教育委員会                   | 社会教育室      |
| 公有財産台帳の財産番号      | 00973                   |            |
| 財産名称(施設名)        | 大庄体育館                   |            |
| 所在地(代表地番)        | 菜切山町20                  |            |
| 地区区分             | 大庄                      |            |
| 行政財産の設置目的        | スポーツ振興のため               |            |
| 設置根拠             | 尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例 |            |
| 施設全体の概要          |                         |            |
| 主な館内構成           | 体育館・格技室・会議室             |            |
| 土地面積・公有財産評価額     | 2,016.82 m <sup>2</sup> | 258,152 千円 |
| 建物延床面積・取得価額      | 1,432.15 m <sup>2</sup> | 160,907 千円 |
| 償却情報(平成23年3月31日) |                         |            |

|            |         |    |
|------------|---------|----|
| 耐用年数、経過年数  | 47      | 32 |
| 償却額（千円/年）  | 3,081   |    |
| 累積額（千円）    | 98,598  |    |
| 残存額（千円）    | 62,308  |    |
| その他        |         |    |
| 機会費用合計（千円） | 261,767 |    |

運営状況

|                        |                    |                      |
|------------------------|--------------------|----------------------|
| 開館時間/休館日               | 9時～21時             | 月曜日                  |
| 管理方法                   | 指定管理               |                      |
| 指定管理者選定方法              | 非公募                |                      |
| 指定管理者名/期間              | 公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団 | 平成21年4月1日～平成24年3月31日 |
| 指定管理料平成22実績/平成23予算（千円） | 29,182             | 29,182               |
| 利用状況                   | 平成21年度             | 平成22年度               |
| 利用件数（件）                | 2,548              | 2,565                |
| 利用人数（人/年）              | 46,554             | 44,273               |

総コスト情報（千円/年・平成23年度予算ベース）

|                |           |         |         |
|----------------|-----------|---------|---------|
| 維持管理費          | 27        |         |         |
| 指定管理料          | 29,182    |         |         |
| 整備費            | 1,186     |         |         |
| 小計             | 30,395    |         |         |
| （特定財源）         |           |         |         |
| 使用料            | 4,566     |         |         |
| （差引、一般財源充当額）   | 25,828    |         |         |
| 減価償却額          | 3,081     |         |         |
| コスト総額          | 28,909    |         |         |
| 件数、一人当たり等指標（円） |           |         |         |
| 平均利用件数当たり      | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり | 市民一人当たり |
| 11,310         | 636       | 518     | 63      |

|             |                         |       |
|-------------|-------------------------|-------|
| 管局・課        | 教育委員会                   | 社会教育室 |
| 公有財産台帳の財産番号 | 00974                   |       |
| 財産名称（施設名）   | 立花体育館                   |       |
| 所在地（代表地番）   | 三反田町1-1-1               |       |
| 地区区分        | 立花                      |       |
| 行政財産の設置目的   | スポーツ振興のため               |       |
| 設置根拠        | 尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例 |       |

### 施設全体の概要

|                        |                         |         |    |
|------------------------|-------------------------|---------|----|
| 主な館内構成                 | 体育館・会議室                 |         |    |
| 土地面積・公有財産評価額           | 2,028.11 m <sup>2</sup> | 306,244 | 千円 |
| 建物延床面積・取得価額            | 1,523.43 m <sup>2</sup> | 353,696 | 千円 |
| 償却情報（平成 23 年 3 月 31 日） |                         |         |    |
| 耐用年数、経過年数              | 47                      | 26      |    |
| 償却額（千円/年）              | 6,772                   |         |    |
| 累積額（千円）                | 176,095                 |         |    |
| 残存額（千円）                | 177,600                 |         |    |
| その他                    |                         |         |    |
| 機会費用合計（千円）             | 310,532                 |         |    |

### 運営状況

|                            |                    |                      |
|----------------------------|--------------------|----------------------|
| 開館時間/休館日                   | 9時～21時             | 月曜日                  |
| 管理方法                       | 指定管理               |                      |
| 指定管理者選定方法                  | 非公募                |                      |
| 指定管理者名/期間                  | 公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団 | 平成21年4月1日～平成24年3月31日 |
| 指定管理料平成 22 実績/平成 23 予算（千円） | 26,974             | 26,974               |
| 利用状況                       | 平成 21 年度           | 平成 22 年度             |
| 利用件数（件）                    | 2,660              | 2,663                |
| 利用人数（人/年）                  | 68,304             | 67,064               |

### 総コスト情報（千円/年・平成 23 年度予算ベース）

|                |           |         |         |
|----------------|-----------|---------|---------|
| 維持管理費          | 8,846     |         |         |
| 指定管理料          | 26,974    |         |         |
| 事業費等           | 1,205     |         |         |
| 小計             | 37,025    |         |         |
| （特定財源）         |           |         |         |
| 使用料            | 4,243     |         |         |
| （差引、一般財源充当額）   | 32,640    |         |         |
| 減価償却額          | 6,772     |         |         |
| コスト総額          | 39,413    |         |         |
| 件数、一人当たり等指標（円） |           |         |         |
| 平均利用件数当たり      | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり | 市民一人当たり |
| 14,811         | 582       | 365     | 85      |

|             |                 |       |
|-------------|-----------------|-------|
| 管局・課        | 教育委員会           | 社会教育室 |
| 公有財産台帳の財産番号 | 00975           |       |
| 財産名称（施設名）   | 武庫体育館           |       |
| 所在地（代表地番）   | 武庫之荘 8 - 17 - 5 |       |
| 地区区分        | 武庫              |       |

|                          |  |
|--------------------------|--|
| 行政財産の設置目的<br>スポ - ツ振興のため |  |
|--------------------------|--|

|      |                         |
|------|-------------------------|
| 設置根拠 | 尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例 |
|------|-------------------------|

施設全体の概要

|        |         |
|--------|---------|
| 主な館内構成 | 体育館・会議室 |
|--------|---------|

|              |                         |            |
|--------------|-------------------------|------------|
| 土地面積・公有財産評価額 | 2,938.86 m <sup>2</sup> | 432,012 千円 |
|--------------|-------------------------|------------|

|             |                         |            |
|-------------|-------------------------|------------|
| 建物延床面積・取得価額 | 1,316.19 m <sup>2</sup> | 143,851 千円 |
|-------------|-------------------------|------------|

償却情報（平成 23 年 3 月 31 日）

|           |    |    |
|-----------|----|----|
| 耐用年数、経過年数 | 47 | 35 |
|-----------|----|----|

|           |       |
|-----------|-------|
| 償却額（千円/年） | 2,754 |
|-----------|-------|

|         |        |
|---------|--------|
| 累積額（千円） | 96,410 |
|---------|--------|

|         |        |
|---------|--------|
| 残存額（千円） | 47,440 |
|---------|--------|

その他

|            |         |
|------------|---------|
| 機会費用合計（千円） | 438,060 |
|------------|---------|

運営状況

|          |        |     |
|----------|--------|-----|
| 開館時間/休館日 | 9時～21時 | 月曜日 |
|----------|--------|-----|

|      |      |
|------|------|
| 管理方法 | 指定管理 |
|------|------|

|           |     |
|-----------|-----|
| 指定管理者選定方法 | 非公募 |
|-----------|-----|

|           |                        |                                      |
|-----------|------------------------|--------------------------------------|
| 指定管理者名/期間 | 公益財団法人尼崎市<br>スポーツ振興事業団 | 平成 21 年 4 月 1 日～平<br>成 24 年 3 月 31 日 |
|-----------|------------------------|--------------------------------------|

|                               |        |        |
|-------------------------------|--------|--------|
| 指定管理料平成 22 実績/平成<br>23 予算（千円） | 29,714 | 29,714 |
|-------------------------------|--------|--------|

|      |          |          |
|------|----------|----------|
| 利用状況 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|------|----------|----------|

|         |       |       |
|---------|-------|-------|
| 利用件数（件） | 2,670 | 2,605 |
|---------|-------|-------|

|           |        |        |
|-----------|--------|--------|
| 利用人数（人/年） | 70,086 | 64,900 |
|-----------|--------|--------|

総コスト情報（千円/年・平成 23 年度予算ベース）

|       |    |
|-------|----|
| 維持管理費 | 20 |
|-------|----|

|       |        |
|-------|--------|
| 指定管理料 | 29,714 |
|-------|--------|

|      |       |
|------|-------|
| 事業費等 | 1,090 |
|------|-------|

|    |        |
|----|--------|
| 小計 | 30,824 |
|----|--------|

（特定財源）

|     |       |
|-----|-------|
| 使用料 | 4,243 |
|-----|-------|

|              |        |
|--------------|--------|
| （差引、一般財源充当額） | 26,580 |
|--------------|--------|

|       |       |
|-------|-------|
| 減価償却額 | 2,754 |
|-------|-------|

|       |        |
|-------|--------|
| コスト総額 | 29,334 |
|-------|--------|

件数、一人当たり等指標（円）

|           |           |         |         |
|-----------|-----------|---------|---------|
| 平均利用件数当たり | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり | 市民一人当たり |
|-----------|-----------|---------|---------|

|        |     |     |    |
|--------|-----|-----|----|
| 11,124 | 434 | 388 | 63 |
|--------|-----|-----|----|

|      |       |       |
|------|-------|-------|
| 管局・課 | 教育委員会 | 社会教育室 |
|------|-------|-------|

|             |       |
|-------------|-------|
| 公有財産台帳の財産番号 | 00976 |
|-------------|-------|

|                          |                         |
|--------------------------|-------------------------|
| 財産名称（施設名）                | 園田体育館                   |
| 所在地（代表地番）                | けま<br>食満2丁目1-1          |
| 地区区分                     | 園田                      |
| 行政財産の設置目的<br>スポ - ツ振興のため |                         |
| 設置根拠                     | 尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例 |

施設全体の概要

|                            |                         |            |
|----------------------------|-------------------------|------------|
| 主な館内構成                     | 体育館（公民館併設）              |            |
| 土地面積・公有財産評価額<br>（園田公民館と併設） | 3,565.07 m <sup>2</sup> | 432,012 千円 |
| 建物延床面積・取得価額                | 1,437.93 m <sup>2</sup> | 394,470 千円 |
| 償却情報（平成23年3月31日）           |                         |            |
| 耐用年数、経過年数                  | 47                      | 22         |
| 償却額（千円/年）                  | 7,553                   |            |
| 累積額（千円）                    | 166,180                 |            |
| 残存額（千円）                    | 228,289                 |            |
| その他                        |                         |            |
| 機会費用合計（千円）                 | 438,060                 | 園田公民館と合算   |

運営状況

|                        |                    |                      |
|------------------------|--------------------|----------------------|
| 開館時間/休館日               | 9時～21時             | 月曜日                  |
| 管理方法                   | 指定管理               |                      |
| 指定管理者選定方法              | 非公募                |                      |
| 指定管理者名/期間              | 公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団 | 平成21年4月1日～平成24年3月31日 |
| 指定管理料平成22実績/平成23予算（千円） | 27,251             | 27,251               |
| 利用状況                   | 平成21年度             | 平成22年度               |
| 利用件数（件）                | 2,566              | 2,613                |
| 利用人数（人/年）              | 63,903             | 63,421               |

総コスト情報（千円/年・平成23年度予算ベース）

|              |        |
|--------------|--------|
| 維持管理費        | 6,661  |
| 指定管理料        | 27,251 |
| 事業費等         | 1,168  |
| 小計           | 35,080 |
| （特定財源）       |        |
| 使用料          | 3,899  |
| （差引、一般財源充当額） | 31,180 |
| 減価償却額        | 7,553  |
| コスト総額        | 38,733 |

件数、一人当たり等指標（円）

複合館であり、減価償却前の一般財源充当額を使用した指標である。

| 平均利用件数当たり | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり | 市民一人当たり |
|-----------|-----------|---------|---------|
| 12,043    | 489       | 335     | 68      |

#### 監査の結果及び意見

##### <意見> 使用料の見直しについて

体育館未利用者を含めた市民一人当たり維持保有コスト情報の公表をしながら、受益者（利用者）負担の原則を市民に訴求することが必要である。場合によっては、各館ごとの使用料金差別化も許容すべきである。

##### <意見> 指定管理者の公募について

6館合計の指定管理者である公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団は平成21年度から3年間の基本協定を市と締結している。非公募による選定理由は、「公の施設の設置の経緯及びその目的、利用の実態並びに委託先団体の設立経緯、活動実績等から、現時点では現在の委託先団体を指定管理者とすることが適当と考えられるため」とされている（傍点は筆者）。

使用料の見直しを市民にお願いするのであれば、その前に、指定管理料の引き下げ努力が必要である。公募により指定管理料が決定されていなければ、現在行われている指定管理者モニタリング評価だけでは指定管理料水準そのものの妥当性の根拠が薄弱であり、いつまで経っても「現行の指定管理料が適正水準であるか」という問いに対する回答が見つからない。

本来の同制度の趣旨である「民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減等を図る」ということを想起し、市場に指定管理料価格の妥当性を問う必要がある。

なお、過年度包括外部監査報告書の措置状況、平成21年度、財団法人尼崎市スポーツ振興事業団（現、公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団） <意見> 指定管理業務における自主事業について、を参照。

##### 施設老朽化による建替えについて

施設老朽化による建替えについては、6地区でそれぞれフルセットの施設を揃えるという理念から脱却すべきである。体育館も例外ではない。貸館に関する総合意見を参照。

## (2) 協働推進局

### < 地区会館 >

#### 概要

#### (A) 設置目的について

尼崎市立地区会館の設置及び管理に関する条例(以下、地区会館条例という。)第2条によれば「市民の生活文化の向上と社会福祉の増進を図るための各種の研修、レクリエーション及び集会の場を提供する施設として会館を設置する。」として地区会館の設置目的が規定されている。

使用の制限については、地区会館条例施行規則第3条に、以下に該当する場合に許可しないことができるとある。

- (a) 営利を目的とする集会を行うおそれがあるとき
- (b) 公の秩序、善良の風俗その他公益を害するおそれがあるとき
- (c) 建物又は付属設備を損傷するおそれがあるとき
- (d) その他管理上支障があるとき

#### (B) 施設について

地区会館条例第3条によれば、次のとおり6つの地区会館が、各支所の所管区域に1館ずつ設置されている。

| 名称     | 所在地           |      |
|--------|---------------|------|
| 中央地区会館 | 西御園町9番地の2     | (注1) |
| 小田地区会館 | 長洲本通1丁目15番38号 | (注2) |
| 大庄地区会館 | 菜切山町16番地の1    |      |
| 立花地区会館 | 大西町1丁目14番5号   | (注3) |
| 武庫地区会館 | 常吉1丁目2番8号     | (注4) |
| 園田地区会館 | 東園田町4丁目12番地の4 |      |

(注1) 屋内プール・体育館との複合施設(サンシビック尼崎)

(注2) 長洲保育所(1階部分)との複合施設

(注3) 大西保育所(1階部分)との複合施設

(注4) 1階は、普通財産として医療法人へ貸付

#### (C) 予算について

##### (a) コスト総額

平成23年度予算ベースでの6つの地区会館にかかる減価償却額を含むコスト総額は次のとおり143百万円である。

(千円/年・平成23年度予算ベース)

|       |        |
|-------|--------|
| 人件費   | 45,348 |
| 委員謝礼等 | 359    |
| 維持管理費 | 72,378 |
| 指定管理料 | 36,881 |

|              |        |         |
|--------------|--------|---------|
| 整備費          |        | 1,520   |
| 小計           |        | 156,486 |
| (特定財源)       |        |         |
| 実費弁償         |        | 345     |
| 使用料          | 20,966 | 21,311  |
| (特定財源小計)     |        | 21,311  |
| (差引、一般財源充当額) |        | 135,175 |
| その他歳入        |        | 12,850  |
| 減価償却額        |        | 20,965  |
| コスト総額        |        | 143,291 |

(b)人件費・維持管理費

各地区会館の人件費及び維持管理費は、次のとおりである。(単位：千円)

|                  | 中央                 | 小田                | 大庄                | 立花                | 武庫                 | 園田                | 共通           | 合計                  |
|------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|-------------------|--------------|---------------------|
| 人件費              | -                  | 7,741             | 8,835             | 8,835             | 8,835              | 11,102            | -            | 45,348              |
| 維持管理費<br>(うち委託料) | 36,881<br>(36,881) | 13,331<br>(7,200) | 13,894<br>(9,070) | 13,151<br>(8,169) | 15,785<br>(10,386) | 15,059<br>(8,267) | 1,158<br>(-) | 109,259<br>(79,973) |
| 合計               | 36,881             | 21,072            | 22,729            | 21,986            | 24,620             | 26,161            | 1,158        | 154,607             |

(注1) 中央地区会館の維持管理費は、指定管理料である。

(注2) 委託料の主なものは、清掃委託業務(指名競争入札)及び夜間管理委託業務(随意契約)である。

(c)整備費

各地区会館の整備費用は、次のとおりである。(単位：千円)

|     | 中央 | 小田  | 大庄 | 立花  | 武庫 | 園田 | 共通 | 合計    |
|-----|----|-----|----|-----|----|----|----|-------|
| 整備費 | -  | 810 | -  | 710 | -  | -  | -  | 1,520 |

(注) いずれも非常用照明設備の改修工事である。

(D) 管理運営状況について

中央地区会館については、屋内プール及び体育館との複合施設(サンビック尼崎)内にあることから、これらの指定管理者である(財)尼崎市スポーツ振興事業団が指定管理を受託している(指定期間：平成21年4月1日～平成24年3月31日)。同団体の選定理由(非公募)は、「財団法人尼崎市スポーツ振興事業団は、併設している社会体育施設の管理を受託しており、同団体を指定管理者として選定することは、効率的であるとともに、市サービスの向上、経費の削減に効果がある。」とされている。

また、中央地区会館以外の5館については市の直営で管理運営されており、9時～17時30分については、市の職員が3人体制で管理運営し、17時3

0分～21時及び祝日の9時～21時については、随意契約により尼崎中高年事業(株)に受付業務等の管理を委託している。

各地区会館の職員配置は、次のとおりである。(単位：人)

|     | 中央 | 小田 | 大庄 | 立花 | 武庫 | 園田 |
|-----|----|----|----|----|----|----|
| 再任用 | -  | 2  | 3  | 3  | 3  | 2  |
| 嘱託  | -  | 1  | -  | -  | -  | 1  |
| 計   | -  | 3  | 3  | 3  | 3  | 3  |

中央地区会館以外の5館については「(8)公募による指定管理者選定について」に記載のとおり、平成24年度より指定管理者制度の導入を決定しているところである。

現状の随意契約の理由として、「豊富な経験を持ち、現場状況にも精通し、緊急時の対応にも優れていること、また雇用従事者に対する利用者からの評価も高く、施設の維持管理、業務報告等受託業務を効率的かつ円滑に遂行していることから、指定管理者制度へ移行するまでの暫定的期間においては、業者の変動・引継ぎによる利用者への影響を最小限に止め、管理業務執行の安定的な運営管理を確保するため」とされている。

#### (E) 利用状況について

(a) 利用方法 使用する日の3か月前から前日までに、地区会館備え付けの使用申請書を提出し、使用許可書の交付を受ける。なお、続いて利用できる期間は6日以内となっている。

(b) 利用時間 午前9時から午後9時まで

(c) 休館日 毎週水曜日(ただし、中央は毎週月曜日、大庄は毎週木曜日)  
12月29日から翌年1月3日まで

#### (d) 利用定員・貸室数

各地区会館の利用定員及び貸室数は、次のとおりである。

|     | 中央   | 小田   | 大庄   | 立花   | 武庫   | 園田   |
|-----|------|------|------|------|------|------|
| 定員  | 696人 | 502人 | 670人 | 686人 | 709人 | 671人 |
| 貸室数 | 7室   | 11室  | 7室   | 7室   | 9室   | 9室   |

#### (e) 利用状況

各地区会館の平成21年度及び平成22年度の利用状況は、次のとおりである。

|        | 中央    | 小田    | 大庄    | 立花    | 武庫    | 園田    |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 平成21年度 | 31.5% | 40.6% | 23.7% | 33.9% | 26.6% | 49.7% |
| 平成22年度 | 32.5% | 40.7% | 21.8% | 32.9% | 28.5% | 48.7% |

ホールや会議室を中心に、主に地域住民が自主的に活動を行うために組織したグループや同好会、地域団体等に利用されており、平成22年度の利用率は、全体（単純平均）で34.2%となっている。

(F) 使用料

地区会館の使用料は、地区会館条例第5条により、次の別表に定める額となっている。

なお、目的内使用の場合には、50%の減免措置を行っている。

別表

(平成22年7月改訂)(単位:円)

|  |      | 使用料          |              |              |       |                   |
|--|------|--------------|--------------|--------------|-------|-------------------|
|  |      | 午前9時から午後0時まで | 午後1時から午後5時まで | 午後6時から午後9時まで |       |                   |
| 武庫地区会館   | ホール  | 9,800        | 13,000       | 19,600       |       |                   |
| 小田地区会館   | ホール  | 8,300        | 10,900       | 16,600       |       |                   |
| 園田地区会館<br>大庄地区会館<br>立花地区会館<br>中央地区会館           | ホール  | 9,000        | 11,900       | 18,000       |       |                   |
| 各地区会館  | 大会議室 | 全面使用         | 2,500        | 3,400        | 5,000 | 立花地区会館及び中央地区会館を除く |
|  |      | 2分の1面使用      | 1,300        | 1,700        | 2,500 |                   |
|  |      | 3分の1面使用      | 900          | 1,200        | 1,700 |                   |
| 各地区会館  | 小会議室 | 1,200        | 1,600        | 2,400        |       |                   |
| 小田地区会館<br>園田地区会館<br>大庄地区会館<br>立花地区会館<br>中央地区会館 | 大広間  | 全面使用         | 4,100        | 5,400        | 8,200 | 小田地区会館及び大庄地区会館を除く |
|  |      | 2分の1面使用      | 2,100        | 2,700        | 4,100 |                   |
|  |      | 3分の1面使用      | 1,400        | 1,800        | 2,800 |                   |
| 武庫地区会館<br>小田地区会館                               | 和室   | 1,200        | 1,600        | 2,400        |       |                   |
| 園田地区会館<br>大庄地区会館<br>立花地区会館<br>中央地区会館           | 茶室   | 1,000        | 1,200        | 1,900        |       |                   |
| 各地区会館  | 教室   | 800          | 1,100        | 1,600        |       |                   |
| 武庫地区会館<br>小田地区会館<br>立花地区会館<br>中央地区会館           | 料理教室 | 1,200        | 1,600        | 2,400        |       |                   |

( G ) 施設の老朽化

各地区会館の経過年数は、次のとおりである。

|      | 中央                      | 小田                      | 大庄                      | 立花                      | 武庫                      | 園田                      |
|------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 設置時期 | 昭和 58 年 3 月             | 昭和 49 年 12 月            | 昭和 53 年 4 月             | 昭和 55 年 4 月             | 昭和 49 年 7 月             | 昭和 51 年 4 月             |
| 敷地面積 | 6,279.01 m <sup>2</sup> | 1,328.28 m <sup>2</sup> | 1,562.09 m <sup>2</sup> | 1,991.32 m <sup>2</sup> | 2,414.57 m <sup>2</sup> | 1,323.34 m <sup>2</sup> |
| 構 造  | 鉄筋コン 4 階                | 鉄筋コン 4 階                | 鉄筋コン 2 階                | 鉄筋コン 4 階                | 鉄筋コン 3 階                | 鉄筋コン 2 階                |
| 延床面積 | 1,776.70 m <sup>2</sup> | 1,525.74 m <sup>2</sup> | 1,352.59 m <sup>2</sup> | 1,497.30 m <sup>2</sup> | 1,475.21 m <sup>2</sup> | 1,364.73 m <sup>2</sup> |
| 経過年数 | 29 年                    | 37 年                    | 34 年                    | 32 年                    | 37 年                    | 36 年                    |

中央地区会館を除く 5 館については、いずれも昭和 5 6 年以前の竣工のため、耐震化基準を満たすための対応が必要となる。また耐用年数を 5 0 年とした場合に今後 1 3 ~ 1 8 年以内に施設の建替又は大規模改修工事が必要である。

( H ) 公募による指定管理者選定について

指定管理者制度を導入済の中央地区会館を除く 5 館について、平成 2 4 年度より指定管理者制度を導入予定である。

(a) 指定予定期間

平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日までの 5 年間

(b) 指定管理料の上限額

小田地区会館 2 4 , 2 0 0 千円

大庄地区会館 2 3 , 9 0 0 千円

立花地区会館 2 3 , 8 0 0 千円

武庫地区会館 2 4 , 5 0 0 千円

園田地区会館 2 5 , 5 0 0 千円

(c) 選定に係るスケジュール

|   | 内容                    | 時期                    |
|---|-----------------------|-----------------------|
| 1 | 募集要項の配布               | 8 月 1 6 日 ~ 8 月 3 0 日 |
| 2 | 質問票受付                 | 8 月 2 4 日 ~ 9 月 1 2 日 |
| 3 | 説明会                   | 8 月 2 3 日             |
| 4 | 施設見学                  | 8 月 2 6 日 ~ 9 月 2 日   |
| 5 | 申請書受付                 | 8 月 2 3 日 ~ 9 月 2 2 日 |
| 6 | 面接審査 ( プレゼンテーションを含む ) | 1 0 月 1 8 日           |
| 7 | 選定                    | 1 1 月 1 1 日           |
| 8 | 仮基本協定の締結              | 1 2 月 1 3 日           |
| 9 | 市議会での議決               | 1 2 月 2 1 日           |

個別分析

|             |            |            |
|-------------|------------|------------|
| 所管局・課       | 協働推進局      | 中央地域振興センター |
| 公有財産台帳の財産番号 | 889        |            |
| 財産名称(施設名)   | 中央地区会館     |            |
| 所在地(代表地番)   | 西御園町93番地の2 |            |
| 地区区分        | 中央         |            |

施設全体の概要

|                   |  |            |
|-------------------|--|------------|
| 主な館内構成            | 大ホール、控室(教室)、大会議室、小会議室、茶室、大広間(和室)、料理教室、合計7室   |            |
| 土地面積・公有財産評価額      | 6,279.01 m <sup>2</sup><br>(屋内プール及び中央体育館を含む) | 千円         |
| 建物延床面積・取得価額       | 1,776.70 m <sup>2</sup>                      | 362,976 千円 |
| 償却情報(平成23年3月31日)  |  |            |
| 耐用年数、経過年数         | 50   | 29         |
| 償却額(千円/年)         | 6,533  |            |
| 累積額(千円)           | 189,473                                      |            |
| 残存額(千円)           | 173,502                                      |            |
| 再建築情報(平成23年3月31日) |  |            |
| 建築単価(千円)          | 195  |            |
| 建築費(千円)           | 346,456                                      |            |
| その他               |  |            |
| 機会費用合計(千円)        |  |            |

運営状況

|                        |                  |                    |
|------------------------|------------------|--------------------|
| 管理方法                   | 指定管理             |                    |
| 指定管理者選定方法              | 非公募              |                    |
| 指定管理者名/期間              | 財団法人尼崎市スポーツ振興事業団 | 平成23年4月1日~24年3月31日 |
| 指定管理料平成22実績/平成23予算(千円) | 36,881<br>(精算なし) | 36,881<br>(精算なし)   |
| 利用状況                   | 平成21年度           | 平成22年度             |
| 利用率(%)                 | 31.5             | 32.5               |
| 利用件数(件)                | 2,898            | 3,000              |
| 貸出可能件数(件)              | 9,210            | 9,240              |
| 利用人数(人/年)              | 65,601           | 65,606             |

総コスト情報(千円/年・平成23年度予算ベース)

|              |        |
|--------------|--------|
| 指定管理料        | 36,881 |
| 小計           | 36,881 |
| (特定財源)       |        |
| 使用料          | 4,322  |
| (差引、一般財源充当額) | 32,559 |

|                  |           |         |         |
|------------------|-----------|---------|---------|
| その他歳入            | 2,220     |         |         |
| 減価償却額            | 6,533     |         |         |
| コスト総額            | 36,872    |         |         |
| 件数、一人当たり等指標(円・銭) |           |         |         |
| 平均利用件数当たり        | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり | 市民一人当たり |
|                  |           | 697     | 80      |

#### 現状の概要及び監査人の所見

##### 写真



(中央地区会館)

当施設は、阪神尼崎駅から西へ徒歩4分の場所にある。昭和58年3月に設置され、28年が経過している。

また当施設は、屋内プール及び中央体育館との複合施設(サンシビック尼崎)内にある。

平成18年度より指定管理者(非公募)による管理運営を行っている。

その他歳入は、目的外使用料である。

##### 利用状況

利用率の状況は、平成21年度31.5%、平成22年度32.5%である。平成22年度の時間帯区分では、午前32.1%、午後38.1%、夜間27.3%となっている。

平成22年度における利用状況は、次のとおりである。

ホール及び小会議室の利用率は、50%を越えており、教室、料理教室、茶室が20%以下となっている。

|        |     | 利用件数 |       |     |       | 利用人員   | 利用率    |
|--------|-----|------|-------|-----|-------|--------|--------|
|        |     | 午前   | 午後    | 夜間  | 合計    |        |        |
| ホール    |     | 230  | 148   | 163 | 541   | 33,741 | 58.55% |
| 大会議室   | 1/2 | -    | -     | -   | -     | -      | -%     |
| (分割計上) | 1/3 | 391  | 395   | 357 | 1,143 | 15,872 | 41.23% |
| 小会議室   |     | 124  | 256   | 116 | 496   | 6,149  | 53.68% |
| 教室     |     | 38   | 49    | 59  | 146   | 1,920  | 15.80% |
| 料理教室   |     | 42   | 47    | 7   | 96    | 1,705  | 10.39% |
| 大広間    | 1/2 | 141  | 247   | 106 | 494   | 5,582  | 26.73% |
| (分割計上) | 1/3 | -    | -     | -   | -     | -      | -%     |
| 茶室     |     | 22   | 30    | 32  | 84    | 637    | 9.09%  |
| 合計     |     | 988  | 1,172 | 840 | 3,000 | 65,606 | 32.47% |

(注)大会議室(全体)、大広間(全体)の利用については、件数を分割して計上している。例えば、1/2に分割できる大会議室を全体使用

|                           |
|---------------------------|
| した場合には、「分割計上1/2」に2件として計上。 |
| 今後の予定<br>指定管理者による管理運営を継続  |

|             |              |            |
|-------------|--------------|------------|
| 所管局・課       | 協働推進局        | 小田地域振興センター |
| 公有財産台帳の財産番号 | 890          |            |
| 財産名称(施設名)   | 小田地区会館       |            |
| 所在地(代表地番)   | 長洲本通1丁目15-38 |            |
| 地区区分        | 小田           |            |

施設全体の概要

|                   |   |            |
|-------------------|---|------------|
| 主な館内構成            | ホール1、大会議室2、小会議室2、教室1、料理教室1、大広間1、和室3、合計11室 |            |
| 土地面積・公有財産評価額      | 1,328.28 m <sup>2</sup>                   | 179,317 千円 |
| 建物延床面積・取得価額       | 1,525.74 m <sup>2</sup><br>(長洲保育所除く)      | 136,879 千円 |
| 償却情報(平成23年3月31日)  |   |            |
| 耐用年数、経過年数         | 50  | 37         |
| 償却額(千円/年)         | 2,463                                     |            |
| 累積額(千円)           | 91,161                                    |            |
| 残存額(千円)           | 45,717                                    |            |
| 再建築情報(平成23年3月31日) |   |            |
| 建築単価(千円)          | 195                                       |            |
| 建築費(千円)           | 297,519                                   |            |
| その他               |   |            |
| 機会費用合計(千円)        |   |            |

運営状況

|                 |           |                     |
|-----------------|-----------|---------------------|
| 管理方法            | 直営、夜間管理委託 |                     |
| 利用状況            | 平成21年度    | 平成22年度              |
| 利用率(%)          | 40.6      | 40.7                |
| 利用件数(件)         | 4,114     | 4,138               |
| 貸出可能件数(件)       | 10,131    | 10,164              |
| 利用人数(人/年)       | 65,468    | 73,366              |
| 人員情報(平成23年4月1日) | 人数        | 人件費<br>(H23予算ベース千円) |
| 再任用30h          | 2         | 5,890               |
| 嘱託(一般)          | 1         | 1,851               |
| 合計              | 3         | 7,741               |

総コスト情報(千円/年・平成23年度予算ベース)

|       |        |
|-------|--------|
| 人件費   | 7,741  |
| 維持管理費 | 13,331 |

|                  |           |         |         |
|------------------|-----------|---------|---------|
| 整備費              | 810       |         |         |
| 小計               | 21,882    |         |         |
| (特定財源)           |           |         |         |
| 実費弁償             | 48        |         |         |
| 使用料              | 3,647     | 3,695   |         |
| (差引、一般財源充当額)     | 18,187    |         |         |
| その他歳入            | 3,896     |         |         |
| 減価償却額            | 2,463     |         |         |
| コスト総額            | 16,754    |         |         |
| 件数、一人当たり等指標(円・銭) |           |         |         |
| 平均利用件数当たり        | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり | 市民一人当たり |
|                  |           | 227     | 37      |

#### 現状の概要及び監査人の所見

##### 写真



(小田地区会館)

当施設は、JR尼崎駅から南へ徒歩5分の場所にあり立地環境には恵まれている。昭和49年12月に設置され、37年が経過している。

当施設の1階部分は長洲保育所であり、複合施設となっている。

人件費及び維持管理費の合計は、年間21,072千円であり、維持管理費の主なものは、光熱水費4,874千円、委託料7,200千円(清掃業務3,150千円、管理業務委託2,889千円他)となっている。また整備費810千円は、非常用照明設備の改修工事である。

その他歳入3,896千円の内訳は、目的外使用料3,779千円、自販機使用料117千円である。

##### 利用状況

利用率の状況は、平成21年度40.6%、平成22年度40.7%である。平成22年度の時間帯区分では、午前29.6%、午後60.4%、夜間32.1%となっている。

平成22年度における施設の利用状況は、次のとおりである。  
 小会議室及び教室の利用率は、50%を越えており、料理教室、大広間は20%以下である。

|        | 利用件数  |       |       |       | 利用人員   | 利用率    |
|--------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
|        | 午前    | 午後    | 夜間    | 合計    |        |        |
| ホール    | 116   | 248   | 43    | 407   | 30,877 | 44.05% |
| 大会議室   | 244   | 408   | 326   | 978   | 10,966 | 52.92% |
| (分割計上) | 1/2   | -     | -     | -     | -      | -%     |
| 1/3    | -     | -     | -     | -     | -      | -%     |
| 小会議室 1 | 102   | 221   | 128   | 451   | 5,837  | 48.81% |
| 小会議室 2 | 140   | 241   | 213   | 594   | 7,700  | 64.29% |
| 教室     | 133   | 219   | 132   | 484   | 5,263  | 52.38% |
| 料理教室   | 21    | 13    | 0     | 34    | 387    | 3.68%  |
| 大広間    | 35    | 113   | 23    | 171   | 4,717  | 18.51% |
| 和室 1   | 48    | 214   | 104   | 366   | 2,380  | 39.61% |
| 和室 2   | 41    | 145   | 59    | 245   | 1,371  | 26.52% |
| 和室 3   | 123   | 225   | 60    | 408   | 3,868  | 44.16% |
| 合計     | 1,003 | 2,047 | 1,088 | 4,138 | 73,366 | 40.71% |

(注)大会議室(全体)の利用については、件数を分割して計上している。  
 例えば、1/2に分割できる大会議室を全体使用した場合には、「分割計上1/2」に2件として計上。

今後の予定

平成24年度より指定管理者(公募)による管理(上限額24,200千円)に移行予定

|             |          |            |
|-------------|----------|------------|
| 所管局・課       | 協働推進局    | 大庄地域振興センター |
| 公有財産台帳の財産番号 | 891      |            |
| 財産名称(施設名)   | 大庄地区会館   |            |
| 所在地(代表地番)   | 菜切山町16-1 |            |
| 地区区分        | 大庄       |            |

施設全体の概要

|                  |                               |                |            |
|------------------|-------------------------------|----------------|------------|
| 主な館内構成           | ホール1、大会議室1、小会議室1、和室3、茶室1、合計7室 |                |            |
| 土地面積・公有財産評価額     | 1,562.09                      | m <sup>2</sup> | 199,947 千円 |
| 建物延床面積・取得価額      | 1,352.59                      | m <sup>2</sup> | 153,774 千円 |
| 償却情報(平成23年3月31日) |                               |                |            |
| 耐用年数、経過年数        | 50                            |                | 34         |
| 償却額(千円/年)        | 2,767                         |                |            |
| 累積額(千円)          | 94,109                        |                |            |
| 残存額(千円)          | 59,664                        |                |            |

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 再建築情報（平成23年3月31日） |         |
| 建築単価（千円）          | 195     |
| 建築費（千円）           | 232,841 |
| その他               |         |
| 機会費用合計（千円）        | 202,746 |

運営状況

|                 |           |                     |
|-----------------|-----------|---------------------|
| 管理方法            | 直営、夜間管理委託 |                     |
| 利用状況            | 平成21年度    | 平成22年度              |
| 利用率（％）          | 23.7      | 21.8                |
| 利用件数（件）         | 1,970     | 1,655               |
| 貸出可能件数（件）       | 8,316     | 7,587               |
| 利用人数（人/年）       | 48,221    | 41,779              |
| 人員情報（平成23年4月1日） | 人数        | 人件費<br>（H23予算ベース千円） |
| 再任用30h          | 3         | 8,835               |
| 合計              | 3         | 8,835               |

総コスト情報（千円/年・平成23年度予算ベース）

|              |        |
|--------------|--------|
| 人件費          | 8,835  |
| 維持管理費        | 13,894 |
| 小計           | 22,729 |
| （特定財源）       |        |
| 実費弁償         | 62     |
| 使用料          | 2,129  |
| （差引、一般財源充当額） | 20,538 |
| その他歳入        | 1,927  |
| 減価償却額        | 2,767  |
| コスト総額        | 21,378 |

件数、一人当たり等指標（円・銭）

|           |           |         |         |
|-----------|-----------|---------|---------|
| 平均利用件数当たり | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり | 市民一人当たり |
| 11,795    | 475       | 383     | 47      |

現状の概要及び監査人の所見

写真



（大庄地区会館）

当施設は、阪神センタープール前駅より北へ徒歩約15分に場所にある。

昭和53年4月に設置され、34年が経過している。

人件費及び維持管理費用の合計は、年間22,729千円であり、維持管理費用の主なものは、

光熱水費 3,610 千円、委託料 9,070 千円（清掃業務 5,019 千円、管理業務委託 2,967 千円他）となっている。  
 その他歳入 1,927 千円の内訳は、目的外使用料 1,878 千円、自販機使用料 49 千円である。

**利用状況**

利用率の状況は、平成 21 年度 23.7%、平成 22 年度 21.8% であり、平成 22 年度の時間帯区分では、午前 20.9%、午後 25.0%、夜間 19.5% となっている。

平成 22 年 7 月に、アスベスト除去工事により休館したため、利用率は落ちている。

平成 22 年度における施設の利用状況は、次のとおりである。

利用率が 50% を超えるものはなく、教室、茶室が 20% 以下となっている。

|                | 利用件数 |     |     |       | 利用人員   | 利用率    |        |
|----------------|------|-----|-----|-------|--------|--------|--------|
|                | 午前   | 午後  | 夜間  | 合計    |        |        |        |
| ホール            | 58   | 76  | 111 | 245   | 23,265 | 29.06% |        |
| 大会議室<br>(分割計上) | 1/2  | 183 | 187 | 161   | 531    | 9,815  | 31.49% |
|                | 1/3  | -   | -   | -     | -      | -      | -%     |
| 小会議室           | 59   | 65  | 54  | 178   | 2,081  | 21.12% |        |
| 教室             | 56   | 59  | 36  | 151   | 1,062  | 17.91% |        |
| 大広間<br>(分割計上)  | 1/2  | -   | -   | -     | -      | -      | -%     |
|                | 1/3  | 148 | 242 | 128   | 518    | 5,357  | 20.48% |
| 茶室             | 24   | 4   | 4   | 32    | 199    | 3.80%  |        |
| 合計             | 528  | 633 | 494 | 1,655 | 41,779 | 21.81% |        |

(注) 大会議室(全体)、大広間(全体)の利用については、件数を分割して計上している。例えば、1/2 に分割できる大会議室を全体使用した場合には、「分割計上 1/2」に 2 件として計上。

**今後の予定**

平成 24 年度より指定管理者(公募)による管理(上限額 23,900 千円)に移行予定

| 所管局・課          | 協働推進局  | 立花地域振興センター |
|----------------|--|------------|
| 公有財産台帳の財産番号    | 892  |            |
| 財産名称(施設名)      | 立花地区会館   |            |
| 所在地(代表地番)      | 大西町 1 丁目 14 - 5                                  |            |
| 地区区分           | 立花   |            |
| <b>施設全体の概要</b> |  |            |
| 主な館内構成         | ホール 1、大会議室 1、小会議室 1、教室 1、料理教室 1、和室 1、茶室 1、合計 7 室 |            |
| 土地面積・公有財産評価額   | 1,359.93 m <sup>2</sup>                          | 178,150 千円 |

|                   |                                       |            |
|-------------------|---------------------------------------|------------|
| 建物延床面積・取得価額       | 1,497.30 m <sup>2</sup><br>(大西保育所を除く) | 197,396 千円 |
| 償却情報(平成23年3月31日)  |                                       |            |
| 耐用年数、経過年数         | 50                                    | 32         |
| 償却額(千円/年)         | 3,554                                 |            |
| 累積額(千円)           | 113,755                               |            |
| 残存額(千円)           | 83,640                                |            |
| 再建築情報(平成23年3月31日) |                                       |            |
| 建築単価(千円)          | 195                                   |            |
| 建築費(千円)           | 289,327                               |            |
| その他               |                                       |            |
| 機会費用合計(千円)        |                                       |            |

運営状況

|                 |           |                     |
|-----------------|-----------|---------------------|
| 管理方法            | 直営、夜間管理委託 |                     |
| 利用状況            | 平成21年度    | 平成22年度              |
| 利用率(%)          | 33.7      | 32.9                |
| 利用件数(件)         | 3,104     | 3,043               |
| 貸出可能件数(件)       | 9,210     | 9,240               |
| 利用人数(人/年)       | 60,840    | 58,789              |
| 人員情報(平成23年4月1日) | 人数        | 人件費<br>(H23予算ベース千円) |
| 再任用30h          | 3         | 8,835               |
| 合計              | 3         | 8,835               |

総コスト情報(千円/年・平成23年度予算ベース)

|                  |           |         |         |
|------------------|-----------|---------|---------|
| 人件費              | 8,835     |         |         |
| 維持管理費            | 13,151    |         |         |
| 整備費              | 710       |         |         |
| 小計               | 22,696    |         |         |
| (特定財源)           |           |         |         |
| 実費弁償             | 68        |         |         |
| 使用料              | 4,504     | 4,572   |         |
| (差引、一般財源充当額)     | 18,124    |         |         |
| その他歳入            | 872       |         |         |
| 減価償却額            | 3,554     |         |         |
| コスト総額            | 20,806    |         |         |
| 件数、一人当たり等指標(円・銭) |           |         |         |
| 平均利用件数当たり        | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり | 市民一人当たり |
|                  |           | 193     | 45      |
| 現状の概要及び監査人の所見    |           |         |         |

写真



(立花地区会館)

当施設は、市バス「立花支所」より南東へ徒歩約5分、「大西」より北東へ徒歩約3分、「立花小学校」より西南へ徒歩約3分の場所にある。

当施設の1階部分は大西保育所であり、複合施設となっている。

昭和55年4月に設置され、32年が経過している。

人件費及び維持管理費の合計は、年間21,986千円であり、維持管理費用の主なものは、光熱水費3,745千円、委託料8,169千円(清掃業務3,965千円、管理業務委託2,888千円他)となっている。また整備費710千円は、非常用照明設備の改修工事である。

その他歳入872千円の内訳は、目的外使用料802千円、自販機使用料70千円である。

利用状況

利用率の状況は、平成21年度33.9%、平成22年度32.9%である。平成22年度の時間帯区分では、午前35.2%、午後45.6%、夜間18.0%となっている。

平成22年度における施設の利用状況は、次のとおりである。

ホールの利用率は、50%を越えており、料理教室、茶室は20%以下となっている。

|                | 利用件数  |       |     |       | 利用人員   | 利用率    |        |
|----------------|-------|-------|-----|-------|--------|--------|--------|
|                | 午前    | 午後    | 夜間  | 合計    |        |        |        |
| ホール            | 215   | 211   | 91  | 517   | 29,757 | 55.95% |        |
| 大会議室<br>(分割計上) | 1/2   | -     | -   | -     | -      | - %    |        |
|                | 1/3   | 432   | 547 | 358   | 1,337  | 14,883 | 48.23% |
| 小会議室           | 82    | 161   | 66  | 309   | 4,799  | 33.44% |        |
| 教室             | 164   | 96    | 18  | 278   | 2,445  | 30.09% |        |
| 料理教室           | 68    | 59    | 2   | 129   | 2,397  | 13.96% |        |
| 大広間<br>(分割計上)  | 1/2   | 110   | 289 | 18    | 417    | 4,062  | 22.56% |
|                | 1/3   | -     | -   | -     | -      | -      | - %    |
| 茶室             | 13    | 41    | 2   | 56    | 446    | 6.06%  |        |
| 合計             | 1,084 | 1,404 | 555 | 3,043 | 58,789 | 32.93% |        |

(注)大会議室(全体)、大広間(全体)の利用については、件数を分割して計上している。例えば、1/2に分割できる大会議室を全体使用した場合には、「分割計上1/2」に2件として計上。

今後の予定

平成24年度より指定管理者（公募）による管理（上限額23,800千円）に移行予定

| 所管局・課       | 協働推進局       | 武庫地域振興センター |
|-------------|-------------|------------|
| 公有財産台帳の財産番号 | 893（土地2067） |            |
| 財産名称（施設名）   | 武庫地区会館      |            |
| 所在地（代表地番）   | 常吉1丁目2-8    |            |
| 地区区分        | 武庫          |            |

施設全体の概要

|                   |                                     |            |
|-------------------|-------------------------------------|------------|
| 主な館内構成            | ホール1、大会議室2、小会議室1、教室1、料理教室1、和室3、合計9室 |            |
| 土地面積・公有財産評価額      | 2,414.57 m <sup>2</sup>             | 369,429 千円 |
| 建物延床面積・取得価額       | 1,475.21 m <sup>2</sup><br>（1階部分除く） | 287,665 千円 |
| 償却情報（平成23年3月31日）  |                                     |            |
| 耐用年数、経過年数         | 50                                  | 37         |
| 償却額（千円/年）         | 2,436                               |            |
| 累積額（千円）           | 90,154                              |            |
| 残存額（千円）           | 45,212                              |            |
| 再建築情報（平成23年3月31日） |                                     |            |
| 建築単価（千円）          | 195                                 |            |
| 建築費（千円）           | 259,143                             |            |
| その他               |                                     |            |
| 機会費用合計（千円）        |                                     |            |

運営状況

| 管理方法            | 直営、夜間管理委託 |                     |
|-----------------|-----------|---------------------|
| 利用状況            | 平成21年度    | 平成22年度              |
| 利用率（％）          | 26.6      | 28.5                |
| 利用件数（件）         | 2,204     | 2,366               |
| 貸出可能件数（件）       | 8,289     | 8,316               |
| 利用人数（人/年）       | 43,697    | 56,503              |
| 人員情報（平成23年4月1日） | 人数        | 人件費<br>（H23予算ベース千円） |
| 再任用30h          | 3         | 8,835               |
| 合計              | 3         | 8,835               |

総コスト情報（千円/年・平成23年度予算ベース）

|        |        |
|--------|--------|
| 人件費    | 8,835  |
| 維持管理費  | 15,785 |
| 小計     | 24,620 |
| （特定財源） |        |

|                   |             |           |         |
|-------------------|-------------|-----------|---------|
| 実費弁償              | 1 2 4       |           |         |
| 使用料               | 2 , 8 3 8   | 2 , 9 6 2 |         |
| (差引、一般財源充当額)      | 2 1 , 6 5 8 |           |         |
| その他歳入             | 1 , 4 1 3   |           |         |
| 減価償却額             | 2 , 4 3 6   |           |         |
| コスト総額             | 2 2 , 6 8 1 |           |         |
| 件数、一人当たり等指標 (円・銭) |             |           |         |
| 平均利用件数当たり         | 平均利用人数当たり   | 地区人口当たり   | 市民一人当たり |
|                   |             | 3 0 0     | 4 9     |

#### 現状の概要及び監査人の所見

##### 写真



(武庫地区会館)

当施設は、市バス「武庫支所」より北へ徒歩約3分、「武庫元町」より北へ徒歩約5分の場所にある。昭和49年7月に設置され、37年が経過している。

また当施設の1階部分は普通財産(医療法人への貸付)であり、民間施設と同居している施設になっている。

人件費及び維持管理費の合計は、年間24,620千円であり、維持管理費の主なものは、光熱水費4,526千円、委託料10,386千円(清掃業務6,247千円、管理業務委託2,888千円他)となっている。

その他歳入1,413千円の内訳は、目的外使用料1,384千円、自販機使用料29千円である。

##### 利用状況

利用率の状況は、平成21年度26.6%、平成22年度28.5%である。平成22年度の時間帯区分では、午前30.1%、午後43.5%、夜間11.7%となっている。

平成22年度における施設の利用状況は、次のとおりである。

利用率が50%を超えるものはなく、小会議室が20%以下となっている。

|                | 利用件数 |     |     |     | 利用人員   | 利用率    |        |
|----------------|------|-----|-----|-----|--------|--------|--------|
|                | 午前   | 午後  | 夜間  | 合計  |        |        |        |
| ホール            | 183  | 125 | 38  | 346 | 34,308 | 37.45% |        |
| 大会議室<br>(分割計上) | 1/2  | 143 | 185 | 66  | 394    | 6,600  | 21.32% |
|                | 1/3  | -   | -   | -   | -      | -      | - %    |
| 小会議室           | 82   | 67  | 30  | 179 | 2,284  | 19.37% |        |
| 教室             | 91   | 158 | 128 | 377 | 4,686  | 40.80% |        |

|      |     |       |     |       |        |        |
|------|-----|-------|-----|-------|--------|--------|
| 和室 1 | 68  | 186   | 8   | 262   | 1,713  | 28.35% |
| 和室 2 | 68  | 186   | 8   | 262   | 1,680  | 28.35% |
| 和室 3 | 107 | 193   | 44  | 344   | 2,548  | 37.23% |
| 合計   | 835 | 1,207 | 324 | 2,366 | 56,503 | 28.45% |

(注)大会議室(全体)の利用については、件数を分割して計上している。  
例えば、1/2に分割できる大会議室を全体使用した場合には、「分割計上1/2」に2件として計上。

今後の予定  
平成24年度より指定管理者(公募)による管理(上限額24,500千円)に移行予定

|             |             |            |
|-------------|-------------|------------|
| 所管局・課       | 協働推進局       | 園田地域振興センター |
| 公有財産台帳の財産番号 | 894         |            |
| 財産名称(施設名)   | 園田地区会館      |            |
| 所在地(代表地番)   | 東園田町4丁目12-4 |            |
| 地区区分        | 園田          |            |

施設全体の概要

|                   |                                   |            |
|-------------------|-----------------------------------|------------|
| 主な館内構成            | ホール1、教室1、大会議室2、小会議室2、和室2、茶室1、合計9室 |            |
| 土地面積・公有財産評価額      | 1,323.34 m <sup>2</sup>           | 238,201 千円 |
| 建物延床面積・取得価額       | 1,364.73 m <sup>2</sup>           | 178,287 千円 |
| 償却情報(平成23年3月31日)  |                                   |            |
| 耐用年数、経過年数         | 50                                | 36         |
| 償却額(千円/年)         | 3,209                             |            |
| 累積額(千円)           | 115,529                           |            |
| 残存額(千円)           | 62,757                            |            |
| 再建築情報(平成23年3月31日) |                                   |            |
| 建築単価(千円)          | 195                               |            |
| 建築費(千円)           | 266,122                           |            |
| その他               |                                   |            |
| 機会費用合計(千円)        | 241,536                           |            |

運営状況

|                 |           |                     |
|-----------------|-----------|---------------------|
| 管理方法            | 直営、夜間管理委託 |                     |
| 利用状況            | 平成21年度    | 平成22年度              |
| 利用率(%)          | 49.7      | 48.7                |
| 利用件数(件)         | 4,117     | 4,051               |
| 貸出可能件数(件)       | 8,289     | 8,316               |
| 利用人数(人/年)       | 77,288    | 80,130              |
| 人員情報(平成23年4月1日) | 人数        | 人件費<br>(H23予算ベース千円) |
| 再任用30h          | 2         | 5,890               |

|        |   |        |
|--------|---|--------|
| 嘱託（一般） | 1 | 5,212  |
| 合計     | 3 | 11,102 |

総コスト情報（千円/年・平成23年度予算ベース）

|              |       |        |
|--------------|-------|--------|
| 人件費          |       | 11,102 |
| 維持管理費        |       | 15,059 |
| 小計           |       | 26,161 |
| （特定財源）       |       |        |
| 実費弁償         | 43    |        |
| 使用料          | 3,526 | 3,569  |
| （差引、一般財源充当額） |       | 22,592 |
| その他歳入        |       | 2,522  |
| 減価償却額        |       | 3,209  |
| コスト総額        |       | 23,279 |

件数、一人当たり等指標（円・銭）

|           |           |         |         |
|-----------|-----------|---------|---------|
| 平均利用件数当たり | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり | 市民一人当たり |
| 5,700     | 296       | 250     | 51      |

現状の概要及び監査人の所見

写真



（園田地区会館）

当施設は、阪急園田駅より北西へ徒歩約8分の場所にあり、立地環境としては、恵まれている。

昭和51年4月に設置され、36年が経過している。

人件費及び維持管理費の合計は、年間26,161千円であり、維持管理費の主なものは、光熱水費5,468千円、委託料8,267千円（清掃業務4,309千円、管理業務委託2,888千円他）となっている。

その他歳入2,522千円の内訳は、目的外使用料2,353千円、自販機使用料169千円である。

利用状況

利用率の状況は、平成21年度49.7%、平成22年度48.7%と地区会館の中では、最も高い。平成22年度の時間帯区分では、午前51.2%、午後61.3%、夜間33.6%となっている。

平成22年度における施設の利用状況は、次のとおりである。

大会議室、小会議室、教室の利用率が50%を超えており、茶室が20%以下となっている。

|     | 利用件数 |     |    |     | 利用人員   | 利用率    |
|-----|------|-----|----|-----|--------|--------|
|     | 午前   | 午後  | 夜間 | 合計  |        |        |
| ホール | 131  | 178 | 78 | 387 | 37,371 | 41.88% |

|                |     |       |       |     |       |        |        |
|----------------|-----|-------|-------|-----|-------|--------|--------|
| 大会議室<br>(分割計上) | 1/2 | 425   | 465   | 366 | 1,256 | 17,809 | 67.97% |
|                | 1/3 | -     | -     | -   | -     | -      | -%     |
| 小会議室 1         |     | 208   | 216   | 126 | 550   | 6,629  | 59.52% |
| 小会議室 2         |     | 199   | 248   | 147 | 594   | 6,554  | 64.29% |
| 教室             |     | 128   | 248   | 124 | 500   | 4,413  | 54.11% |
| 大広間<br>(分割計上)  | 1/2 | 313   | 264   | 62  | 639   | 6,364  | 34.58% |
|                | 1/3 |       |       |     |       |        | %      |
| 茶室             |     | 16    | 80    | 29  | 125   | 990    | 13.53% |
| 合計             |     | 1,420 | 1,699 | 932 | 4,051 | 80,130 | 48.71% |

(注)大会議室(全体)、大広間(全体)の利用については、件数を分割して計上している。例えば、1/2に分割できる大会議室を全体使用した場合には、「分割計上1/2」に2件として計上。

#### 今後の予定

平成24年度より指定管理者(公募)による管理(上限額25,500千円)に移行予定

#### 監査の結果及び意見

##### <結果> 武庫地区会館の土地及び建物について

従来、旧武庫保健センターの土地及び建物の一部は、健康福祉局保健センターが行政財産として所管していた。その後旧武庫保健センターの用途廃止、武庫地域振興センターへの所管換えが行われている。

その際、建物については、保健所633.00㎡(武庫保健センター)を普通財産貸付576.00㎡と地区会館57.00㎡とに振替するべきであった。また土地については、貸付部分の敷地として利用するものであるが、すべて地区会館の敷地として振替するべきであった。

しかしながら、この武庫地区会館の土地及び建物について「公用財産」から「公共用財産」への振替が行われていない。

「公用財産」から「公共用財産」への振替が必要な土地及び建物は、次のとおりである。

##### (土地)「財産番号2067」(財産名称：武庫地域振興センター)

| 所在地      | 地目 | 地積        |
|----------|----|-----------|
| ・常吉1丁目27 | 田  | 451.96㎡   |
| ・常吉1丁目32 | 宅地 | 808.35㎡   |
| ・常吉1丁目33 | 宅地 | 1,154.26㎡ |
| 合計       |    | 2,414.57㎡ |

##### (建物)「財産番号2067」(財産名称：武庫地域振興センター)

| 建物用途 | 建物構造 | 面積 |
|------|------|----|
|------|------|----|

|        |           |                     |
|--------|-----------|---------------------|
| ・保健所   | 鉄筋コンクリート造 | 57.00m <sup>2</sup> |
| ・自転車置場 | 鉄骨造       | 6.30m <sup>2</sup>  |

<意見> 中央地区会館における指定管理（非公募）について

財団法人尼崎市スポーツ振興事業団へ非公募での指定管理を行っている。これは、当初、同団体の選定理由（非公募）として、「財団法人尼崎市スポーツ振興事業団は、併設している社会体育施設の管理を受託しており、同団体を指定管理者として選定することは、効率的であるとともに、市サービスの向上、経費の削減に効果がある。」とされており、その後「外郭団体の統廃合及び経営改善について」（平成19年1月）では、外郭団体公募選定対象外とされていることによる。

施設の大半を占める教育委員会が所管するスポーツ施設と分割管理することは共用部分が一体化していることから合理性や管理責任の面からも課題が多く、プール等の施設の特異性を踏まえ安全性確保という点からも一体管理により当初、非公募であることは十分に理解できるが、その後相当の時間が経過している現在においては、施設全体の一括管理を前提に民間事業者による代替の可能性も見極める中で、改めて選定方法の見直しを含めた検討を行い、公募としない場合にはその理由を文書により明確にするべきである。

また、今後も設置目的に合致した自主事業を展開することにより利用率の向上とPRを図る必要がある。

<意見> 地域振興センター（支所）との複合化について

地区会館は、市民の生活文化の向上と社会福祉の増進を目的とし、研修・講演・レクリエーション・集会等に使用されている施設であり、利用状況等から判断しても、設置目的、存在意義が薄れているとは認められない。

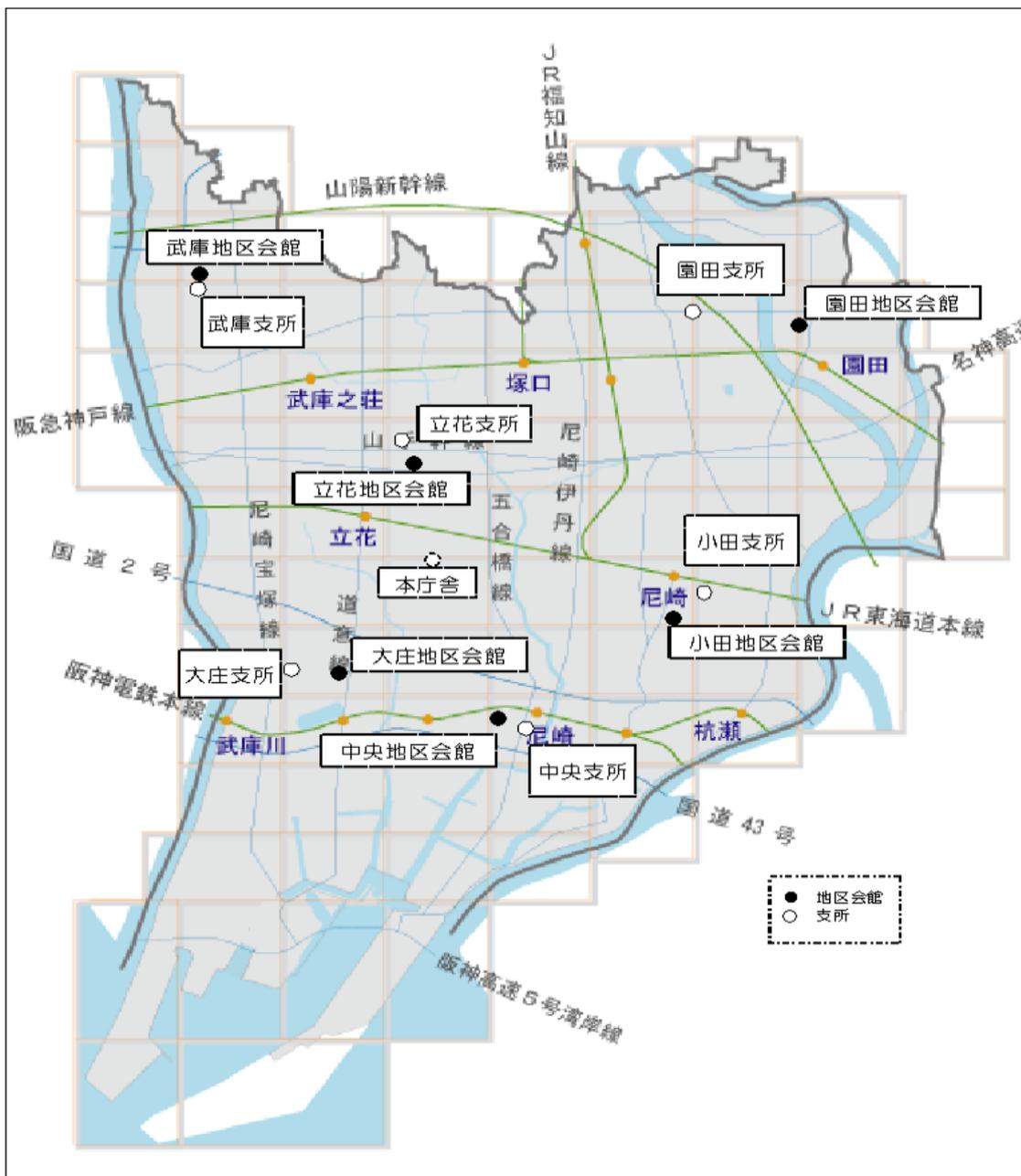
また、「公共施設見直しの方向性」（平成22年8月）においては、業務委託や指定管理者制度の拡充など管理運営面での見直しに向けた検討を進めるとされており、これを受けて平成24年度より6つの地区会館全てについて、指定管理者制度の導入により管理運営面での経費削減の取組みが実施されようとしている。

一方で、老朽化による更新時期における施設の一元化、多機能化・複合化による施設数の削減についての検討を行っているところである。その場合には、施設の設置目的や費用対効果等の検証を行い、市関与の必要性、効率性、有効性などの観点から、館数の削減または存続等の判断が求められることになる。

地区会館の設置目的は、「市民の生活文化の向上と社会福祉の増進を図るための各種の研修、レクリエーション及び集会の場を提供する施設」とされており、また支所の設置目的は、「地域における協働のまちづくり及びコミュニティの創造の拠点並びに保健及び福祉に関するサービスその他行政サービスの提供の場」とされている。中央支所を除く5つの支所については、施設の耐用年数を50年とした場合に、今後4～5年で更新時期を迎えることとなり、施設の見直しが喫緊の取り組むべき課題とされている。

したがって、6つの地区会館と6つの支所とは、次図に示すとおり地理的にも隣接した場所にあるため、両施設の複合化を図ることが必要である。

【地区会館と支所との位置図】



< 支所における喫緊の課題（老朽化）について >

(1) 設置目的について

支所設置条例によれば、「地域における協働のまちづくり及びコミュニティの創造の拠点並びに保健及び福祉に関するサービスその他行政サービスの提供の場」として、各地区ごとに次の6つの支所が設置されている。

| 地区名称 | 施設名称 | 位置                 |
|------|------|--------------------|
| 中央地区 | 中央支所 | 開明町 2 丁目 1 番地の 1   |
| 小田地区 | 小田支所 | 長洲中通 1 丁目 6 番 10 号 |

|      |      |                     |
|------|------|---------------------|
| 大庄地区 | 大庄支所 | 大庄西町 3 丁目 17 番 11 号 |
| 立花地区 | 立花支所 | 栗山町 2 丁目 24 番 3 号   |
| 武庫地区 | 武庫支所 | 武庫元町 1 丁目 33 番 9 号  |
| 園田地区 | 園田支所 | 御園 1 丁目 23 番 8 号    |

(注) 6つの支所は、災害時に災害相談窓口や消防団の地区本部を設置したり、防災活動に従事する職員の参集場所とすることなどが、防災計画で定められている。

上記以外に証明書交付等の行政サービスを提供している施設（一般の建物内にテナント入居している施設）として、阪急塚口サービスセンター、阪急園田証明コーナーの2か所がある。

## (2) 支所等での業務内容について

「現状と課題」では、各支所等で次のような業務を行っているとする。

### サービスセンター

住民登録・戸籍・印鑑・国民健康保険・国民年金・乳幼児医療・児童手当の届出業務や住民票・戸籍・印鑑・市民税などの証明書の交付、税などの収納業務、原動機付自転車の登録と廃車業務。

### 証明コーナー

住民票・戸籍・印鑑・市民税などの各種証明書の交付。なお、出生・婚姻・転籍などの戸籍届や住所変更届及び国民健康保険・国民年金・児童手当の変更届並びに福祉医療の届については、高齢者(65歳以上の人)や障害者(身体障害者・療育・精神障害者保健福祉のいずれかの手帳を持つ人)の方が窓口に来られて手続きをされる場合にのみの受付業務。

### 地域福祉担当

後期高齢者医療保険、乳児医療以外の福祉医療、介護保険、身体障害、知的障害・老人・母子・児童などの福祉業務の届出の一部業務。

### 地域保健担当

乳幼児健診、予防接種、成人・老人保健、精神保護、難病患者対策などの保健業務の一部業務。

### 地域振興センター

地域における協働のまちづくりの推進及び地域コミュニティの振興に係る業務。具体的には、まちづくりに取り組む各種団体との連携、地域活動の情報収集・発信・支援、まちづくり参加・相談窓口、コミュニティルーム等交流の場の提供など。

|      | サービスセンター | 証明コーナー | 地域福祉担当 | 地域保健担当 | 地域振興センター |
|------|----------|--------|--------|--------|----------|
| 中央支所 |          |        |        |        |          |

|              |  |  |  |  |  |
|--------------|--|--|--|--|--|
| 小田支所         |  |  |  |  |  |
| 大庄支所         |  |  |  |  |  |
| 立花支所         |  |  |  |  |  |
| 武庫支所         |  |  |  |  |  |
| 園田支所         |  |  |  |  |  |
| テナント入居施設     |  |  |  |  |  |
| 阪急塚口サービスセンター |  |  |  |  |  |
| 阪急園田証明コーナー   |  |  |  |  |  |

### (3) 運営上の問題について

「現状と課題」によれば、運営上の問題として、以下の指摘がなされている。

#### 乳幼児健診実施上の問題

現在の支所等は、平成18年の再編によりできたものであり、乳幼児健診については、以前では各地区に設置されていた(旧)保健センターで実施していましたが、現在は支所の施設内で行っています。ただそのうち、小田・立花・武庫・園田は、健診事業の実施に適した構造にはなっていないため、安全・安心という面で課題を抱えています。

#### 未活用スペースの問題

各支所の3階部分(大庄以外)については、倉庫や会議室としているなど、必ずしも有効活用されているとは言いがたい状況にあります。

(4) 喫緊の課題(老朽化)について

「現状と課題」では、中央支所以外の5支所は、建物の耐用年数を50年とした場合には、今後4～5年で更新時期を迎えることになるため、施設の見直し喫緊の取り組むべき課題とされている。

各支所のア.竣工年、イ.構造等、ウ.管理、エ.管理運営事業費(平成23年度予算)は、次のとおりである。

|  |      |  |
|--|------|--|
| 中央支所<br> | 竣工年  | 昭和11年4月<br>平成19年度までに耐震補強等を行っているが、構造部分の改修は行っていない。 |
|  | 構造等  | 鉄筋コンクリート造3階建                                     |
|  | 延床面積 | 3,596.88㎡(開明庁舎全体)                                |
|  | 敷地面積 | 2,463.69㎡  |
|  | 管 理  | 直営管理(4名体制)                                       |
| 管理運営事業費(平成23年度予算)  |      | 12,954千円   |

|   |      |                  |
|---|------|------------------|
| 小田支所<br> | 竣工年  | 昭和41年3月(経過年数45年) |
|   | 構造等  | 鉄筋コンクリート造3階建     |
|   | 延床面積 | 1,657.50㎡        |
|   | 敷地面積 | 2,474.26㎡        |
|   | 管 理  | 直営管理(4名体制)       |
| 管理運営事業費(平成23年度予算)   |      | 8,354千円          |

|   |      |                  |
|---|------|------------------|
| 大庄支所<br> | 竣工年  | 昭和40年6月(経過年数46年) |
|   | 構造等  | 鉄筋コンクリート造2階建     |
|   | 延床面積 | 1,194.06㎡        |
|   | 敷地面積 | 1,525.86㎡        |
|   | 管 理  | 直営管理(4名体制)       |
| 管理運営事業費(平成23年度予算)   |      | 7,272千円          |

|   |                   |                  |
|---|-------------------|------------------|
| 立花支所  | 竣工年               | 昭和42年1月(経過年数44年) |
|  | 構造等               | 鉄筋コンクリート造3階建     |
|   | 延床面積              | 1,673.32㎡        |
|   | 敷地面積              | 1,780.92㎡        |
|   | 管 理               | 直営管理(4名体制)       |
|   | 管理運営事業費(平成23年度予算) | 8,573千円          |

|  |                   |                   |
|--|-------------------|-------------------|
| 武庫支所   | 竣工年               | 昭和40年11月(経過年数46年) |
|  | 構造等               | 鉄筋コンクリート造3階建      |
|  | 延床面積              | 1,345.46㎡         |
|  | 敷地面積              | 1,182.54㎡         |
|  | 管 理               | 直営管理(4名体制)        |
|  | 管理運営事業費(平成23年度予算) | 7,743千円           |

|   |                   |                   |
|---|-------------------|-------------------|
| 園田支所  | 竣工年               | 昭和40年11月(経過年数46年) |
|  | 構造等               | 鉄筋コンクリート造3階建      |
|   | 延床面積              | 1,272.47㎡         |
|   | 敷地面積              | 1,646.64㎡         |
|   | 管 理               | 直営管理(4名体制)        |
|   | 管理運営事業費(平成23年度予算) | 6,693千円           |

< 園田東会館 >

|             |   |            |
|-------------|---|------------|
| 所管局・課       | 協働推進局                                     | 園田地域振興センター |
| 公有財産台帳の財産番号 | 880                                       |            |
| 財産名称(施設名)   | 園田東会館                                     |            |
| 所在地(代表地番)   | 戸ノ内町2丁目9-1                                |            |
| 地区区分        | 園田  |            |
| 行政財産の設置目的   | 市民の生活文化の向上を図るための各種の研修、レクリエーション及び集会の場を提供する |            |
| 設置根拠        | 尼崎市立園田東会館の設置及び管理に関する条例                    |            |

施設全体の概要

|                         |   |                |           |
|-------------------------|---|----------------|-----------|
| 主な館内構成                  | 貸室数 7 室（大会議室 2、小会議室 2、和室 2、料理教室 1 室）、貸室定員 144 人、貸館以外に老人の間 2 室 |                |           |
| 土地面積・公有財産評価額            | 1,062.88  | m <sup>2</sup> | 90,663 千円 |
| 建物延床面積・取得価額             | 858.30  | m <sup>2</sup> | 55,316 千円 |
| 償却情報（平成 23 年 3 月 31 日）  |   |                |           |
| 耐用年数、経過年数               | 50  |                | 39        |
| 償却額（千円/年）               | 997   |                |           |
| 累積額（千円）                 | 38,826  |                |           |
| 残存額（千円）                 | 16,489  |                |           |
| 再建築情報（平成 23 年 3 月 31 日） |   |                |           |
| 建築単価（千円）                | 195 他   |                |           |
| 建築費（千円）                 | 163,679   |                |           |
| その他                     |   |                |           |
| 機会費用合計（千円）              | 91,932  |                |           |

運営状況

|                       |            |                      |
|-----------------------|------------|----------------------|
| 開館時間/休館日              | 9:00～21:00 | 土日祝、年末年始             |
| 平成 22 年度稼働日数          | 249        |                      |
| 管理方法                  | 直営         |                      |
| 利用状況                  | 平成 21 年度   | 平成 22 年度             |
| 利用率（%）                | 31.1       | 34.7                 |
| 利用件数（件）               | 1,410      | 1,556                |
| 貸出可能件数（件）             | 4,536      | 4,482                |
| 利用人数（人/年）             | 7,094      | 6,960                |
| 人員情報（平成 23 年 4 月 1 日） | 人数         | 人件費<br>（H23 予算ベース千円） |
| 正規                    | 1          | 8,149                |
| 再任用 30h               | 1          | 2,945                |
| 嘱託（一般）                | 1          | 3,086                |
| 合計                    | 3          | 14,180               |

総コスト情報（千円/年・平成 23 年度予算ベース）

|                  |        |
|------------------|--------|
| 人件費              | 14,180 |
| 維持管理費            | 7,090  |
| 小計               | 21,270 |
| （特定財源）           |        |
| 実費弁償             | 15     |
| （差引、一般財源充当額）     | 21,255 |
| 減価償却額            | 997    |
| コスト総額            | 22,252 |
| 件数、一人当たり等指標（円・銭） |        |

|           |           |         |         |
|-----------|-----------|---------|---------|
| 平均利用件数当たり | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり | 市民一人当たり |
| 15,005    | 3,167     | 239     | 49      |

#### 現状の概要及び監査人の所見

人件費（職員3名）及び維持管理費の合計は、21,270千円であり、維持管理費の主なものは、光熱水費1,379千円、委託料5,327千円（清掃業務4,660円他）となっている。また人件費の占める割合は、66.7%と高い。

#### 写真



#### 利用状況

利用率の状況は、平成21年度31.1%、平成22年度34.7%である。

#### 現状に至る経緯

当施設は、昭和48年に設置され、39年が経過している。

#### 今後の予定

継続利用

### < 総合センター >

#### 概要

#### (A) 設置目的及び事業内容について

「尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例」第2条によれば「地域住民の福祉の向上及び住民相互の交流の促進を図るためのコミュニティの拠点となる施設として、総合センターを設置する。」として総合センターの設置目的が規定されている。

事業内容については、同第4条で、次のとおり規定されている。

- (a) 地域住民の生活及び人権に関する相談に関すること。
- (b) 住民相互の交流の促進に関すること。
- (c) 人権啓発に関すること。
- (d) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

#### (B) 施設について

「尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例」第3条において、次の6つの総合センターが設置されている。

| 名称        | 地区 | 所在地          |      |
|-----------|----|--------------|------|
| 上ノ島総合センター | 立花 | 南塚口町8丁目7番25号 | (注1) |
| 神崎総合センター  | 小田 | 神崎町37番3号     |      |
| 水堂総合センター  | 立花 | 水堂町2丁目35番1号  | (注2) |

|             |    |  |      |
|-------------|----|--|------|
| 今北総合センター    | 大庄 | 西立花町3丁目14番1号                             | (注3) |
| 南武庫之荘総合センター | 武庫 | 南武庫之荘11丁目1番18号(東館)<br>南武庫之荘11丁目6番15号(西館) |      |
| 塚口総合センター    | 立花 | 塚口本町2丁目28番11号                            |      |

(注1)上ノ島保育所(1階)との複合施設

(注2)水堂保育所(1階)との複合施設

(注3)今北保育所(1階)との複合施設

(C) 予算について

(a) コスト総額

平成23年度予算ベースでの6つの総合センターにかかる減価償却額を含むコスト総額は次のとおり368百万円である。

(千円/年・平成23年度予算ベース)

|              |         |
|--------------|---------|
| 人件費          | 271,109 |
| 維持管理費        | 113,102 |
| 整備費          | 27,613  |
| 事業費等         | 11,062  |
| 小計           | 422,886 |
| (特定財源)       |         |
| 補助金(国)整備費    | 12,823  |
| 補助金(国)事業費    | 44,902  |
| 市債           | 12,800  |
| 実費弁償         | 1,445   |
| (差引、一般財源充当額) | 71,970  |
| その他歳入        | 350,916 |
| 減価償却額        | 9       |
| コスト総額        | 17,262  |
|              | 368,169 |

(注) 補助金(国)事業費は、隣保館運営事業費補助金である。

(b) 人件費・施設維持管理費

各施設の人件費及び維持管理費は、次のとおりである。

(単位：千円)

|                  | 上ノ島                | 神崎                 | 水堂                 | 今北                 | 南武庫之荘              | 塚口                 | 共通           | 合計                  |
|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------|---------------------|
| 人件費              | 55,321             | 37,973             | 43,695             | 43,827             | 46,970             | 43,319             | -            | 271,105             |
| 維持管理費<br>(うち委託料) | 22,564<br>(17,887) | 17,964<br>(14,279) | 15,692<br>(12,032) | 17,488<br>(13,502) | 21,056<br>(15,400) | 16,338<br>(12,127) | 2,000<br>(-) | 113,102<br>(85,227) |
| 合計               | 77,885             | 55,937             | 59,387             | 61,315             | 68,026             | 59,657             | 2,000        | 384,207             |
| 人件費割合            | 71.0%              | 67.9%              | 73.6%              | 71.5%              | 69.0%              | 72.6%              | -            | 70.6%               |

(注) 維持管理費のうち分館(旧老人分館及び旧青少年会館)に要するものは、次のとおりである。また共通2,000千円は、総合センター及び旧青少年会

館に要する緊急修繕費である。

(単位：千円)

|        | 上ノ島    | 神崎    | 水堂    | 今北    | 南武庫之荘 | 塚口    | 共通 | 合計     |
|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|----|--------|
| 旧老人分館  | 4,026  | -     | 331   | 2,957 | 3,280 | -     | -  | 10,594 |
| 旧青少年会館 | 9,053  | 6,953 | 6,223 | 338   | 32    | 2,875 | -  | 25,474 |
| 合計     | 13,079 | 6,953 | 6,554 | 3,295 | 3,312 | 2,875 | -  | 36,068 |

人件費の合計は271,109千円で、維持管理費113,102千円との合計384,211千円に対して、約70.6%を占めている。

委託料の主なものは、清掃委託業務(指名競争入札)及び夜間管理業務委託(随意契約)である。

(D)管理運営状況について

総合センターは市直営(8~9名体制)で管理運営されている。なお、夜間業務(午後5時30分から午後9時)については、(社)シルバー人材センター(2名体制)に対して管理業務委託(随意契約)している。随意契約を行う理由は、「高齢者の能力の積極的な活用を図る業務であり、高齢者の就業機会の確保及び就労の安定に寄与するため」とされている。

随意契約の選定基準は、次のとおりである。

- (a)尼崎市内に所在し、円滑に業務の履行が行える団体であること。
- (b)高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項に該当するシルバー人材センターであること。
- (c)実績等があり、確実な履行が見込めること。

各施設の職員配置は、次のとおり8~9名となっている。

(単位：人)

|      | 上ノ島 | 神崎 | 水堂 | 今北 | 南武庫之荘 | 塚口 |
|------|-----|----|----|----|-------|----|
| 所長   | 1   | 1  | 1  | 1  | 1     | 1  |
| 正規職員 | 5   | -  | 2  | 2  | 3     | 2  |
| 再任用  | 2   | 5  | 4  | 3  | 4     | 2  |
| 嘱託   | -   | 1  | -  | 2  | -     | 2  |
| 臨時   | 1   | 1  | 1  | 1  | 1     | 1  |
| 計    | 9   | 8  | 8  | 9  | 9     | 8  |

(E)利用状況について

(a)利用時間 月~金 午前9時~午後9時まで

第2・第4土曜日 午前9時~午後5時まで

(b)休館日 第1・第3・第5土曜日(第2・第4土曜日が国民の祝日に関

する法律に定める休日に当たる場合は第3土曜日を閉館し、日曜日、祝日

12月29日から翌年1月3日まで

(c)定員・貸室数

各施設における定員及び貸室数は、次のとおりである。

|     | 上ノ島  | 神崎   | 水堂   | 今北   | 南武庫之荘 | 塚口   |
|-----|------|------|------|------|-------|------|
| 定員  | 253人 | 379人 | 168人 | 320人 | 320人  | 200人 |
| 貸室数 | 9室   | 10室  | 6室   | 8室   | 7室    | 8室   |

(d)利用状況

各施設における平成21年度及び平成22年度の利用状況は、次のとおりである。

|        | 上ノ島   | 神崎    | 水堂    | 今北    | 南武庫之荘 | 塚口   |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 平成21年度 | 21.3% | 1.1%  | 3.8%  | 10.5% | 8.0%  | 4.5% |
| 平成22年度 | 24.1% | 1.5%  | 2.6%  | 10.8% | 8.3%  | 7.8% |
| 備考     |       | 極めて低い | 極めて低い | 低い    | 低い    | 低い   |

平成22年度の利用率は、隣保館としての要件を満たすために多様な部屋が設置されていることにもよるが、6館単純平均で9.2%であり、地区会館、公民館などに比べて低い。また利用者も地域の住民が大部分である。

(F)使用料について

総合センターの使用料は、「尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例」第6条により、目的内使用の場合には、無料とされている。

現在、施設の目的外の使用はほとんどなく、全てが目的内使用である。

目的外使用する場合の使用料は、次のとおりである。

(平成22年7月改訂)(単位：円)

|      | 午前9時～正午 | 正午～午後5時 | 午後6時～9時 |
|------|---------|---------|---------|
| 集会室  | 1,200   | 1,720   | 2,100   |
| 教室   | 670     | 1,050   | 1,350   |
| 料理教室 | 1,200   | 1,720   | 2,100   |
| 和室   | 670     | 1,050   | 1,350   |

(G)使用許可の状況

各施設において、人権・同和問題に関する啓発事業等の推進のため、次のとおり事務室の使用許可を行っている(実費は徴収されている)。(単位：円)

|           | 相手先         | 面積                   | 免除額(全額) |
|-----------|-------------|----------------------|---------|
| 上ノ島総合センター | いくしま人権協会    | 23.10 m <sup>2</sup> | 386,028 |
| 神崎総合センター  | 小田北地域人権教育啓発 | 20.57 m <sup>2</sup> | 311,688 |

|             |                     |                      |           |
|-------------|---------------------|----------------------|-----------|
|             | 促進委員会               |                      |           |
| 水堂総合センター    | 水堂地域人権教育啓発促進委員会     | 9.89 m <sup>2</sup>  | 170,664   |
| 今北総合センター    | 今北・堂松南地域人権教育啓発促進委員会 | 20.00 m <sup>2</sup> | 329,868   |
| 南武庫之荘総合センター | 南武庫之荘地域人権教育啓発促進委員会  | 32.63 m <sup>2</sup> | 520,068   |
| 塚口総合センター    | 塚口地域人権教育啓発促進委員会     | 17.02 m <sup>2</sup> | 262,188   |
| 合計          |                     |                      | 1,980,504 |

(使用料について全額減免を受けようとする理由)

同和問題・人権教育啓発の推進に資することを目的に設置された団体であり、市と連携・協調を図りながら、人権同和問題に関する事業等の推進に取り組んでいるため

#### (H) 施設の老朽化

各施設における老朽化の状況は、次のとおりである。

|        | 上ノ島                     | 神崎                      | 水堂                      | 今北                      | 南武庫之荘                                      | 塚口                    |
|--------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|--|-----------------------|
| 設置時期   | 昭和 48 年 5 月             | 昭和 51 年 3 月             | 昭和 49 年 9 月             | 昭和 46 年 5 月             | (東館)<br>昭和 47 年 7 月<br>(西館)<br>昭和 57 年 3 月 | 昭和 49 年 9 月           |
| 敷地面積   | 2,289.82 m <sup>2</sup> | 1,432.18 m <sup>2</sup> | 2,403.62 m <sup>2</sup> | 1,306.50 m <sup>2</sup> | 1,665.52 m <sup>2</sup>                    | 544.34 m <sup>2</sup> |
| 構造     | 鉄筋コン 2 階                | 鉄筋コン 3 階                | 鉄筋コン 2 階                | 鉄筋コン 2 階                | 鉄筋コン 2 階                                   | 鉄筋コン 3 階              |
| 延床面積   | 1,055.16 m <sup>2</sup> | 1,398.10 m <sup>2</sup> | 763.43 m <sup>2</sup>   | 1,362.61 m <sup>2</sup> | 1,835.78 m <sup>2</sup>                    | 837.71 m <sup>2</sup> |
| 経過年数   | 38 年                    | 36 年                    | 37 年                    | 40 年                    | (東館)39年<br>(西館)30年                         | 37 年                  |
| 直近改修時期 | 平成 18 年度                | 平成 21 年度                | 平成 21 年度                | 平成 19 年度                | 平成 19 年度                                   | 平成 18 年度              |

いずれの施設も新耐震基準適用前に建設された施設であり、施設の耐用年数を 50 年とした場合には、今後 10 ~ 15 年以内に老朽化による建替や大規模改修を行うことが必要な施設といえる。

この建替や大規模改修に伴う費用負担は、今後の市の財政の悪化要因となる。

#### (I) 総合センターと分館(旧青少年会館、旧老人会館)との関係について

「平成 22 年度包括外部監査の結果報告書における経緯及び所管課(P 119)」の記載を引用すると、次のとおりである。

##### 経緯について

平成 17 年度まで、上ノ島、神崎、水堂、今北、南武庫之荘、塚口の 6 地区にそれぞれ設置されている総合センターについては「尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例」、青少年会館は「児童厚生施設の設置及び管理に

関する条例」、老人福祉センターは「老人福祉センターの設置及び管理に関する条例」の各条例に基づき建設、設置され、各施設とも行政財産として機能してきた。

しかしながら、平成17年度末の総合センター以外の当該施設に係る条例の廃止により、平成18年4月1日より、旧青少年会館及び旧老人福祉センター分館の機能は総合センターに統合されることとなり、その用途が廃止されることから財産区分は行政財産から普通財産（貸付以外）に変更された。

旧青少年会館については、平成19年に「旧青少年会館の施設活用方針」が企画財政局総務課より出されている。それによると、原則は「無償貸付による公募を行い、2年間対象団体が無い場合は売却する」とされているが、経過措置として、「旧青少年会館と旧老人分館の施設機能を交換することも可能とし、その場合には旧老人分館は売却し、旧青少年会館は総合センターの補完施設として位置づける」こととされている。

#### 所管課について

総合センター、旧青少年会館及び旧老人福祉センター分館は、6地区の全てを協働推進局総合センター・管理担当が事務管理・運営している。しかしながら、旧青少年会館及び旧老人福祉センター分館の財産上の所管は、神崎及び水堂の旧青少年会館が人権課に移管されているのみで、その他の旧青少年会館及び旧老人福祉センター分館は機能廃止前の所管のままになっている。

これは、旧青少年会館及び旧老人福祉センター分館が平成18年4月1日の機能統合後に売却も視野に入れた検討等を行う計画であったことに加えて、国及び県からの補助金を受けて建設した施設であることから、容易に所管換えできなかつたのではないかと考えられる。

#### (J) 各施設の進捗状況について

平成18年4月に地区施設機能の総合センターへの統合を実施し、その後、あまがさき行財政構造改革推進プラン等に基づき、各地区施設の見直しについて取り組んでいる。

|     |  |                         |                       |
|-----|--|-------------------------|-----------------------|
| 上ノ島 | <総合センター><br>1階は上ノ島保育所の複合施設   | <旧青少年会館><br>平成23年度売却予定  | <旧老人分館><br>平成26年度売却予定 |
|     | 地元関係団体と協議した結果、地区施設センターへの集約化を図るため、保育所の民間移管を併せて実施し、旧青少年会館・旧老人会館は廃止売却の見直し計画を市として決定した。平成22年8月に地元・保護者説明会を実施し、同年12月に保育所条例を一部改正している。平成23年度には、隣地を購入し、総合センター2階を整備し、旧青少年会館を売却する予定。旧老人分館については、平成26年度の売却に向けて検討中。 |                         |                       |
| 神崎  | <総合センター>   | <旧青少年会館><br>分館（スマイルひろば） | <旧老人分館><br>平成23年5月売却済 |
|     | 平成19年10月に旧青少年会館の一部に県民交流事業として「スマイルひろば」がオープン。平成20年3月に老人機能を総合センターに移転し、平成23年5月に5,300万円   |                         |                       |

|       |  |                       |                       |
|-------|--|-----------------------|-----------------------|
|       | で売却済。  |                       |                       |
| 水堂    | <総合センター><br>1階は水堂保育所の複合施設  | <旧青少年会館><br>分館(わくわく館) | <旧老人分館><br>平成21年9月売却済 |
|       | 平成20年3月に旧老人分館を閉鎖し、老人機能を旧青少年会館に移転。平成21年8月に140百万円で売却   |                       |                       |
| 今北    | <総合センター><br>1階は今北保育所の複合施設  | <旧青少年会館><br>休館        | <旧老人分館><br>分館(青少年と複合) |
|       | 旧青少年会館は、平成21年度から休館。<br>全体的な見直しは、今後も引き続き地元関係団体と協議を行っていく。<br>平成22年10月より旧老人分館に県民交流広場事業(5年間)を開始。                       |                       |                       |
| 南武庫之荘 | <総合センター>   | <旧青少年会館><br>休館        | <旧老人分館><br>平成25年度売却予定 |
|       | 旧青少年会館は、平成21年度より休館。<br>平成23年7月に具体的な見直し案(H24年度総合センターの整備、平成25年度旧老人分館の解体売却)を地元関係団体に提案し、実施に向けて理解と協力を求めている。             |                       |                       |
| 塚口    | <総合センター>   | <旧青少年会館><br>分館(老人と複合) | <旧老人分館><br>平成22年3月売却済 |
|       | 地元関係団体と協議した結果、旧青少年会館1階に老人機能を整備することで、旧老人分館を廃止売却することで合意し、平成21年度に整備し、平成22年度に機能集約している。<br>平成22年3月に旧老人分館は、約8,900万円で売却済。 |                       |                       |

個別分析

|             |            |     |
|-------------|------------|-----|
| 所管局・課       | 協働推進局      | 人権課 |
| 公有財産台帳の財産番号 | 793        |     |
| 財産名称(施設名)   | 上ノ島総合センター  |     |
| 所在地(代表地番)   | 南塚口町8-7-25 |     |
| 地区区分        | 立花         |     |

施設全体の概要

|                   |  |            |
|-------------------|--|------------|
| 主な館内構成            | 集会室1、教室4、料理教室1、和室2、音楽室1、計9<br>(貸館以外に図書室1、多目的利用室1、相談室2) |            |
| 土地面積・公有財産評価額      | 2,289.82 m <sup>2</sup>                                | 360,116 千円 |
| 主な建物延床面積・取得価額     | 1,055.16 m <sup>2</sup>                                | 112,066 千円 |
| 償却情報(平成23年3月31日)  |  |            |
| 耐用年数、経過年数         | 50   | 38         |
| 償却額(千円/年)         | 2,017  |            |
| 累積額(千円)           | 67,033   |            |
| 残存額(千円)           | 45,032   |            |
| 再建築情報(平成23年3月31日) |  |            |
| 建築単価(千円)          | 195  |            |
| 建築費(千円)           | 143,145  |            |
| その他               |  |            |
| 機会費用合計(千円)        | -  |            |

運営状況

|                 |           |                     |
|-----------------|-----------|---------------------|
| 管理方法            | 直営、夜間管理委託 |                     |
| 利用状況            | 平成21年度    | 平成22年度              |
| 利用率(%)          | 21.3      | 24.1                |
| 利用件数(件)         | 1,481     | 1,682               |
| 貸出可能件数(件)       | 6,966     | 6,993               |
| 利用人数(人/年)       | 18,844    | 24,718              |
| 人員情報(平成23年4月1日) | 人数        | 人件費<br>(H23予算ベース千円) |
| 正規              | 6         | 48,894              |
| 再任用30h          | 2         | 5,890               |
| 臨時              | 1         | 537                 |
| 合計              | 9         | 55,321              |

総コスト情報(千円/年・平成23年度予算ベース)

|        |         |
|--------|---------|
| 人件費    | 55,321  |
| 維持管理費  | 22,564  |
| 整備費    | 26,093  |
| 事業費等   | 2,078   |
| 小計     | 106,056 |
| (特定財源) |         |

|                  |           |         |         |
|------------------|-----------|---------|---------|
| 補助金（国）整備費        | 12,823    |         |         |
| 補助金（国）事業費        | 7,483     |         |         |
| 市債               | 12,800    |         |         |
| 実費弁償             | 279       | 33,385  |         |
| （差引、一般財源充当額）     | 72,671    |         |         |
| その他歳入            | 1         |         |         |
| 減価償却額            | 2,017     |         |         |
| コスト総額            | 74,687    |         |         |
| 件数、一人当たり等指標（円・銭） |           |         |         |
| 平均利用件数当たり        | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり | 市民一人当たり |
|                  |           |         | 163     |

#### 現状の概要及び監査人の所見

##### 写真



##### （上ノ島総合センター）

当施設の1階は、上ノ島保育所であり、複合施設となっている。

人件費及び維持管理費の合計は、年間77,885千円であり、維持管理費の主なものは、光熱水費3,361千円、委託料17,887千円（清掃業務12,231千円、夜間委託3,892千円他）である。

人件費の占める割合は、71.0%と高い。

なお、補助金（国）事業費7,483千円は、隣保館運営事業費補助金44,902千円を6施設で均等計上している。

##### 利用状況

利用率の状況は、平成21年度21.3%、平成22年度24.1%と他の総合センターと比較すると高い。

##### 現状に至る経緯

上ノ島地域については、上ノ島総合センター（総合センター、旧青少年会館、旧老人分館）の各施設が3箇所に分散していること及び利用状況を踏まえて、地元関係団体と協議してきた結果、地区施設の見直し案及びそれに伴う上ノ島保育所の民間移管について同意が得られている。

地区施設の見直し案によれば、旧老人分館と旧青少年会館を廃止し、売却する。その機能を上ノ島総合センターの1階にある現保育所部分に移転整備する。1階部分の上ノ島保育所については、隣地を購入し、民間社会福祉法人による新保育所の建設により保育環境改善を図り、民間移管を実施するという内容になっている。

##### 今後の予定

平成23年度には、保育所移管のため、隣地を購入し、総合センター2階を整備し、旧青少年会館を売却する予定となっている。そのための整備事業費として、26,093千円（財源として国庫12,823千円、市

債 12,800千円)を計上している。

また旧老人分館については、平成26年度に売却予定である。

|             |          |     |
|-------------|----------|-----|
| 所管局・課       | 協働推進局    | 人権課 |
| 公有財産台帳の財産番号 | 794      |     |
| 財産名称(施設名)   | 神崎総合センター |     |
| 所在地(代表地番)   | 神崎町37-3  |     |
| 地区区分        | 小田       |     |

施設全体の概要

|               |  |            |
|---------------|--|------------|
| 主な館内構成        | 集会室2、教室4、料理教室1、和室2、その他1計10<br>(貸館以外に図書室1、会議室1、相談室2、保育室1) |            |
| 土地面積・公有財産評価額  | 1,432.18 m <sup>2</sup>                                  | 133,335 千円 |
| 主な建物延床面積・取得価額 | 1,426.15 m <sup>2</sup>                                  | 173,069 千円 |

償却情報(平成23年3月31日)

|           |         |    |
|-----------|---------|----|
| 耐用年数、経過年数 | 50      | 36 |
| 償却額(千円/年) | 3,118   |    |
| 累積額(千円)   | 112,197 |    |
| 残存額(千円)   | 60,871  |    |

再建築情報(平成23年3月31日)

|            |         |  |
|------------|---------|--|
| 建築単価(千円)   | 195     |  |
| 建築費(千円)    | 277,075 |  |
| その他        |         |  |
| 機会費用合計(千円) | 135,202 |  |

運営状況

|                 |           |                     |
|-----------------|-----------|---------------------|
| 管理方法            | 直営、夜間管理委託 |                     |
| 利用状況            | 平成21年度    | 平成22年度              |
| 利用率(%)          | 1.1       | 1.5                 |
| 利用件数(件)         | 83        | 113                 |
| 貸出可能件数(件)       | 7,740     | 7,770               |
| 利用人数(人/年)       | 1,260     | 2,144               |
| 人員情報(平成23年4月1日) | 人数        | 人件費<br>(H23予算ベース千円) |
| 正規              | 1         | 8,149               |
| 再任用40h          | 4         | 21,528              |
| 再任用30h          | 1         | 2,945               |
| 嘱託(一般)          | 1         | 2,756               |
| 臨時              | 1         | 2,594               |
| 合計              | 8         | 37,973              |

総コスト情報(千円/年・平成23年度予算ベース)

|     |        |
|-----|--------|
| 人件費 | 37,973 |
|-----|--------|

|                  |           |         |         |
|------------------|-----------|---------|---------|
| 維持管理費            | 17,964    |         |         |
| 整備費              | 910       |         |         |
| 事業費等             | 1,335     |         |         |
| 小計               | 58,182    |         |         |
| (特定財源)           |           |         |         |
| 補助金(国)事業費        | 7,483     |         |         |
| 実費弁償             | 332       | 7,815   |         |
| (差引、一般財源充当額)     | 50,367    |         |         |
| その他歳入            | 1         |         |         |
| 減価償却額            | 3,118     |         |         |
| コスト総額            | 53,485    |         |         |
| 件数、一人当たり等指標(円・銭) |           |         |         |
| 平均利用件数当たり        | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり | 市民一人当たり |
|                  |           |         | 117     |

#### 現状の概要及び監査人の所見

##### 写真



##### (神崎総合センター)

人件費及び維持管理費の合計は、年間55,937千円であり、維持管理費の主なものは、光熱水費2,885千円、委託料14,279千円(清掃業務10,304千円、夜間委託2,069千円他)である。人件費の占める割合は、67.9%と高い。また整備費910千円は、非常用照明設備の改修工事である。

なお、補助金(国)事業費7,483千円は、隣保館運営事業費補助金44,902千円を6施設で均等計上している。



##### (駐車場)

「財産番号794」(行政財産)神崎総合センター

所在地 神崎町289-3、4、5、9

地積合計 369,06㎡

(実測360.43㎡)

土地(評価額)34,359,486円

総合センターと同一敷地内に駐車スペースがないため、敷地外に駐車場を確保しているものであり、現在も事業や各種行事に際して、福祉施設としての高齢者や障害者などの利用やイベント時の来客者の対応も含めて車で来所者に対応するために駐車場を確保している。

|   |
|---|
| 利用状況<br>利用率の状況は、平成21年度1.1%、平成22年度1.5%と他の総合センターと比較して、極めて低い状況である。 |
| 現状に至る経緯<br>当施設は昭和51年3月に設置され、36年が経過し、平成21年度に施設改修を行っている。          |
| 今後の予定<br>全体的な見直しは、今後も引き続き地元関係団体と協議を行っていく。                       |

| 所管局・課       | 協働推進局    | 人権課 |
|-------------|----------|-----|
| 公有財産台帳の財産番号 | 795      |     |
| 財産名称(施設名)   | 水堂総合センター |     |
| 所在地(代表地番)   | 水堂2-35-1 |     |
| 地区区分        | 立花       |     |

施設全体の概要

|                   |   |                |            |
|-------------------|---|----------------|------------|
| 主な館内構成            | 集会室1、教室3、料理教室1、和室1、計6<br>(貸館以外に図書室1、相談室1) |                |            |
| 土地面積・公有財産評価額      | 2,403.62                                  | m <sup>2</sup> | 324,488 千円 |
| 主な建物延床面積・取得価額     | 775.90                                    | m <sup>2</sup> | 57,440 千円  |
| 償却情報(平成23年3月31日)  |   |                |            |
| 耐用年数、経過年数         | 50  |                | 37         |
| 償却額(千円/年)         | 1,033                                     |                |            |
| 累積額(千円)           | 38,255                                    |                |            |
| 残存額(千円)           | 19,184                                    |                |            |
| 再建築情報(平成23年3月31日) |   |                |            |
| 建築単価(千円)          | 195                                       |                |            |
| 建築費(千円)           | 148,868                                   |                |            |
| その他               |   |                |            |
| 機会費用合計(千円)        |   |                |            |

運営状況

|                 |           |                     |
|-----------------|-----------|---------------------|
| 管理方法            | 直営、夜間管理委託 |                     |
| 利用状況            | 平成21年度    | 平成22年度              |
| 利用率(%)          | 3.8       | 2.6                 |
| 利用件数(件)         | 176       | 122                 |
| 貸出可能件数(件)       | 4,644     | 4,662               |
| 利用人数(人/年)       | 3,362     | 1,712               |
| 人員情報(平成23年4月1日) | 人数        | 人件費<br>(H23予算ベース千円) |
| 正規              | 3         | 24,447              |
| 再任用40h          | 2         | 10,764              |
| 再任用30h          | 2         | 5,890               |

|    |   |        |
|----|---|--------|
| 臨時 | 1 | 2,594  |
| 合計 | 8 | 43,695 |

総コスト情報（千円/年・平成23年度予算ベース）

|              |       |        |
|--------------|-------|--------|
| 人件費          |       | 43,695 |
| 維持管理費        |       | 15,692 |
| 事業費等         |       | 1,001  |
| 小計           |       | 60,388 |
| （特定財源）       |       |        |
| 補助金（国）事業費    | 7,483 |        |
| 実費弁償         | 140   | 7,623  |
| （差引、一般財源充当額） |       | 52,765 |
| その他歳入        |       | 1      |
| 減価償却額        |       | 1,033  |
| コスト総額        |       | 53,798 |

件数、一人当たり等指標（円・銭）

|           |           |         |         |
|-----------|-----------|---------|---------|
| 平均利用件数当たり | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり | 市民一人当たり |
|           |           |         | 117     |

現状の概要及び監査人の所見

写真



（水堂総合センター）

当施設の1階部分は、水堂保育所であり複合施設となっている。

人件費及び維持管理費用の合計は、年間59,387千円であり、維持管理費の主なものは、光熱水費2,102千円、委託料12,032千円（清掃業務8,892千円、夜間委託2,069千円他）である。

人件費の占める割合は、73.6%と高い。

なお、補助金（国）事業費7,483千円は、隣保館運営事業費補助金44,902千円を6施設で均等計上している。



（駐車場）

「財産番号0795」（行政財産）水堂総合センター

所在地 水堂町2丁目268

地積 367.40㎡

土地（評価額）49,599,000円

総合センターと同一敷地内に駐車スペースがないため、敷地外に駐車場を確保しているものであり、現在も事業や各種行事に際して、福祉施設としての高齢者や障害者などの利用やイベント時の来客者の対応も含めて車の来所者に対応するために駐車場を確保している。

|  |
|--|
| <b>利用状況</b><br>利用率の状況は、平成21年度3.8%、平成22年度2.6%と他の総合センターに比較して極めて低い状況である。    |
| <b>現状に至る経緯</b><br>当施設は昭和49年9月に設置され、37年が経過している。また直近の改修工事は、平成21年度に実施されている。 |
| <b>今後の予定</b><br>全体的な見直しは、今後地元関係団体と協議を行っていく。                              |

| 所管局・課       | 協働推進局      | 人権課 |
|-------------|------------|-----|
| 公有財産台帳の財産番号 | 796        |     |
| 財産名称(施設名)   | 今北総合センター   |     |
| 所在地(代表地番)   | 西立花町3-14-1 |     |
| 地区区分        | 大庄         |     |

#### 施設全体の概要

|                   |   |                |            |
|-------------------|---|----------------|------------|
| 主な館内構成            | 集会室1、教室4、料理教室1、和室1、音楽室1、計8<br>(貸館以外に情報資料室1、会議室1、相談室3) |                |            |
| 土地面積・公有財産評価額      | 1,306.50  | m <sup>2</sup> | 152,860 千円 |
| 主な建物延床面積・取得価額     | 1,362.61  | m <sup>2</sup> | 156,735 千円 |
| 償却情報(平成23年3月31日)  |   |                |            |
| 耐用年数、経過年数         | 50  |                | 40         |
| 償却額(千円/年)         | 2,850   |                |            |
| 累積額(千円)           | 92,686  |                |            |
| 残存額(千円)           | 70,173  |                |            |
| 再建築情報(平成23年3月31日) |   |                |            |
| 建築単価(千円)          | 195   |                |            |
| 建築費(千円)           | 135,854   |                |            |
| その他               |   |                |            |
| 機会費用合計(千円)        |   |                |            |

#### 運営状況

|                 |           |                     |
|-----------------|-----------|---------------------|
| 管理方法            | 直営、夜間管理委託 |                     |
| 利用状況            | 平成21年度    | 平成22年度              |
| 利用率(%)          | 10.5      | 10.8                |
| 利用件数(件)         | 651       | 670                 |
| 貸出可能件数(件)       | 6,192     | 6,216               |
| 利用人数(人/年)       | 9,455     | 8,655               |
| 人員情報(平成23年4月1日) | 人数        | 人件費<br>(H23予算ベース千円) |
| 正規              | 3         | 24,447              |
| 再任用40h          | 1         | 5,382               |
| 再任用30h          | 2         | 5,890               |

|        |   |        |
|--------|---|--------|
| 嘱託（一般） | 2 | 5,513  |
| 臨時     | 1 | 2,594  |
| 合計     | 9 | 43,827 |

総コスト情報（千円/年・平成23年度予算ベース）

|                  |           |         |         |
|------------------|-----------|---------|---------|
| 人件費              | 43,827    |         |         |
| 維持管理費            | 17,488    |         |         |
| 整備費              | 610       |         |         |
| 事業費等             | 2,597     |         |         |
| 小計               | 64,522    |         |         |
| （特定財源）           |           |         |         |
| 補助金（国）事業費        | 7,483     |         |         |
| 実費弁償             | 220       | 7,703   |         |
| （差引、一般財源充当額）     | 56,819    |         |         |
| その他歳入            | 1         |         |         |
| 減価償却額            | 2,850     |         |         |
| コスト総額            | 59,669    |         |         |
| 件数、一人当たり等指標（円・銭） |           |         |         |
| 平均利用件数当たり        | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり | 市民一人当たり |
|                  |           |         | 130     |

現状の概要及び監査人の所見

写真



（今北総合センター）

当施設の1階部分は今北保育所であり、複合施設となっている。

人件費及び維持管理費の合計は、年間61,315千円であり、維持管理費の主なものは、光熱水費2,979千円、委託料13,502千円（清掃業務9,671千円、夜間委託2,568千円他）となっている。

人件費の占める割合は、71.5%と高い。また整備費610千円は、非常用照明設備の改修工事である。

なお、補助金（国）事業費7,483千円は、隣保館運営事業費補助金44,902千円を6施設で均等計上している。

利用状況

利用率の状況は、平成21年度10.5%、平成22年度10.8%と低い。

現状に至る経緯

当施設は、昭和46年5月に設置され、40年が経過している。また直近の改修工事は、平成19年度に実施されている。

今後の予定

全体的な見直しは、今後も引き続き地元関係団体と協議を行っていく予定である。

| 所管局・課       | 協働推進局       | 人権課 |
|-------------|-------------|-----|
| 公有財産台帳の財産番号 | 797         |     |
| 財産名称(施設名)   | 塚口総合センター    |     |
| 所在地(代表地番)   | 塚口本町2-28-11 |     |
| 地区区分        | 立花          |     |

施設全体の概要

|                   |  |                |            |
|-------------------|--|----------------|------------|
| 主な館内構成            | 集会室1、教室3、料理教室1、和室2、控室1、計8<br>(貸館以外に図書室1、情報コーナー1) |                |            |
| 土地面積・公有財産評価額      | 544.34   | m <sup>2</sup> | 69,675 千円  |
| 主な建物延床面積・取得価額     | 837.71   | m <sup>2</sup> | 140,860 千円 |
| 償却情報(平成23年3月31日)  |  |                |            |
| 耐用年数、経過年数         | 50   |                | 37         |
| 償却額(千円/年)         | 2,859  |                |            |
| 累積額(千円)           | 72,050   |                |            |
| 残存額(千円)           | 68,809   |                |            |
| 再建築情報(平成23年3月31日) |  |                |            |
| 建築単価(千円)          | 195  |                |            |
| 建築費(千円)           | 142,270  |                |            |
| その他               |  |                |            |
| 機会費用合計(千円)        | 70,650   |                |            |

運営状況

| 管理方法            | 直営、夜間管理委託 |                     |
|-----------------|-----------|---------------------|
| 利用状況            | 平成21年度    | 平成22年度              |
| 利用率(%)          | 4.5       | 7.8                 |
| 利用件数(件)         | 276       | 486                 |
| 貸出可能件数(件)       | 6,192     | 6,216               |
| 利用人数(人/年)       | 4,552     | 6,710               |
| 人員情報(平成23年4月1日) | 人数        | 人件費<br>(H23予算ベース千円) |
| 正規              | 3         | 24,447              |
| 再任用40h          | 2         | 10,764              |
| 嘱託(一般)          | 2         | 5,513               |
| 臨時              | 1         | 2,594               |
| 合計              | 8         | 43,319              |

総コスト情報(千円/年・平成23年度予算ベース)

|       |        |
|-------|--------|
| 人件費   | 43,319 |
| 維持管理費 | 16,338 |

|                  |           |         |         |
|------------------|-----------|---------|---------|
| 事業費等             | 1,921     |         |         |
| 小計               | 61,578    |         |         |
| (特定財源)           |           |         |         |
| 補助金(国)事業費        | 7,483     |         |         |
| 実費弁償             | 156       | 7,639   |         |
| (差引、一般財源充当額)     | 53,939    |         |         |
| その他歳入            | 1         |         |         |
| 減価償却額            | 2,859     |         |         |
| コスト総額            | 56,798    |         |         |
| 件数、一人当たり等指標(円・銭) |           |         |         |
| 平均利用件数当たり        | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり | 市民一人当たり |
|                  |           |         | 124     |

#### 現状の概要及び監査人の所見

##### 写真



##### (塚口総合センター)

人件費及び維持管理費の合計は、年間59,657千円であり、維持管理費の主なものは、光熱水費2,340千円、委託料12,127千円(清掃業務8,190千円、夜間委託2,069千円他)となっている。

人件費の占める割合は、72.6%と高い。

なお、補助金(国)事業費7,483千円は、隣保館運営事業費補助金44,902千円を6施設で均等計上している。

##### 利用状況

利用率の状況は、平成21年度4.5%、平成22年度7.8%と低い。

##### 現状に至る経緯

当施設は、昭和49年9月に設置され、37年が経過している。また、直近の改修工事は、平成18年度に実施されている。

##### 今後の予定

本館、分館(旧青少年会館)ともに継続利用

| 所管局・課         | 協働推進局                                     | 人権課        |
|---------------|---|------------|
| 公有財産台帳の財産番号   | 798、799、2093                              |            |
| 財産名称(施設名)     | 南武庫之荘総合センター                               |            |
| 所在地(代表地番)     | 南武庫之荘11-6-15他東館あり                         |            |
| 地区区分          | 武庫  |            |
| 施設全体の概要       |   |            |
| 主な館内構成        | 集会室1、教室4、料理教室1、和室1、計7<br>(貸館以外に図書室1、相談室1) |            |
| 土地面積・公有財産評価額  | 1,665.52 m <sup>2</sup>                   | 186,695 千円 |
| 主な建物延床面積・取得価額 | 344.90東館 m <sup>2</sup>                   | 325,608 千円 |

|                   |            |    |
|-------------------|------------|----|
|                   | 1,409.86西館 |    |
| 償却情報(平成23年3月31日)  |            |    |
| 耐用年数、経過年数         | 50         | 30 |
| 償却額(千円/年)         | 5,382      |    |
| 累積額(千円)           | 161,470    |    |
| 残存額(千円)           | 137,548    |    |
| 再建築情報(平成23年3月31日) |            |    |
| 建築単価(千円)          | 195        |    |
| 建築費(千円)           | 274,922    |    |
| その他               |            |    |
| 機会費用合計(千円)        | 189,308    |    |

運営状況

|                 |           |                     |
|-----------------|-----------|---------------------|
| 管理方法            | 直営、夜間管理委託 |                     |
| 利用状況            | 平成21年度    | 平成22年度              |
| 利用率(%)          | 8.0       | 8.3                 |
| 利用件数(件)         | 434       | 453                 |
| 貸出可能件数(件)       | 5,418     | 5,439               |
| 利用人数(人/年)       | 8,023     | 9,150               |
| 人員情報(平成23年4月1日) | 人数        | 人件費<br>(H23予算ベース千円) |
| 正規              | 4         | 32,596              |
| 再任用30h          | 4         | 11,780              |
| 臨時              | 1         | 2,594               |
| 合計              | 9         | 46,970              |

総コスト情報(千円/年・平成23年度予算ベース)

|                  |           |         |         |
|------------------|-----------|---------|---------|
| 人件費              | 46,970    |         |         |
| 維持管理費            | 21,056    |         |         |
| 事業費等             | 2,130     |         |         |
| 小計               | 70,156    |         |         |
| (特定財源)           |           |         |         |
| 補助金(国)事業費        | 7,483     |         |         |
| 実費弁償             | 318       | 7,801   |         |
| (差引、一般財源充当額)     | 62,355    |         |         |
| その他歳入            | 4         |         |         |
| 減価償却額            | 5,382     |         |         |
| コスト総額            | 67,734    |         |         |
| 件数、一人当たり等指標(円・銭) |           |         |         |
| 平均利用件数当たり        | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり | 市民一人当たり |
|                  |           |         | 148     |

現状の概要及び監査人の所見

|   |  |
|---|--|
| <p>写真</p>                                | <p>(南武庫之荘総合センター)</p> <p>人件費及び維持管理費の合計は、年間68,026千円であり、維持管理費の主なものは、光熱水費4,808千円、委託料15,400千円(清掃業務11,010千円、夜間委託2,524千円他)となっている。</p> <p>人件費の占める割合は、69.0%と高い。</p> <p>なお、補助金(国)事業費7,483千円は、隣保館運営事業費補助金44,902千円を6施設で均等計上している。</p> |
| <p>利用状況</p> <p>利用率の状況は、平成21年度8.0%、平成22年度8.3%と低い状況である。</p>   |  |
| <p>現状に至る経緯</p> <p>当施設の東館は、昭和47年7月に、西館は昭和57年3月に設置され、それぞれ39年、30年が経過している。また直近の改修工事は、平成19年度に実施されている。</p>                      |  |
| <p>今後の予定</p> <p>地元関係団体には平成23年7月に具体的な見直し案、すなわち「平成24年度に老人機能を移転させるための総合センターの整備、平成25年度に旧老人分館の解体売却」を提案し、実施に向けて理解と協力を求めている。</p> |  |

|  |  |
|--|--|
| <p>監査の結果及び意見</p>   |  |
| <p>&lt;意見&gt;維持管理費の大幅な削減について</p> <p>総合センターは、立花地区に3つ、小田地区、大庄地区、武庫地区にそれぞれ1つずつ設置されている。</p> <p>6つの施設での規模、利用状況等が異なるにもかかわらず、現在8~9名の市職員が常駐し、また夜間には業務委託での管理運営が行われている。</p> <p>これら6施設における維持管理費の合計は約59百万円(減価償却額除く)であり、そのうち人件費は43百万円と約72.8%を占めている。</p> <p>「公共施設見直しの方向性」(平成22年8月)によれば、管理運営面での見直しに向けた検討を進めるとされている。</p> <p>各施設の規模・利用状況等を十分勘案し、市の職員による管理、すなわち定員配置を最小限としながら、業務委託の範囲を拡大させることにより定員配置数の大幅な削減に努めるか、指定管理者制度の導入など抜本的な管理運営体制の見直しをすすめていく必要がある。</p> <p>また清掃業務委託料についても、施設の利用状況等を勘案しながら清掃の頻度や清掃箇所を減らす等仕様書の見直しを行うことにより、さらなるコスト削減を実施する必要がある。</p> |  |
| <p>&lt;意見&gt;利用率の向上について</p> <p>6つの総合センターの単純平均では9.2%、特に神崎総合センター及</p>  |  |

び水堂総合センターについては、それぞれ1.5%、2.6%と他の総合センターと比較しても極めて低い利用率となっている。また施設の利用者も地域の住民が大部分を占めている。より広く一般市民への広報等を行うことにより利用率の向上を積極的に図る必要がある。

<意見>費用負担の見直しについて

現在、条例により総合センターでの目的内使用については無料とされているが、社会福祉法の趣旨を踏まえつつ、今後は受益と負担の公平性の観点から有料化に向けた取り組みについても検討することが望ましい。

<意見>総合センター駐車場の積極的な利活用について

神崎総合センター及び水堂総合センターと隣接した場所に以下の駐車場が設けられている。所管課によれば、これは総合センターと同一敷地内に駐車スペースがないため、敷地外に駐車場を確保しているものであり、現在も事業や各種行事に際して、福祉施設としての高齢者や障害者などの利用やイベント時の来客者の対応も含めて車での来所者に対応するために確保しているとの回答である。

しかしながら、両施設ともに利用率は「<意見>利用率の向上について」に記載のとおり極めて低く、来客者専用駐車場として確保する必要性には乏しいと考えられる。したがって、行政財産から普通財産への振替えを行うとともに、市の大変厳しい財政状況を踏まえ、財源確保の観点から売却困難な土地であるならば、貸付等による利活用を検討する必要がある。

神崎総合センター駐車場（行政財産）

所在地 神崎町289-3、4、5、9

地積合計 369.06㎡（実測360.43㎡）

評価価格 34,359,486円

水堂総合センター駐車場（行政財産）

所在地 水堂町2丁目268

地積 367.40㎡

評価価格 49,599,000円

<意見>分館（旧青少年会館）の積極的な利活用について

総合センター維持管理費年間約113百万円のうち、分館（旧青少年会館）に要する維持管理費は、年間約25.4百万円、分館（旧老人分館）のそれは年間約10.5百万円と、分館合計では年間約36百万円を占めている。また職員についても、総合センターの職員がローテーションで対応している。このような状況の中で、「（J）各施設の進捗状況」に記載のとおり、平成18年4月に地区施設機能の総合センターへの統合を実施し、その後、あまがさき行財政構造改革推進プラン等に基づき、各地区施設の見直しについて取り組みがなされている。

これによれば神崎総合センター分館「スマイルひろば（旧青少年会館）」（普通財産）及び水堂総合センター分館「わくわく館（旧青少年会館）」（普通財産）についても、現在全体的な見直しが行われているところである。

これらの分館施設は、総合センター（本館）の利用率も「<意見>利用率の向上について」に記載のとおり、極めて低い状況であり、今後は分館

としての利用状況等を十分に踏まえた上で、分館機能を総合センターへ統合し、跡地については市の財源確保の観点から、貸付・売却を含めた利活用を積極的に検討する必要があると考えられる。

また「平成22年度包括外部監査」で指摘のとおり、今後も両分館を総合センター（本館）の補完施設として位置づけ、センター事業を継続実施するのであれば、普通財産から行政財産への振り替えを検討する必要がある。

<意見>総合センターの集約・統合化について

それぞれの総合センターにおけるこれまでの歴史的経緯や設置目的、存在意義については十分に理解できるところである。

しかしながら、市の今後の大変厳しい財政状況、限られた財源の中で、行政サービスとしての機能を維持存続させるためには、管理運営面においては「<意見>維持管理費の大幅な削減について」に記載のとおり、まず職員の定員配置の見直しを中心に、維持管理費の大幅な削減を早急に実施する必要がある。

その上で、老朽化等により更新の時期を迎えるそれぞれの施設については、当初の設置目的、存在意義、市としての関与の必要性、効率性、有効性などの観点から、廃止や施設の削減または存続等の見直しを含めた一定の判断を行う必要がある。

現段階においては、市全体としての行政サービス機能が継続できることを前提にして、以下の方向で検討することが必要であるといえる。

今北総合センター（利用率10.8%）・南武庫之荘総合センター（利用率8.3%）については、引き続き、地元との十分な意見調整を図りながら地区内施設の集約統合化を行う。

水堂総合センター（利用率2.6%）、神崎総合センター（利用率1.5%）については、地元との十分な意見調整を図りながら施設の廃止又は縮小化を行う。

## ( 3 ) 環境市民局

|             |                              |          |
|-------------|------------------------------|----------|
| 所管局・課       | 環境市民局                        | 女性・消費生活課 |
| 公有財産台帳の財産番号 | 0919                         |          |
| 財産名称(施設名)   | 女性・勤労婦人センター                  |          |
| 所在地(代表地番)   | 尼崎市南武庫之荘3丁目36-1              |          |
| 地区区分        | 立花                           |          |
| 行政財産の設置目的   | 女性の自立及び社会参加の促進並びに女子労働者の福祉の増進 |          |
| 設置根拠        | 尼崎市立女性・勤労婦人センターの設置及び管理に関する条例 |          |

## 施設全体の概要

|                   |   |            |
|-------------------|---|------------|
| 主な館内構成            | 貸室：9、総貸室定員：482人【ホール、フィットネスルーム、料理教室、和室、視聴覚室、学習室、ギャラリー】 |            |
| 土地面積・公有財産評価額      | 1,322.38 m <sup>2</sup>                               | 286,956 千円 |
| 建物延床面積・取得価額       | 2,048.90 m <sup>2</sup>                               | 276,693 千円 |
| 償却情報(平成23年3月31日)  |   |            |
| 耐用年数、経過年数         | 50  | 37         |
| 償却額(千円/年)         | 5,259   |            |
| 累積額(千円)           | 172,495   |            |
| 残存額(千円)           | 104,197   |            |
| 再建築情報(平成23年3月31日) |   |            |
| 建築単価(千円)          | 195   |            |
| 建築費(千円)           | 399,535   |            |
| その他               |   |            |
| 機会費用合計(千円)        | 290,973   |            |

## 運営状況

|                        |                     |                       |
|------------------------|---------------------|-----------------------|
| 開館時間/休館日               | 9:00~21:00          | 日(平成23年10月から月)・祝・年末年始 |
| 平成22年度稼働日数             | 299                 |                       |
| 管理方法                   | 指定管理                |                       |
| 指定管理者選定方法              | 公募                  |                       |
| 指定管理者名/期間              | (特活)男女共同参画<br>ネット尼崎 | 5年                    |
| 指定管理料平成22実績/平成23予算(千円) | 42,300              | 42,300                |
| 利用状況                   | 平成21年度              | 平成22年度                |
| 利用率(%)                 | 45.8%               | 49.4%                 |

|                 |        |                     |       |
|-----------------|--------|---------------------|-------|
| 利用件数(件)         | 3,647  | 3,969               |       |
| 貸出可能件数(件)       | 7,956  | 8,028               |       |
| 利用人数(人/年)       | 77,578 | 96,197              |       |
| 人員情報(平成23年4月1日) | 人数     | 人件費<br>(H23予算ベース千円) |       |
|                 | 正規     | 0.5                 | 4,074 |
|                 | 合計     | 0.5                 | 4,074 |

総コスト情報(千円/年・平成23年度予算ベース)

|       |        |
|-------|--------|
| 人件費   | 4,074  |
| 委員等報酬 | 167    |
| 指定管理料 | 42,300 |
| 小計    | 46,541 |
| 減価償却額 | 5,259  |
| コスト総額 | 51,800 |

件数、一人当たり、貸室面積当たり等指標(円・銭)

|           |           |         |         |
|-----------|-----------|---------|---------|
| 平均利用件数当たり | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり | 市民一人当たり |
| 13,603    | 596       | 480     | 113     |

現状の概要及び監査人の所見

利用状況

尼崎市立女性・勤労婦人センターの建物は、市民に「尼崎市女性センター・トレピエ」として認知されているが、「女性・勤労婦人センター」と「消費生活センター」の二つの機能を有している。

「女性・勤労婦人センター」としては(1)ホール、視聴覚室、フィットネスルーム、学習室などの貸館事業(2)女性のための相談事業、啓発・就職支援事業、情報の収集・提供事業、託児サービス事業などの各種主催事業を実施し、「消費生活センター」としては(3)消費生活啓発講座等の開催、消費生活相談などの事業を実施している。

なおこの他に女性・消費生活課の一部がこの建物を利用している。

現状に至る経緯

1974年(昭和49年7月13日)に「勤労婦人センター」として開館し、1985年(昭和60年11月)に消費生活センターの移転受け入れをした。その後1993年(平成5年3月)に改修工事に着工し、同年11月に「女性・勤労婦人センター(愛称:「女性センター・トレピエ」)」として開館することとなった。

なお「女性・勤労婦人センター」の機能は、2004年(平成16年7月)から指定管理制度を導入し管理運営を行っており、2010年(平成22年4月)からの第3期についても、第1期から引き続き特定非営利活動法人男女共同参画ネット尼崎を指定管理者として指定している。

今後の予定

建物1階にあった喫茶コーナーの営業を委託していた業者が2010年(平成22年)9月に撤退した後、業者を募集するも応募者がいない状況にあ

った。そのため2011年(平成23年)10月からは当該スペースの喫茶形態を維持しながら、コミュニケーション力養成、接客体験、企画・広告作成体験など、働きづらさに悩む女性の就業体験事業用途に利用している。

#### 監査の結果及び意見

##### <意見> 更なる利用率の向上について

指定管理者から提出された2010(平成22)年度事業報告書記載の「自己評価」によれば施設管理以外の項目についてはA～Cの三段階評価でAあるいはBの評価となっているが、施設管理については稼働率B、利用人数Aとなっているものの利用者満足度はCとされている。これに対して2011年(平成23年)10月以降は休館日を変更して、日曜日の利用を可能にするなど利用者の要望に応えようとしている点は評価できる。今後さらに対策を講ずべきは視聴覚室や料理教室など利用率の低い貸室をはじめとする個別貸室ごとの利用率の向上対策、インターネットによる申込み受付システムの構築、利用料体系の柔軟化、尼崎市が有する他の貸室を有する施設との予約状況検索・申込みの統合なども具体的に検討する必要がある。

## (4) 健康福祉局

| 所管局・課            | 健康福祉局  | 生活衛生課                      |
|------------------|--|----------------------------|
| 公有財産台帳の財産番号      | 782  |                            |
| 財産名称(施設名)        | 弥生ヶ丘斎場   |                            |
| 所在地(代表地番)        | 弥生ヶ丘町95  |                            |
| 地区区分             | 小田   |                            |
| 行政財産の設置目的        | 死亡者の火葬業務及び葬式会場の提供を目的とする。   |                            |
| 設置根拠             | 尼崎市立弥生ヶ丘斎場の設置及び管理に関する条例  |                            |
| 施設全体の概要          |  |                            |
| 主な館内構成           | 葬式会場1室<br>平成23年度包括外部監査において、検証対象となる「行政財産における貸館」に該当するのは、弥生ヶ丘斎場の2階の一角にある葬式会場1室である。  |                            |
| 土地面積・公有財産評価額     | 8,714.00 m <sup>2</sup><br>(357.73 m <sup>2</sup> )  | 941,112 千円<br>(38,635千円)   |
| 建物延床面積・取得価額      | 3,345.67 m <sup>2</sup><br>(137.35 m <sup>2</sup><br>共用部含む)  | 1,926,960 千円<br>(79,107千円) |
| 償却情報(平成23年3月31日) |  |                            |
| 耐用年数、経過年数        | 50   | 8                          |
| 償却額(千円/年)        | 34,685<br>(1,424)  |                            |
| 累積額(千円)          | 277,482<br>(11,391)  |                            |
| 残存額(千円)          | 1,649,478<br>(67,716)  |                            |
| その他              |  |                            |
| 機会費用合計(千円)       | 954,287<br>(39,176)  |                            |
| 注記               | 上記のうち括弧書きになっている箇所については、葬式会場1室の面積(137.35 m <sup>2</sup> )を斎場全体の建物延床面積(3,345.67 m <sup>2</sup> )で除して算出した按分率を用いて便宜的に計算した、葬式会場1室に関わる各々のデータである。 |                            |

## 運営状況

|            |                  |                           |
|------------|------------------|---------------------------|
| 開館時間/休館日   | 9:00~18:45       | 1月1日, 友引日                 |
| 平成22年度稼働日数 | 303              |                           |
| 管理方法       | 指定管理             |                           |
| 指定管理者選定方法  | 非公募              |                           |
| 指定管理者名/期間  | 財団法人 尼崎市環境整備事業公社 | 5年間(平成21年4月1日~平成26年3月31日) |

|                                 |   |                      |
|---------------------------------|---|----------------------|
| 指定管理料平成 22 実績/<br>平成 23 予算 (千円) | 142,199<br>斎場全体である(葬<br>式会場1室にかかる<br>指定管理料としては<br>区分されていない) | 161,680<br>同左        |
| 利用状況                            | 平成 21 年度  | 平成 22 年度             |
| 利用率 (%)                         | 0.3   | 3.6                  |
| 利用件数 (件)                        | 1   | 11                   |
| 貸出可能件数 (件)                      | 302   | 303                  |
| 利用人数 (人/年)                      | 10  | 110                  |
| 人員情報 (平成 23 年 4 月 1 日)          | 人数  | 人件費<br>(H23 予算ベース千円) |
| 正規                              | 1<br>斎場全体である(葬式会場1室にかかる<br>人件費としては区分されていない)                 | 8,149                |
| 合計                              | 1   | 8,149                |

設置財源 (築 20 年以内、修繕は 10 年以内に限る)

|         |  |
|---------|--|
| 設置時の起債額 | 2,141,500 千円<br>斎場全体である(葬式会場1室にかかる起債<br>額としては区分されていない) |
|---------|--|

総コスト情報 (千円/年・平成 23 年度予算ベース)

|  |         |
|--|---------|
| 人件費                                    | 8,149   |
| 指定管理料                                  | 161,680 |
| 小計                                     | 169,829 |
| (特定財源)                                 |         |
| 補助金 (県)                                | 6,993   |
| 実費弁償                                   | 30      |
| 使用料                                    | 63,620  |
| 手数料                                    | 30      |
| (差引、一般財源充当額)                           | 70,673  |
| 減価償却額                                  | 99,156  |
| 支払利息                                   | 34,685  |
| コスト総額                                  | 27,441  |
| 斎場全体である(葬式会場1室にかかるコストとしては区分されてい<br>ない) | 161,282 |

現状の概要及び監査人の所見

(市提供)



|  |
|--|
| <p>利用状況</p> <p>「弥生ヶ丘斎場」の2階の一角に当該「葬式会場1室」があるが、上記の通り平成21年度には利用件数1件、平成22年度には利用件数11件ということで、平成21年度から平成22年度にかけて利用度の改善がみられるが、依然として芳しくない。</p>  |
| <p>現状に至る経緯</p> <p>「弥生ヶ丘斎場」が平成16年4月に竣工した際、火葬を行った後の家族葬儀のための「式場一式」として利用されることが意図されていたが、「通夜ができない」、「飲食ができない」といった利用条件の制約があって、利用度が極めて低いまま現状に至っている。</p>   |
| <p>今後の予定</p> <p>「方向性」において、「2階の葬儀式場の新たな用途での有効活用について、早期の実現に向け、具体的な検討を行う。」となっているが、まだ、今後の予定としての新たな用途での有効活用の具体的な方向性については策定されていない。</p>   |
| <p>その他</p> <p>当該「葬儀式会場1室」について、直接的な管理責任及び有効活用検討の責任は、第一義的に「財団法人 尼崎市環境整備事業公社」にあるが、尼崎市と一体的な関係にある外郭団体である以上、尼崎市にも有効活用検討の責任がある。</p>   |
| <p>監査の結果及び意見</p> <p>&lt;意見&gt;葬儀式会場の有効活用について</p> <p>当該「葬儀式会場1室」について、「通夜ができない」、「飲食ができない」といった利用条件の制約を鑑みると、葬儀式場としての利用度のこれ以上の改善は見込めないものと思料する。利用状況、利用者の意見を確認し、斎場における必要な施設を検討し他用途への転用も含めて積極的な見直しを進めていくべきである。</p> |

| 所管局・課        | 健康福祉局  | 障害福祉課     |
|--------------|--|-----------|
| 公有財産台帳の財産番号  | 805  |           |
| 財産名称(施設名)    | 身体障害者福祉会館                                      |           |
| 所在地(代表地番)    | 稲葉荘3丁目9-26                                     |           |
| 地区区分         | 大庄   |           |
| 行政財産の設置目的    | 市内に居住する身体障害者の交歓及び厚生福利の増進並びに社会福祉活動の進展を図るため設置する。 |           |
| 設置根拠         | 尼崎市立身体障害者福祉会館条例                                |           |
| 施設全体の概要      |  |           |
| 主な館内構成       | 総貸室数 6室(大ホール、和室、会議室4室)                         |           |
| 土地面積・公有財産評価額 | 432.62 m <sup>2</sup>                          | 56,240 千円 |

|                   |        |                |        |    |
|-------------------|--------|----------------|--------|----|
| 建物延床面積・取得価額       | 487.76 | m <sup>2</sup> | 61,220 | 千円 |
| 償却情報(平成23年3月31日)  |        |                |        |    |
| 耐用年数、経過年数         | 50     |                | 36     |    |
| 償却額(千円/年)         |        |                | 1,102  |    |
| 累積額(千円)           |        |                | 39,671 |    |
| 残存額(千円)           |        |                | 21,549 |    |
| 再建築情報(平成23年3月31日) |        |                |        |    |
| 建築単価(千円)          |        |                | 195    |    |
| 建築費(千円)           |        |                | 95,113 |    |
| その他               |        |                |        |    |
| 機会費用合計(千円)        |        |                | 57,027 |    |

運営状況

|                            |                                 |                                   |
|----------------------------|---------------------------------|-----------------------------------|
| 開館時間/休館日                   | 9:00~21:00                      | 毎週水曜日                             |
| 平成22年度稼働日数                 | 306日                            |                                   |
| 管理方法                       | 指定管理                            |                                   |
| 指定管理者選定方法                  | 非公募                             |                                   |
| 指定管理者名/期間                  | 特定非営利活動法人<br>尼崎市身体障害者連<br>盟福祉協会 | 3年間(平成21年4<br>月1日~平成24年<br>3月31日) |
| 指定管理料平成22実績/<br>平成23予算(千円) | 5,090                           | 5,090                             |
| 利用状況                       | 平成21年度                          | 平成22年度                            |
| 利用率(%)                     | 17.5                            | 28.8                              |
| 利用件数(件)                    | 962                             | 1,585                             |
| 貸出可能件数(件)                  | 5,490                           | 5,508                             |
| 利用人数(人/年)                  | 12,332                          | 11,805                            |

総コスト情報(千円/年・平成23年度予算ベース)

|       |       |
|-------|-------|
| 指定管理料 | 5,090 |
| 減価償却額 | 1,101 |
| コスト総額 | 6,191 |

件数、一人当たり、貸室面積当たり等指標(円・銭)

|           |           |         |         |
|-----------|-----------|---------|---------|
| 平均利用件数当たり | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり | 市民一人当たり |
| 4,863     | 513       | 110     | 13      |

現状の概要及び監査人の所見

(市提供)



利用状況

現在は、貸室としての利用のみである(総貸室数6室(大ホール、和室、会議室4室))。利用率は、上記の通り、平成21年度17.5%、平成22年度28.8%と、一定の良化は見られるものの依然として低い状況である。

|  |
|--|
| <p>現状に至る経緯</p> <p>市内に居住する身体障害者の交歓及び厚生福利の増進並びに社会福祉活動の進展を図るため、昭和38年頃に設置され、昭和50年8月の建替を経て現状に至る(約50年前の設置であり正確な設置年月日は不明であるが、設置根拠である「尼崎市立身体障害者福祉会館条例」の制定が昭和38年であることから、昭和38年頃設置と推測される)。</p>  |
| <p>今後の予定</p> <p>「方向性」において、「施設のさらなる有効活用へ向け、知的障害者や精神障害者の利用に供すること等について検討を行う。」となっており、このことも含め、利用率の向上に向けて検討していく。</p>   |
| <p>その他</p> <p>当該「身体障害者福祉会館」について、直接的な管理責任及び有効活用検討の責任は、第一義的に「特定非営利活動法人 尼崎市身体障害者連盟福祉協会」にあるが、尼崎市と一体的な関係にある以上、尼崎市にも有効活用検討の責任がある。</p>  |
| <p>監査の結果及び意見</p> <p>&lt;意見&gt;利用率の向上について</p> <p>利用率向上という課題を前に現状利用率が低いのは、市内の身体障害者(知的障害者や精神障害者を含まない)に利用者を限定しているからだと考えられ、また、利用方法等を案内するパンフレットやホームページを作成していないことも原因であると考えられる。かかる「尼崎市立身体障害者福祉会館」については、尼崎市のホームページの施設一覧の中にあがる程度で、インターネット検索を行っても「尼崎市立身体障害者福祉センター」ばかりが検索される状態である。広く利用を呼びかける姿勢が見られない。施設としてせっかく設置されている以上、市内の知的障害者や精神障害者に利用可能枠を拡大することにより、利用率の向上を進め、また、パンフレットやホームページを作成するなど、広く利用を呼びかける努力が必要である。</p> |

| 所管局・課                                   | 健康福祉局                        | 障害福祉課 |
|---|------------------------------|-------|
| 公有財産台帳の財産番号                             | 808                          |       |
| 財産名称(施設名)                               | 身体障害者福祉センター                  |       |
| 所在地(代表地番)                               | 三反田町1丁目70-2                  |       |
| 地区区分                                    | 立花                           |       |
| 行政財産の設置目的                               |                              |       |
| 市内に居住する心身障害者の福祉の増進及びその社会活動の促進を図るため設置する。 |                              |       |
| 設置根拠                                    | 尼崎市立身体障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例 |       |
| 施設全体の概要                                 |                              |       |
| 主な館内構成                                  | 総貸室数 3室(体育室、会議室2室)           |       |

|                   |                         |            |
|-------------------|-------------------------|------------|
| 土地面積・公有財産評価額      | 1,159.65 m <sup>2</sup> | 175,107 千円 |
| 建物延床面積・取得価額       | 1,158.11 m <sup>2</sup> | 227,638 千円 |
| 償却情報(平成23年3月31日)  |                         |            |
| 耐用年数、経過年数         | 50                      | 27         |
| 償却額(千円/年)         | 4,102                   |            |
| 累積額(千円)           | 110,770                 |            |
| 残存額(千円)           | 116,868                 |            |
| 再建築情報(平成23年3月31日) |                         |            |
| 建築単価(千円)          | 195                     |            |
| 建築費(千円)           | 224,075                 |            |
| その他               |                         |            |
| 機会費用合計(千円)        | 177,558                 |            |

#### 運営状況

|                        |                   |                           |
|------------------------|-------------------|---------------------------|
| 開館時間/休館日               | 9:00~21:00        | 毎週月曜日及び祝日の翌日              |
| 平成22年度稼働日数             | 295日              |                           |
| 管理方法                   | 指定管理              |                           |
| 指定管理者選定方法              | 非公募               |                           |
| 指定管理者名/期間              | 社会福祉法人 尼崎市社会福祉事業団 | 3年間(平成21年4月1日~平成24年3月31日) |
| 指定管理料平成22実績/平成23予算(千円) | 75,198            | 78,421                    |
| 利用状況                   | 平成21年度            | 平成22年度                    |
| 利用率(%)                 | 35.6              | 54.1                      |
| 利用件数(件)                | 495               | 751                       |
| 貸出可能件数(件)              | 1,390             | 1,388                     |
| 利用人数(人/年)              | 5,574             | 6,578                     |

#### 総コスト情報(千円/年・平成23年度予算ベース)

|                          |           |         |         |
|--------------------------|-----------|---------|---------|
| 指定管理料                    | 78,421    |         |         |
| 減価償却額                    | 4,102     |         |         |
| コスト総額                    | 82,523    |         |         |
| 件数、一人当たり、貸室面積当たり等指標(円・銭) |           |         |         |
| 平均利用件数当たり                | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり | 市民一人当たり |
| 132,461                  | 13,582    | 764     | 178     |

#### 現状の概要及び監査人の所見

(市提供)



利用状況

現在は、リハビリテーション、相談(生活相談、医療・保健相談、療育・心理相談)、教養(教室、講座)、スポーツ(教室、大会等)、リフトバス、啓発といった事業に利用している。利用率は上記の通り、

|           |   |
|-----------|---|
|           | 平成 21 年度 35.6%、平成 22 年度 54.1%<br>と一定の良化が見られる。   |
| 現状に至る経緯   | 市内に居住する心身障害者の福祉の増進及びその社会活動の促進を図るため、昭和 60 年 6 月に開所され、現状に至る。  |
| 今後の予定     | 「方向性」において、現状維持となっている。   |
| その他       | 当該「身体障害者福祉センター」について、直接的な管理責任及び有効活用検討の責任は、第一義的に「社会福祉法人 尼崎市社会福祉事業団」にあるが、尼崎市と一体的な関係にある以上、尼崎市にも有効活用検討の責任がある。  |
| 監査の結果及び意見 | <p>&lt;意見&gt; 更なる利用率の向上について</p> <p>利用率は上記の通り、平成 21 年度 35.6%、平成 22 年度 54.1%と一定の良化が見られるが、65%程度まで高まれば施設として十分に有効活用されているということになると思われるので、各種事業の更なる充実を含め、利用率の促進に努力されたい。</p> |

## (5) こども青少年局

| 所管局・課       | こども青少年局  | こども家庭支援課 |
|-------------|--|----------|
| 公有財産台帳の財産番号 | 00789  |          |
| 財産名称(施設名)   | 尼崎市立すこやかプラザ  |          |
| 所在地(代表地番)   | 尼崎市七松町1丁目3-1<br>(フェスタ立花南館5階)   |          |
| 地区区分        | 立花   |          |
| 行政財産の設置目的   | <p>少子・高齢型社会に向けて、市民がお互いに支え合いながら安心して健やかに暮らせる地域社会の形成に資するための施設としてプラザを設置する。</p> |          |
| 設置根拠        | 尼崎市立すこやかプラザの設置及び管理に関する条例   |          |

## 施設全体の概要

|                   |                         |            |
|-------------------|-------------------------|------------|
| 主な館内構成            | 多目的ホール 1面(最大3つに区分できる)   |            |
| 土地面積・公有財産評価額      | 761.77 m <sup>2</sup>   | 181,301 千円 |
| 建物延床面積・取得価額       | 1,170.68 m <sup>2</sup> | 894,426 千円 |
| 償却情報(平成23年3月31日)  |                         |            |
| 耐用年数、経過年数         | 50                      | 12         |
| 償却額(千円/年)         | 16,099                  |            |
| 累積額(千円)           | 193,196                 |            |
| 残存額(千円)           | 701,229                 |            |
| 再建築情報(平成23年3月31日) |                         |            |
| 建築単価(千円)          | 195                     |            |
| 建築費(千円)           | 228,282                 |            |
| その他               |                         |            |
| 機会費用合計(千円)        | 183,839                 |            |

## 運営状況

|                            |                    |        |
|----------------------------|--------------------|--------|
| 開館時間/休館日                   | 9時～21時             | 年未年始   |
| 平成22年度稼働日数                 | 358日               |        |
| 管理方法                       | 指定管理               |        |
| 指定管理者選定方法                  | 公募                 |        |
| 指定管理者名/期間                  | NPO法人子どもの<br>みらい尼崎 | 3年     |
| 指定管理料平成22実績/<br>平成23予算(千円) | 41,778             | 41,778 |
| 利用状況                       | 平成21年度             | 平成22年度 |
| 利用率(%)                     | 41.4%              | 46.3%  |
| 利用件数(件)                    | 1,335              | 1,491  |
| 貸出可能件数(件)                  | 3,222              | 3,222  |

|                 |        |                     |
|-----------------|--------|---------------------|
| 利用人数(人/年)       | 33,332 | 37,753              |
| 人員情報(平成23年4月1日) | 人数     | 人件費<br>(H23予算ベース千円) |
| 正規              | 0.38   | 3,097               |
| 合計              | 0.38   | 3,097               |

設置財源(築20年以内、修繕は10年以内に限る)

|         |           |
|---------|-----------|
| 設置時の起債額 | 1,209,404 |
|---------|-----------|

総コスト情報(千円/年・平成23年度予算ベース)

|              |        |
|--------------|--------|
| 人件費          | 3,097  |
| 維持管理費        | 130    |
| 指定管理料        | 41,778 |
| 小計           | 45,005 |
| (特定財源)       |        |
| 補助金(国)       | 2,580  |
| その他          | 79     |
| (差引、一般財源充当額) | 2,659  |
| 減価償却額        | 42,346 |
| 支払利息         | 16,099 |
| コスト総額        | 9,048  |
|              | 67,493 |

件数、一人当たり、貸室面積当たり等指標(円・銭)

|           |           |         |         |
|-----------|-----------|---------|---------|
| 平均利用件数当たり | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり | 市民一人当たり |
| 47,766    | 1,899     | 626     | 147     |

現状の概要及び監査人の所見

利用状況

設置目的に記載のとおり、少子高齢型社会に向けて、市民がお互いに支え合いながら安心して健やかに暮らせる地域社会の形成に資するための事業として(1)子育て支援事業(2)介護・福祉事業(3)世代間交流事業の実施と場を提供している。

具体的な内容としては、子育て悩み相談、子どもに関わる講座の実施、乳幼児の一時預かり、介護・福祉相談、高齢者福祉に関する講座の実施、高齢者疑似体験、多目的ホールの貸館事業などである。

施設は(1)子育て支援ゾーンPAL(2)すこやか住まい体験館シム・スペース(3)多目的ホールから構成されている。

これらの施設について、すこやか住まい体験館シム・スペースの利用者数は減少傾向に一定の歯止めがかけられ平成21年度、平成22年度とも増加傾向を示している。多目的ホールについても平成21年度及び平成22年度において利用者数及び利用率の増加改善が見られる。また子育て支援ゾーンPALについては、平成21年度において利用者数が減少したものの平成22年度において増加に転じている。

現状に至る経緯

平成12年6月から事業を開始している。

平成18年4月から尼崎市社会福祉協議会が指定管理者として業務を受託したが、平成21年4からは特定非営利活動法人子どものみらい尼崎が指定管理者となっている。

**監査の結果及び意見**

<意見> 効率的かつ有効な運用体制の再構築及び施設の必要性について  
 平成22年8月に作成された「公共施設見直しの方向性」にも記載されているように、すこやか住まい体験館については設備の老朽化等を原因として利用者数が減少していたが、少なくとも平成21年度、平成22年度では、増加傾向を示している。また、多目的ホールについても、利用率は50%を下回っている状況にあるが、平成21年度、平成22年度では改善の傾向も見られる。これらの事実は、既存の施設であっても運営者のノウハウ、スタッフの努力、関係者の協力などによって改善の可能性がある施設もあることを示しているとも言える。しかしながら、すこやか住まい体験館については、利用者数が多いとは言えず(平成22年度821人)、必要性はもちろん、有効性、経済性の点から施設の改修、用途変更など抜本的な検討が必要である。

現状からさらに利用者数の増加、利用率の改善のために、例えば育児、子育て、介護、福祉などに関する相談業務については、市民への広報告知手段の多様化、相談員の質的向上、相談施設の改善、相談受付時間の柔軟化、施設内の他のサービスとの連携、他の施設とも連携、協調をはかり、より一層の効率的かつ有効な運用体制の再構築が必要である。

利用者数、利用率の低い施設、施策については一定の期間を定めて、あらゆる改善策の実行にもかかわらず利用者数、利用率の改善がみられないようであれば、施設、施策の役割が終わったものと考えべきであり、統廃合を含めた検討を加えて、より市民ニーズに合った施設への用途変更、他への譲渡を行う必要がある。

| 所管局・課       | こども青少年局                           | 青少年課 |
|-------------|-----------------------------------|------|
| 公有財産台帳の財産番号 | 01045                             |      |
| 財産名称(施設名)   | 立花青少年体育道場                         |      |
| 所在地(代表地番)   | 尼崎市立花町3丁目10番15号                   |      |
| 地区区分        | 立花                                |      |
| 行政財産の設置目的   | 体育を通じて心身ともに健全にして社会性に富んだ青少年の育成を図る。 |      |
| 設置根拠        | 尼崎市立青少年体育道場の設置及び管理に関する条例          |      |

**施設全体の概要**

| 主な館内構成       | 剣道場    |                |           |
|--------------|--------|----------------|-----------|
| 土地面積・公有財産評価額 | 913.00 | m <sup>2</sup> | - 千円      |
| 建物延床面積・取得価額  | 265.00 | m <sup>2</sup> | 57,645 千円 |

|                   |        |    |
|-------------------|--------|----|
| 償却情報（平成23年3月31日）  |        |    |
| 耐用年数、経過年数         | 38     | 15 |
| 償却額（千円/年）         | 1,365  |    |
| 累積額（千円）           | 20,479 |    |
| 残存額（千円）           | 37,165 |    |
| 再建築情報（平成23年3月31日） |        |    |
| 建築単価（千円）          | 150    |    |
| 建築費（千円）           | 39,750 |    |

運営状況

|                        |            |                     |
|------------------------|------------|---------------------|
| 開館時間/休館日               | 午前9時～午後9時  | 祝日、年末・年始            |
| 平成22年度稼働日数             | 345日       |                     |
| 管理方法                   | 指定管理       |                     |
| 指定管理者選定方法              | 非公募        |                     |
| 指定管理者名/期間              | 尼崎市スポーツ少年団 | 3年                  |
| 指定管理料平成22実績/平成23予算（千円） | 581        | 581                 |
| 利用状況                   | 平成21年度     | 平成22年度              |
| 利用率（%）                 | 67.6%      | 71.1%               |
| 利用件数（件）                | 700        | 736                 |
| 貸出可能件数（件）              | 1,035      | 1,035               |
| 利用人数（人/年）              | 10,399     | 15,720              |
| 人員情報（平成23年4月1日）        | 人数         | 人件費<br>（H23予算ベース千円） |
| 合計                     | 0          | 0                   |

総コスト情報（千円/年・平成23年度予算ベース）

|                          |           |         |         |
|--------------------------|-----------|---------|---------|
| 指定管理料                    | 581       |         |         |
| 小計                       | 581       |         |         |
| （差引、一般財源充当額）             | 581       |         |         |
| 減価償却額                    | 1,365     |         |         |
| コスト総額                    | 1,946     |         |         |
| 件数、一人当たり、貸室面積当たり等指標（円・銭） |           |         |         |
| 平均利用件数当たり                | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり | 市民一人当たり |
| 2,710                    | 148       | 18      | 4       |

現状の概要及び監査人の所見

利用状況

平成22年度において、剣道、空手道、親子遊技、体操などを行う15の団体に延べ736回利用され、利用者総数は延べ15,720人となっている。各団体は平均して年間49回程度利用している状況であり、概ね毎週1回弱の利用と計算される。

施設構成としては、剣道場、男女更衣室、シャワー室からなり100人

程度を収容することができる。園田体育道場(昭和56年3月竣工)に比べて施設が新しく(平成9年1月竣工)床の損傷を避ける目的で卓球台の設置を認めていない。そのため園田体育道場で見られるような卓球を種目とする団体は利用していない。

現状に至る経緯

青少年教育施設の一つとして昭和50年9月に開設され、平成9年1月に改築が行われている。

監査の結果及び意見

<意見>利用率指標の再考について

利用率については、1日を午前、午後、夜の3区分として算出しているため、各区分に複数団体の利用がある場合は、利用率が100%を超えるようになる。このようにして算出された利用率を何らかの判断材料の一つとして利用する場合、誤った判断を引き起こす原因となる可能性もあることから、収容人員に対する利用者の割合を算出するなど、利用状況を適切に把握するための利用率の算出が必要である。

上記と同内容の「意見」である公有財産は、次の2財産である。

| 所管局・課       | こども青少年局                           | 青少年課 |
|-------------|-----------------------------------|------|
| 公有財産台帳の財産番号 | 01046                             |      |
| 財産名称(施設名)   | 園田青少年体育道場                         |      |
| 所在地(代表地番)   | 尼崎市東園田町8丁目111番地の8                 |      |
| 地区区分        | 園田                                |      |
| 行政財産の設置目的   | 体育を通じて心身ともに健全にして社会性に富んだ青少年の育成を図る。 |      |
| 設置根拠        | 尼崎市立青少年体育道場の設置及び管理に関する条例          |      |

施設全体の概要

| 主な館内構成            | 剣道場    |                |           |
|-------------------|--------|----------------|-----------|
| 土地面積・公有財産評価額      | 333.00 | m <sup>2</sup> | - 千円      |
| 建物延床面積・取得価額       | 193.00 | m <sup>2</sup> | 18,108 千円 |
| 償却情報(平成23年3月31日)  |        |                |           |
| 耐用年数、経過年数         | 30     |                | 30        |
| 償却額(千円/年)         | 543    |                |           |
| 累積額(千円)           | 16,297 |                |           |
| 残存額(千円)           | 1,810  |                |           |
| 再建築情報(平成23年3月31日) |        |                |           |
| 建築単価(千円)          | 150    |                |           |
| 建築費(千円)           | 28,950 |                |           |

運営状況

|                            |            |                     |
|----------------------------|------------|---------------------|
| 開館時間/休館日                   | 午前9時～午後9時  | 祝日、年末・年始            |
| 平成22年度稼働日数                 | 345日       |                     |
| 管理方法                       | 指定管理       |                     |
| 指定管理者選定方法                  | 非公募        |                     |
| 指定管理者名/期間                  | 尼崎市スポーツ少年団 | 3年                  |
| 指定管理料平成22実績/<br>平成23予算(千円) | 485        | 485                 |
| 利用状況                       | 平成21年度     | 平成22年度              |
| 利用率(%)                     | 102.7%     | 107.0%              |
| 利用件数(件)                    | 1,063      | 1,107               |
| 貸出可能件数(件)                  | 1,035      | 1,035               |
| 利用人数(人/年)                  | 9,474      | 9,854               |
| 人員情報(平成23年4月1日)            | 人数         | 人件費<br>(H23予算ベース千円) |
| 合計                         | 0          | 0                   |

総コスト情報(千円/年・平成23年度予算ベース)

|              |       |
|--------------|-------|
| 指定管理料        | 485   |
| 小計           | 485   |
| (差引、一般財源充当額) | 485   |
| 減価償却額        | 543   |
| コスト総額        | 1,028 |

件数、一人当たり、貸室面積当たり等指標(円・銭)

|           |           |         |         |
|-----------|-----------|---------|---------|
| 平均利用件数当たり | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり | 市民一人当たり |
| 947       | 106       | 11      | 2       |

現状の概要及び監査人の所見

利用状況

平成22年度において、卓球、体操、剣道、空手道、親子遊技などを行う20の団体に延べ1,107回利用され、利用者総数は延べ9,854人となっている。各団体は平均して年間55回程度利用している状況であり、概ね毎週1回強の利用と計算される。

施設構成としては、剣道場、シャワー室からなり50人程度を収容することができる。城内体育道場及び立花体育道場が卓球台の使用を認めていないため園田体育道場において比較的卓球を種目とする団体の利用が多い。

なお、利用率が100%を超えた原因は、近隣小学校の体育館施設が耐震工事のため使用制限され、その施設を利用していた団体が本施設を利用したためとの説明を受けた。しかし、利用率の算出方法にも問題があると考えられる。

現状に至る経緯

青少年教育施設の一つとして昭和56年3月に開設された施設であり、

その後の改築は行われていない。

|             |                                   |      |
|-------------|-----------------------------------|------|
| 所管局・課       | こども青少年局                           | 青少年課 |
| 公有財産台帳の財産番号 | 01049                             |      |
| 財産名称(施設名)   | 城内青少年体育道場                         |      |
| 所在地(代表地番)   | 尼崎市南城内7番地の2                       |      |
| 地区区分        | 中央                                |      |
| 行政財産の設置目的   | 体育を通じて心身ともに健全にして社会性に富んだ青少年の育成を図る。 |      |
| 設置根拠        | 尼崎市立青少年体育道場の設置及び管理に関する条例          |      |

#### 施設全体の概要

|                   |         |                |           |
|-------------------|---------|----------------|-----------|
| 主な館内構成            | 柔道場、剣道場 |                |           |
| 土地面積・公有財産評価額      | 499.00  | m <sup>2</sup> | - 千円      |
| 建物延床面積・取得価額       | 348.00  | m <sup>2</sup> | 52,170 千円 |
| 償却情報(平成23年3月31日)  |         |                |           |
| 耐用年数、経過年数         | 38      |                | 15        |
| 償却額(千円/年)         | 1,235   |                |           |
| 累積額(千円)           | 18,534  |                |           |
| 残存額(千円)           | 33,635  |                |           |
| 再建築情報(平成23年3月31日) |         |                |           |
| 建築単価(千円)          | 150     |                |           |
| 建築費(千円)           | 52,200  |                |           |

#### 運営状況

|                        |           |                     |
|------------------------|-----------|---------------------|
| 開館時間/休館日               | 午前9時～午後9時 | 祝日、年末・年始            |
| 平成22年度稼働日数             | 345日      |                     |
| 管理方法                   | 指定管理      |                     |
| 指定管理者選定方法              | 非公募       |                     |
| 指定管理者名/期間              | 尼崎市剣道連盟   | 3年                  |
| 指定管理料平成22実績/平成23予算(千円) | 538       | 538                 |
| 利用状況                   | 平成21年度    | 平成22年度              |
| 利用率(%)                 | 44.0%     | 49.5%               |
| 利用件数(件)                | 911       | 1,024               |
| 貸出可能件数(件)              | 2,070     | 2,070               |
| 利用人数(人/年)              | 10,399    | 11,192              |
| 人員情報(平成23年4月1日)        | 人数        | 人件費<br>(H23予算ベース千円) |

|                          |           |         |         |
|--------------------------|-----------|---------|---------|
| 合計                       | 0         | 0       |         |
| 総コスト情報（千円/年・平成23年度予算ベース） |           |         |         |
| 指定管理料                    |           | 538     |         |
| 小計                       |           | 538     |         |
| （差引、一般財源充当額）             |           | 538     |         |
| 減価償却額                    |           | 1,235   |         |
| コスト総額                    |           | 1,773   |         |
| 件数、一人当たり、貸室面積当たり等指標（円・銭） |           |         |         |
| 平均利用件数当たり                | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり | 市民一人当たり |
| 1,833                    | 163       | 34      | 4       |

#### 現状の概要及び監査人の所見

##### 利用状況

平成22年度において、卓球、体操、剣道、空手道、親子遊技などを行う9の団体に延べ1,024回利用され、利用者総数は延べ11,192人となっている。各団体は平均して年間113回程度利用している状況であり、概ね毎週2回強の利用と計算される。

施設構成としては、柔道場、剣道場、男女更衣室、シャワー室からなり200人程度を収容することができる。

土日及び夜間の利用がほとんどであり、平日日中は利用されていない状況にある。

##### 現状に至る経緯

青少年教育施設の一つとして昭和47年6月に開設され、平成8年12月に改築工事がなされている。

|                                   |                           |      |
|-----------------------------------|---------------------------|------|
| 所管局・課                             | こども青少年局                   | 青少年課 |
| 公有財産台帳の財産番号                       | 01047                     |      |
| 財産名称（施設名）                         | 青少年いこいの家                  |      |
| 所在地（代表地番）                         | 兵庫県川辺郡猪名川町万善字東山6-1        |      |
| 地区区分                              | その他                       |      |
| 行政財産の設置目的                         |                           |      |
| 野外活動及び集団生活を通じて健全な青少年の育成と福祉の増進を図る。 |                           |      |
| 設置根拠                              | 尼崎市立青少年いこいの家の設置及び管理に関する条例 |      |

##### 施設全体の概要

|                  |                          |            |
|------------------|--------------------------|------------|
| 主な館内構成           | 宿泊室 100人、キャンプ場 200人      |            |
| 土地面積・公有財産評価額     | 31,866.11 m <sup>2</sup> | 121,055 千円 |
| 建物延床面積・取得価額      | 1,525.31 m <sup>2</sup>  | 34,072 千円  |
| 償却情報（平成23年3月31日） |                          |            |
| 耐用年数、経過年数        | 47                       | 46         |

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 償却額（千円/年）         | 652     |
| 累積額（千円）           | 30,012  |
| 残存額（千円）           | 4,059   |
| 再建築情報（平成23年3月31日） |         |
| 建築単価（千円）          | 195     |
| 建築費（千円）           | 297,435 |
| その他               |         |
| 機会費用合計（千円）        | 121,055 |

運営状況

|                            |                        |                     |
|----------------------------|------------------------|---------------------|
| 開館時間/休館日                   | -                      | 年末・年始               |
| 平成22年度稼働日数                 | 359日                   |                     |
| 管理方法                       | 指定管理                   |                     |
| 指定管理者選定方法                  | 公募                     |                     |
| 指定管理者名/期間                  | 公益財団法人尼崎市入<br>ホ-ツ振興事業団 | 5年                  |
| 指定管理料平成22実績/<br>平成23予算（千円） | 26,541                 | 26,541              |
| 利用状況                       | 平成21年度                 | 平成22年度              |
| 利用率（%）                     | 57.5%                  | 53.7%               |
| 利用件数（件）                    | 20,655                 | 19,282              |
| 貸出可能件数（件）                  | 35,900                 | 35,900              |
| 利用人数（人/年）                  | 20,655                 | 19,282              |
| 人員情報（平成23年4月1<br>日）        | 人数                     | 人件費<br>（H23予算ベース千円） |
| 合計                         | 0                      | 0                   |

総コスト情報（千円/年・平成23年度予算ベース）

|                          |           |         |         |
|--------------------------|-----------|---------|---------|
| 指定管理料                    | 26,541    |         |         |
| 事業費等                     | 565       |         |         |
| 小計                       | 27,106    |         |         |
| （特定財源）                   |           |         |         |
| 使用料                      | 1,858     |         |         |
| （差引、一般財源充当額）             |           |         |         |
|                          | 25,248    |         |         |
| 減価償却額                    | 652       |         |         |
| コスト総額                    | 25,900    |         |         |
| 件数、一人当たり、貸室面積当たり等指標（円・銭） |           |         |         |
| 平均利用件数当たり                | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり | 市民一人当たり |
| 1,297                    | 1,297     | -       | 56      |

現状の概要及び監査人の所見

利用状況

昭和40年12月に完成した鉄筋コンクリート2階建ての尼崎市内から1時間程度の距離にある施設で、館内には、100人が宿泊可能な宿泊室、

食堂、大浴場、多目的室、和室、会議室等があり、この建物とは別に200人宿泊可能なテントサイト、キャンプファイアー場、炊さん場などがある。

上記施設において、指定管理者が施設を利用した自主事業と施設の貸付を行っている。

平成22年度の施設利用状況について、施設の貸付に関しては、359日の稼働日数、館内35,900人、テントサイト71,800人の利用可能人数に対して館内15.38%、テントサイト6.41%の稼働率となっている。利用者数としては、829団体19,282人であり、このうち尼崎市からの利用者は565団体9,671人、施設のある猪名川町からの利用者は79団体3,273人、その他市外からの利用者は185団体6,338人となっている。

上記施設の利用者数には指定管理者による自主事業の参加者も含まれており、平成22年度において実施時期の定められた16の事業が行われ、1,214人の参加者があった。自主事業の主なものとしては、じゃがいもの植え付け・収穫祭、大根の植え付け・収穫祭、親子わくわくキャンプなどである。

全体の傾向としては、宿泊利用から日帰り利用へ、青少年団体利用からファミリー利用へ、利用形態と利用者層の変化が見られる。結果として「野外活動及び集団を通じて健全な青少年の育成と福祉の増進を図る。」とされている行政財産の設置の目的を越えて、より広範囲の利用に広がりを見せている状況にある。

#### 現状に至る経緯

青少年団体の野外活動施設として尼崎市が設置運営してきたが、平成16年7月から指定管理者への運営委託に切り替えられ、青少年団体だけでなく、一般市民の利用も広く受け入れることとなった。

また、これまでは宿泊利用による場合のみ利用料を徴収していたが、施設利用状況の変化に対応して、平成23年7月から日帰り利用の場合も利用料を徴収するようになった。

#### 今後の予定

ファミリー層の利用に対応して炊さん場等一部施設の改修工事と拡張工事を行い、利用者ニーズに対応した施設へと改善を加え、利用者数及び利用率の向上を図る計画を実行している。

#### 監査の結果及び意見

##### <意見> 施設の統廃合、売却について

平成22年度における施設利用者を尼崎市とそれ以外に区分した場合、尼崎市からの利用者は9,671人であり、全体の50.1%の割合となっている。利用者別に見ると、尼崎市が負担するコスト総額25,900千円のうち12,691千円(49.9%)は尼崎市以外からの利用者のために支出されているといえることができる。

また本施設が利用率向上のためにファミリー層の受入を積極化することは「野外活動及び集団生活を通じて健全な青少年の育成と福祉の増進を

図る。」という当初の設置目的を拡大するものであり、尼崎市が所有する美方高原自然の家の設置目的である「豊かな自然の中での野外活動及び集団生活を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、市民に自然と親しむレクリエーション活動の場を提供する」との違いがなくなり、利用率に問題があると思われる複数施設を所有している状況になりつつあると言える。

さらに、尼崎市も加わっている阪神7市1町と丹波2市で丹波少年自然の家を所有していることも合わせて考えると、類似施設を複数所有する合理的な理由が必要である。

以上を総合すると、本施設については、今後の施設改修費用負担も考慮に入れて類似の設置目的を有する美方高原自然の家または他の市町の有する類似施設との統廃合あるいは民間への売却を検討すべきである。

これと同時に尼崎市の青少年団体及び尼崎市民が施設を利用する場合の助成制度を創設することにより、利用者ニーズに柔軟に対応出来るようになると共に尼崎市の財政負担の軽減につながる。

計算上は上述の通り宿泊等利用者一人あたり1,300円程度までの負担であれば、尼崎市からの利用者の受ける利益と、現在のコスト負担との関係は変わらないものとなり、尼崎市以外からの利用者分の負担が無くなり、少なくともこの部分の財政負担を軽減させることができる。

| 所管局・課       | こども青少年局   | 青少年課 |
|-------------|---|------|
| 公有財産台帳の財産番号 | 01048   |      |
| 財産名称(施設名)   | 美方高原自然の家  |      |
| 所在地(代表地番)   | 兵庫県美方郡香美町小代区新屋字中サバ1432-35   |      |
| 地区区分        | その他   |      |
| 行政財産の設置目的   | 豊かな自然の中での野外活動及び集団生活を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、市民に自然と親しむレクリエーション活動の場を提供する。 |      |
| 設置根拠        | 尼崎市立美方高原自然の家の設置及び管理に関する条例   |      |

#### 施設全体の概要

|                  |                          |              |
|------------------|--------------------------|--------------|
| 主な館内構成           | 宿泊室 240人、キャンプ場 200人      |              |
| 土地面積・公有財産評価額     | 67,595.25 m <sup>2</sup> | (借受財産) 千円    |
| 建物延床面積・取得価額      | 7,510.72 m <sup>2</sup>  | 2,194,896 千円 |
| 償却情報(平成23年3月31日) |                          |              |
| 耐用年数、経過年数        | 47                       | 16           |
| 償却額(千円/年)        | 42,029                   |              |
| 累積額(千円)          | 672,478                  |              |

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 残存額（千円）           | 1,522,417 |
| 再建築情報（平成23年3月31日） |           |
| 建築単価（千円）          | 195       |
| 建築費（千円）           | 1,464,590 |

運営状況

|                        |                     |                     |
|------------------------|---------------------|---------------------|
| 開館時間/休館日               | -                   | 月曜日、年末・年始           |
| 平成22年度稼働日数             | 342日                |                     |
| 管理方法                   | 指定管理                |                     |
| 指定管理者選定方法              | 公募                  |                     |
| 指定管理者名/期間              | 財団法人日本アウトワード・バウンド協会 | 3年                  |
| 指定管理料平成22実績/平成23予算（千円） | 132,800             | 132,800             |
| 利用状況                   | 平成21年度              | 平成22年度              |
| 利用率（%）                 | 38.0%               | 37.2%               |
| 利用件数（件）                | 34,214              | 33,054              |
| 貸出可能件数（件）              | 89,960              | 88,920              |
| 利用人数（人/年）              | 34,214              | 33,054              |
| 人員情報（平成23年4月1日）        | 人数                  | 人件費<br>（H23予算ベース千円） |
| 合計                     | 0                   | 0                   |

設置財源（築20年以内、修繕は10年以内に限る）

|         |           |
|---------|-----------|
| 設置時の起債額 | 4,223,000 |
|---------|-----------|

総コスト情報（千円/年・平成23年度予算ベース）

|              |         |
|--------------|---------|
| 指定管理料        | 132,800 |
| 事業費等         | 1,474   |
| 小計           | 134,274 |
| （特定財源）       |         |
| 使用料          | 28,188  |
| （差引、一般財源充当額） | 106,086 |
| 減価償却額        | 42,029  |
| 支払利息         | 23,767  |
| コスト総額        | 171,882 |

件数、一人当たり、貸室面積当たり等指標（円・銭）

|           |           |         |         |
|-----------|-----------|---------|---------|
| 平均利用件数当たり | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり | 市民一人当たり |
| 5,110     | 5,110     | -       | 375     |

現状の概要及び監査人の所見

利用状況

平成7年12月に竣工した鉄筋コンクリート造りの建物内の主な施設としては、宿泊室（24室240人定員）、リーダー室（3室21人定員）、ミーティングスペース、屋根付広場を有する宿泊棟を始め、食堂等を有する

ホール棟、大小研修室等を有する管理研修棟、浴室棟、多目的ホールがある。これらとは別にあるキャンプ場は4区分のテントサイト(定員200人)、野外炊事棟4棟、野外音楽場棟などによって構成されている。さらに屋外施設としてファイヤー場、多目的グラウンド、テニスコート(2面)を有している。

上記施設について、指定管理者が施設の貸付・管理を始め、施設を利用した自主事業を行っている。

平成22年度の施設利用状況について、施設の貸付に関しては、342日の稼働日数、館内88,920人、テントサイト68,400人の利用可能人数に対して館内33.9%、テントサイト3.2%の稼働率となっている。利用者数としては、391団体33,054人であり、このうち宿泊を伴う利用は、尼崎市からの利用者184団体24,067人、施設のある香美町からの利用者26団体1,140人、その他市外からの利用者138団体7,173人となっている。また、宿泊を伴わない日帰り利用者は43団体674人となっている。これらの利用者のうち尼崎市からの自然学校の受入人数は18,623人、香美町からの自然学校の受入人数は88人となっている。

上記施設の貸付のほか指定管理者による事業として平成22年度において40の事業が行われ、611人の参加者があった。具体的には、ウインタープログラムを楽しめるウインターフェスティバル、ツリーイングやクラフト、イモ堀りなどの体験を楽しめる美方感謝祭、おんなのこキャンプ、ロッククライミング体験会、自然学校説明会リーダー養成講座、野外救急法講座などの自主事業を実施している。

#### 現状に至る経緯

平成18年4月から指定管理者制度が導入され、当初は財団法人尼崎市スポーツ振興事業団(当時)が受託したが、平成21年4月からは、財団法人日本アウトワード・バウンド協会が指定管理者となっている。

本施設は教育施設としての位置づけもあり、尼崎市等から小学校の実施する自然学校を受け入れている。しかし平成22年度における兵庫県教育委員会の自然学校推進事業として行われる自然学校の実施日数が5泊6日以上から4泊5日以上に減った影響を受けて施設の利用率が低下している。また、当該自然学校を受け入れている時期は他の利用者の受入ができないため、自主事業の実施に制約が生じている。

#### その他

兵庫県教育委員会の資料による自然学校の実施状況は、兵庫県内の自然学校施設の利用者数について、平成5年度の69,415人をピークに平成22年度においては53,465人となり、若干の増減はあるが、減少傾向が続いている。

**監査の結果及び意見**

**<意見> 施設の統廃合、売却について**

尼崎市も加わる阪神7市1町と丹波2市の施設として丹波少年自然の家がある他、本施設と同様の施設を有している市も複数存在している。これらの施設は、教育施設としての位置づけにあり、当然に兵庫県教育委員会の自然学校推進事業の内容に影響を受けることになる。

本施設の稼働率の低下も、自然学校推進事業の期間短縮の影響があることは明らかであり、このような施設を尼崎市単独で所有していることは、今後の少子化による自然学校参加者数の減少を見込むと、合理性があるとは言えない。

平成22年度における日帰り利用を除く施設利用者について尼崎市とそれ以外に区分した場合、尼崎市からの利用者は24,067人であり、全体の74.3%の割合となっている。利用者別に見ると、尼崎市が負担するコスト総額171,882千円のうち44,001千円(25.6%)は尼崎市以外からの利用者のために支出されているといえることができる。

以上を総合すると、本施設については、今後の施設改修費用負担も考慮に入れて類似の設置目的を有する青少年いこいの家または他の市町の有する類似施設との統廃合あるいは民間への売却を検討すべきである。

これと同時に尼崎市の青少年団体及び尼崎市民が施設を利用する場合の助成制度を創設することにより、利用者ニーズに柔軟に対応出来るようになると共に尼崎市の財政負担の軽減につながる。

計算上は上述の通り宿泊等利用者一人あたり5,100円程度までの負担であれば、尼崎市からの利用者の受ける利益と、現在のコスト負担との関係は変わらないものとなり、尼崎市以外からの利用者分の負担が無くなり、少なくともこの部分の財政負担を軽減させることができる。

| 所管局・課          | こども青少年局  | 青少年課       |
|----------------|--|------------|
| 公有財産台帳の財産番号    | 01044  |            |
| 財産名称(施設名)      | 尼崎市立青少年センター  |            |
| 所在地(代表地番)      | 尼崎市栗山町2丁目25番1号   |            |
| 地区区分           | 立花   |            |
| 行政財産の設置目的      | 青少年の健全な育成と福祉の増進を図るための各種の事業を積極的に推進する。                   |            |
| 設置根拠           | 尼崎市立青少年センターの設置及び管理に関する条例                               |            |
| <b>施設全体の概要</b> |  |            |
| 主な館内構成         | 研修室1(96)、会議室1(45)2(20)3(20)、体育館、音楽室(60)、和室(30) カッコ内は定員 |            |
| 土地面積・公有財産評価額   | 5,226.44 m <sup>2</sup>                                | 888,494 千円 |

|                   |                         |            |
|-------------------|-------------------------|------------|
| 建物延床面積・取得価額       | 8,777.65 m <sup>2</sup> | 173,718 千円 |
| 償却情報(平成23年3月31日)  |                         |            |
| 耐用年数、経過年数         | 50                      | 37         |
| 償却額(千円/年)         | 3,126                   |            |
| 累積額(千円)           | 115,696                 |            |
| 残存額(千円)           | 58,021                  |            |
| 再建築情報(平成23年3月31日) |                         |            |
| 建築単価(千円)          | 195                     |            |
| 建築費(千円)           | 1,711,641               |            |
| その他               |                         |            |
| 機会費用合計(千円)        | 900,933                 |            |

運営状況

|                 |                                  |                     |
|-----------------|----------------------------------|---------------------|
| 開館時間/休館日        | 火～土午前9時～午後9時、<br>日・祝午前9時～午後5時15分 | 月曜日、年末・年始           |
| 平成22年度稼働日数      | 308日                             |                     |
| 管理方法            | 直営                               |                     |
| 利用状況            | 平成21年度                           | 平成22年度              |
| 利用率(%)          | 39.1%                            | 43.4%               |
| 利用件数(件)         | 2,362                            | 2,628               |
| 貸出可能件数(件)       | 6,034                            | 6,055               |
| 利用人数(人/年)       | 57,230                           | 55,106              |
| 人員情報(平成23年4月1日) | 人数                               | 人件費<br>(H23予算ベース千円) |
| 正規              | 4                                | 32,596              |
| 再任用40h          | 1                                | 5,382               |
| 合計              | 5                                | 37,978              |

設置財源(築20年以内、修繕は10年以内に限る)

|         |           |
|---------|-----------|
| 設置時の起債額 | 1,209,404 |
|---------|-----------|

総コスト情報(千円/年・平成23年度予算ベース)

|        |        |       |
|--------|--------|-------|
| 人件費    | 37,978 |       |
| 維持管理費  | 20,359 |       |
| 整備費    | 6,491  |       |
| 事業費等   | 3,831  |       |
| 小計     | 68,659 |       |
| (特定財源) |        |       |
| 補助金(国) | 77     |       |
| 補助金(県) | 2,083  |       |
| 実費弁償   | 143    |       |
| 使用料    | 2,427  | 4,730 |

|                          |           |         |         |
|--------------------------|-----------|---------|---------|
| (差引、一般財源充当額)             |           | 63,929  |         |
| 減価償却額                    |           | 3,126   |         |
| コスト総額                    |           | 67,055  |         |
| 件数、一人当たり、貸室面積当たり等指標(円・銭) |           |         |         |
| 平均利用件数当たり                | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり | 市民一人当たり |
| 26,876                   | 1,194     | 622     | 146     |

#### 現状の概要及び監査人の所見

##### 利用状況

青少年の健全な育成と福祉の増進を図るための各種の事業として、以下の事業が行われている。

- (1) 青少年グループ育成事業
- (2) 青少年交流事業
- (3) 青少年指導者養成講習会
- (4) 青少年による企画事業
- (5) 尼崎市「成人の日のつどい」
- (6) わくわく体験教室
- (7) チャレンジ・サイエンス
- (8) 尼崎市少年音楽隊
- (9) リーダースバンク
- (10) リーダースバンク登録指導員実践事業
- (11) 青少年の居場所づくり事業
- (12) 館内施設の貸付

上記の内、館内施設の尼崎市民等への一般貸付については統計データが入手できなかったため利用率の内訳は不明である。

館内施設の貸付については、これを目的内利用と目的外利用に区分し、目的内利用としては、スポーツ少年団、ボーイスカウト、ガールスカウト、子ども会連絡協議会その他青少年育成団体、青少年グループが利用することを条件に利用料を無料とし、目的外利用は有料としている。

青少年センターの利用状況の実態を見ると、平成22年度における収容人数(収容人員×稼働日数=270,116人)に対する利用人数(55,106人)の割合は20.4%であり、件数を基準とした利用率とは大きく乖離していることがわかる。必ずしもこの20.4%の割合が青少年センターの利用状況を最も適切に表しているとも言い切れないが、件数を基準とした利用率と合わせて利用率向上のために参考にすべき数値であると考えられる。

##### 現状に至る経緯

「青少年の健全な育成と福祉の増進を図るための各種の事業を積極的に推進する」ことを目的に昭和49年7月に建設された。青少年センターが建設されている敷地には、旧青少年センター寮(北館)(昭和38年3月竣工、昭和48年3月に兵庫県から無償譲渡を受けたもの)、こども科学ホール(昭和61年4月竣工)が併設されている。このうち、旧青少年セ

ンター寮は、果たすべき役割が概ね終了したとの判断から、また、こども科学ホールは施設・設備の老朽化、利用者の減少により、すでに閉鎖され、事業転換が行われており、旧青少年センター寮の一部が事務所・倉庫等に利用されているのみである。施設の老朽化については青少年センター（南館）においても同様の状況にある。

#### 監査の結果及び意見

##### <意見> 利用率向上、指定管理制度の導入について

青少年センターという施設の特性上、青少年の目的内利用が優先的な利用となるべきことは認められるものの、利用率が低い状態が改善されないようであれば目的内外利用区分の見直し、施設利用促進のための広報手段の拡充等、一層の利用率向上が求められる。

青少年センターそのものの利用について、事務作業等には適当でないと思われる空間の利用による光熱費等の無駄が発生しているものと考えられる。

青少年センターで行われている事業は、尼崎市の直営により行われているが、内容によっては指定管理者を利用して効率化を図ることも必要である。

##### <意見> 施設の有効活用、売却について

隣接する旧青少年センター寮（北館）とこども科学ホールの閉鎖に合わせて、老朽化した青少年センター（南館）についてもその必要性和利用実態を検証して、敷地全体の利用について見直しを実施すべきであり、結果によっては外部への売却も選択肢に入れる必要がある。

## (6) 産業経済局

| 所管局・課       | 産業経済局                                    | しごと支援課 |
|-------------|--|--------|
| 公有財産台帳の財産番号 | 922                                      |        |
| 財産名称(施設名)   | 労働センター                                   |        |
| 所在地(代表地番)   | 東難波町4丁目432-2                             |        |
| 地区区分        | 中央                                       |        |
| 行政財産の設置目的   | 勤労者との関係を保ち勤労者の福祉の増進を図るための施設としてセンターを設置する。 |        |
| 設置根拠        | 尼崎市立労働センターの設置及び管理に関する条例                  |        |

## 施設全体の概要

|                   |                               |                |            |
|-------------------|-------------------------------|----------------|------------|
| 主な館内構成            | 貸室数4、貸室定員355、集会室・大会議室・小会議室・和室 |                |            |
| 土地面積・公有財産評価額      | 844.74                        | m <sup>2</sup> | 116,574 千円 |
| 建物延床面積・取得価額       | 1,707.36                      | m <sup>2</sup> | 212,300 千円 |
| 償却情報(平成23年3月31日)  |                               |                |            |
| 耐用年数、経過年数         | 50                            |                | 31         |
| 償却額(千円/年)         | 3,821                         |                |            |
| 累積額(千円)           | 118,463                       |                |            |
| 残存額(千円)           | 93,836                        |                |            |
| 再建築情報(平成23年3月31日) |                               |                |            |
| 建築単価(千円)          | 195                           |                |            |
| 建築費(千円)           | 332,935                       |                |            |
| その他               |                               |                |            |
| 機会費用合計(千円)        | 118,206                       |                |            |

## 運営状況

|                        |              |                                 |
|------------------------|--------------|---------------------------------|
| 開館時間/休館日               | 午前9時～午後9時30分 | 毎週日曜日及び祝日<br>12月29日から<br>翌年1月3日 |
| 平成22年度稼働日数             | 294          |                                 |
| 管理方法                   | 指定管理         |                                 |
| 指定管理者選定方法              | 公募           |                                 |
| 指定管理者名/期間              | NPO法人シンフォニー  | 3年                              |
| 指定管理料平成22実績/平成23予算(千円) | 12,705       | 12,705                          |
| 利用状況                   | 平成21年度       | 平成22年度                          |
| 利用率(%)                 | 8.0          | 14.9                            |
| 利用件数(件)                | 281          | 525                             |
| 貸出可能件数(件)              | 3,516        | 3,528                           |
| 利用人数(人/年)              | 12,378       | 18,378                          |

総コスト情報（千円/年・平成 23 年度予算ベース）

|                        |           |         |         |
|------------------------|-----------|---------|---------|
| 指定管理料                  | 12,705    |         |         |
| 小計                     | 12,705    |         |         |
| （特定財源）                 |           |         |         |
| 実費弁償                   | 499       |         |         |
| 使用料                    | 2,067     | 2,566   |         |
| （差引、一般財源充当額）           | 10,139    |         |         |
| 減価償却額                  | 3,821     |         |         |
| コスト総額                  | 13,960    |         |         |
| 件数、一人当たり、貸室面積当たり等指標（円） |           |         |         |
| 平均利用件数当たり              | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり | 市民一人当たり |
| 34,641                 | 907       | 263     | 30      |

現状の概要及び監査人の所見

写真



利用状況

労働福祉会館の利用率の低下に連動して、利用件数は昭和 57 年の 835 件から平成 21 年度には 281 件にまで減少したが、平成 22 年度には 525 件と持ち直している。曜日別に利用状況を見ると、労働福祉会館の休館日である水曜日の利用件数が全体の 3 割程度を占めており、労働福祉会館の補完的役割であることは明らかである。

また、労働団体の利用が多いが、労働団体の利用も昭和 57 年の 374 件から平成 22 年度には 163 件まで減少している。

現状に至る経緯

昭和 41 年に建替えられた労働福祉会館は市民会館的性格が強くなったことから、労働団体から貸館の優先使用等の諸要請が出されるなど労働者専用の会館建設の必要性が強まったため、昭和 55 年に労働福祉会館の敷地の一部に建設された。

労働センターは、労働団体との綿密な連絡調整を図り、勤労者のニーズを的確に把握することで労働福祉行政の企画と実施を行う拠点としての機能と、労働福祉会館の貸館機能の相互補完的な役割を担う施設としての機能の二つの機能を有してきた。については、労働相談や中小企業勤労者福祉共済事業等の実施などでその機能を果たしてきた。については、

利用率が低迷し、労働団体の利用も減少していることから、労働福社会館と同様に労働団体に対する貸館業務を維持していく必要性はなくなっていると考えられる。

今後の予定

労働福社会館の補完的役割を担う施設であることから、平成25年3月31日をもって廃止する予定である。

監査の結果及び意見

<意見>売却による土地の有効活用について

利用件数が減少しており、廃止により多額の一般財源（平成22年度で10,139千円）が不要となるため、労働福社会館と同様に、予定通り平成25年3月末をもって廃止すべきである。

跡地の売却により、公有財産評価額で116,574千円の売却収入が見込まれ、売却後も固定資産税収入が年額1,632千円見込まれるため、労働福社会館の跡地と一括して、売却を視野に入れて早期に跡地利用を計画すべきである。

|             |   |        |
|-------------|---|--------|
| 所管局・課       | 産業経済局   | しごと支援課 |
| 公有財産台帳の財産番号 | 923   |        |
| 財産名称（施設名）   | 労働福社会館  |        |
| 所在地（代表地番）   | 東難波町4丁目432-1  |        |
| 地区区分        | 中央  |        |
| 行政財産の設置目的   | 働く市民の福祉の増進と教養文化の向上を図るための各種事業を積極的に推進するための施設として会館を設置する。 |        |
| 設置根拠        | 尼崎市立労働福社会館の設置及び管理に関する条例                               |        |

施設全体の概要

|                  |   |         |                 |
|------------------|---|---------|-----------------|
| 主な館内構成           | 貸室数26、貸室定員1,664、大ホール・中ホール・小ホール・応接室3・会議室12・和室2・茶室・教室2・料理教室・展示室・音楽室 |         |                 |
| 土地面積・公有財産評価額     | 3,147.65 m <sup>2</sup>   | 594,905 | 千円              |
| 建物延床面積・取得価額      | 5,557.45 m <sup>2</sup>   | 280,095 | 千円              |
| 償却情報（平成23年3月31日） | 会館  | 自転車置場   | 食堂              |
| 耐用年数、経過年数        | 50<br>30<br>41  |         | 45<br>償却済<br>41 |
| 償却額（千円/年）        | 5,018<br>11<br>19   |         |                 |
| 累積額（千円）          | 225,842<br>355<br>793   |         |                 |

|                   |                             |
|-------------------|-----------------------------|
| 残存額（千円）           | 52,975<br>39<br>88          |
| 再建築情報（平成23年3月31日） | 会館 自転車置場 食堂                 |
| 建築単価（千円）          | 195<br>105<br>150           |
| 建築費（千円）           | 1,068,102<br>6,240<br>3,085 |
| その他               |                             |
| 機会費用合計（千円）        | 603,234                     |

運営状況

|                        |              |                             |
|------------------------|--------------|-----------------------------|
| 開館時間/休館日               | 午前9時～午後9時30分 | 毎週水曜日<br>12月29日から<br>翌年1月3日 |
| 平成22年度稼働日数             | 308          |                             |
| 管理方法                   | 指定管理         |                             |
| 指定管理者選定方法              | 公募           |                             |
| 指定管理者名/期間              | NPO法人シンフォニー  | 3年                          |
| 指定管理料平成22実績/平成23予算（千円） | 66,257       | 66,257                      |
| 利用状況                   | 平成21年度       | 平成22年度                      |
| 利用率（%）                 | 23.8         | 25.1                        |
| 利用件数（件）                | 5,693        | 6,033                       |
| 貸出可能件数（件）              | 23,946       | 24,024                      |
| 利用人数（人/年）              | 240,422      | 239,721                     |

総コスト情報（千円/年・平成23年度予算ベース）

|                        |           |         |         |
|------------------------|-----------|---------|---------|
| 委員等報酬                  | 150       |         |         |
| 指定管理料                  | 66,257    |         |         |
| 事業費等                   | 6         |         |         |
| 小計                     | 66,413    |         |         |
| （特定財源）                 |           |         |         |
| 実費弁償                   | 2,054     |         |         |
| 使用料                    | 18,150    | 20,204  |         |
| （差引、一般財源充当額）           | 46,209    |         |         |
| 減価償却額                  | 5,049     |         |         |
| コスト総額                  | 51,258    |         |         |
| 件数、一人当たり、貸室面積当たり等指標（円） |           |         |         |
| 平均利用件数当たり              | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり | 市民一人当たり |
| 8,742                  | 213       | 969     | 111     |

## 現状の概要及び監査人の所見

### 写真



### 利用状況

近隣における類似の貸館施設の設置に伴い、労働福祉会館の利用は昭和45年度の利用件数12,999件・利用率56.9%をピークに、昭和55年度には8,820件・39.9%、昭和60年度には7,896件・32.9%と徐々に低下していき、平成22年度には、利用件数6,033件・利用率25.1%とピーク時の半分以下に低迷している。

部屋別に利用状況を見ると、応接室や茶室等の用途が特定される部屋については利用率が低くなっている反面、大ホールは利用料金が比較的安いことから、年間300件程度の利用があり、特に日曜日の午前・午後の区分では利用率が80%を超えている状況である。

### 現状に至る経緯

昭和26年に働く者の福祉施設として前身の労働会館が建設されたが、老朽化により昭和41年に建替えが行われ、名称も労働福祉会館とされた。前身の労働会館は労働者のための施設であったが、労働福祉会館は、「働く市民の福祉の増進と教養文化の向上を図るための各種事業を積極的に推進するための施設」へとその目的が変化したことにより、労働者のための施設であるとともに、市民会館としての役割も併せ持つこととなった。

しかしながら、その後、労働福祉会館の周辺では、昭和45年10月に中央公民館が改築され、昭和57年2月は総合文化センターのホール棟、昭和57年10月には中小企業センター、さらに昭和58年3月には中央地区会館が設置されるなど多くの類似の貸館施設が整備されてきた。これらの整備に伴い、利用率は徐々に低下し、現在の利用状況に至っている。

また、平成10年度に小・中ホールの改修を行った以降、大規模な改修は行っていない。建物の老朽化が著しく、耐震性にも問題があるため、今後も引き続き利用する場合には多額の資金が必要となる。

### 今後の予定

建物の老朽化が著しく、施設設備が利用の限界にきていることから、平成25年3月31日をもって労働福祉会館を廃止する予定である。

#### 監査人の所見

「公共施設最適化」ではホール機能の代替措置等について検討を行うことが示唆されている。

廃止後の代替利用については、会議室等については他の類似施設においての部屋数も多く、代替が十分可能であると考えられる。また、年間約550件と利用が比較的多い大・中ホールについては、場所を限定せずに、6地区会館及び6地区公民館に分散すれば代替が可能である。中央地区に限定すれば総合文化センターやアルカニックホールオクト、ベイコム（記念公園）総合体育館等の利用が考えられるが、開館時間や料金の問題及び土曜・日曜など利用の多い時間帯については十分な検討と市民に対する説明が必要である。

#### 監査の結果及び意見

##### <意見>売却による土地の有効活用について

施設の老朽化及び利用の低迷が著しく、廃止により多額の一般財源（平成22年度で46,209千円）が不要となるため、予定通り平成25年3月末をもって廃止すべきである。もっとも、廃止までに利用する市民に対しては十分な説明が必要である。

廃止後の跡地利用については未定であるが、跡地の売却により公有財産評価額で594,905千円の売却収入が見込まれ、売却後も固定資産税収入が年額8,328千円見込まれるため、売却も視野に入れて早期に計画すべきである。なお、売却にあたっては、隣接する労働センターの跡地も一括で売却すれば、土地の利用価値が高まり、より高値での売却が期待できる。

## (7) 都市整備局

| 所管局・課                  | 都市整備局                                   | 公園課                 |
|------------------------|---|---------------------|
| 公有財産台帳の財産番号            | 00633                                   |                     |
| 財産名称(施設名)              | 記念公園                                    |                     |
| 所在地(代表地番)              | 潮江5丁目、西長洲町1丁目                           |                     |
| 地区区分                   | 小田                                      |                     |
| 行政財産の設置目的              | スポーツ・レクレーションを通じて市民の健康的、文化的な生活の向上に寄与するため |                     |
| 設置根拠                   | 都市整備法                                   |                     |
| 施設全体の概要                |   |                     |
| 主な館内構成                 | 体育館                                     |                     |
| 土地面積・公有財産評価額           | 105,972.79 m <sup>2</sup>               | 11,226,756 千円       |
| 建物延床面積・取得価額            | 14,677.58 m <sup>2</sup>                | 6,578,513 千円        |
| 償却情報(平成23年3月31日)       |   |                     |
| 耐用年数、経過年数              | 50                                      | 23                  |
| 償却額(千円/年)              | 118,413                                 |                     |
| 累積額(千円)                | 2,723,504                               |                     |
| 残存額(千円)                | 3,855,008                               |                     |
| 再建築情報(平成23年3月31日)      |   |                     |
| 建築単価(千円)               | 195                                     |                     |
| 建築費(千円)                | 2,862,128                               |                     |
| その他                    |   |                     |
| 機会費用合計(千円)             | -                                       |                     |
| 運営状況                   |   |                     |
| 開館時間/休館日               | 午前9時から午後9時まで                            | 月曜日、12月29日から1月3日まで  |
| 平成22年度稼働日数             | 307日                                    |                     |
| 管理方法                   | 指定管理                                    |                     |
| 指定管理者選定方法              | 非公募                                     |                     |
| 指定管理者名/期間              | 公益財団法人尼崎スポーツ振興事業団                       | 3年間                 |
| 指定管理料平成22実績/平成23予算(千円) | 224,231                                 | 224,435             |
| 利用状況                   | 平成21年度                                  | 平成22年度              |
| 利用率(%)                 | 30.9                                    | 32.3                |
| 利用件数(件)                | 1,140                                   | 1,190               |
| 貸出可能件数(件)              | 3,684                                   | 3,684               |
| 利用人数(人/年)              | 144,045                                 | 147,882             |
| 人員情報(平成23年4月1日)        | 人数                                      | 人件費<br>(H23予算ベース千円) |

|    |   |   |
|----|---|---|
| 合計 | 0 | 0 |
|----|---|---|

総コスト情報（千円/年・平成 23 年度予算ベース）

|              |         |  |
|--------------|---------|--|
| 指定管理料        | 224,435 |  |
| 事業費等         | 34,892  |  |
| 小計           | 259,327 |  |
| （特定財源）       |         |  |
| 使用料          | 161,129 |  |
| （差引、一般財源充当額） | 98,198  |  |
| 減価償却額        | 118,413 |  |
| 支払利息         | -       |  |
| コスト総額        | 216,611 |  |

件数、一人当たり、貸室面積当たり等指標（円・銭）

|           |           |         |         |
|-----------|-----------|---------|---------|
| 平均利用件数当たり | 平均利用人数当たり | 地区人口当たり | 市民一人当たり |
| -         | -         | 2,937   | 472     |

利用件数及び利用人数は体育館のうちメインアリーナ分のみ

現状の概要及び監査人の所見

現地写真（平成 23 年 11 月撮影）



利用状況：総合体育館・テニスコート・野球場・陸上競技場・補助陸上競技場を設置し、利用されている。

現状に至る経緯：スポーツレクリエーションを通じて市民の健康的、文化的な生活の向上に寄与するため、昭和 63 年 6 月 1 日に尼崎市の中心的な総合公園として竣工されて現況に至る。

今後の予定：現状維持

(8) 貸館に関する総合意見

各局に影響する全市的な観点の指摘である。

監査の結果及び意見

<意見>施設配置の考え方について

現在の尼崎市役所支所設置条例(平成17年、条例第51号)は6支所体制を謳っている。

しかし、平成23年11月に公表された「公共施設の最適化に向けた取組について(素案策定の基本的な考え方)」にあるように、市民サービス提供の場を再構築するに当たり「6」にこだわる財政的余裕はなく、また人口推計予測から「6」ヶ所でそれぞれフルセットの施設を揃える必然性は乏しいのではないかと。「行政サービスをいかに充実させるか」から「行政サービスをいかに絞り込むか」への転換に迫られており、市の広報活動による現状認識の周知徹底、そして市民の意識変革を望みたい。

「監査の結果及び意見」で売却の指摘があるもの、及び公民館分館の廃止に伴い売却可能であると監査人が判断したものを合計すると次のような試算になる。

| 地区    | 財産番号  | 所管局     | 所管課      | 財産名称           | 経過比率   | 指定管理 | 公募 | 利用率(%) |        | (A)維持コスト削減の効果額(一般財源充当額)/単年度 | ((A)と固定資産税歳入額の合計)の5ヶ年分に売却収入を加算 |           |
|-------|-------|---------|----------|----------------|--------|------|----|--------|--------|-----------------------------|--------------------------------|-----------|
|       |       |         |          |                |        |      |    | 平成21年度 | 平成22年度 |                             |                                |           |
| 小田    | 00955 | 教育委員会   | 社会教育室    | 小田公民館<br>杭瀬分館  | 78.0%  |      |    | 48.4%  | 47.3%  | 8,885                       | 97,762                         |           |
| 1 施設  |       |         |          |                |        |      |    |        |        | 地区計                         | 8,885                          | 97,762    |
| 大庄    | 00962 | 教育委員会   | 社会教育室    | 大庄公民館<br>大庄南分館 | 66.0%  |      |    | 24.8%  | 24.5%  | 9,672                       | 200,308                        |           |
|       | 00964 | 教育委員会   | 社会教育室    | 大庄公民館<br>稲葉荘分館 | 68.0%  |      |    | 47.9%  | 49.3%  | 8,691                       | 108,823                        |           |
| 2 施設  |       |         |          |                |        |      |    |        |        | 地区計                         | 18,363                         | 309,131   |
| 立花    | 00967 | 教育委員会   | 社会教育室    | 立花公民館<br>宮前分館  | 82.0%  |      |    | 27.4%  | 29.8%  | 9,046                       | 123,497                        |           |
|       | 00968 | 教育委員会   | 社会教育室    | 立花公民館<br>尾浜分館  | 76.0%  |      |    | 36.1%  | 37.7%  | 7,014                       | 88,035                         |           |
|       | 00789 | 子ども青少年局 | 子ども家庭支援課 | 市立すこやかプラザ      | 24.0%  |      |    | 41.4%  | 46.3%  | 43,212                      | 410,051                        |           |
|       | 01044 | 子ども青少年局 | 青少年課     | 青少年センター        | 74.0%  |      |    | 39.1%  | 43.4%  | 63,929                      | 1,270,334                      |           |
|       | 00797 | 協働推進局   | 人権課      | 塚口総合センター       | 74.0%  |      |    | 4.5%   | 7.8%   |                             |                                |           |
| 4 施設  |       |         |          |                |        |      |    |        |        | 地区計                         | 123,201                        | 1,891,917 |
| 武庫    | 00951 | 教育委員会   | 社会教育室    | 武庫公民館<br>武庫北分館 | 100%   |      |    | 29.2%  | 27.0%  | 7,808                       | 118,125                        |           |
|       | 1 施設  |         |          |                |        |      |    |        |        |                             | 地区計                            | 7,808     |
| 園田    | 00957 | 教育委員会   | 社会教育室    | 園田公民館<br>塚口南分館 | 74.0%  |      |    | 60.5%  | 52.4%  | 8,396                       | 91,481                         |           |
|       | 00960 | 教育委員会   | 社会教育室    | 園田公民館<br>小園分館  | 56.0%  |      |    | 58.5%  | 55.4%  | 8,924                       | 131,620                        |           |
|       | 00961 | 教育委員会   | 社会教育室    | 園田公民館<br>戸ノ内分館 | 100.0% |      |    | 12.3%  | 12.5%  | 6,757                       | 68,892                         |           |
| 3 施設  |       |         |          |                |        |      |    |        |        | 地区計                         | 24,077                         | 291,993   |
| 中央    | 00950 | 教育委員会   | 社会教育室    | 中央公民館<br>通川分館  | 100%   |      |    | 38.8%  | 34.6%  | 9,310                       | 128,624                        |           |
|       | 00954 | 教育委員会   | 社会教育室    | 中央公民館<br>城内分館  | 78.0%  |      |    | 26.4%  | 25.8%  | 8,797                       | 98,150                         |           |
|       | 00922 | 産業経済局   | しごと支援課   | 労働センター         | 62.0%  |      |    | 8.0%   | 14.9%  | 10,139                      | 175,429                        |           |
|       | 00923 | 産業経済局   | しごと支援課   | 労働福祉会館         | 90.0%  |      |    | 23.8%  | 25.1%  | 46,209                      | 867,590                        |           |
| 4 施設  |       |         |          |                |        |      |    |        |        | 地区計                         | 74,455                         | 1,269,793 |
| 他その   | 01047 | 子ども青少年局 | 青少年課     | 青少年こいの家        | 97.9%  |      |    | 57.5%  | 53.7%  | 25,248                      | 247,295                        |           |
| 1 施設  |       |         |          |                |        |      |    |        |        | 地区計                         | 25,248                         | 247,295   |
| 16 施設 |       |         |          |                |        |      |    |        |        | 合計                          | 282,037                        | 4,226,016 |

(注) 1、経過比率は(経過年数÷耐用年数)である。

2、利用率について、こども青少年局の個別施設で利用率の説明がされているものがあることに注意。

包括外部監査を実施してきた過程から、貸館にはそれぞれの設置目的があるが、市民目線で貸室機能に着目すれば地区内で機能重複とも取られかねない施設が多いことに気づかされる。また、財政難の中での老朽化への対応から、既存施設の建て替えは困難で売却により資金を捻出せざるを得ない。

所管局の権限を超えた積極的な全市的視点での施設の組み替えが必要である。

### 3. 未利用地等

#### (1) 総務局

| 所管局・課                 | 総務局                   | 総務課            |
|-----------------------|-----------------------|----------------|
| 公有財産台帳の財産番号           | 1                     |                |
| 財産名称(施設名)             | 旧西難波団地跡地              |                |
| 所在地(代表地番)             | 西難波町6丁目1-2            |                |
| 種別                    | 土地                    | 建物             |
| 土地面積・建物延床面積           | 約1,200 m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |
| 行政財産の設置目的<br>旧西難波団地跡地 |                       |                |

#### 現状の概要及び監査人の所見

(市提供)



現況に至るまでの経緯

従前は旧西難波団地(市営団地)が建っていたが、老朽化が進んだため取り壊し、平成21年12月から更地となっている。隣接する約3,000m<sup>2</sup>の土地は、尼崎市役所来庁者のための駐車場としても有用であることから、民間の駐車場管理業者へ貸付をしているが、当該土地約1,200m<sup>2</sup>は小学校に隣接するため、条例(注)によって駐車場としての利用ができず、未利用となって現況に至っている。

(注) 尼崎市の環境をまもる条例(平成12年 尼崎市条例第51号)  
(位置制限)

第55条 生活環境を阻害するおそれのある施設のうち別表第1施設の欄に掲げるものは、学校、児童福祉施設、老人福祉施設、病院その他これらに類する施設のうち規則で定めるものの敷地の境界から、同欄に掲げる施設の区分に応じ、同表制限距離の欄に定める距離内に設置してはならない。ただし、市長が周辺地域の状況等から判断して、生活環境を阻害するおそれがないと認めるときは、この限りでない。

別表第1

| 施設      |                             | 制限距離   |
|---------|-----------------------------|--------|
| 種類      | 規模                          |        |
| 工場及び作業場 | 床面積の合計又は敷地面積が500平方メートル以上のもの | 30メートル |
| 倉庫及び物置場 | 床面積の合計又は敷地面積が500平方メートル以上のもの | 20メートル |

|  |                                  |        |
|--|----------------------------------|--------|
| 駐車場  | -                                | 20メートル |
| トラックターミナル  | -                                | 20メートル |
| 給油取扱所  | 石油類の貯蔵能力が<br>30,000リットル<br>以上のもの | 30メートル |
| 利用状況<br>未利用であり、フェンスに囲まれた空地となっている。  |                                  |        |
| 事業計画の必要性<br>形の整っている約1,200㎡の土地なので、一定の利用価値はあると<br>思料される以上、速やかに事業計画の策定が必要であると考えます。  |                                  |        |
| 今後の処分予定など<br>公有財産全体の有効利用を検討する中で、活用方法を決めていくもので<br>あるため現時点での処分予定はない。   |                                  |        |
| 監査の結果及び意見<br><意見>有効利用について<br>旧西難波団地の取り壊しによる更地化(平成21年12月)から約2年<br>が経過しているものの、具体的な事業計画は未だ策定されていない。整形<br>でそれなりの面積もあり、市役所の目の前という好立地の土地であるか<br>ら、処分しないのであるならば一定の見切りをつけて、事業計画の策定を<br>速やかに進める必要がある。 |                                  |        |

( 2 ) 教育委員会

| 所管局・課  | 教育委員会  | 社会教育室          |
|--|--|----------------|
| 公有財産台帳の財産番号  | 9 4 7  |                |
| 財産名称(施設名)  | 歴史博物館・図書館用地  |                |
| 所在地(代表地番)  | 北城内 2 5 - 2 他  |                |
| 種別   | 土地   | 建物             |
| 土地面積・建物延床面積  | 市有地 1,700.97 m <sup>2</sup><br>公社地 2,720.95<br>合計 4,421.92                           | m <sup>2</sup> |
| 行政財産の設置目的<br>歴史博物館・中央図書館用地   |  |                |
| 事業計画の内容  |  |                |
| 当初の事業計画の策定日  | 昭和 5 4 年度  |                |
| 事業計画の概要  |  |                |
| 旧県立尼崎病院跡地を中心とする地域に、歴史博物館・中央図書館・城址公園を一体的に整備する。  |  |                |
| 当初の事業計画の策定目的   |  |                |
| 文化を創造する観点から、本市にふさわしい特色と風格を持った都市整備を進め、城内地区、寺町地区、築地地区一帯を歴史文化ゾーンとして整備し、歴史博物館をその中核施設として建設する。   |  |                |
| 取得予定の行政財産の概要   |  |                |
| 中央図書館整備は概ね完了しているが、歴史博物館用地部分は、中央図書館仮設駐車場、「れきし体験学習広場」として暫定利用している。  |  |                |
| 当該事業計画が今後も必要であることの所管課の所見   |  |                |
| 市の財政状況を鑑み平成 1 4 年度に歴史博物館建設事業は凍結され、平成 1 9 年度に策定・公表された「城内地区まちづくり基本指針」で示された(仮称)歴史文化センターが歴史博物館機能の相当部分を代替えることから、今後歴史博物館事業について見直しが必要である。 |  |                |
| 現状の概要及び監査人の所見  |  |                |
| (撮影日:平成 23 年 11 月)   |  |                |
| 中央図書館無料駐車場   | れきし体験学習広場  |                |
|   |  |                |

現況に至るまでの経緯



上記の当初事業計画にあるように、歴史博物館を整備する予定であったが、財政的理由等で空き地になっている。現在一部は城址公園（左写真）として整備されている箇所がある。

利用状況

中央図書館駐車場（無料）れきし体験学習広場として暫定利用している。過去3年の同広場の使用実績は次のとおりである。

|   |        |        |
|---|--------|--------|
| 広場内に設置している花壇等 9 箇所、尼崎の歴史にゆかりのある綿・藍・尼いもを栽培し、収穫物や生業に関わる体験学習会を実施。<br>花壇...5×6m(1)、2×3.5m(4)、3.5×1.5m(3)、1×20m(1) |        |        |
| 栽培活動参加者数  |        |        |
| 平成20年度  | 平成21年度 | 平成22年度 |
| 243人  | 299人   | 258人   |
| 栽培活動を活用した体験学習活動   |        |        |
| 平成20年度  | 平成21年度 | 平成22年度 |
| 23回   | 42回    | 45回    |
| 286人  | 264人   | 427人   |

新たな事業計画

「歴史文化ゾーン」の中に位置する城内地区は、近世に尼崎城が築城され、街の繁栄の基礎となった「尼崎発祥の地」である。近代に入っても警察署、教育施設、市役所など、まとまった公共施設地区として利用され、長く市の中心地であった。地区内には近世の尼崎城の遺構の上に近代建築物が遺されている。旧城内中学校校舎や旧尼崎警察署の建物は、建築物として歴史的な価値が高いものである。しかしながら、旧城内中学校校舎については平成18年度末に成良中学校が移転となり、旧尼崎警察署については平成7年1月の阪神・淡路大震災以後使用されておらず、その活用方法の検討が求められているところであった。

（旧尼崎警察署）



その中で、平成20年3月に城内地区まちづくり基本指針（以下、「基本指針」という）が策定された。ここに旧城内中学校の転用として（仮称）歴史文化センター本館を置くことが決められている。歴史的建造物である旧城内中学校、旧尼崎警察署を文化財として保存し、これらの施設を活用して、歴史博物館、

埋蔵文化財センター、地域研究史料館の機能を併せ持つ歴史文化の拠点を整備するというものである。

今後の処分予定など

「基本指針」では歴史博物館用地については、地域活力創出に資する利用方法について民間活力導入の手法も含めて検討するとされている。しかしながら、土地開発公社からの買戻費用を含む公園整備事業費の調達が大きな課題になっている。

なお、土地開発公社に残る歴史博物館用地買戻し問題については、過年度措置状況を参照。

監査の結果及び意見

<意見> 最終利用までの暫定利用のあり方について

歴史博物館・図書館用地は、「基本指針」や庁内検討会議で最終的に城址公園として整備されるという方針が示されているが、その最終利用まで市の財政状況を鑑みると相当な時間がかかるものと思われる。それまでの暫定利用のあり方を有効活用の視点から早急に模索すべきである。

| 所管局・課                       | 教育委員会   | 施設課            |
|-----------------------------|---|----------------|
| 公有財産台帳の財産番号                 | 0240、0241   |                |
| 財産名称(施設名)                   | 園田北部中学校(仮称)   |                |
| 所在地(代表地番)                   | 東園田町2丁目<br>0241の所在地は豊中市である                                    |                |
| 種別                          | 土地  | 建物             |
| 土地面積・建物延床面積                 | 尼崎市に11,770.71 m <sup>2</sup><br>外、豊中市には7997.94<br>合計19,768.65 | m <sup>2</sup> |
| 行政財産の設置目的<br>中学校の学校予定地として設置 |   |                |

現状の概要及び監査人の所見

(撮影日：平成23年11月)



現況に至るまでの経緯・利用状況

昭和53年3月28日に中学校の建設予定地として換地処分により取得したが、中学の建設計画が見直された。過去に公園課が所管し、市民グラウンドとして開放・利用した経緯があるが、現在は尼崎市立尼崎高校の第2グラウンドとして利用している。なお、一部は隣接する豊中市にかかっており、全体面積のうち尼崎市対豊中市の面積比率は約6：4になっている。

当該園田の中学校用地は、尼崎市立尼崎高校からバスで約20分の遠隔地にある。利用実績は以下のとおりである。(平成23年度のうち通常時と長期休暇時にまたがる最も典型的なケース)。

| 月 日      | 区分   | 利用バス台数 | AM | PM | 利用時間帯       | 利用生徒数 |      |    |    | 利用時間 | 備考        |
|----------|------|--------|----|----|-------------|-------|------|----|----|------|-----------|
|          |      |        |    |    |             | サッカー  | ラグビー | 陸上 | 計  |      |           |
| 8月25日(木) | 長期休業 | 1台     |    |    | 8:30~20:30  | 0     | 0    | 22 | 22 | 12   |           |
| 8月26日(金) | 長期休業 | 2台     |    |    | 8:30~20:30  | 0     | 20   | 22 | 42 | 12   |           |
| 8月27日(土) |      | 1台     |    |    | 8:30~20:30  | 30    | 0    | 0  | 30 | 12   |           |
| 8月28日(日) |      | 1台     |    |    | 8:30~20:30  | 30    | 0    | 0  | 30 | 12   |           |
| 8月29日(月) | 長期休業 | 1台     |    |    | 8:30~20:30  | 30    | 0    | 0  | 30 | 12   |           |
| 8月30日(火) | 長期休業 | 1台     |    |    | 8:30~20:30  | 0     | 22   | 20 | 42 | 12   |           |
| 8月31日(水) | 長期休業 | 1台     |    |    | 8:30~20:30  | 0     | 22   | 20 | 42 | 12   |           |
| 9月1日(木)  | 始業式  | 2台     | ▲  |    | 13:00~20:30 | 15    | 10   | 15 | 40 | 7.5  |           |
| 9月2日(金)  | 授業日  | 0台     | ▲  | ▲  |             | 0     | 0    | 0  | 0  |      | 課題考査      |
| 9月3日(土)  |      | 0台     |    |    |             | 0     | 0    | 0  | 0  |      | 台風による臨時休校 |
| 9月4日(日)  |      | 0台     |    |    |             | 0     | 0    | 0  | 0  |      | 台風による臨時休校 |
| 9月5日(月)  | 授業日  | 2台     | ▲  |    | 15:40~20:30 | 20    | 0    | 15 | 35 | 4.8  |           |
| 9月6日(火)  | 授業日  | 2台     | ▲  |    | 15:40~20:30 | 20    | 0    | 15 | 35 | 4.8  |           |
| 9月7日(水)  | 授業日  | 2台     | ▲  |    | 15:40~20:30 | 10    | 15   | 15 | 40 | 4.8  |           |
| 9月8日(木)  | 授業日  | 2台     | ▲  |    | 15:40~20:30 | 20    | 0    | 10 | 30 | 4.8  |           |
| 9月9日(金)  | 授業日  | 2台     | ▲  |    | 15:40~20:30 | 15    | 15   | 5  | 35 | 4.8  |           |
| 9月10日(土) |      | 2台     |    |    | 8:30~20:30  | 15    | 20   | 10 | 45 | 12   |           |
| 9月11日(日) |      | 1台     |    |    | 8:30~20:30  | 10    | 25   | 0  | 35 | 12   |           |

▲ : 空き時間

全校生徒数 950

利用生徒数は送迎実績からの推定人数である。

生徒数は、平成23年5月1日の在校生人数である。

土・日曜日、祝日及び休校日は終日クラブ(サッカー・ラグビー・陸上)活動で利用している。学校授業日は、午後からのみ上記のクラブ及び体育科生徒の授業で利用している。

今後の処分予定など

引き続き尼崎市立尼崎高校の第2グラウンドとして利用する。

監査の結果及び意見

<意見>一層の有効活用について

市有財産としての価値が大きく、このまま暫定利用を続けるには有効利用の観点から問題である。

利用状況から考えて、現状の保有を継続するのであれば、少なくとも平日の午前中は市民に開放する、あるいは他のグラウンドの手当てをつけ、当該土地は売却するなどの方策が必要である。

| 所管局・課                     | 教育委員会                    | 施設課                     |
|---------------------------|--------------------------|-------------------------|
| 公有財産台帳の財産番号               | 2 2 4 9                  |                         |
| 財産名称(施設名)                 | (旧)尼崎市立尼崎東高等学校           |                         |
| 所在地(代表地番)                 | 食満2丁目22番                 |                         |
| 種別                        | 土地                       | 建物                      |
| 土地面積・建物延床面積               | 33,034.44 m <sup>2</sup> | 2,105.85 m <sup>2</sup> |
| 行政財産の設置目的<br>学校用地、施設として設置 |                          |                         |

現状の概要及び監査人の所見

(撮影日:平成23年11月)



現況に至るまでの経緯・利用状況

東高校は産業高校と統合後、新たに双星高校を市北配水場跡地に建築し、平成23年4月に開校した。

今後の処分予定など

当該(旧)東高校跡地は、市水道局が提供した市北配水場跡地と交換に市水道局に提供される契約になっている。引渡し時期は遅くとも平成23年度末である。

監査の結果及び意見

<意見>一層の有効活用について

平成23年度末までに土地交換が実行されない場合は、有効活用を図るべく売却を視野に置いた計画を模索するべきである。

| 所管局・課       | 教育委員会     | 施設課 |
|-------------|-----------|-----|
| 公有財産台帳の財産番号 | 0 0 2 4 5 |     |
| 財産名称(施設名)   | 尼崎工業高等学校  |     |

|  |                          |                          |
|--|--------------------------|--------------------------|
| 所在地（代表地番）  | 東難波町2丁目176-1             |                          |
| 種別   | 土地                       | 建物                       |
| 土地面積・建物延床面積  | 35,477.07 m <sup>2</sup> | 26,736.83 m <sup>2</sup> |
| 行政財産の設置目的<br>学校用地、施設として設置  |                          |                          |
| 現状の概要及び監査人の所見  |                          |                          |
|        |                          |                          |
| 現況に至るまでの経緯   |                          |                          |
| <p>産業高校は東高校と統合し、新たに双星高校を市北配水場跡地に建築し、平成23年4月に開校した。市立工業高校は旧産業高校と同一の敷地内に夜間高校として設置されている。</p> |                          |                          |
| 今後の処分予定など  |                          |                          |
| <p>市立工業高校は新定時制高等学校に再編し、最終的には兵庫県立新病院の敷地になる予定である。</p>                                      |                          |                          |

「貸館」・教育委員会で前掲した教育委員会の職務権限の二に、「学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。」が規定されている。この規定は、教育委員会が教育財産という行政財産の管理権限を有し、普通財産の管理権限は有しないことをいうと一般的に解釈されている。

また、市の普通財産の扱いについては、前掲したとおり次のように定められている。

（規則第9条）

局長は、その所管に属する行政財産の用途を廃止したときは、当該用途の廃止によって生じた普通財産を直ちに企画財政局長に引き継がなければならない。ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りでない。

(1)～(3) 省略

(4) 前各号に掲げるもののほか、企画財政局長において引継ぎを受けて管理することが困難と認められるもの

4号の運用については、「運用」で次のように定められている。

( 5 - 2 )

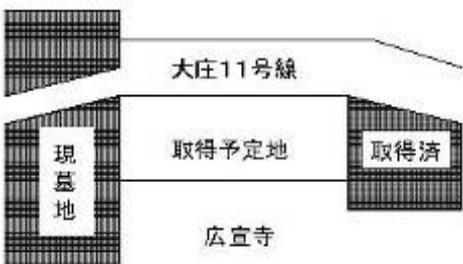
行政財産の用途を廃止し普通財産が生じた場合において、企画財政局長が引継ぎを受けて管理することが困難と認められるもの(第 9 条第 4 号)とは、管理人を必要とするもの、用途の廃止により使用の許可を取り消した後においても引き続き普通財産として当該財産を同一人に貸し付けることが必要であるもの等を指すものであり、この場合は、引き続き当該局長が当該財産を管理しなければならない。

すなわち、市の規則では、企画財政局長が管理困難な普通財産(振替前は行政財産)は引き継がない取扱いになっており、また、教育委員会の財産は教育財産という行政財産に限られるので、規則及び法律の両者から、教育委員会に他局であれば普通財産として管理するものと思われる未利用地等が行政財産として滞留する構造になっている。

教育委員会所管の 0947 歴史博物館建設用地、0240・0241 園田北部中学校、2249(旧)尼崎東高等学校、0245 尼崎市立尼崎工業高校は、市有財産としての価値も大きく、教育的視点を離れ、かつ普通財産区分にすることにより有効活用の選択肢を広げる必要がある。

有効活用の選択肢を広げるために、行政財産の所管換え及び財産区分変更を伴う新たな管理体制を構築する所見は、「未利用地等に関する総合所見」を参照。

( 3 ) 健康福祉局

| 所管局・課  | 健康福祉局                        | 生活衛生課          |
|--|------------------------------|----------------|
| 公有財産台帳の財産番号  | 7 8 5                        |                |
| 財産名称(施設名)  | 今北墓地整備事業用地                   |                |
| 所在地(代表地番)  | 西立花町2丁目723                   |                |
| 種別   | 土地                           | 建物             |
| 土地面積・建物延床面積  | 約 1 9 5 . 8 4 m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |
| 行政財産の設置目的<br>同和対策の一環で今北墓地の予定地として確保   |                              |                |
| 事業計画の内容  |                              |                |
| 当初の事業計画の策定日  | 昭和55年7月                      |                |
| 事業計画の概要<br>同和対策における環境対策として位置づけられた今北墓地の環境整備と墓地北側道路(大庄11号線)の拡幅工事を行う。   |                              |                |
| 当初の事業計画の策定目的<br>今北墓地は狭い土地に墓石が密集しており余地がなく、また道路拡張計画で墓地の一部がかかることから、現墓地に隣接する用地を買収して整備を推進することを目的とする。  |                              |                |
| 事業計画策定の根拠法令等   | 尼崎市同和対策事業後期総合計画              |                |
| 取得予定の行政財産の概要<br>用地買収ができていない西立花町2丁目724、727  |                              |                |
| 当該事業計画が今後も必要であることの所管課の所見<br>平成16年に当初計画に基づき、整備事業を実施することを方針決裁により定めている。   |                              |                |
| 計画達成までの事業費総額(現時点の見込み)<br>未定  |                              |                |
| 同上の国・県の負担割合(差引、市負担割合)   なし   |                              |                |
| 市の財政負担額から見た計画達成可能性の所管課の所見<br>計画達成可能と考えている。   |                              |                |
| 現状の概要及び監査人の所見<br>(市提供)   |                              |                |
|   |                              |                |

|  |
|--|
| <p>現況に至るまでの経緯</p> <p>今北墓地は狭い土地に墓石が密集しており余地がなく、また道路拡張計画で墓地の一部がかかることから、現墓地に隣接する当該用地を買収して整備を推進しようとした。しかし、買収した用地の隣接用地（事業計画の真ん中の用地）の買収ができておらず道路拡幅は困難となっていて、事業計画の進捗は滞っている。</p>   |
| <p>利用状況</p> <p>空地として保有するのみで、有意義な利用はなされていない。</p>  |
| <p>今後の処分予定など</p> <p>特に具体的な処分予定はない。</p>   |
| <p>監査の結果及び意見</p> <p>&lt;意見&gt; 事業計画の確実な遂行について</p> <p>上記、現況に至るまでの経緯の通り、道路拡幅と墓地整備の事業計画の進捗は滞っていて、事業計画に必要な一部用地は取得したものの長期棚上げとなっている。買収した用地の隣接用地（事業計画の中央の用地）は、当該事業計画の要に位置するものと見られることから、可及的速やかに買収交渉を成立させて、事業計画を進めるよう努める必要がある。加えて、既存の密集墓地の経済的負担を伴う一部墓石移転に同意・協力を得ることも、難しい交渉になるものと見られるので、かかる買収交渉と並行する形で可及的速やかに行うべきである。</p> <p>かかる対応が困難である場合には、事業計画自体を見直し、一部取得した用地の近隣への売却を検討する必要がある。</p> |

(4) こども青少年局

| 所管局・課  | こども青少年局                 | 保育課                     |
|--|-------------------------|-------------------------|
| 公有財産台帳の財産番号  | 00859                   |                         |
| 財産名称(施設名)  | 南武庫之荘保育所                |                         |
| 所在地(代表地番)  | 尼崎市南武庫之荘11丁目1-18        |                         |
| 種別   | 本地                      | 建物                      |
| 土地面積・建物延床面積  | 2,548.17 m <sup>2</sup> | 1,117.92 m <sup>2</sup> |
| 行政財産の設置目的<br>保育所用地として利用  |                         |                         |
| 現状の概要及び監査人の所見  |                         |                         |
| <p>保育所敷地のうち保育所南側の未利用地については、保育所の運営に必要な土地とは考えられない。今後の利用計画もないことなどから、売却を予定している市の方針に異論はない。</p> <p>(市提供)</p> |                         |                         |
|                     |                         |                         |
| <p>現況に至るまでの経緯・利用状況</p> <p>保育所の行事がある場合に臨時的に駐輪場として使用することはあるが、基本的に利用されていない。売却に向けて土地測量等の事務を実施している。</p>     |                         |                         |
| <p>今後の処分予定など</p> <p>約300m<sup>2</sup>を売却する方向で公有財産課と調整中。</p>  |                         |                         |
| <p>監査の結果及び意見</p> <p>&lt;意見&gt; 売却の方針について<br/>特段の障害がなければ速やかに売却の手続に入るべきである。</p>                          |                         |                         |

## ( 5 ) 都市整備局

### 公園の定義

「公園」とは、地域住民の休息や観賞、散歩、遊戯、運動、その他レクリエーションの利用に供するとともに、あわせて都市の自然環境の保全及び改善並びに都市景観の向上を図ることを目的として、あるいは災害時の避難等に資するために設けられる公共空地をいう。その種類は豊富で、自然公園法によって定められる自然公園や国立公園なども含まれるが、本報告書における「公園」は、都市公園法に定められる都市公園とする。

都市公園には、規模や機能の違いにより街区公園・近隣公園・地区公園といった住区基幹公園や総合公園・運動公園といった都市基幹公園に分類される。また、これらのほかにも特殊公園や都市緑地、広場公園などがある。

|   |  |
|---|--|
| 都市公園法   |  |
| 第2条   |  |
| この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。 |  |
| 1   | 都市計画施設（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ。）である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第2項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地 |

### 市の公園の概要

#### ( A ) 市の公園の種類別数・面積について

市の平成22年4月1日時点における市の公園種類別施設数、面積は下記のとおりとなっている。（出典：市HP「公園の現況」）

| 種    |          | 別          | 箇所数 | 面積 (ha) |
|------|----------|------------|-----|---------|
| 基幹公園 | 住区基幹公園   | 街区公園       | 239 | 48.48   |
|      |          | 近隣公園       | 18  | 25.43   |
|      |          | 地区公園       | 6   | 10.76   |
|      | 都市基幹公園   | 総合公園       | 3   | 12.58   |
|      |          | 運動公園       | 1   | 10.94   |
| 特殊公園 |          | 風致公園       | 2   | 0.79    |
|      |          | 街園         | 18  | 0.21    |
| 都市緑地 |          |            | 35  | 64.12   |
| 広場公園 |          |            | 3   | 0.17    |
| 緑道   |          |            | 7   | 2.19    |
| 小計   |          |            | 332 | 175.67  |
| 県立公園 | 西武庫公園    | 交通公園（地区公園） | 1   | 7.20    |
|      | 尼崎の森中央緑地 | 都市緑地       | 1   | 6.56    |
| 合計   |          |            | 334 | 189.43  |

( B ) 公園の機能の内容および市の主な公園

都市公園法施行令第 2 条において規定されている各公園の機能の内容およびそれに分類される市の主な公園名称については、おおむね下表の内容となっている。(出典：市HP「公園の現況」)

| 種 別  | 内 容  | 公 園 名   |
|------|--|---|
| 街区公園 | 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園                 | 長洲本通ほか238公園(別表公園一覧表を参照)   |
| 近隣公園 | 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園                  | 大物、橋、宮前、中央、浜田川、大庄、浜田、近松、道意、西向島、芦原、尾浜、北雁替、葦島、椀田、猪名川河川敷、田能西、尼崎城址  |
| 地区公園 | 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園                | 今福、蓬川、潮江、塚口北、大井戸、上坂部西   |
| 総合公園 | 都市住民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園       | 水明、猪名川、小田南  |
| 運動公園 | 都市住民の主として運動の用に供する公園                            | 記念  |
| 風致公園 | 主として風致を享受することを目的とする公園                          | 佐璞丘、猪名川風致   |
| 都市緑地 | 主として都市の自然的環境の保全及び改善並びに都市景観の向上を図るために設けられる緑地     | 武庫川河川敷緑地、東町緑地、大物川緑地、蓬川緑地、旧猪名川緑地、藻川河川敷緑地、猪名川緑地、祇園橋緑地、大崩緑地、塚口本町緑地、東大島南緑地、出屋敷駅北緑地、小袋西緑地、長洲東通緑地、元浜緑地、長洲東通2丁目緑地、今北緑地、武庫豊町緑地、東難波2丁目緑地、七松緑地、中在家緑地、戸の内緑地、田能5丁目緑地、柳原緑地、築地中通3丁目緑地、築地本町4丁目緑地、築地北浜1丁目緑地、築地本町1丁目緑地、築地戎橋緑地、築地南浜緑地、東七松緑地、南城内緑地、築地北浜緑地、武庫元町緑地、潮江1丁目緑地 |
| 広場公園 | 主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする公園          | JR尼崎駅北広場、近松の里北広場、御園広場   |
| 緑 道  | 災害等における避難路の確保、市街地における安全性及び快適性の確保等を図ることを目的とする緑地 | 長洲川緑地、常光寺川緑地、常光寺緑地、大門川緑地、新川緑地、西大物緑地、庄下川緑地   |

( C ) 市の公園の種類別年度推移(園数、面積)

平成17年度から平成21年度までの公園の設置状況はおおむね横ばいであり、この5年間で明倫公園、杭の本公園など街区公園が4箇所、潮江1丁目緑地など都市緑地が3箇所、広場公園である御園広場が1箇所増加するのみであった。一方、面積は主に尼崎の森中央緑地(約6.5ヘクタール)が増えたことにより公園全体で約7.5ヘクタール増加し、平成17年度比4.1%増となっている。(出典：市HP「尼崎市統計書22年版」)

### 39. 公 園

(単位 ha)

(各年度末)

| 種 別        | 平成17年度 |       | 18年度 |       | 19年度 |       | 20年度 |       | 21年度 |       |
|------------|--------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|
|            | 園数     | 面積    | 園数   | 面積    | 園数   | 面積    | 園数   | 面積    | 園数   | 面積    |
| 総 数        | 326    | 181.9 | 326  | 181.9 | 328  | 188.7 | 328  | 188.7 | 334  | 189.4 |
| 基 幹 公 園    | 263    | 107.4 | 263  | 107.4 | 264  | 107.7 | 264  | 107.7 | 267  | 108.2 |
| 住区基幹公園     | 259    | 83.8  | 259  | 83.8  | 260  | 84.2  | 260  | 84.2  | 263  | 84.7  |
| 街区公園       | 235    | 47.7  | 235  | 47.7  | 236  | 48.0  | 236  | 48.0  | 239  | 48.5  |
| 近隣公園(1)    | 18     | 25.4  | 18   | 25.4  | 18   | 25.4  | 18   | 25.4  | 18   | 25.4  |
| 地区公園(2)    | 6      | 10.8  | 6    | 10.8  | 6    | 10.8  | 6    | 10.8  | 6    | 10.8  |
| 都市基幹公園     | 4      | 23.5  | 4    | 23.5  | 4    | 23.5  | 4    | 23.5  | 4    | 23.5  |
| 総合公園(3)    | 3      | 12.6  | 3    | 12.6  | 3    | 12.6  | 3    | 12.6  | 3    | 12.6  |
| 運動公園       | 1      | 10.9  | 1    | 10.9  | 1    | 10.9  | 1    | 10.9  | 1    | 10.9  |
| 特 殊 公 園    | 21     | 8.2   | 21   | 8.2   | 21   | 8.2   | 21   | 8.2   | 21   | 8.2   |
| 風致公園       | 2      | 0.8   | 2    | 0.8   | 2    | 0.8   | 2    | 0.8   | 2    | 0.8   |
| そ の 他      | 19     | 7.4   | 19   | 7.4   | 19   | 7.4   | 19   | 7.4   | 19   | 7.4   |
| 交通公園(4)    | 1      | 7.2   | 1    | 7.2   | 1    | 7.2   | 1    | 7.2   | 1    | 7.2   |
| 街 園        | 18     | 0.2   | 18   | 0.2   | 18   | 0.2   | 18   | 0.2   | 18   | 0.2   |
| 都 市 緑 地(5) | 33     | 64.0  | 33   | 64.0  | 34   | 70.5  | 34   | 70.5  | 36   | 70.7  |
| 広 場 公 園(6) | 2      | 0.2   | 2    | 0.2   | 2    | 0.2   | 2    | 0.2   | 3    | 0.2   |
| 緑 道        | 7      | 2.2   | 7    | 2.2   | 7    | 2.2   | 7    | 2.2   | 7    | 2.2   |

- (1) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園をいう。  
 (2) 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園をいう。  
 (3) 都市住民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園をいう。  
 (4) 児童である。  
 (5) 主として都市の自然的環境の保全及び改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地をいう。  
 (6) 主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする公園をいう。

資料 都市整備局公園課

#### (D) 公園に関する他都市比較

公園の数や市民一人当たりの面積については各市の状況が異なるため画一的に比較することの意義について疑問もあるが、参考情報としてあえて比較すると下表のとおりとなる。

##### (a) 公園数

| (本市) | 船橋市 | 横須賀市 | 東大阪市 | 姫路市 | 西宮市 | 倉敷市   | 福山市   |
|------|-----|------|------|-----|-----|-------|-------|
| 334  | 332 | 493  | 226  | 808 | 428 | 656   | 628   |
|      | 芦屋市 | 伊丹市  | 宝塚市  | 川西市 | 三田市 | 中核平均  | 阪神平均  |
|      | 138 | 123  | 293  | 272 | 135 | 510.1 | 231.5 |

##### (b) 市民一人当たり面積 (m<sup>2</sup>)

| (本市) | 船橋市 | 横須賀市 | 東大阪市 | 姫路市 | 西宮市  | 倉敷市  | 福山市  |
|------|-----|------|------|-----|------|------|------|
| 4.1  | 2.9 | 11.4 | 2.6  | 8.6 | 8.6  | 8.0  | 6.6  |
|      | 芦屋市 | 伊丹市  | 宝塚市  | 川西市 | 三田市  | 中核平均 | 阪神平均 |
|      | 6.0 | 5.4  | 3.9  | 4.2 | 17.5 | 7.0  | 7.6  |

補足：本市・中核市は H22.3 都市要覧、阪神は H19 公共施設状況調の都市公園数より

(出典：市提供資料より監査人作成)

## 公園整備に関する市の計画

市は平成10年に公園等の公共公益施設及び民有地の緑化に関する方針を定めた「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画 緑の基本計画」を策定し、これにもとづき公園整備を行っている。この計画によれば都市公園の目標は平成20年で市民一人当たり4.5平方メートル、平成30年には同6.4平方メートルとなっている。平成22年3月31日時点では同4.1平方メートルとなっており、計画時から増加してはいるものの、平成20年の目標にも達していない状況である。

### 都市公園等の目標水準

| 年次   | 現況<br>(平成10年4月)                     | 中間年次<br>(平成20年)                     | 目標年次<br>(平成30年)                     |
|------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 都市公園 | 172.8 ha<br>(3.6 m <sup>2</sup> /人) | 211.6 ha<br>(4.5 m <sup>2</sup> /人) | 302.8 ha<br>(6.4 m <sup>2</sup> /人) |

(出典:「緑の基本計画」をもとに監査人作成)

## 公園の設置および管理

都市公園の設置および管理は都市公園法で以下のように規定されており、市の設置する公園については市が管理することとなる。

### (都市公園の設置)

第2条の2 都市公園は、次条の規定によりその管理をすることとなる者が、当該都市公園の供用を開始するに当たり都市公園の区域その他政令で定める事項を公告することにより設置されるものとする。

### (都市公園の管理)

第2条の3 都市公園の管理は、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が行う。

また、都市公園の設置基準は都市公園法で下記のとおり規定されている。

### (都市公園の設置基準)

第3条 地方公共団体が都市公園を設置する場合には、政令で定める都市公園の配置及び規模に関する技術的基準に適合するように行うものとする。

2 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第1項に規定する基本計画(地方公共団体の設置に係る都市公園の整備の方針が定められているものに限る。)が定められた市町村の区域内において地方公共団体が都市公園を設置する場合には、当該都市公園の設置は、前項に定めるもののほか、当該基本計画に即して行うものとする。

3 国が設置する都市公園(第2条第1項第2号口に該当するものを

除く。)については、政令で定める都市公園の配置、規模、位置及び区域の選定並びに整備に関する技術的基準に適合するように行うものとする。

この他、公園の管理にあたって都市公園法第17条において都市公園台帳にて管理が求められるとともに市の規則上も公有財産台帳において公共用施設として管理することがもとめられている。

### 今後の展望

市が平成10年に計画した「緑の基本計画」は平成6年の都市緑地保全法改正によって誕生した緑の基本計画制度にもとづく計画であり、都市における緑地の保全・創出に関わるマスタープラン制度として公園をはじめとする市の緑地保全の基本施策として策定されたものである。計画期間は平成30年度までの長期にわたり、平成23年度においても「緑の基本計画」のもとで公園設置等に関するさまざまな計画が進行中であるが、この間、緑地保全・創出に関わる外部環境は大きく変化している点を鑑みると、計画の見直しを検討する時期に差し掛かっているのではないかと考えられる。

少なくとも市が掲げた平成30年における数値目標(市民一人当たり公園面積6.4平方メートル)は中間時点における大幅な未達からすれば過大な目標とも言え、市の財政の見地からも不健全な数値目標と言えよう。

加えて、先の東北地方太平洋沖地震による市民の防災意識の高まりから防災的役割を担う防災公園(1)に対するニーズは変化しているなど、公園の機能面のニーズの変化といった視点からの方針の見直しが図られるべきである。

(1) 防災公園：地震に起因して発生する市街地火災等の二次災害時における国民の生命、財産を守り、大都市地域等において都市の防災構造を強化するために整備される、広域防災拠点、避難地、避難路としての役割をもつ都市公園および緩衝緑地

| 管局・課  | 都市整備局                  | 公園課            |
|---|------------------------|----------------|
| 公有財産台帳の財産番号   | 477                    |                |
| 財産名称(施設名)   | (仮称)大庄北公園              |                |
| 所在地(代表地番)   | 大庄 北1丁目 272            |                |
| 種別  | 土地                     | 建物             |
| 土地面積・建物延床面積   | 1158.81 m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |
| 行政財産の設置目的   | 公園                     |                |
| 現状の概要及び監査人の所見<br>(平成23年11月撮影)   |                        |                |
|  <p>大庄北公園として供用されており、整備管理状況も良好であった。</p> <p>現況に至るまでの経緯・利用状況<br/>平成13年4月1日に大庄北公園として供用開始されている。</p>  |                        |                |
| 監査の結果及び意見   |                        |                |
| <p>&lt;結果&gt; 公有財産台帳の記載について<br/>すでに供用を開始しているにもかかわらず、台帳上の名称変更がなされていなかった。</p> <p>規則第4条及び第63条では、公有財産の取得、管理及び処分を適正に行い、現況を的確に把握するため、公有財産を記録管理するための基礎帳簿として公有財産台帳を置くこととされており、運用第7-1において、「公有財産の正確な記録管理は、適正な財産管理の基本であるから、各局長は、公有財産台帳を整備し、その増減及び異動があるごとに、直ちに記録し、管理しておかなければならない」とされている。</p> <p>すでに供用を開始しているものについては、実態に合わせた台帳の整備を行うべきである。</p> |                        |                |

上記と同内容の「結果」である公有財産は次の通りである。

| 財産番号  | 財産名称             | 供用施設の名称 | 供用開始年月   |
|-------|------------------|---------|----------|
| 00604 | (仮称)長洲本通1丁目公園    | 長洲本通北公園 | 平成9年4月   |
| 00605 | (仮称)常松土地区画整理事業公園 | 常松南公園   | 平成10年4月  |
| 00754 | (仮称)椎堂子ども広場      | 北園公園    | 平成2年4月   |
| 02213 | (仮称)アルカイク広場      | アルカイク広場 | 平成22年12月 |

|       |               |           |         |
|-------|---------------|-----------|---------|
| 00415 | 西難波北第2公園予定地   | 西難波中公園    | 平成4年4月  |
| 00476 | 成文公園予定地       | 成文公園      | 昭和61年4月 |
| 00723 | 公園用地「奥野子ども広場」 | 塚口奥野子ども広場 | 平成10年4月 |
| 01071 | 公園予定地         | 塚口第2公園    | 平成62年4月 |
| 01782 | 公園用地（開明小学校跡地） | 開明中公園     | 平成19年4月 |

|             |                        |                |
|-------------|------------------------|----------------|
| 所管局・課       | 都市整備局                  | 公園課            |
| 公有財産台帳の財産番号 | 0527                   |                |
| 財産名称（施設名）   | 三反田公園                  |                |
| 所在地（代表地番）   | 三反田2丁目262-1他6筆         |                |
| 種別          | 土地                     | 建物             |
| 土地面積・建物延床面積 | 1902.93 m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |
| 行政財産の設置目的   | 公園                     |                |

現状の概要及び監査人の所見

（平成23年12月撮影）



供用開始されている公園部分は整備状況も良好であった。



公園南側の民家の間の一区画が未供用部分である（49.41 m<sup>2</sup>）。境界線は明確になっているが、廃棄物が放置されている状況であった。

現況に至るまでの経緯・利用状況

都市計画決定後、昭和60年に買収した公園南側の土地が未供用となっている。都市計画区域は当該地を含めた公園南側6区画であり、現在は民家が存在する状態である。

今後の方針

効率性の観点から並びの隣地の買収がすべて完了した時点で一体的に整備する予定であったが、現在の財政状況から買収が困難である。未供用

地についても今後有効活用について検討していく。

監査の結果及び意見

<意見> 買収による一体的整備について

市は都市計画区域の土地の買収がすべて完了した時点で一体的に整備をすすめているが、昭和60年以降、買収が進まない中で当該未利用地の有効利用について検討すべきではなかつただろうか。今後、当該土地の有効利用について検討することが望ましい。

| 所管局・課       | 都市整備局                 | 公園課            |
|-------------|-----------------------|----------------|
| 公有財産台帳の財産番号 | 0609                  |                |
| 財産名称(施設名)   | 尼崎城址公園                |                |
| 所在地(代表地番)   | 北城内27A                |                |
| 種別          | 土地                    | 建物             |
| 土地面積・建物延床面積 | 6425.0 m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |
| 行政財産の設置目的   | 公園                    |                |

現状の概要及び監査人の所見

現地写真(平成23年12月撮影)



公園入口は門で封鎖されており、一般市民は立ち入ることができない(写真左)。中に入ると園庭用の石が山積みになっているが全体としては空き地となっている部分が多い(写真右)。ただし、公園予定地内は平坦地と丘陵地が混在しており、整備に相当の手間がかかることが予想される。



公園として供用されているのは6,425㎡のうち3,353㎡のみで残りは未供用となっている。供用部分と未供用部分の境には城壁(写真左)があり、城壁の丘の上から未供用部分の全体を見るとほとんど未整備で一部が園庭等の資材置き場となっているのが一望できる(写真右)。写真右の右隣地には市の中央図書館および歴史博物館用地(現在駐車場として利用)が存在する。



城壁越しに供用部分を撮影(写真左)。整備されている様子が見える。都市計画決定区域は城内高校の土地の一部にまたがっており、正門から校舎手前までの部分が公園予定地となっている(写真右)。

#### 現況に至るまでの経緯・利用状況

尼崎城址公園は県立尼崎病院の跡地に旧尼崎城の面影を今に伝えるような公園として整備し、隣接する歴史博物館や図書館との一体的な景観に配慮した整備推進を図るものである。計画面積は約1.2haである(この中には、城内高校の一部も含んでいる)。

昭和63年から設計に着手し、主に西北部エリアを対象として平成2年度から平成5年度まで整備を実施し、歴史博物館と図書館との一体的な整備計画であったが、歴史博物館の建設事業が進まなかったことから、以後は休止状態であり、供用面積は3,353㎡に留まっている。なお、平成7年度には阪神淡路大震災で被災した築地堀や池の災害復旧を実施した。また、公園北側に隣接する民間病院跡地1,384㎡を公園として活用すべく、平成3～5年度に土地開発公社で先行取得(平成16～17年度に買戻し)したが、公園としては未整備のままとなっている。

#### 今後の方針

歴史博物館の建設事業の見直しが行われ、「歴史博物館建設事業等見直し庁内検討会議報告書」(平成23年7月)では歴史博物館事業の廃止の方針が示されている。この報告書の中で一体的に整備する予定であった尼崎城址公園についても従来の都市計画決定の範囲を変更し、城内高校北側部分は廃止し、新たに歴史博物館建設用地や尼崎城址公園北側用地を都市計画決定する方向で、今後具体的な検討を行うことになっている。

|  |
|--|
| 監査の結果及び意見  |
| <p>&lt;意見&gt;有効活用について<br/>         尾崎城址公園は、最終的に城址公園として整備されるという方針が示されているが、その最終利用まで市の財政状況を鑑みると相当な時間がかかるものと思われる。それまでの暫定利用のあり方を有効活用の視点から早急に模索すべきである。</p> |

|             |                |                     |
|-------------|----------------|---------------------|
| 所管局・課       | 都市整備局          | 公園課                 |
| 公有財産台帳の財産番号 | 0621           |                     |
| 財産名称(施設名)   | 尾浜公園           |                     |
| 所在地(代表地番)   | 名神町2丁目         |                     |
| 種別          | 土地             | 建物                  |
| 土地面積・建物延床面積 | m <sup>2</sup> | 1.26 m <sup>2</sup> |
| 行政財産の設置目的   | 公園便所           |                     |

現状の概要及び監査人の所見  
 現地写真(平成23年11月撮影)



公園内の旧トイレは過去において既に解体撤去され、存在しないことを確認した。新たにトイレ(左写真)が建設され、供用されている状況であった。

監査の結果及び意見

<結果>公有財産台帳の記載について

既に解体除却されている建物について台帳から削除されていなかった。規則第4条及び第63条では、公有財産の取得、管理及び処分を適正に行い、現況を的確に把握するため、公有財産を記録管理するための基礎帳簿として公有財産台帳を置くこととされており、運用第7-1において、「公有財産の正確な記録管理は、適正な財産管理の基本であるから、各局長は、公有財産台帳を整備し、その増減及び異動があるごとに、直ちに記録し、管理しておかなければならない」とされている。解体除却された財産については台帳から削除するよう管理を徹底すべきである。

上記と同内容の「結果」である公有財産は次の通りである。

| 財産番号  | 所管課 | 財産名称          | 面積(m <sup>2</sup> ) |
|-------|-----|---------------|---------------------|
| 00631 | 公園課 | 水明公園          | 23.50               |
| 00646 | 公園課 | 北配緑地          | 16.40               |
| 00675 | 公園課 | 久々知(名神下)子ども広場 | 1.81                |

|       |     |                |       |
|-------|-----|----------------|-------|
| 00702 | 公園課 | 水堂（名神下）子ども広場   | 1.81  |
| 00703 | 公園課 | 大西（名神下）子ども広場   | 1.81  |
| 00726 | 公園課 | 水堂第2（名神下）子ども広場 | 1.81  |
| 00777 | 公園課 | 国鉄尼崎駅前公園       | 11.40 |

| 所管局・課       | 都市整備局                   | 公園課            |
|-------------|-------------------------|----------------|
| 公有財産台帳の財産番号 | 0630                    |                |
| 財産名称（施設名）   | 小田南公園                   |                |
| 所在地（代表地番）   | 杭瀬南新町3丁目                |                |
| 種別          | 土地                      | 建物             |
| 土地面積・建物延床面積 | 73837.01 m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |
| 行政財産の設置目的   | 公園                      |                |

現状の概要及び監査人の所見

現地写真（平成23年12月撮影）



公園北側は噴水、池などの修景施設（左）があり、野球場が整備されている（右）。



公園南側の約1.8haが未供用となっている。サッカーやラグビー等のグラウンドとして利用可能な広さはあると思われるが、有料化で市民に開放するとなると相当な整備が必要になる可能性がある。



左：都市計画区域にあたる土地（約 1.7 ha）であるが、未買収である。  
右：供用を開始している小田南公園北側と未供用の南側の間には阪神電車  
の高架線路があり、北側と南側の一体利用をするには高架線路下の土地を  
借受することになり、賃借料が発生する。

#### 現況に至るまでの経緯・利用状況

都市計画決定後、昭和 54 年から買収を開始し、未供用の土地も含めて  
昭和 61 年までに買収を行っている。買収地のうち、北側の約 5.5 ha  
の土地については小田南公園として供用を開始しているが、南側約 1.8  
ha の土地については未供用となっている。なお、都市計画決定面積は約  
12.1 ha であり、未だ取得できていない土地が約 4.8 ha ある。  
昭和 61 年度以降、用地買収は行われていない。

#### 今後の方針

都市計画決定のある土地の買収を引き続き進めていく方針に変わり  
はないが、現在の財政状況から全体の整備計画を策定することが困難なこ  
とから、暫定的に未供用土地（約 1.8 ha）を多目的広場として市民に開  
放する等を検討している。

#### 監査の結果及び意見

##### <意見> 供用開始を伴う有効活用について

未買収の土地の取得も含めた全体計画に基づき、公園南側の土地（約  
1.8 ha）について取得してきたが、市は財政状況が厳しいことから、  
供用がなされていない状況にあり、有効性の観点から問題があるとの指摘  
をせざるを得ない。一方で、南側の供用を開始するとすれば公園の南北の  
間にまたがる阪神電車高架線路下の土地についての借受賃料の発生が予  
想されることから、市の財政状況を鑑みて供用開始が困難であったことも  
理解できる。また、有料で市民に開放するという利用方法についても検討  
すべきであるが、初期整備費用や上記借受賃料がかかる上に事務関連の運  
営コストも予想されることから相当の収入がないのであればかえって市  
の財政を圧迫しかねない。このため、有効利用にあたっては収支バランス  
を慎重に検討する必要がある。

|                   |                                |                |
|-------------------|--------------------------------|----------------|
| 所管局・課             | 都市整備局                          | 公園課            |
| 公有財産台帳の財産番号       | 6 3 4                          |                |
| 財産名称（施設名）         | さほくがおか<br>佐璞丘公園                |                |
| 所在地（代表地番）         | 猪名寺1丁目                         |                |
| 種別                | 土地                             | 建物             |
| 土地面積・建物延床面積       | 1 1 9 2 3 . 8 4 m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |
| 行政財産の設置目的<br>公園用地 |                                |                |

現状の概要及び監査人の所見

（平成23年11月撮影）



公園内は一部人が入り込むのが困難な場所もあったが、エノキやムクノキといった原生林が生息し、市民団体によって整備された林道の沿道の樹木には表示札も掲げられているのが確認された。



公園内に不法投棄等はない模様であったが、公園周辺部には家庭用ごみと見られる不法投棄がみられ、公園の中心部にはホームレスによるビニールシートが確認された。

平成22年度には地域住民が中心となった「万葉の森・佐璞丘再生プロジェクト」が発足し、「常緑樹が生い茂るゴミ捨て場となり周辺住民も敬遠する佐璞丘の森を、万葉の時代からの歴史ある河畔林の森として再発見し、地域の子どもの環境・歴史教育の場、お年寄りや市民が憩える明るい森に再生する。」という提案を市の提案型協働事業制度として採択し、風致公園の本来の機能を取り戻す取り組みがはじまっている。

現況に至るまでの経緯・利用状況

市域に残る数少ない貴重な自然景観を保全するため、風致公園（約3.2ha）として昭和32年3月28日に都市計画決定しており、昭和56年度に計画区域内の樹林地部分（約1.6ha）について、計画的に買収する方針を立て、現在約8割を買収済みである。

（用地取得の状況）

| 所在地         | 地積 (㎡)   | 取得年度      | 所在地         | 地積 (㎡)    | 取得年度       |
|-------------|----------|-----------|-------------|-----------|------------|
| 猪名寺1丁目478-1 | 571.00   | S63       | 猪名寺1丁目511   | 158.00    | H11        |
| 猪名寺1丁目480   | 624.00   | S58       | 猪名寺1丁目515   | 95.00     | S61        |
| 猪名寺1丁目481   | 277.00   | S59       | 猪名寺1丁目517   | 347.00    | S60        |
| 猪名寺1丁目482   | 317.00   | S57       | 猪名寺1丁目518   | 39.00     | S60        |
| 猪名寺1丁目484   | 446.00   | H4        | 猪名寺1丁目519   | 353.00    | S63        |
| 猪名寺1丁目485   | 395.00   | H4        | 猪名寺1丁目520   | 158.00    | S57        |
| 猪名寺1丁目486   | 793.00   | S59       | 猪名寺1丁目522   | 238.00    | S60        |
| 猪名寺1丁目489   | 224.00   | H4        | 猪名寺1丁目525   | 297.52    | S27        |
| 猪名寺1丁目490-1 | 142.00   | H4        | 猪名寺1丁目526   | 641.32    | S27        |
| 猪名寺1丁目491-1 | 26.00    | S59       | 猪名寺1丁目529   | 515.00    | S61        |
| 猪名寺1丁目493-2 | 66.00    | S59       | 猪名寺1丁目530   | 158.00    | S63        |
| 猪名寺1丁目494-1 | 555.00   | H3        | 猪名寺1丁目536   | 19.00     | S59        |
| 猪名寺1丁目498-1 | 129.00   | S62       | 猪名寺1丁目537   | 459.00    | S56        |
| 猪名寺1丁目499-1 | 1,191.00 | S59,60,61 | 猪名寺1丁目538   | 988.00    | H8,9,10,11 |
| 猪名寺1丁目500-1 | 121.00   | H9        | 猪名寺1丁目538-1 | 585.00    | H4         |
| 猪名寺1丁目508   | 208.00   | S59       | 猪名寺1丁目539   | 297.00    | S60        |
| 猪名寺1丁目509   | 175.00   | S62       | 猪名寺1丁目537-1 | 188.00    | H4         |
| 猪名寺1丁目510   | 128.00   | S62       | 猪名寺1丁目553-4 | 76.95     | H14        |
|             |          |           | 猪名寺1丁目550   | 389.02    | H15        |
|             |          |           | 合計          | 12,389.81 |            |

平成15年度以降、用地買収は行われていない。

今後の方針

現在の計画では、未買収の土地約3,700㎡を買収し、公園整備に係る費用を加えて約497百万円を見込んでおり、5年後の平成28年度から整備を開始するという計画を立てている段階である。

監査の結果及び意見

<結果> 公有財産台帳の記載について

公有財産台帳に記載もれがみられた(猪名寺1丁目478-2、猪名寺1丁目490-2、猪名寺1丁目493-1)。

公有財産台帳上の地積に誤りがあるものが散見された(猪名寺1丁目485、猪名寺1丁目499-1、猪名寺1丁目553-4、猪名寺1丁目550)。

規則第4条及び第63条では、公有財産の取得、管理及び処分を適正に行い、現況を的確に把握するため、公有財産を記録管理するための基礎帳簿として公有財産台帳を置くこととされており、運用第7-1において、「公有財産の正確な記録管理は、適正な財産管理の基本であるから、各局長は、公有財産台帳を整備し、その増減及び異動があるごとに、直ちに記録し、管理しておかなければならない」とされている。台帳の記載もれ、地積の記載誤りがないよう台帳管理を徹底すべきである。

<意見> 買収地の有効利用について

市は財政状況が厳しいことから、長期にはなるが樹林地部分の約1.6haについては公園整備事業を進めていきたいとしているが、都市計画区域すべての買収を待たずとも部分的な供用開始にこぎつけることが必要である。過去に買収した広大な樹林地が長期間にわたって未整備な状態で放置されていた点、風致公園としての本来の機能が十分に果たされておらず、有効性の観点から問題がある。

| 所管局・課       | 都市整備局        | 再開発調整担当        |                |
|-------------|--------------|----------------|----------------|
| 公有財産台帳の財産番号 | 01072        |                |                |
| 財産名称(施設名)   | 公園予定地        |                |                |
| 所在地(代表地番)   | 神田中通1丁目2ほか5筆 |                |                |
| 種別          | 土地           |                | 建物             |
| 土地面積・建物延床面積 | 460.27       | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |
| 行政財産の設置目的   | 中央公園用地       |                |                |

現状の概要及び監査人の所見

現地写真(市提供)



1階部分は道路として整備されている。

現況に至るまでの経緯・利用状況

事業は平成19年に完成しており、当該地は道路に供用している。2階

部分に公園があり、両課の間での調整ができていたため所管換えは可能であったが、当時、隣接地との一体的な所管換えをめざしていたことから、隣接地の所有権移転がなされていなかったため、これまで再開発調整担当からの所管換え申請がされていなかった。

今後の処分予定など  
すみやかに所管換えを行う。

監査の結果及び意見

<意見> 道路の実態に合わせた管理について  
すでに計画は終了し、道路および公園として供用されている。規則第71条によれば道路用地を供用に供したのちは公有財産台帳より削除することとなっている。道路、公園とも速やかに所管換えを行い、道路については公有財産台帳から削除するなど、実態に合わせた適切な管理が望まれる。

上記、道路として供用したのちは公有財産台帳から削除するなど、実態に合わせた適切な管理が望まれるという意見と同内容の「意見」である公有財産は次の通りである。

| 財産番号      | 所管課    | 財産名称                | 地積 (m <sup>2</sup> ) |
|-----------|--------|---------------------|----------------------|
| 01059     | 市街地整備室 | 南武庫之荘住宅改良公共用地       | 18.74                |
| 00906     | 道路課    | 県立青少年劇場駐車場事業用地      | 0.75                 |
| 01070     | 道路課    | 上坂部西公園線道路用地         | 38.77                |
| 02077 - 2 | 道路課    | 道路整備(旧国鉄尼崎港線跡地整備事業) | 129.61               |
| 02142     | 道路課    | 栗山上ノ島線整備事業用地        | 133.87               |
| 02143     | 道路課    | 辰巳線整備事業用地           | 114.68               |
| 02145     | 道路課    | 市道第810号線道路整備事業      | 189.37               |

| 所管局・課         | 都市整備局  | 住宅管理担当               |
|---------------|--|----------------------|
| 公有財産台帳の財産番号   | 00150  |                      |
| 財産名称(施設名)     | 南武庫之荘住宅管理室                                   |                      |
| 所在地(代表地番)     | 南武庫之荘10丁目51-114                              |                      |
| 種別            | 土地   | 建物                   |
| 土地面積・建物延床面積   | m <sup>2</sup>                               | 76.01 m <sup>2</sup> |
| 行政財産の設置目的     | 今北・南武地区の市営住宅の地元対応のため、尼崎市職員の事務所として使用するため設置した。 |                      |
| 現状の概要及び監査人の所見 |  |                      |
| 現地写真(市提供)     |  |                      |



**現況に至るまでの経緯・利用状況**

同和対策事業の終了により、職員を配置しなくなったことから現在未利用となっている。

**監査の結果及び意見**

**<意見> 有効利用の検討について**

市営住宅敷地内にあるため、他の方法で利用することが難しいことから現在未利用となっているが、利用計画がないことから公共用財産として保有するのではなく、市として一括して有効利用を検討する必要性があるのではないかと。

## 道路の定義

「道路」とは一般交通の用に供せられる道をいい、また、道路法第2条においては「道路とは一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。」と定義されている。

一方、都市においては円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上を図り、良好な都市環境を整備するために必要な施設（道路、公園など）をあらかじめ確保しておく要請がある。そこで都市計画法では法に規程した手続きによって市が都市計画決定することができることとしており、この法にもとづいて都市計画決定された道路を「都市計画道路」という。

「都市計画道路」は都市の骨格となる基幹的な都市施設の一つとして、都市における安全かつ快適な交通を確保するという交通機能としての役割や上下水道・電力などのライフラインを収容する空間形成としての役割、あるいは良好な市街地の形成を誘導する役割などを有し、安全で快適な市民生活や円滑な経済活動を支えているものである。

本報告書において「道路」とは道路法第2条にもとづくものをいうが、報告書の対象はあくまで市の保有する行政財産であるため、すでに供用されている「道路」( )ではなく主として「都市計画道路」を取り扱う旨、あらかじめお断りしておく。

( ) 供用開始された道路は公有財産台帳の対象外（規則第71条）とされ、道路法第28条にもとづき道路台帳で管理される。

## 市の都市計画道路の整備状況

下表のとおり、計画された都市計画道路約170キロメートルのうち整備済（改良済）となっているのは約144キロメートルであり、整備率約84％となっている。全国平均の整備率約58％（平成21年3月末時点）と比較して高い整備率といえる。

（平成23年3月31日時点）

| 道路種類（1） | 路線数 | 延長（m）   |         |        |
|---------|-----|---------|---------|--------|
|         |     | 計画      | 改良済     | 概成済（2） |
| 自動車専用道路 | 2   | 7,620   | 7,620   | 0      |
| 幹線道路    | 64  | 135,750 | 110,790 | 11,400 |

|               |     |         |         |        |
|---------------|-----|---------|---------|--------|
| 区画街路          | 66  | 23,290  | 22,750  | 200    |
| 特殊街路(歩行者専用道路) | 7   | 3,860   | 3,420   | 0      |
| 合計            | 139 | 170,520 | 144,580 | 11,600 |

1 都市計画道路は機能によって、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の4つに区分されている。

2 概成済延長：おおむね計画幅員の2/3以上又は4車線以上の幅員を要する道路の改良済以外の区間長

(出典：市のHP「都市計画決定一覧」にもとづき監査人が作成)

#### 道路整備に関する市の計画

市は「都市計画道路整備プログラム」を策定し、平成15年度を初年度とする10年間(平成15年度から平成24年度)の都市計画道路事業について、事業着手を予定している箇所の路線名および区間を公表している。

その後、市は事業中路線の進捗状況や都市計画変更に伴う新規路線の追加等により、時点修正が必要になっているとし、平成21年3月に「尼崎市都市計画道路整備プログラム(改定版)」を公表している。この計画によれば現在事業中の道路整備の状況および平成30年度までに新たに着手を予定する路線は下記のとおりとなっている。

#### (A) 事業中の路線

| 事業種別<br>施行者   | 図面<br>番号 | 路線名                     | 事業地<br>(起点～終点)          | 概要<br>(設計概要)             | 前期：平成20年度～平成25年度  | 後期：平成26年度～平成30年度 | 備考           |
|---------------|----------|-------------------------|-------------------------|--------------------------|-------------------|------------------|--------------|
|               |          |                         |                         |                          | 事業着手<br>予定時期      | 事業完了<br>予定時期     |              |
| 街路事業<br>「県施行」 | ①        | 園田西武庫線                  | 尼崎市御園1丁目<br>尼崎市塚口本町6丁目  | 幅員：15～38m<br>延長：909m     | 継続                | 後期               | 道路新設         |
|               | ②        | 尼崎宝塚線                   | 尼崎市元浜町5丁目<br>尼崎市武庫川町2丁目 | 幅員：18～33m<br>延長：599m     | 継続                | 後期               | 道路拡幅         |
|               | ③        |                         | 尼崎市大浜町2丁目<br>尼崎市元浜町5丁目  | 幅員：30～33m<br>延長：542m     | 継続                | 後期               | 道路拡幅         |
|               | ④        |                         | 尼崎市武庫の里1丁目<br>尼崎市西昆陽1丁目 | 幅員：18m<br>延長：1,112m      | 継続                | 後期               | 道路拡幅         |
| 街路事業<br>「市施行」 | ⑤        |                         | 園田豊中線                   | 尼崎市東園田町4丁目<br>尼崎市東園田町5丁目 | 幅員：16m<br>延長：201m | 継続               | 前期           |
|               | ⑥        | 神崎橋伊丹線                  | 尼崎市食満1丁目<br>尼崎市猪名寺1丁目   | 幅員：15m<br>延長：1,200m      | 継続                | 継続               | 道路新設         |
|               | ⑦        | 長洲久々知線                  | 尼崎市潮江1丁目<br>尼崎市潮江5丁目    | 幅員：21m<br>延長：133m        | 継続                | 前期               | 道路拡幅         |
|               | ⑧        |                         | 尼崎市長洲西通1丁目<br>尼崎市潮江5丁目  | 幅員：15～40m<br>延長：330m     | 継続                | 前期               | 道路拡幅<br>立体交差 |
|               | ⑨        |                         | 尼崎市潮江4丁目<br>尼崎市潮江4丁目    | 幅員：15～18m<br>延長：87m      | 継続                | 前期               | 道路拡幅         |
|               | ⑩        |                         | 尼崎駅前1号線                 | 尼崎市潮江1丁目<br>尼崎市潮江1丁目     | 幅員：25m<br>延長：282m | 継続               | 前期           |
|               | ⑪        | 尼崎市潮江5丁目<br>尼崎市久々知西町1丁目 |                         | 幅員：27m<br>延長：390m        | 継続                | 前期               | 道路拡幅         |
|               | ⑫        | 尼崎駅前3号線                 | 尼崎市潮江5丁目<br>尼崎市潮江5丁目    | 幅員：18～21m<br>延長：230m     | 継続                | 前期               | 道路拡幅         |

(B) 平成30年度までに新たに着手を予定する路線

前期：平成20年度～平成25年度  
後期：平成26年度～平成30年度

| 事業種別<br>施行者   | 図面<br>番号 | 路線名    | 事業地<br>(起点～終点)           | 概要<br>(設計概要)           | 事業着手<br>予定時期 | 事業完了<br>予定時期 | 備考           |
|---------------|----------|--------|--------------------------|------------------------|--------------|--------------|--------------|
| 「県施行」<br>街路事業 | ①        | 園田西武庫線 | 尼崎市東園田町4丁目<br>尼崎市食満6丁目   | 幅員：15～22m<br>延長：約600m  | 前期           | 後期           | 橋梁新設         |
|               | ②        | 尼崎宝塚線  | 尼崎市南武庫之荘7丁目<br>尼崎市武庫町1丁目 | 幅員：約18～53m<br>延長：約600m | 後期           | 継続           | 立体交差         |
|               | ③        | 尼崎伊丹線  | 尼崎市御園町<br>尼崎市昭和通3丁目      | 幅員：18～28m<br>延長：約300m  | 後期           | 継続           | 道路拡幅         |
| 「市施行」<br>街路事業 | ④        | 長洲久々知線 | 尼崎市潮江4丁目<br>尼崎市久々知2丁目    | 幅員：15m<br>延長：約710m     | 前期           | 継続           | 道路拡幅<br>道路新設 |
|               | ⑤        | 猪名寺椎堂線 | 尼崎市猪名寺1丁目<br>尼崎市田能5丁目    | 幅員：12m<br>延長：約290m     | 前期           | 継続           | 橋梁架替         |

(C) 都市計画道路整備計画図(出典：「尼崎市都市計画道路整備プログラム(改定版)」)



## 道路についての総合的所見

前述したとおり、都市計画道路は交通機能、空間機能、市街地形成機能などの重要な役割を担い、都市骨格となる基幹的な都市施設である。加えて近年、自然環境保全や景観の保全あるいは大規模災害などの防災に対する関心の高まりといった社会状況等の変化に伴い、都市計画道路にもとめられる役割の変化がみられる状況となっている。

一方で、44箇所の未整備路線のうち大半は昭和20年代に計画決定されたものであり、昭和20年代以降ともなれば高度成長期を通じて鉄道網の発達、モータリゼーションの進展と市街地の拡大など、またバブル崩壊後は深刻なデフレ経済、長引く不景気による産業の停滞や少子高齢化の進展、市の歯止めがかからない人口の減少といった様々な社会環境の変化があった中で、果たしてかつて市民が必要としていた道路がすべて今日においても必要とされているか疑問を呈さざるを得ない。

さらに、都市計画施設の区域内においては将来の都市計画事業の円滑な執行を確保するためにさまざまな建築制限がかけられており、長引く計画が市民の安定した生活に与える影響も少なくない。

都市計画の見直しについて、市は県とともに県内の都市計画道路網の未整備区間のなかには、近年の社会経済情勢の変化により、必要性に変化が生じているものも存在すると考えられるとして、平成16年12月に県都市計画審議会から答申を受けた「都市計画道路網の見直しに関する基本的な考え方について」に基づき第1回検討を進め、平成17年に見直し検討箇所を公表しており、この中で市内の都市計画道路の見直し対象路線は無しとしている。しかし、「尼崎市都市計画道路整備プログラム(改定版)」の策定時における44箇所の路線別評価結果では評価点数が著しく低いものもあることから、見直しの余地は多分にあると推察される。

今後、既存の計画のうちすでに本来の目的から変化があるものについては変更し、存在意義そのものを失った計画については、存続か廃止かといったところまで踏み込んだ検討が期待されることである。

また、市は優先的に着手する路線の選定にあたって市民アンケートによる市民の意見を踏まえ、客観的評価にもとづく優先順位をつけた上で行われている点において一定の評価はできるものの、評価結果について市民に十分説明し尽くされているとはいえない状況である。

今後、存在意義のある路線整備の優先順位を決めるにあたって、客観

性、専門性、プロセスの透明化はもとより、さまざまな立場の方の幅広い意見を踏まえて開かれた場での議論が尽くされ、その議論の結果を公表するなど市民への説明責任がより一層もとめられるものである。

| 所管局・課   | 都市整備局                   | 道路維持担当                      |
|---|-------------------------|-----------------------------|
| 公有財産台帳の財産番号   | 02032                   |                             |
| 財産名称(施設名)   | 土木事務所管理地(旧国鉄尼崎港線跡地整備事業) |                             |
| 所在地(代表地番)   | 北大物町 127-2              |                             |
| 種別  | 土地                      | 建物                          |
| 土地面積・建物延床面積   | 946.37 m <sup>2</sup>   | m <sup>2</sup>              |
| 行政財産の設置目的<br>尼崎港線跡地道路整備事業で整備している市道第166号線などの尼崎市道である。   |                         |                             |
| 現状の概要及び監査人の所見<br>(平成23年11月撮影)   |                         |                             |
|   |                         | フェンスで囲われており、管理状況は比較的良好であった。 |
| 現況に至るまでの経緯・利用状況<br>当該用地は市道第166号線などの尼崎市道であるが、当該路線は完成済であるため、今後の事業計画はない。上記の内913.32m <sup>2</sup> 分についてはすでに道路として供用中であり、残りの残地(1筆合計33.05m <sup>2</sup> )については平成15年度に整備に合わせて地先と売却について協議したが、折り合いがつかず現在に至っている。 |                         |                             |
| 今後の処分予定など<br>整備完了後の残地(33.05m <sup>2</sup> )については、普通財産に分類替えし、地先住民または公募にて売却する予定である。   |                         |                             |
| 監査の結果及び意見   |                         |                             |
| <p>&lt;意見&gt; 道路完成後の残地について<br/>既に計画が終了したにもかかわらず、普通財産へ分類替えされず、売却の検討もされずに放置されていたことは有効性の観点から問題があったと言える。今後、道路の完成後の残地はすみやかに普通財産に分類替えを行い、早期売却に向けた取り組みを行う必要がある。</p>  |                         |                             |

上記と同内容の「意見」である公有財産は次の通りである。

| 財産番号 | 所管課 | 財産名称               | 地積 (m <sup>2</sup> ) |
|------|-----|--------------------|----------------------|
| 2070 | 道路課 | 土木事務所管理地(上ノ島南北線用地) | 180.44               |

| 所管局・課  | 都市整備局                | 道路整備担当         |
|--|----------------------|----------------|
| 公有財産台帳の財産番号  | 02054                |                |
| 財産名称(施設名)  | 道路整備担当 交換用地          |                |
| 所在地(代表地番)  | 塚口本町1丁目903-11 外1筆    |                |
| 種別   | 土地                   | 建物             |
| 土地面積・建物延床面積  | 22.45 m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |
| 行政財産の設置目的<br>当該地は都市計画道路 阪急電鉄神戸線附属街路 1号線道路整備事業の残地である。 |                      |                |

現状の概要及び監査人の所見

現地写真(市提供)



現況に至るまでの経緯・利用状況

当該地は都市計画道路 阪急電鉄神戸線附属街路 1号線道路整備事業の残地である。

今後の処分予定など

都市計画道路阪急電鉄神戸線附属街路 1号線道路整備事業の残地であり、行政財産として登録されているが、売却は可能である。しかし、当該地は狭小、不整形な土地であり、一般公募での売却ができないなか、平成22年度に地先住民へ売却交渉を行ったが、価格面で不調となっている。

監査の結果及び意見

<意見> 狭小、不整形な土地の処分について

狭小、不整形な土地の処分は地先住民への売却以外に有効な手段がない場合が多く、売却は困難な状況であるが、引き続き処分方法について検討が必要である。

| 所管局・課   | 都市整備局   | 道路整備担当         |
|---|---|----------------|
| 公有財産台帳の財産番号   | 0 2 0 7 7 - 4   |                |
| 財産名称（施設名）   | 道路整備（旧国鉄尼崎港線跡地整備事業）   |                |
| 所在地（代表地番）   | 大物町2丁目128-2 外3筆   |                |
| 種別  | 土地  | 建物             |
| 土地面積・建物延床面積   | 2 4 1 . 5 m <sup>2</sup>  | m <sup>2</sup> |
| 行政財産の設置目的<br>当該地は都市計画道路金楽寺線道路区域を含んでいるため、旧国鉄尼崎港線跡地を市が取得して整備したものである。                  |   |                |
| 現状の概要及び監査人の所見   |   |                |
| 現地写真（平成23年11月撮影）  |   |                |
|   |  |                |
| 隅切りはできており、分筆も済んでいるが道路への振替ができていない（写真左）。  |   |                |
|  |   |                |
| フェンスで囲まれた部分が隅切り・分筆ができていない状況であった。隣地は一般の貸し駐車場であった。                                    |   |                |
| 隅切り：道路が同一平面で交わる場合、十分な視通線をとって安全・円滑に通行できるように隅部をカットすること。                               |   |                |
| 現況に至るまでの経緯・利用状況   |   |                |
| 当該地は都市計画道路金楽寺線道路用地であるが、完成区間にあるため、今後の事業計画はない。  |   |                |

今後の処分予定など

当該地は道路供用中の部分と残地が混在しており、それぞれの用途に分筆した後、道路供用中の部分は公有財産台帳から削除し、残地部分については地先住民に売却交渉を行っていく予定である。

監査の結果及び意見

<意見>売却に向けての速やかな取組みについて

当該用地は完成区間にあることからすみやかに道路として供用している部分と残地については分筆し、公有財産台帳から削除するか又は普通財産に分類替えを行い売却に向けて取り組むべきである。

上記と同内容の「意見」である公有財産は次の通りである。

| 財産番号      | 所管課 | 財産名称                 | 地積 (㎡) |
|-----------|-----|----------------------|--------|
| 02077 - 3 | 道路課 | 道路整備 (旧国鉄尼崎港線跡地整備事業) | 209.67 |

(6) 未利用地等に関する総合所見

行政財産には予定公物が含まれる。予定公物とは「公用又は公共用に供することと決定した財産」(法238)である。事業計画が進行中で、将来に公用又は公共用に供することが決定されている土地が典型的な本来の予定公物であろう。

現状の市の行政財産で、3月末で現に公用又は公共用に供されているもの以外のものは、年度末現在で行政財産に区分されているものであっても、新年度の早い段階で公有財産課へ普通財産として振り返られるものと、以外の前掲規則第9条第4号により企画財政局長に引き継がれないもの(現局管理が継続するもの)に大別される。

未利用地等・(2)教育委員会の項で指摘したように、現在の規則ではのうちで現局で行政財産として保有せざるを得ない未利用の行政財産が滞留する構造になっている。

所管の権限を越えた全市的な視野の行政財産の有効活用を行うため、所管換え及び財産区分変更を伴う新たな管理体制を構築すべきである。新たな管理体制を図示すれば次のとおりである。

| 項目             | 売却の意思・可能性            |                     | 類型   | 所管 | 新たな財産区分             | 現在の財産区分      |                         |
|----------------|----------------------|---------------------|--|----|---------------------|--------------|-------------------------|
| 未利用地等の有効活用について | 売却の意思・可能性がある         | 売却する場合には、引き合いも見込まれる | 売却の計画が存在する   | -1 | 企画財政局<br>公有財産課      | 普通財産<br>(注1) | 行政財産<br>(公有財産課以外の現局が所管) |
|                |                      |                     | 売却の計画が存在しない  | -2 | 新所管課<br><br>(事務事業A) |              |                         |
|                |                      | 売却の制約を解消しなければならぬもの  | 公的用途等への拘束が存在する   | -1 |                     |              |                         |
|                |                      |                     | 境界線の未確定である   | -2 |                     |              |                         |
|                |                      |                     | 法的制限が存在する  | -3 |                     |              |                         |
|                |                      |                     | 撤去費用・整地費用等が追加で必要となる                                    | -4 |                     |              |                         |
|                | 売却の意思・可能性がない<br>(注3) | 利用計画が存在しない          | 売却・貸付の相手方が制限されている                                      | -5 |                     |              |                         |
|                |                      |                     | ニーズのないロケーションである  | -6 |                     |              |                         |
|                |                      | 利用計画が存在する<br>(注2)   | 過去に決定した利用計画が頓挫し或いは実質的に消滅し、新たな利用計画が策定されるまで暫定利用しているものを含む | -1 |                     |              |                         |
|                |                      |                     | 確実に実行される利用計画が決定されている                                   | -2 | 現局管理の継続             |              |                         |

この箇所という「売却」は、借地権設定契約締結を含む

|          |  |
|----------|--|
| 新所管課事務事業 | (A)：全庁的なノウハウを結集し、売却のための対外折衝を一元的に行う。                                    |
|          | (B)：将来に公用または公共用に使用されることが予想される財産を利用計画決定まで(-2分類になるまで)有効活用することを目的とする事務事業。 |
|          | なお、(A)(B)は事務事業の内容が異なるものであるが同一の所管課が担うものとした。                             |

(注)1 尼崎市公有財産規則の改正が必要である

- 2 利用計画とは、単なる「方向性」や「目標」ではなく行動計画(アクションプラン)を伴ったものであり、現時点が全体計画のどこに位置するものであるのかが判断できるものをいう。
- 3 売却の意志・可能性の最終判断は所管換え前の現局が行う。但し、所管換え前の現局は毎年の予算編成等のタイミングで、売却が出来ない理由、具体的な利用計画の策定はいつになるのか、現状で保有し続ける場合の機会費用(逸失利益)額はいくらになるのか等々の情報を市民に提供し意見を徴収する機会を持つべきである。

未利用地等の個別の指摘事項を類型別に分類し、平成22年度末の公有財産台帳評価額を記入すれば次のとおりになる。

| 所管      |       | 財産番号      | 財産名称                    | 類型         | 現況          | 類型、(定期借地権契約を除く)の土地の公有財産台帳評価額(千円) | 5年間の固定資産税徴収額累計(千円/年) |
|---------|-------|-----------|-------------------------|------------|-------------|----------------------------------|----------------------|
| 総務局     | 総務課   | 00001     | 旧西難波団地跡地                | - 4        | 更地          | 198,000                          | 13,860               |
| 教育委員会   | 社会教育室 | 00947     | 歴史博物館建設用地(注1)           | -1         | 中央図書館無料駐車場  | -                                | -                    |
|         | 施設課   | 00240     | 園田北部中学校(仮称)             | -1又は -2    | 尼崎高校第二グラウンド | 1,859,772                        | 130,184              |
|         | 施設課   | 00241     | 園田北部中学校(仮称)市外所在地分       | -1又は -2    | 尼崎高校第二グラウンド | 1,008,140                        | -                    |
|         | 施設課   | 02249     | (旧)尼崎東高等学校              | -2、次に -2   | 市水道局と交換予定   | 4,159,208                        | 291,144              |
|         | 施設課   | 00245     | 尼崎市立工業高校                | -1 売却先:兵庫県 | 県立病院移転予定    | 5,640,854                        | (注)2 -               |
|         |       |           |                         |            | 小計          | 12,667,975                       | 421,328              |
| 健康福祉局   | 生活衛生課 | 00785     | 今北墓地整備事業用地              | - 1        | 更地          | -                                | -                    |
| こども青少年局 | 保育課   | 00859     | 南武庫之荘保育所                | -1         | 更地          | 300㎡相当<br>33,534                 | 2,347                |
| 都市整備局   | 住宅政策課 | 00291     | 琴浦住宅                    | -1         | 定期借地権契約締結予定 | -                                | -                    |
|         | 住宅政策課 | 00290     | 武庫川住宅                   | 分類、主に2及び4  | 更地          | 88,958                           | 6,227                |
|         | 道路課   | 02032     | 土木事務所管理地(旧国鉄尼崎港線跡地整備事業) | 分類、主に5     | 更地          | 4,032                            | 282                  |
|         | 道路課   | 02070     | 土木事務所管理地(上ノ島南北線用地)      | 分類、主に5     | 更地          | 10,012                           | 700                  |
|         | 道路課   | 02054     | 道路整備担当 交換用地             | 分類、主に5     | 更地          | 2,671                            | 187                  |
|         | 道路課   | 02077 - 3 | 道路整備(旧国鉄尼崎港線跡地整備事業)     | 分類、主に2及び5  | 更地、道路混在     | 28,305                           | 1,981                |
|         | 道路課   | 02077 - 4 | 道路整備(旧国鉄尼崎港線跡地整備事業)     | 分類、主に2及び5  | 更地、道路混在     | 31,918                           | 2,234                |
|         | 公園課   | 00634     | 佐璞丘公園                   | -2         | 樹林地         | -                                | -                    |
|         | 公園課   | 00609     | 尼崎城址公園                  | -2         | 更地          | -                                | -                    |
|         | 公園課   | 00630     | 小田南公園                   | -2         | 更地          | -                                | -                    |
|         | 公園課   | 00527     | 三反田公園                   | -2         | 更地          | -                                | -                    |
|         |       |           |                         |            | 小計          | 165,897                          | 11,612               |
|         |       |           |                         | 合計         | 13,065,407  | 449,148                          |                      |

- (注) 1 土地開発公社が所有する「歴史博物館建設用地」の問題は、平成23年度監査テーマに関連する過年度指摘事項の措置の状況を参照
- 2 公立病院の敷地に供する場合の固定資産税は、非課税である(地方税法第348条)。  
なお、県立の尼崎病院と塚口病院の敷地が民間に売却されれば、売却土地からの固定資産税は期待できる。

#### 4. その他の施設

「貸館」「未利用地等」以外で、アンケート調査の結果、調査が必要と認められた施設である。尼崎市公設地方卸売市場は、「方向性」において「現状維持」で整理されている。

##### (1) 産業経済局

<尼崎市公設地方卸売市場>

###### 概要

###### (A) 卸売市場とは

卸売市場とは、生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であって、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷捌きに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう(卸売市場法第2条第2項)。

###### (B) 卸売市場の機能

- ・品揃え(商品開発)機能
- ・集分荷・物流機能
- ・価格形成機能
- ・決済機能
- ・情報受発信機能
- ・災害時対応機能

###### (C) 沿革

尼崎市公設地方卸売市場(以下、本市場という。)の沿革は次の通りである。

|          |  |
|----------|--|
| 昭和19年1月  | 尼崎市食料品卸売市場開設(昭和通2丁目)   |
| 昭和25年6月  | 尼崎市中央魚菜市場開設(昭和通2丁目)  |
| 昭和28年11月 | 尼崎市中央卸売市場開場(昭和通2丁目)  |
| 昭和42年10月 | 現在地での業務を開始   |
| 昭和56年度~  | 10か年計画で施設を改良   |
| 昭和60年12月 | 関連店舗棟・屋上駐車場増設  |
| 平成16年6月  | 卸売市場法一部改正  |
| 平成17年3月  | 中央卸売市場整備計画において、中央卸売市場の適正配置の観点から、全国の中央卸売市場のうち本市場を含む10市場が再編基準に該当 |
| 平成19年4月  | 公設地方卸売市場に転換  |

上記の通り、本市場は平成19年に中央卸売市場から地方卸売市場へ転換している。これは、平成16年10月1日に農林水産省の「卸売市場整備基本方針」において卸売市場の再編基準が示され、本市場が当該

再編基準に該当したためである。当該再編基準は、下表4項目のうち3項目以上に該当している場合に再編検討についての取り組みを要するというものであったが、本市場においては、青果・水産共に3項目（下表の印）に該当していたため、国より示された具体的な措置方法のうち1つである地方卸売市場への転換を図ったものである。

卸売市場の再編基準（平成16年10月1日）

|  |         |                 |         |         |           |       |
|--|---------|-----------------|---------|---------|-----------|-------|
| 取扱数量が開設区域内における需要量未滿                                    |         | 取扱数量            |         |         | 開設区域内需要量  |       |
|  | 青果物     | 52,997 t        |         |         | 66,616 t  |       |
|  | 水産物     | 16,395 t        |         |         | 29,185 t  |       |
| 取扱数量が基準数量未滿  |         | 取扱数量            |         |         | 取扱品目の基準数量 |       |
|  | 青果物     | 52,997 t        |         |         | 65,000 t  |       |
|  | 水産物     | 16,395 t        |         |         | 35,000 t  |       |
| 取扱数量が直近で3年連続して減少し、かつ3年前を基準年とする取扱数量の減少率が基準以上            |         | 取扱数量の対前年増減率     |         |         | 3年間の増減率   |       |
|  |         | 12年             | 13年     | 14年     | 14年/11年   | 基準減少率 |
|  | 青果物     | 3.5%            | 6.1%    | 2.2%    | 11.3%     | 9.9%  |
|  | 水産物     | 0.7%            | 9.0%    | 3.9%    | 13.2%     | 15.7% |
| 次のいずれかの要件に該当   |         |                 |         |         |           |       |
| ア市場特別会計に対する一般会計からの繰出金が直近で3年間連続して総務省の定める繰出しの基準を超えていること。 |         | 平成12年度          | 平成13年度  | 平成14年度  |           |       |
|  | 繰出金(千円) | 87,726          | 87,969  | 84,306  |           |       |
|  | 規 準(千円) | 117,853         | 115,043 | 108,874 |           |       |
| イ卸売業者が直近で3年間連続して卸売市場法第51条第2項各号・のいずれかに該当                | 青果物     | 該当なし            |         |         |           |       |
|  | 水産物     | 卸売業者：尼崎水産市場株式会社 |         |         |           |       |

- ・ 卸売市場法第51条第2項
  - ・ 流動比率：100%未滿
  - ・ 自己資本比率：10%未滿
  - ・ 3年連続して経常損益が赤字

なお、中央卸売市場と地方卸売市場の要件及び開設者の許可等はそれぞれ次の通りである。

|        | 要件  | 開設者の許可等   |
|--------|---|---|
| 中央卸売市場 | 都道府県、人口20万人以上の市、またはこれらが加入する一部事務組合もしくは広域連合が、農林水産大臣の認可を受けて開設する卸売市場（卸売市場法第2条第3項）   | 開設者：地方公共団体<br>（農林水産大臣認可）<br>卸売業者：株式会社等<br>（農林水産大臣許可）<br>仲卸業者：株式会社、個人等<br>（開設者許可）<br>関連事業者：株式会社、個人等<br>（開設者許可）<br>売買参加者：小売店等<br>（開設者承認）                                |
| 地方卸売市場 | 中央卸売市場以外の卸売市場であって、卸売場の面積が一定規模以上のものについて、都道府県知事の許可を受けて開設されるもの（卸売市場法第2条第4項）<br>一定規模<br>・青果市場 330㎡<br>・水産市場 200㎡<br>（産地市場は330㎡）<br>食肉市場 150㎡<br>花き市場 200㎡ | 開設者：地方公共団体、株式会社、農協、漁港等<br>（都道府県知事許可）<br>卸売業者：株式会社、個人等<br>（都道府県知事許可）<br>仲卸業者：株式会社、個人等<br>（一般的に開設者の承認、都道府県知事への届出）<br>関連事業者：株式会社、個人等<br>（仲卸と同様）<br>売買参加者：小売店等<br>（仲卸と同様） |

#### （D）現況

近年の食品流通形態の多様化等により卸売市場の取扱数量は減少傾向が続いており、食品の総流通量に占める市場経由率の割合は、平成元年度には青果82.7%・水産物74.6%であったが、平成20年度には青果63.0%・水産物58.4%にまで減少している（農林水産省HPより）。

本市場は近隣に大阪や神戸の中央卸売市場が位置していることから、さらに厳しい状況にあり、事業者数はピーク時の昭和52年度における185業者から、平成23年度には89業者と半減し、取扱数量はピーク時の昭和48年における123千tから、平成22年には38千t、取扱金額はピーク時の平成3年における41,552,729千円から、平成22年には14,226,272千円と著しく減少している。

( E ) 直近 10 年間における取扱数量及び取扱金額の推移

( a ) 取扱数量

( 単位 : t )

|       | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 青果部   | 54,314 | 47,859 | 49,807 | 41,908 | 43,534 |
| 水産部   | 15,802 | 15,277 | 13,898 | 12,745 | 12,458 |
| 指定事業者 | 2,841  | 2,583  | 2,313  | 2,136  | 2,141  |
| 全体    | 72,957 | 65,719 | 66,018 | 56,789 | 58,133 |
|       | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
| 青果部   | 37,198 | 34,599 | 32,061 | 32,406 | 28,273 |
| 水産部   | 11,358 | 11,093 | 11,607 | 9,392  | 7,615  |
| 指定事業者 | 2,138  | 2,222  | 2,194  | 2,178  | 2,087  |
| 全体    | 50,694 | 47,914 | 45,862 | 43,976 | 37,975 |

( b ) 取扱金額

( 単位 : 千円 )

|       | 平成13年度     | 平成14年度     | 平成15年度     | 平成16年度     | 平成17年度     |
|-------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 青果部   | 10,241,732 | 9,844,614  | 10,005,266 | 9,156,116  | 8,587,523  |
| 水産部   | 11,299,765 | 10,494,068 | 9,980,376  | 9,206,444  | 9,118,225  |
| 指定事業者 | 2,037,423  | 1,879,193  | 1,586,502  | 1,503,108  | 1,525,666  |
| 全体    | 23,578,920 | 22,217,875 | 21,572,144 | 19,865,668 | 19,231,414 |
|       | 平成18年度     | 平成19年度     | 平成20年度     | 平成21年度     | 平成22年度     |
| 青果部   | 7,861,031  | 7,469,787  | 6,868,984  | 6,701,706  | 6,731,925  |
| 水産部   | 8,883,633  | 9,050,071  | 8,051,123  | 6,649,084  | 5,828,986  |
| 指定事業者 | 1,424,324  | 1,460,614  | 1,580,880  | 1,572,964  | 1,496,586  |
| 全体    | 18,168,988 | 17,980,472 | 16,500,987 | 14,923,754 | 14,057,497 |

( F ) 施設概要

( a ) 所在地 潮江 4 丁目 4 - 1

( b ) 敷地面積 63,202 m<sup>2</sup>

( c ) 建築面積 47,035 m<sup>2</sup>

( d ) 写真

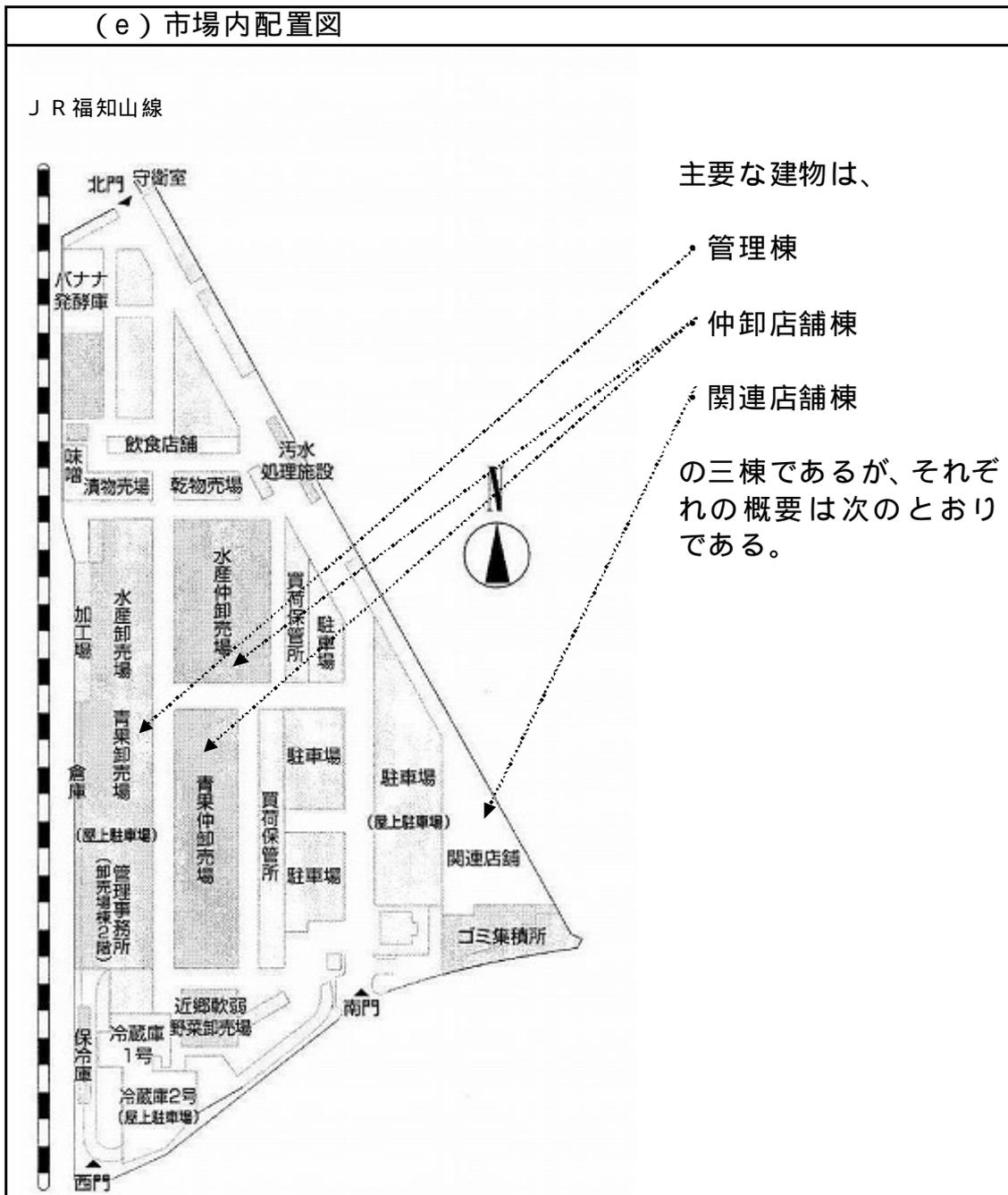
< 外観 >



< 場内 >



(e) 市場内配置図



|               | 建築年月     | 構造                         | 用途                          |
|---------------|----------|----------------------------|-----------------------------|
| 管理棟<br>(卸売場棟) | 昭和42年10月 | 鉄骨鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)、2階建て    | 1F:卸売場<br>2F:卸売業者事務所、管理事務所等 |
| 仲卸店舗棟         | 昭和42年10月 | 鉄骨鉄筋コンクリート造(一部鉄骨トラス造)、平屋建て | 仲卸店舗                        |
| 関連店舗棟         | 昭和60年12月 | 鉄筋鉄骨コンクリート造、2階建て           | 関連店舗<br>屋上:駐車場              |

主要な施設の面積は次の通りである。

| 施設名   | 面積 (㎡) | 施設名   | 面積 (㎡) |
|-------|--------|-------|--------|
| 卸売場   | 9,414  | 指定事業所 | 1,214  |
| 仲卸売場  | 7,800  | 関連事業所 | 4,953  |
| 買荷保管所 | 4,233  | 加工場   | 1,456  |
| 倉庫    | 1,467  | 事務所   | 3,514  |
| 冷蔵庫1号 | 1,751  | ごみ集積所 | 1,364  |
| 冷蔵庫2号 | 1,669  | 屋上駐車場 | 12,123 |
| 保冷库   | 184    | 平面駐車場 | 10,363 |
| 発酵庫   | 480    |       |        |

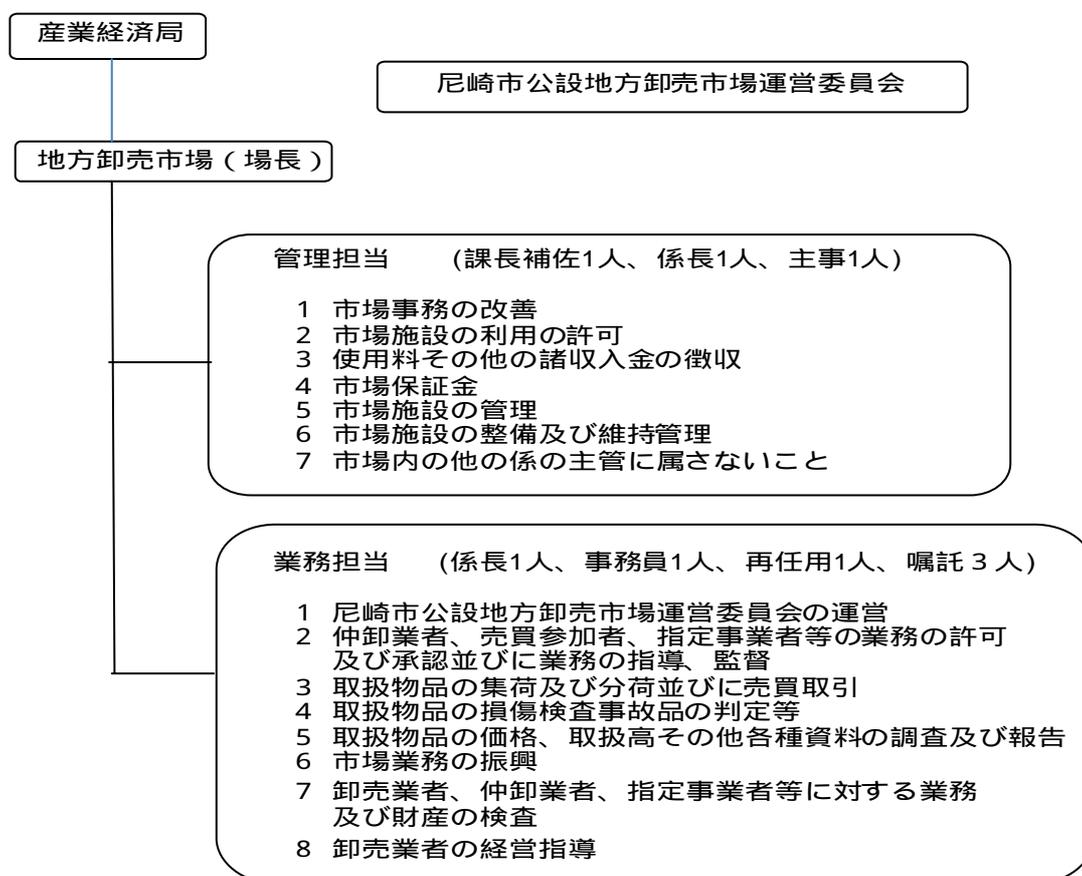
(f) 開場時間及び休場日

開場時間：午前0時～翌日午前0時

休場日：日曜日、祝日及び1月2日～4日、12月31日、臨時休業日

平成22年開場日数：273日

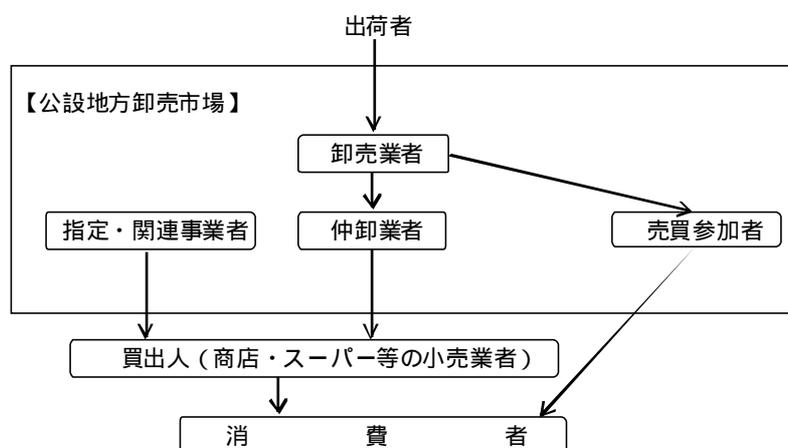
(G) 組織体系と業務内容（平成23年4月1日現在）



尼崎市公設地方卸売市場運営委員会（以下、市場運営委員会という。）とは、尼崎市公設地方卸売市場業務条例第48条に基づき、市場における業務および売買取引の運営、施設の管理その他市場の運営に関する重要な事項を調査審議するために設置された委員会である。市場運営委員会は、15名以内の学識経験者、消費者・生産者・小売商業者等の代表、市場関係者で構成されている。

(H) 市場関係業者及び団体

(a) 卸売市場の取引の流れ



(b) 市場関係業者

| 区分    | 業務内容   |
|-------|--|
| 卸売業者  | 市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、または買い受けて、市場において卸売をする業務を行う者  |
| 仲卸業者  | 市場内の店舗において市場内の卸売業者から卸売を受けた生鮮食料品等を仕分けし、または調製して販売する業務を行う者  |
| 売買参加者 | 市場内に店舗を設けずせりに参加する者   |
| 指定事業者 | 漬物、みそ、缶詰・瓶詰その他これらに類する物品の卸売等の業務を行う者   |
| 関連事業者 | 上記事業者が取り扱う物品以外の生鮮食料品等を取り扱う者、当該取扱品目の保管・加工・運搬等を行う者、施設保守業を行う者（第1種関連事業者）<br>飲食業、理容業、生鮮食料品以外の物品の販売業、銀行業を行う者（第2種関連事業者） |

## (c) 市場関係業者数 (平成23年4月1日現在)

| 区分    |      | 業者数 |
|-------|------|-----|
| 卸売業者  | 青果部  | 1   |
|       | 水産物部 | 1   |
| 仲卸業者  | 野菜   | 20  |
|       | 果実   | 13  |
|       | 小計   | 33  |
|       | 鮮魚   | 21  |
|       | 塩干   | 4   |
|       | 小計   | 25  |
|       | 合計   | 58  |
| 売買参加者 |      | 38  |
| 指定事業者 | 乾物   | 1   |
|       | 味噌   | 1   |
|       | 合計   | 2   |
| 関連事業者 | 食品販売 | 16  |
|       | 物品販売 | 5   |
|       | 飲食店  | 4   |
|       | その他  | 2   |
|       | 合計   | 27  |

## (d) 関係業者団体等 (平成23年4月1日現在)

| 区分      |      | 団体名                |
|---------|------|--------------------|
| 全業者団体   |      | 尼崎市公設地方卸売市場運営協議会   |
| 仲卸業者団体  | 青果部  | 尼崎青果卸売協同組合         |
|         | 水産物部 | 尼崎水産物卸協同組合         |
| 関連事業者団体 |      | 尼崎公設地方卸売市場関連食品協商組合 |
| 売買参加者団体 |      | 尼崎青果商業協同組合         |

## 歳入の状況

## (A) 推移

平成19年度から平成22年度までの歳入の実績及び平成23年度の当初予算の状況は次の通りである。

(単位：千円)

| 費目      | 平成19年度  | 平成20年度  | 平成21年度  | 平成22年度  | 平成23年度当初予算 |
|---------|---------|---------|---------|---------|------------|
| 使用料・手数料 | 284,417 | 276,256 | 267,711 | 264,765 | 257,545    |
| 県補助金    | 24,483  | -       | -       | -       | -          |

| 費目  | 平成 19 年<br>度 | 平成 20 年<br>度 | 平成 21 年<br>度 | 平成 22 年<br>度 | 平成 23 年<br>度当初予<br>算 |
|-----|--------------|--------------|--------------|--------------|----------------------|
| 繰越金 | 165,821      | 119,733      | 144,191      | 182,898      | 36,548               |
| 諸収入 | 85,782       | 84,741       | 79,469       | 87,282       | 88,871               |
| 繰入金 | 81,541       | 78,364       | 69,487       | 53,973       | 39,586               |
| 合計  | 642,045      | 559,096      | 560,859      | 588,919      | 422,550              |

平成 19 年度の県補助金は、保冷库及び低温卸売場整備にかかる補助金である。また、平成 23 年度当初予算における繰越金は単年度における歳出超過の金額であり、平成 22 年度からの繰越金の金額とは関連がない。

(B) 使用料及び手数料

直近 3 年度における使用料及び手数料の内訳は次の通りである。

(単位：千円)

| 費目      | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|---------|----------|----------|----------|
| 売上高割使用料 | 41,415   | 37,491   | 35,325   |
| 面積割使用料  | 234,840  | 230,219  | 229,439  |
| 合計      | 276,256  | 267,711  | 264,765  |

(A) 売上高割使用料

売上高割使用料とは、卸売業者、仲卸業者及び指定事業者が取扱金額に応じて支払う使用料である。使用料の料率は、尼崎市公設地方卸売市場業務条例別表に定める範囲内で、同条例施行規則により定められる。

条例に定める上限及び平成 23 年 4 月 1 日現在の規則に定める使用料は次の通りである。

| 種別       | 条例に定める上限                             | 平成 23 年 4 月 1<br>日現在の使用料 |
|----------|--------------------------------------|--------------------------|
| 卸売業者使用料  | 卸売金額の 1,000 の 7 に相当する金額              | 1,000 の 2.5              |
| 仲卸業者使用料  | 仲卸業者が買い入れた物品の販売金額の 1,000 の 7 に相当する金額 | 1,000 の 2.5              |
| 指定事業者使用料 | 卸売金額の 1,000 の 7 に相当する金額              | 1,000 の 2.5              |

なお、仲卸業者の売上高割使用料は「仲卸業者が買い入れた物品の販売金額」が算定基礎となっているが、これは仲卸業者が卸売業者から買

い入れた物品の販売金額ではなく、場外から買い入れた物品の販売金額を指している。卸売業者から買い入れた物品に対して賦課を行うと、同一の物品に対して二重に使用料を賦課することになること、また、場外から買い入れた物品については、本来、卸売業者を通じて買い入れると使用料が賦課されることから、「負担の公平性の観点」より、仲卸業者に対して卸売業者と同様の使用料を賦課しているものである。

直近3年度における売上高割使用料の内訳は次の通りである。

(単位：千円)

| 費目       | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 卸売業者使用料  | 34,034 | 29,724 | 27,760 |
| 仲卸業者使用料  | 3,428  | 3,834  | 3,823  |
| 指定事業者使用料 | 3,952  | 3,932  | 3,741  |
| 合計       | 41,415 | 37,491 | 35,325 |

売上高割使用料は減少傾向にあるが、特に卸売業者使用料の減少が著しく、平成20年度から平成22年度の3年間で約20%減少している。売上高割使用料は取扱金額に比例するため、卸売業者の取扱金額も平成20年度の13,613,930千円から平成22年度の11,104,361千円と同様に減少している。

#### (B) 面積割使用料

面積割使用料とは、事業者が使用する施設の面積等に応じて支払う使用料である。

条例に定める上限及び平成23年4月1日現在の規則に定める使用料は次の通りである。

| 種別          | 条例に定める上限      | 平成23年4月1日現在の使用料       |
|-------------|---------------|-----------------------|
| 卸売場使用料      | 1月1㎡につき221円   | 同左                    |
| 低温卸売場使用料    | 1月1㎡につき926円   | 青果部用926円<br>水産物部用402円 |
| 仲卸売場使用料     | 1月1㎡につき1,428円 | 同左                    |
| 指定事業者営業所使用料 | 1月1㎡につき641円   | 同左                    |
| 関連事業者営業所使用料 | 1月1㎡につき1,869円 | 甲 1,628円<br>乙 1,869円  |
| 事務所使用料      | 1月1㎡につき1,155円 | 甲 714円<br>乙 1,155円    |

| 種別       | 条例に定める上限      | 平成23年4月1日現在の使用料  |
|----------|---------------|--|
| 倉庫使用料    | 1月1㎡につき1,355円 | 甲 1,061円<br>乙 1,355円                                     |
| 発酵庫使用料   | 1月1㎡につき714円   | 同左   |
| 加工場使用料   | 1月1㎡につき1,313円 | 同左   |
| 冷蔵庫1号使用料 | 1月につき717,150円 | 588,000円   |
| 冷蔵庫2号使用料 | 1月につき882,000円 | 同左   |
| 保冷库使用料   | 1月1㎡につき2,037円 | 1号 2,037円<br>2号 717円                                     |
| 買荷保管所使用料 | 1月1㎡につき368円   | 同左   |
| 特設駐車場使用料 | 1月1台につき6,825円 | 1階部 4,260円<br>屋上部<br>軽自動車用<br>4,914円<br>普通自動車用<br>6,825円 |
| 土地使用料    | 1月1㎡につき284円   | 同左   |

(注) 関連事業者営業所、事務所及び倉庫は、昭和58年1月1日前に建築(新築・増築・改築)したのものについては甲が適用され、昭和58年1月1日以後に建築(新築・増築・改築)したのものについては乙が適用される。

直近3年度における面積割使用料及び稼働率の推移は次の通りである。なお、稼働率を算出するため、金額は収入額ではなく、調定額によっている。

(単位：調定額千円、稼働率%)

|          | 100%<br>状態 | 平成20年度  |       | 平成21年度  |       | 平成22年度  |       |
|----------|------------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|
|          |            | 調定額     | 稼働率   | 調定額     | 稼働率   | 調定額     | 稼働率   |
| 卸売場      | 14,400     | 14,400  | 100.0 | 14,400  | 100.0 | 14,400  | 100.0 |
| 低温卸売場    | 11,896     | 11,896  | 100.0 | 11,896  | 100.0 | 11,896  | 100.0 |
| 仲卸売場     | 53,121     | 48,674  | 91.6  | 47,960  | 90.3  | 48,496  | 91.3  |
| 指定事業営業所  | 6,999      | 6,999   | 100.0 | 6,999   | 100.0 | 6,916   | 98.8  |
| 関連事業営業所  | 47,070     | 36,417  | 77.4  | 35,322  | 75.0  | 35,129  | 74.6  |
| 事務所      | 26,314     | 21,583  | 82.0  | 21,325  | 81.0  | 21,325  | 81.0  |
| 倉庫       | 44,641     | 31,072  | 69.6  | 30,292  | 67.9  | 30,143  | 67.5  |
| 加工場      | 19,238     | 13,023  | 67.7  | 12,642  | 65.7  | 12,585  | 65.4  |
| 冷蔵庫1号/2号 | 17,640     | 17,640  | 100.0 | 17,640  | 100.0 | 17,640  | 100.0 |
| 保冷库      | 13,819     | 3,783   | 27.4  | 3,783   | 27.4  | 3,783   | 27.4  |
| 買荷保管所    | 2,870      | 2,857   | 99.5  | 2,857   | 99.5  | 2,737   | 95.4  |
| 駐車場屋上他   | 51,684     | 26,690  | 51.6  | 24,840  | 48.1  | 24,470  | 47.4  |
| 合計       | 309,692    | 235,034 | 75.8  | 229,956 | 74.2  | 229,520 | 74.1  |

市場全体では稼働率は75%前後で推移している。卸売場、低温卸売場及び冷蔵庫の稼働率は100%を保っているが、保冷库の稼働率は20%台、駐車場屋上他の稼働率は50%前後と低迷している。

保冷库は平成19年度に改築された保冷库とバナナ発酵庫を用途変更して保冷库として利用しているものがあるが、後者は現存機能を有効的に活用するため、保冷機能が現状で利用できるもののみ利用している状況であり、稼働率を上げるためには抜本的な改革が必要である。

駐車場については、事業者数の減少に加え、使用を続けている事業者においてもコスト削減のための一部返還等があり、今後も同様の状況が継続すると考えられる。

有料駐車場利用状況（各年度4月1日現在）

|       | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 設置台数  | 693    | 693    | 693    | 693    | 690    |
| 利用台数  | 415    | 384    | 352    | 341    | 345    |
| 空き台数  | 278    | 309    | 341    | 352    | 345    |
| 利用率 / | 59.9%  | 55.4%  | 50.8%  | 49.2%  | 50.0%  |

なお駐車場は、事業者が有料で利用する上記の駐車場の他、買出人が無料で利用できる駐車場がある。

また、平成19年度から平成23年度における4月1日現在の事業者別の店舗使用状況は次の通りである。

|      |       | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 青果仲卸 | 区画数   | 64     | 64     | 64     | 64     | 64     |
|      | 事業者数  | 36     | 36     | 35     | 33     | 33     |
|      | 重複使用  | 28     | 28     | 29     | 31     | 31     |
|      | 空き店舗  | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
|      | 店舗使用率 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 水産仲卸 | 区画数   | 60     | 60     | 60     | 60     | 60     |
|      | 事業者数  | 34     | 31     | 27     | 26     | 25     |
|      | 重複使用  | 21     | 20     | 20     | 22     | 26     |
|      | 空き店舗  | 5      | 9      | 13     | 12     | 9      |
|      | 店舗使用率 | 91.7%  | 85.0%  | 78.3%  | 80.0%  | 85.0%  |

|       |       | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 指定事業者 | 区画数   | 7      | 7      | 7      | 7      | 7      |
|       | 事業者数  | 3      | 3      | 3      | 3      | 2      |
|       | 重複使用  | 4      | 4      | 4      | 4      | 4      |
|       | 空き店舗  | 0      | 0      | 0      | 0      | 1      |
|       | 店舗使用率 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 85.7%  |
| 関連事業者 | 区画数   | 55     | 55     | 55     | 55     | 55     |
|       | 事業者数  | 32     | 32     | 27     | 27     | 27     |
|       | 重複使用  | 11     | 10     | 11     | 11     | 11     |
|       | 空き店舗  | 12     | 13     | 17     | 17     | 17     |
|       | 店舗使用率 | 78.2%  | 76.4%  | 69.1%  | 69.1%  | 69.1%  |

平成19年度以降、青果仲卸、水産仲卸、指定事業者、関連事業者のすべてにおいて事業者数は減少傾向にある。特に水産仲卸業者については、事業者数の減少が著しく、店舗の重複使用で店舗使用率を保っている状況である。本市場における水産仲卸業者は、個人経営の飲食店を得意先としている事業者も多く、飲食店のフランチャイズ化などにより厳しい状態が続いており、比較的規模の小さい仲卸業者の中には廃業に追い込まれる事業者もある。

#### 繰入金

繰入金は、全額が一般会計からの繰入金である。一般会計から市場事業等の地方公営企業への繰出金については、毎年、総務省より各都道府県知事及び各指定都市市長宛に「地方公営企業繰出金について(通知)」が出され、基本的な考え方が示されている。

平成22年度の「地方公営企業繰出金について(通知)」における市場事業の基本方針は次の通りである。

#### 「1 市場における業者の指導監督等に要する経費」

##### (1) 趣旨

卸売市場内の取引の公正を期するため、業者の指導監督に要する経費等の一部について繰り出すための経費である。

##### (2) 繰出しの基準

現場取引、卸売人の業務及び経理等に対する指導監督、その他流通改善対策等に要する経費として当該年度における営業費用の30%とする。

「2市場の建設改良に要する経費」

(1) 趣旨

卸売市場の建設に伴う資本費の増嵩に対処するため、企業債の元利償還金の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

市場施設の建設改良に係る企業債の元利償還金(ただし、利子支払額については、平成4年度以降同意等債に係るものに限る。また、PFI事業に係る割賦負担金を含む。)の2分の1とする。

市では、「1市場における業者の指導監督等に要する経費」として、人件費相当額を一般会計から繰出している。平成22年度の地方卸売市場事業費会計における繰入金の内訳及び算定根拠は次の通りである。

| 内訳      | 金額(千円) | 算定根拠  |
|---------|--------|---|
| 償還元金    | 24,084 | (平成22年度償還元金63,241千円-平成13年度低温卸売場建設に係る償還元金15,072千円)×1/2 |
| 職員分     | 22,100 | 職員6名のうち、2.5名が繰入対象                                     |
| 嘱託職員分   | 6,628  | 嘱託3名のうち、2名が繰入対象                                       |
| 臨時的任用職員 | 1,627  | 1名  |
| 合計      | 54,441 |   |

|       |        |        |
|-------|--------|--------|
| 実際繰入額 | 53,973 | 予算額が上限 |
|-------|--------|--------|

<市場における業者の指導監督等に要する経費としての繰入額の検証>

平成22年度営業費用の総額 257,899千円・・・

歳出合計380,761千円-(公債費71,824千円+設計等委託料9,009千円+工事請負費33,273千円+消費税額7,424千円+訴訟供託金1,330千円)

人件費相当額としての繰入額 29,888千円・・・

繰入額合計53,973千円-償還元金繰入額24,084千円  
/ = 11.6%

「地方公営企業繰出金について(通知)」では、市場における業者の指導監督等に要する経費として、当該年度における営業費用の30%が繰出しの基準とされているため、十分にその範囲内である。

## 諸収入

諸収入のうち、9割以上は事業者が負担する光熱水費の実費弁償金であり、著しい増減もみられない。

## (3) 歳出の状況

### 推移

平成19年度から平成22年度までの歳出の実績及び平成23年度の当初予算の状況は次の通りである。

(単位：千円)

| 費目         | 平成19年度  | 平成20年度  | 平成21年度  | 平成22年度  | 平成23年度当初予算 |
|------------|---------|---------|---------|---------|------------|
| 人件費        | 87,632  | 88,551  | 85,266  | 63,201  | 71,611     |
| 需用費        | 105,703 | 112,390 | 102,702 | 108,040 | 113,339    |
| 役務費        | 3,605   | 2,856   | 1,796   | 1,409   | 1,448      |
| 保守管理業務等委託料 | 77,361  | 79,205  | 69,837  | 79,630  | 112,312    |
| その他の物件費    | 10,253  | 6,138   | 12,839  | 12,708  | 8,280      |
| 公債費        | 111,601 | 101,348 | 83,409  | 71,824  | 40,007     |
| 投資的経費      | 126,153 | 24,412  | 22,108  | 43,947  | 65,553     |
| 予備費        | -       | -       | -       | -       | 10,000     |
| 合計         | 522,312 | 414,904 | 377,961 | 380,761 | 422,550    |

## 人件費

直近3年度における人件費の内訳及び職員数の推移は次の通りである。

(単位：千円)

| 費目    | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 嘱託員報酬 | 7,112  | 7,928  | 8,363  |
| 給料    | 40,240 | 38,729 | 27,542 |
| 職員手当等 | 27,990 | 24,708 | 16,444 |
| 共済費   | 12,823 | 13,350 | 10,710 |
| 委員報酬  | 385    | 550    | 140    |
| 合計    | 88,551 | 85,266 | 63,201 |

(各年度3月31日現在)

| 内訳      | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|---------|--------|--------|--------|
| 正規職員    | 8人     | 8人     | 6人     |
| 嘱託職員    | 3人     | 3人     | 3人     |
| 臨時的任用職員 | 1人     | 1人     | 2人     |
| 合計      | 12人    | 12人    | 11人    |

平成21年度末に定数が1名減となり、平成22年4月末に正規職員が1名退職したため、給料及び職員手当等が減少している。

#### 需用費

需用費は110,000千円前後で推移しているが、そのうち、8割程度は事業者からの実費弁償金で賄われる光熱水費であり、2割弱は修繕料である。需用費に計上される修繕料は場内における設備等の修繕であり、小規模なものである。

#### 役務費

役務費の内訳は、通信運搬費、手数料、保険料等であるが、いずれも減少傾向にある。

#### 保守管理業務等委託料

直近3年度における保守管理業務等委託料の内訳は次の通りである。

(単位：千円)

| 内訳                                   | 平成20年度    | 平成21年度 | 平成22年度 |
|--------------------------------------|-----------|--------|--------|
| 市場活性化対策事業                            |           |        |        |
| 市場流通状況実態調査業務委託                       | -         | 777    | -      |
| フェスティバル会場設営業務等委託                     | 3,000     | 2,396  | 2,625  |
| ホームページ保守等業務委託                        | その他諸経費で計上 | 1,833  | 1,757  |
| 小計                                   | 3,000     | 5,007  | 4,382  |
| 施設維持管理業務                             |           |        |        |
| 塵芥搬送及び減容機管理業務委託<br>(21年度以降は塵芥搬送業務委託) | 19,914    | 3,710  | 12,600 |
| 発泡スチロール処理業務委託                        | -         | 3,187  | 1,050  |
| 発泡スチロール前処理業務委託                       | -         | 1,155  | 1,210  |
| 管理庁舎清掃業務委託                           | 3,985     | 5,796  | 5,145  |
| 保安警備業務委託                             | 36,274    | 37,055 | 38,850 |

| 内訳                    | 平成 20 年度 | 平成 21 年度     | 平成 22 年度 |
|-----------------------|----------|--------------|----------|
| 消防用設備保守点検業務委託         | 926      | 787          | 735      |
| 電気設備点検整備業務委託          | 1,155    | 1,575        | 1,764    |
| 構内蓄電池設備保守業務委託         | 171      |              |          |
| 市場管理運営事業業務委託          | 4,258    | 3,596        | 3,597    |
| 非常用発電機装置保守業務委託        | 262      | -            | -        |
| 植樹帯剪定業務委託             | -        | -            | 488      |
| 前処理槽維持管理業務委託          | 1,514    | 1,218        | 1,207    |
| 汚水処理槽調整槽清掃業務委託        | 2,408    | 2,625        | 2,730    |
| 公共下水道接続水質分析等業務委託      | 687      | 383          | 294      |
| 計装機器保守業務委託            | -        | 1,260        | 1,562    |
| 汚水処理槽調整槽等汚泥分析業務委託     | -        | 185          | 46       |
| 産業廃棄物処分等業務委託          | -        | 365          | 451      |
| 産業廃棄物処分等業務委託（一斗缶）     | -        | -            | 75       |
| 建築物及び設備の法定点検業務委託      | -        | -            | 1,014    |
| 小計                    | 71,558   | 62,901       | 72,822   |
| その他諸経費                |          |              |          |
| 年報発行業務委託              | 651      | 525          | 525      |
| ホームページ構築業務委託          | 1,785    | -            | -        |
| ホームページ保守等業務委託         | 425      | 市場活性化対策事業で計上 |          |
| PCに係るハード保守・メンテナンス業務委託 | 945      | 945          | 945      |
| 卸売業者等の財務検査業務委託        | 840      | -            | -        |
| PCに係る追加保守業務委託         | -        | 458          | -        |
| 納付管理システム入金関連機能追加業務委託  | -        | -            | 955      |
| 小計                    | 4,646    | 1,928        | 2,425    |
| 合計                    | 79,205   | 69,837       | 79,630   |

（A）塵芥搬送及び減容機管理業務委託（21年度以降は塵芥搬送業務委託）

平成20年度は見積り合わせによる随意契約によっているが、平成21年度以降は入札により委託業者を決定している。委託業務の内容は塵芥集積所に集積された廃棄物の搬送である。委託料が大きく増減してい

るのは、平成 21 年度は、場内事業者がごみ処分料を直接負担する方式を採っていたが、平成 22 年度は市が一括してごみ処分料を委託業者に払い、場内事業者からは負担金を諸収入で受け入れているためである。

(B) 保安警備業務委託

入札により委託業者を決定している。委託業務の内容は本市場敷地内の建物及び地上物件一切の警備であり、休場日を含めて正門（終日）及び北門（午前 2 時から午後 7 時）に警備員を常駐させるほか、常時、市場敷地内の巡視等を実施するものである。

(C) 市場管理運営事業業務委託

関係業者団体である尼崎市公設地方卸売市場運営協議会に、地方自治法第 167 条の 2 第 1 項第 2 項の「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」に該当するとして随意契約を行っている。委託業務の内容は、市場振興業務、場内管理業務、市場見学会案内補助業務及び特設駐車場管理業務等である。なお、市場活性化対策事業のフェスティバル会場設営業務等委託は、毎年秋に実施しているフェスティバルの運営等に係る業務委託であるが、同様に尼崎市公設地方卸売市場運営協議会と随意契約している。

その他の物件費

その他の物件費には、消費税等の公課費、アルバイト賃金及び共済費、負担金等が計上されている。平成 20 年度は前年度に県補助を受けて整備事業を行ったことにより公課費（消費税納付額）が減少している。

また、平成 22 年度には、平成 21 年に提訴されたごみ収集業者からの損害賠償請求事件において、第 1 審では市の敗訴が言い渡され大阪高等裁判所へ控訴し、強制執行停止保証金として神戸地方法務局尼崎支局に供託した 1,330 千円が計上されている。

公債費

公債費の元金と利子の内訳は次の通りである。

(単位：千円)

| 費目 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度当初予算 |
|----|----------|----------|----------|----------|--------------|
| 元金 | 90,348   | 84,899   | 71,204   | 63,241   | 33,707       |
| 利子 | 21,253   | 16,449   | 12,205   | 8,582    | 6,300        |
| 合計 | 111,601  | 101,348  | 83,409   | 71,824   | 40,007       |

今後における市債の償還スケジュール及び残高は次の通りである。

(単位：千円)

|           | 元金償還額  | 利子    | 年度末<br>未償還残高 |
|-----------|--------|-------|--------------|
| 平成 2 3 年度 | 33,707 | 6,300 | 226,231      |
| 平成 2 4 年度 | 34,747 | 5,257 | 191,483      |
| 平成 2 5 年度 | 30,627 | 4,238 | 160,855      |
| 平成 2 6 年度 | 24,664 | 3,452 | 136,191      |
| 平成 2 7 年度 | 25,228 | 2,888 | 110,962      |
| 平成 2 8 年度 | 24,211 | 2,322 | 86,750       |
| 平成 2 9 年度 | 24,755 | 1,779 | 61,995       |
| 平成 3 0 年度 | 25,312 | 1,222 | 36,683       |
| 平成 3 1 年度 | 13,475 | 716   | 23,208       |
| 平成 3 2 年度 | 11,485 | 419   | 11,722       |
| 平成 3 3 年度 | 11,722 | 181   | -            |

現在、償還中の市債のうち主なものは、平成 1 3 年度財務省資金運用部からの借入（当初発行額 1 1 5 , 3 0 0 千円、利率 1 . 6 %、平成 2 3 年度末予定残高 6 5 , 0 4 2 千円）及び平成 1 3 年度公営企業金融公庫からの借入（当初発行額 1 0 5 , 0 0 0 千円、利率 1 . 8 %、平成 2 3 年度末予定残高 7 3 , 0 8 4 千円）であり、いずれも低温卸売場建設に係る市債である。

市債の償還は、今後、新たな市債の発行が無ければ、元金及び利子共に減少してき、平成 3 3 年度末で終了する。前述の通り、元金償還額（平成 1 3 年度低温卸売場建設に係る償還元金を除く）の 1 / 2 が一般財源からの繰出金で賄われているため、今後は一般財源の負担も軽減されていくものである。

#### 投資的経費

平成 1 9 年度以降の投資的経費の内訳は次の通りである。

(単位：千円)

| 内容          |     | 平成 19<br>年度 | 平成 20<br>年度 | 平成 21<br>年度 | 平成 22<br>年度 |
|-------------|-----|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 冷凍機整備業務委託   |     | 3,497       | 5,995       | 3,496       | 5,985       |
| 消防用設備改修工事   | 1 期 | -           | -           | -           | 7,742       |
| 仲卸店舗屋上防水工事  | 1 期 | -           | -           | 16,480      | -           |
|             | 2 期 | -           | -           | -           | 27,805      |
| 管理棟 2 階スラブ補 | 1 期 | 17,489      | -           | -           | -           |

| 内容                     | 平成 19<br>年度 | 平成 20<br>年度 | 平成 21<br>年度 | 平成 22<br>年度 |
|------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 修・電気設備工事 2期            | -           | 8,007       | -           | -           |
| 青果仲卸店舗給水管更新工事          | -           | 3,633       | -           | -           |
| 第1電気室蓄電池取替工事           | -           | 3,064       | -           | -           |
| 買出人駐車場監視カメラ設置工事        | -           | 2,047       | -           | -           |
| 低温卸売場新設及び保冷库改良工事(補助事業) | 80,850      | -           | -           | -           |
| 高圧ケーブル改修工事             | 7,886       | -           | -           | -           |
| 冷蔵庫棟改修工事               | 7,875       | -           | -           | -           |
| 保管施設省エネ対策工事            | 6,615       | -           | -           | -           |
| その他                    | 1,938       | 1,664       | 2,131       | 2,414       |
| 合計                     | 126,153     | 24,412      | 22,108      | 43,947      |

平成19年度以降、新規の設備投資と考えられるものは、県補助金による低温卸売場新設及び保冷库改良工事、買出人駐車場監視カメラ設置工事のみであり、他は既存設備の改修及び取替工事がほとんどである。特に、築後40年以上が経過している仲卸店舗及び管理棟の維持管理には多額の経費がかかっている。

#### (4) 収支及び損益の状況

収支の状況

(単位：千円)

| 項目                     | 平成 19 年<br>度 | 平成 20 年<br>度 | 平成 21 年<br>度 | 平成 22 年<br>度 |
|------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 歳入合計                   | 642,045      | 559,096      | 560,859      | 588,919      |
| 歳出合計                   | 522,312      | 414,904      | 377,961      | 380,761      |
| 差引                     | 119,733      | 144,191      | 182,898      | 208,157      |
| 繰越金                    | 165,821      | 119,733      | 144,191      | 182,898      |
| 歳入合計に含まれる繰越金を除く実質単年度収支 | 46,087       | 24,458       | 38,706       | 25,259       |
| 一般会計からの繰入金             | 81,541       | 78,364       | 69,487       | 53,973       |
| 一般会計からの繰入金を除く単年度収支     | 127,629      | 53,906       | 30,780       | 28,713       |

平成19年度は、県補助金を受けて整備事業を行ったため、「繰越金を除く実質単年度収支」は大幅な赤字となった。その後は歳出の減少により「繰越金を除く実質単年度収支」は黒字を確保しているが、「一般会計からの繰入金を除く単年度収支」は依然として赤字が継続している状況

である。

#### 損益の状況

地方卸売市場は地方卸売市場事業費会計として、特別会計で収支管理されている。これは、地方卸売市場が場内事業者からの使用料という特定の収入をもって、固有の施設で特定の事業を行っていることから、一般会計と切り離して収支管理を行うためである。このようなことから、地方卸売市場の収益性を考える上では、収支の状況のみならず、企業会計と同様に損益の状況を把握することが有用であると考えられる。

(単位：千円)

| 項目                    | 平成19年度  | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|-----------------------|---------|--------|--------|--------|
| 一般会計からの繰入金を除く単年度収支    | 127,629 | 53,906 | 30,780 | 28,713 |
| 公債費元金償還額(+)           | 90,348  | 84,899 | 71,204 | 63,241 |
| 設備投資額                 |         |        |        |        |
| 低温卸売場新設及び保冷库改良工事一式(+) | 80,850  | -      | -      | -      |
| 上記に係る県補助金(-)          | 24,483  | -      | -      | -      |
| 買出人駐車場監視カメラ設置工事(+)    | -       | 2,047  | -      | -      |
| 減価償却費(-)              | 49,439  | 49,439 | 53,977 | 53,977 |
| 損益                    | 30,353  | 16,399 | 13,553 | 19,449 |

(注) 減価償却費は、公有財産台帳上の償却情報における償却額を集計して、算出している。

平成19年度以降、「一般会計からの繰入金を除く単年度収支」に「公債費元金償還額」及び「設備投資額」を足し戻し、減価償却費を差引いて算出した損益は継続して多額の赤字となっている。企業会計上の観点からの本市場の収益力は厳しい状況である。

#### (5) 市場の取組み

本市場はこのような状況の中で、地方卸売市場への転換に当たって、「尼崎市公設地方卸売市場の今後の取組方向」(目指すべき市場)として、次の4つの基本方向を定めている。

- ・生鮮食料品の安全・安心と安定供給を図る市場
- ・魅力ある商品の集荷・販売による特色ある市場
- ・消費者に情報発信し、親しみやすい開かれた市場
- ・環境の変化に対応し、流通の効率化を図る市場

この基本方向を実現すべく、市場運営委員会が「尼崎市公設地方卸売市場の緊急に取り組むべき事項について」(提言)をまとめており、この提言に基づき、平成20年度からの5年間で、「食の安全・安心の確保と流通環境の変化に対応した阪神地域の地域拠点市場づくり」を目標として、具体的には、次のような取組みを行っている。

<食の安全・安心の確保>

- ・新設低温卸売場及び改修保冷库の適正管理や品質管理研修会の実施等による品質管理の高度化の推進
- ・衛生管理研修の実施や場内美化活動の実施などによる衛生管理等の徹底

<卸売市場の営業力の強化>

- ・「営業戦略委員会(仮称)」の設置や市場活性化・営業力向上セミナーの実施等による卸売業者及び仲卸業者の連携の強化
- ・規制緩和した売買取引の推進等による多様な取引及び市場間連携等の推進
- ・地産地消の推進

<開かれた市場づくり>

- ・市場フェスティバルの定期的開催等による食育事業及び消費者への情報発信の拡充
- ・新たな市民交流事業の企画

(6) 総合的所見

市場の経営状況について

本市場は、食品の流通形態の多様化等を背景とした取扱数量の減少等により、平成19年4月1日に中央卸売市場から地方卸売市場へ転換したが、地方市場への転換後も取扱数量は毎年、対前年比で数%程度減少し続けている。また、場内事業者数についても、年々減少してきており、特に水産仲卸業者数の減少は著しい。これらに比例して、卸売市場の主な収入である使用料収入も徐々に減少してきており、今後も同様の状況

は継続すると予想される。このような状況の中で、本市場では、「営業戦略委員会(仮称)」の設置や市場活性化・営業力向上セミナーの実施等による卸売業者及び仲卸業者の連携の強化、取引の多様化や市場間連携を図るなどして、市場の営業力の強化に取り組んでいる。

このように収入が減少する一方で、施設維持管理にかかる経費は固定的な性格を有している。市では、人件費の削減、保守管理業務等委託の業務内容の見直しや契約方法の見直し(随意契約から入札への変更)などにより経費の削減に取り組んでおり、公債費及び投資的経費を除く歳出は、平成19年度の284,557千円から平成22年度は264,989千円まで減少している。しかしながら、一般会計からの繰入金を除く単年度収支は継続して赤字であり、企業会計的な観点からの減価償却費を考慮した損益も経常的に赤字になっている。1つ特別会計として一般会計の負担を軽減させるためには収益力の拡大が必要であるが、これ以上の経費の削減は事業者へのサービスの低下につながると考えられ、前述の通り、収入の増加も見込めない状況である。

#### 施設整備について

昭和42年に現在地での事業を開始して以降、基幹施設である管理棟及び仲卸店舗は改築等が行われていない。平成5年には、両施設の建替計画が持ち上がったが、事業者間の調整がつかず、建替えは実現しなかった。建築後44年が経過しており、施設の老朽化が著しく、耐震性にも問題がある。このような中で、現在の修繕及び設備投資は市場運営にあたって必要な機能を維持するための施設整備に留まっており、中長期的な視点に立った修繕及び設備投資計画は作成されていない。

現在、市では今後の市場のあり方を検討しており、その中の検討項目の1つに老朽化する市場施設への対応も含まれているが、今後、市が直接、施設整備事業を行うことになると、多大な資金負担が生じ、現在の本市場の収益力では、一般会計に甚大な負担が生じる。

農林水産省が発表している「卸売市場における先進的な取組事例」において、市場施設の再整備事業をPFI方式で実施した事例(中央卸売市場 関西地域、取扱金額:約990億円)が紹介されている。当事例は、民間事業者が資金負担して建設した施設を建設後に市が割賦で買い取り、市が運営管理(施設利用者に対する許認可、使用料の改定・徴収等)するが、維持管理業務(修繕・清掃・廃棄物処理等)は民間事業者が行い、

市はその経費を支払うというものである。事業費は約170億円であるが、この取り組みの効果として、「市自身の従来手法による再整備に比べコストを10%以上削減できたこと」及び「コストを削減した中で、良質な施設の建設、維持管理が獲得できたこと」が挙げられている。市の逼迫した財政状態を考慮すると、本市場においても、PFI方式による施設整備についての検討を行うことは有用であると考えられる。

また、本市場は、活況であった昭和50年前後は品物を置くスペースが不足し、駐車場も足りないような状況であったが、現在は本市場の取扱数量はピーク時の3割程度にまで減少しており、市場全体の稼働率は75%程度となっている。北側に位置しているバナナ発酵庫は、バナナが卸売市場に搬入される以前に発酵させる流通形態へと変化し、市場内で発酵させる必要がなくなったため、現在は利用されていない。このようなことから、現在の取扱規模からみて、現状での市場の施設規模が必要かどうかについては疑問がある。施設整備において施設の再配置を行うことになれば、相当な余剰地が生じると考えられる。

#### 近隣他市場との機能・役割分担について

兵庫県には、平成19年4月1日現在、24の消費地市場としての地方卸売市場が設置されており、各市場における取扱数量の低下傾向を踏まえて、地方市場の再編に向けての検討が必要とされている。

本市場は、兵庫県第9次卸売市場整備計画において、明石市公設地方卸売市場他と共に7つの地域拠点市場のうちの1つに定められており、他の卸売市場との統合や集荷・販売活動の連携を模索していくことが求められている。本市場の近隣には、大阪及び神戸の大規模な中央卸売市場、また、地方卸売市場としては、西宮市地方卸売市場（青果物・水産物）、西宮東地方卸売市場（青果物・水産物）、西宮市食肉地方卸売市場（食肉）があるほか、その他市場として、伊丹市公設卸売市場が位置している。今後、これらの市場との機能・役割分担の明確化を図り、卸売市場の適正な配置に向けての取り組みが必要である。なお、近隣の市場のうち、西宮市地方卸売市場、西宮東地方卸売市場、西宮市食肉地方卸売市場は、兵庫県第9次卸売市場整備計画において今後のあり方を検討する市場に位置付けられている。

監査の結果及び意見

<意見> 施設のあり方について

地域拠点市場として、西宮市地方卸売市場、西宮東地方卸売市場、西宮市食肉地方卸売市場との統合を模索し、取扱数量の拡大を図るべきである。

他市場との統合等による取扱数量の拡大が見込めない場合は、設備の再配置により規模を縮小し、余剰地は売却等の有効活用を図るべきである。

<意見> 施設の整備について

P F I 方式も視野に入れて、早期に施設整備計画を策定するべきである。

5. 使用許可

(1) 消防局

| 所管局・課                                    | 消防局   | 総務課                |
|--|---|--------------------|
| 公有財産台帳の財産番号                              | 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 67・68  |                    |
| 財産名称(施設名)                                | 自動販売機設置用地   |                    |
| 所在地(代表地番)                                | (財産番号 7) 玄番南之町 2 - 4<br>(財産番号 8) 次屋 1 丁目 18 1<br>(財産番号 9) 常光寺 2 丁目 6 1 - 5<br>(財産番号 10) 大庄北 3 丁目 4 7 2<br>(財産番号 11) 元浜町 1 丁目 2 5 - 3<br>(財産番号 12) 武庫元町 1 丁目 1 - 2 0<br>(財産番号 13) 南塚口町 3 丁目 9 0 1 - 5<br>(財産番号 14) 上ノ島町 3 丁目 1 2<br>(財産番号 15) 上ノ島町 3 目 1 2<br>(財産番号 67・68) 大浜町 1 目 1 - 1 1 |                    |
| 種別                                       | 土地  | 建物                 |
| 行政財産の設置目的<br>各消防署用地内に自動販売機設置用地として活用      |   |                    |
| 申請者氏名                                    | 尼崎市消防職員互助会 会長   |                    |
| 許可物件の対象物、数量                              | 自動販売機   | 10台                |
| 使用許可目的、根拠条文                              | 職員の福利厚生   | 規則第 28 条第 1 項第 3 号 |
| 使用許可の期間、根拠条文                             | 平成 23 年 4 月 1 日 ~<br>平成 24 年 3 月 31 日   | 規則第 31 条第 1 項      |
| 所管課の見解                                   |   |                    |
| 使用許可目的と現状使用の合致の程度                        | 合致している  |                    |
| 当初行政財産として取得した財産の用途又は目的を妨げない程度の範囲での許可であるか | 特に問題なし  |                    |
| 使用料の額(円/年)、根拠条文                          | (財産番号 7) 5,355 円<br>(財産番号 8) 12,495 円<br>(財産番号 9) 7,586 円<br>(財産番号 10) 5,355 円<br>(財産番号 11) 8,181 円<br>(財産番号 12) 5,355 円<br>(財産番号 13) 10,710 円<br>(財産番号 14) 12,495 円<br>(財産番号 15) 9,222 円<br>(財産番号 67・68) 8,181 円<br>合計 84,935 円  | 規則<br>第 33 条       |

|  |  |
|--|--|
| 減免がある場合の金額（円／年）  | （財産番号 7） 5,355 円<br>（財産番号 8） 12,495 円<br>（財産番号 9） 7,586 円<br>（財産番号 10） 5,355 円<br>（財産番号 11） 8,181 円<br>（財産番号 12） 5,355 円<br>（財産番号 13） 10,710 円<br>（財産番号 14） 12,495 円<br>（財産番号 15） 9,222 円<br>（財産番号 67・68） 8,181 円<br>合計 84,935 円 |
| 減免の根拠条文及び理由  | 条 23 第 6 条 第 1 項 第 2 号<br>職員の福利厚生のため   |
| 実費弁償の有無  | 有り   |
| 現状の概要及び監査人の所見  |  |
| <p>消防局職員のための自動販売機設置場所として利用している（消防局職員のみが利用できる場所に自動販売機は設置されている）。自動販売機は 5 年契約で、今回は平成 19 年に業者選定を行っている。</p> <p>申請者が尼崎市消防職員互助会会長であることについては、使用許可する場合の使用料が全額減免となっており、また自動販売機設置業者からの販売手数料（10%）は同互助会に支払われているが、飲料水の価格については定価よりも安価であって、販売手数料収入は主として同互助会の事業費としての新聞代（防災等に関する情報収集のため）等に用いられている。</p> |  |

## ( 2 ) 総務局

| 所管局・課  | 総務局   | 総務課          |
|--|---|--------------|
| 公有財産台帳の財産番号  | 1   |              |
| 財産名称(施設名)  | 福利厚生施設(職員厚生会事務所・本庁食堂等)  |              |
| 所在地(代表地番)  | 尼崎市東七松町1丁目1   |              |
| 種別   | 土地  | 建物           |
| 行政財産の設置目的<br>業務場所として使用するため   |   |              |
| 申請者氏名  | 尼崎市職員厚生会 会長   |              |
| 許可物件の対象物、数量  | 職員厚生会事務所(本庁舎中館4階)<br>本庁食堂(本庁舎地下1階)<br>売店(本庁舎地下1階)<br>展示場(本庁舎地下1階)<br>クリーニング店(本庁舎地下1階)<br>喫茶室(本庁舎地下1階)<br>職員厚生会としては、上記のほか、本庁舎内以外に以下の施設も管理・運営している。<br>水道局食堂(水道局庁舎1階)<br>交通局食堂(交通局塚口営業所)<br>大高洲庁舎食堂(大高洲庁舎1階) |              |
| 使用許可目的、根拠条文  | 業務場所, 職員の福利厚生   | 規則第28条第1項第3号 |
| 使用許可の期間、根拠条文   | 平成23年4月1日~平成24年3月31日  | 規則第31条第1項    |
| 所管課の見解   |   |              |
| 使用許可目的と現状使用の合致の程度  | 合致している  |              |
| 当初行政財産として取得した財産の用途又は目的を妨げない程度の範囲での許可であるか   | 特に問題なし  |              |
| 使用料の額(円/年) 根拠条文  | 9,643,791円  | 規則第33条       |
| 減免がある場合の金額(円/年)  | 9,643,791円  |              |
| 減免の根拠条文及び理由  | 条23第6条第1項第2号<br>職員の福利厚生のため  |              |
| 実費弁償の有無  | 有り  |              |
| 現状の概要及び監査人の所見  |   |              |
| (尼崎市職員厚生会(以下、厚生会という。))の使用許可申請の現状)<br>厚生会事務所・本庁食堂・売店・展示場・クリーニング店・喫茶室を厚生会として管理しており、委託業者についても厚生会が選定している。<br>現状では職員厚生会会長に対する使用許可で市への使用料支払額全額 |   |              |

減免となっている。委託業者からは、上記各施設の家賃を全額徴収せず実費弁償のみ(ただし、本庁食堂については本来の実費弁償額の半額を徴収)を徴収している。このことから、厚生会に社会通念を逸するような不公正な資金が流入している事実はなく、地方公務員法第42条に照らし市職員に対する福利厚生として是認されると思われる。

しかし、厚生会による委託業者の選定については、少なくとも過去10年間において公募による競争入札を行っていないので、かかる入札を行うことが望ましい。また、本来は委託業者が家賃、または少なくとも実費弁償額の全額を負担することが望ましい。

上記各行政財産の有効活用として、家賃等を負担しても職員の福利厚生に資するサービスを提供できる業者がないか、広報等を通じ求める努力をすべきであると考えられる。

#### 写真

(市提供) 本庁食堂



#### 監査の結果及び意見

<意見> 使用料減免について(総務局に対する意見である)

尼崎市職員厚生会会長に対する使用許可で使用料は全額減免になっている。また、実費弁償額は全額を徴収している。この点は公有財産規則第35条及び行政財産使用料条例第6条、ならびに公有財産規則第34条どおりの取扱いである。

しかし行政財産使用料条例第6条は「減免することができる」とあり、「厚生福利の施設の使用、すなわち減免」とは規定されていない。尼崎市職員厚生会を使用許可申請者として扱う場合にも任意規定である減免規定の慎重な取り扱いが望まれる。

( 3 ) 教育委員会

| 所管局・課   | 教育委員会                    | 社会教育室                   |                       |
|---|--------------------------|-------------------------|-----------------------|
| 公有財産台帳の財産番号   | 971                      |                         |                       |
| 財産名称(施設名)   | 本庁体育館 屋内プール(サンシビック)      |                         |                       |
| 所在地(代表地番)   | 西御園町93-2                 |                         |                       |
| 種別  | 土地                       | (建物)                    |                       |
| 土地面積・建物延床面積   | m <sup>2</sup>           | 4,668.31 m <sup>2</sup> |                       |
| 行政財産の設置目的<br>スポーツ振興のため  |                          |                         |                       |
| 申請者氏名   | (株) A (匿名)               |                         |                       |
| 許可物件の対象物、数量   | 自動販売機                    | 7                       |                       |
| 使用許可目的、根拠条文   | 自動販売機の設置                 | 規則第32条                  |                       |
| 使用許可の期間、根拠条文  | 平成23年4月1日～<br>平成24年3月31日 | 規則第31条                  |                       |
| 所管課の見解  |                          |                         |                       |
| 使用許可目的と現状使用の合致の程度   | ロビーの一部に設置している為問題なし       |                         |                       |
| 当初行政財産として取得した財産の用途又は目的を妨げない程度の範囲での許可であるか  | 同上                       |                         |                       |
| 使用料の額(円/年)、根拠条文   | 81,664                   | 規則第33条                  |                       |
| 減免の根拠条文及び理由   | 減免なし                     |                         |                       |
| 実費弁償の有無   | あり                       |                         |                       |
| 現状の概要及び監査人の所見   |                          |                         |                       |
| <p>市の体育施設である本庁体育館等の管理方法は、いずれも非公募による指定管理であり、すべて公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団が指定管理者である。また、これら体育館等の自動販売機の使用許可は、非公募により同一の民間業者に許可されている。</p> <p>体育館関係以外の自動販売機は平成22年度から企画財政局公有財産課で一括公募されており、体育施設だけ非公募のままであるが、市からその理由を提示されなかった。公園を除く教育委員会所管の行政財産の使用許可のうち、自動販売機の公募・非公募の結果は次のとおりである。</p> |                          |                         |                       |
|   | 台数                       | 使用料総額<br>(年/円)          | 一台当たり<br>平均使用料<br>(円) |
| 公募  | 9                        | 2,532,570               | 281,397               |
| 非公募   | 17                       | 186,528                 | 10,643                |
| 合計  | 26                       | 2,719,098               | 104,580               |

監査の結果及び意見

<結果> 自動販売機の使用許可の公募について

一台当たり平均使用料を単純比較すれば、2.8倍の較差がある。これでは使用料が規則どおり徴収されているといえども、効率的な市有財産の運用であるとは言えない。早急に改善すべきである。

規則 2.8、運用 4-2-(5)

他の地区体育館である 972 小田、973 大庄、974 立花、975 武庫、976 園田の合計 5 施設も 971 本庁体育館 屋内プールと同一申請人によるもので、同一の監査<結果>である。

(4) 環境市民局

| 所管局・課  | 環境市民局                    | 女性・消費生活課                  |
|--|--------------------------|---------------------------|
| 公有財産台帳の財産番号  | 0919                     |                           |
| 財産名称(施設名)  | 女性・勤労婦人センター              |                           |
| 所在地(代表地番)  | 尼崎市南武庫之荘3丁目36-1          |                           |
| 種別   | 土地                       | 建物                        |
| 土地面積・建物延床面積  | 1,322.38 m <sup>2</sup>  | 2,048.9 m <sup>2</sup>    |
| 行政財産の設置目的<br>女性の自立及び社会参加の促進並びに女子労働者の福祉の増進  |                          |                           |
| 申請者氏名  | (特活)男女共同参画ネット尼崎          |                           |
| 許可物件の対象物、数量  | 自販機                      | 1                         |
| 使用許可目的、根拠条文  | 自動販売機の設置による飲料販売          | 規則第28条第1項第3号              |
| 使用許可の期間、根拠条文   | 平成23年4月1日<br>~平成23年9月30日 | 規則第31条第1項                 |
| 所管課の見解   |                          |                           |
| 使用許可目的と現状使用の合致の程度  | 合致している                   |                           |
| 当初行政財産として取得した財産の用途又は目的を妨げない程度の範囲での許可であるか   | 特に問題なし                   |                           |
| 使用料の額、根拠条文   | 5,355円(年額<br>10,710円)    | 規則第33条第1項第3号<br>尼公財第4200号 |
| 実費弁償の有無  | 有                        |                           |
| 現状の概要及び監査人の所見  |                          |                           |
| 申請者は、当該施設の指定管理者であり、所管課の見解の通りの内容で、特段指摘すべき事項は無い。   |                          |                           |
| 監査の結果及び意見  |                          |                           |
| <p>&lt;結果&gt; 使用許可更新手続きについて<br/>「行政財産使用許可申請書」が提出されているが、継続使用許可申請に該当することから、本来は「行政財産使用許可更新申請書」により申請される必要があった。</p>             |                          |                           |
| <p>&lt;意見&gt; 使用許可申請書類について<br/>行政財産使用許可申請書の添付書類として見取図のみを求めているが、他の自動販売機設置の場合の申請に比べて添付書類が少なく申請内容を理解するために十分ではない。改める必要がある。</p> |                          |                           |

## (5) こども青少年局

| 所管局・課   | こども青少年局   | 青少年課                    |
|---|---|-------------------------|
| 公有財産台帳の財産番号   | 1044  |                         |
| 財産名称(施設名)   | 青少年センター   |                         |
| 所在地(代表地番)   | 尼崎市栗山町2丁目25番1号  |                         |
| 種別  | 土地  | 建物                      |
| 土地面積・建物延床面積   | 5,226.44 m <sup>2</sup>                                       | 8,777.65 m <sup>2</sup> |
| 行政財産の設置目的<br>青少年の健全な育成と福祉の増進を図るための各種の事業を積極的に推進する。   |   |                         |
| 申請者氏名   | 尼崎市民まつり協議会  |                         |
| 許可物件の対象物、数量   | 事務室、倉庫  | 1                       |
| 使用許可目的、根拠条文   | 団体活動で利用する物品の保管及び団体の事務を行うため                                    | 規則第28条第1項               |
| 使用許可の期間、根拠条文  | 平成23年4月1日～平成24年3月31日  | 規則第31条第1項               |
| 所管課の見解  |   |                         |
| 使用許可目的と現状使用の合致の程度   | 合致している  |                         |
| 当初行政財産として取得した財産の用途又は目的を妨げない程度の範囲での許可であるか  | 特に問題なし  |                         |
| 使用料の額(円/年)、根拠条文   | 147,744円  | 規則第33条1号、2号             |
| 減免がある場合の金額(円/年)   | 147,744円  |                         |
| 減免の根拠条文及び理由   | 条23第6条第1項 青少年の健やかな育成を目的として、幅広い市民を対象とし団体活動を行っており、公共性も高い団体であるため |                         |
| 実費弁償の有無   | 有   |                         |
| 現状の概要及び監査人の所見   |   |                         |
| 使用許可の申請者について、使用許可を申請する者(尼崎市民まつり協議会)の代表(稲村和美)と使用許可をする者(尼崎市長 稲村和美)が同一である点については、裁量権の逸脱・濫用がなければ、直ちに民法第108条(自己契約又は双方代理)に違反しているとはまでは言えないが、好ましい形式ではないと考えられる。 |   |                         |

## (6) 産業経済局

| 所管局・課   | 産業経済局                     | 地方卸売市場                             |
|---|---------------------------|------------------------------------|
| 公有財産台帳の財産番号   | 918                       |                                    |
| 財産名称(施設名)   | 地方卸売市場                    |                                    |
| 所在地(代表地番)   | 潮江4丁目132-1                |                                    |
| 種別  | 土地                        | 建物                                 |
| 土地面積・建物延床面積   | 63,866.71 m <sup>2</sup>  | 46,716.33 m <sup>2</sup>           |
| 行政財産の設置目的<br>生鮮食料品の取引の適正化並びにその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の消費生活の安定に資する。 |                           |                                    |
| 申請者氏名   | A商店(匿名)<br>B商店(匿名)        |                                    |
| 許可物件の対象物、数量   | 店舗等、平面駐車場<br>店舗等          | 各1<br>1                            |
| 使用許可目的、根拠条文   | 市場における業務の適正かつ健全な運営を確保するため | 尼崎市公設地方卸売市場業務条例第41条<br>同条例施行規則第53条 |
| 使用許可の期間、根拠条文  | 平成23年4月1日～平成24年3月31日      | 尼崎市公有財産規則第31条第1項                   |
| 所管課の見解  |                           |                                    |
| 使用許可目的と現状使用の合致の程度   | 合致している。                   |                                    |
| 当初行政財産として取得した財産の用途又は目的を妨げない程度の範囲での許可であるか                        | 特に問題なし                    |                                    |
| 使用料の額(円/年)、根拠条文   | 479,520<br>784,980        | 尼崎市公設地方卸売市場業務条例第42条<br>同条例施行規則第54条 |
| 実費弁償の有無   | 有                         |                                    |
| 現状の概要及び監査人の所見   |                           |                                    |
| これらの事業者については、使用料等の未収金が発生している。平成23年3月31日現在の各事業者の滞納等の状況は次の通りである。  |                           |                                    |
| A商店(匿名) (単位:円)  |                           |                                    |
|   | 平成22年度(11~3月)             |                                    |
| 面積割使用料  | 404,920                   |                                    |
| 実費弁償金(電気・水道・ガス)   | 223,238                   |                                    |
| 計   | 628,158                   |                                    |
| 保証金残高   | 200,000円                  |                                    |

経営悪化により、平成21年度に初めて未収金が発生したが、平成21年度分は平成22年度中に完納している。平成23年度分については、4月～6月分は未入金となっているが、資金繰りに一定の目処がついたとのことであり、7月及び8月分は入金済みである。なお、平成23年度に使用施設の一部を返還しており、現在は店舗部分と平面駐車場1台を使用している。

B 商店（匿名）

（単位：円）

|                  | 平成22年度（10・11月） |
|------------------|----------------|
| 面積割使用料           | 130,830        |
| 実費弁償金（電気・水道・下水道） | 89,624         |
| 計                | 220,454        |

保証金残高 196,900円

経営悪化により、平成22年度に初めて未収金が発生した。再三、納付書を再発行し、持参しているにもかかわらず、未入金の状況である。

上記に加えて、平成22年3月31日付で廃業した下記の事業者についても未収金が発生している。未収金の状況は次の通りである。

C 商店（匿名）

（単位：円）

|                  | 平成18年度  | 平成20年度  | 平成21年度  | 平成22年度 | 合計        |
|------------------|---------|---------|---------|--------|-----------|
| 面積割使用料           | 34,080  | 51,120  | 46,860  | -      | 132,060   |
| 実費弁償金<br>（電気・水道） | 249,738 | 364,088 | 294,443 | 13,778 | 922,047   |
| 計                | 283,818 | 415,208 | 341,303 | 13,778 | 1,054,107 |

経営悪化により、平成17年度より未収金が発生し、平成17年度分は平成21年度に全額納付したが、経営悪化に歯止めがかからず、廃業に至った。C商店は市の許可を得た上で、市場内の余剰地に店舗等を自ら建設し、当該施設を市に寄付採納を行うことで、当該施設に係る使用料の減免を受けていたため、保証金を預かっていなかった。このため、未収金に対する保証金の充当は行われていない。

場内業者の使用料等については、尼崎市公設地方卸売市場業務条例第41条～第44条及び同条例施行規則第53条～第56条に規定しており、これらに基づき徴収が行われているが、延滞金については同条例及び同条例施行規則に定めがないことから、「尼崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例」（昭和31年、条例第9号）が適用されることとなる。

しかしながら、場内業者が使用料等を滞納する場合は、経営状況が極めて悪化し、自転車操業に陥り、資産も差し押さえられて、結果として廃業していくというケースがほとんどである。

よって、場内業者との折衝の場面においては、納付指導のみならず、経営状況の確認及び指導・助言等を交えながらの折衝となることから、滞納使用料等の徴収に際し、まずは元金相当の使用料を徴収することを最優先に取り組んでいるため、尼崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例に基づいた督促手続にまで至っていない。

監査の結果及び意見

<結果> 使用料等の督促手続き、延滞金の請求について

尼崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例第1条に基づいた督促手続を行うべきである。

尼崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例第3条に規定されている延滞金の請求を行うべきである。

#### 第4 平成23年度監査テーマに関連する過年度指摘事項の措置の状況

法第252条の38、第6項は、包括外部監査結果の報告と結果についての措置を規定している。

(前略) 監査の結果に関する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた包括外部監査対象団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。

中核市になり3年目の包括外部監査でひとつの区切りを迎える。すなわち、テーマ1年目「外郭団体」、2年目「普通財産」、そして本年が「行政財産」というように徐々に市の外側から中心へ重点を絞り込みながら、3年がかりでローラーをかけ、「尼崎市」の現状を分析するという手法を取った。その過程で、特に行政財産というテーマは、過去2年の「監査の結果及び意見」と密接に関係している部分が多い。

本報告書のテーマに関連する事項に限定した過年度(平成21年度及び平成22年度)の指摘事項(監査の結果及び意見)の所管局の措置の状況をまとめれば次の通りである。

なお、個々の措置の状況に対する監査人の見解は記載していない。

(合計) 単位：件数

| 合計   | 対応済み  | 未対応         |        |           |
|------|-------|-------------|--------|-----------|
|      |       | 方向性を示しているもの | 検討中のもの | 見解の相違するもの |
|      |       | A           | B      | C         |
| 39   | 9     | 3           | 18     | 9         |
| 100% | 23.1% | 7.7%        | 46.1%  | 23.1%     |

うち、(結果) 単位：件数

| 合計    | 対応済み | 未対応         |        |           |
|-------|------|-------------|--------|-----------|
|       |      | 方向性を示しているもの | 検討中のもの | 見解の相違するもの |
|       |      | A           | B      | C         |
| 5     | 3    | 2           | -      | -         |
| 12.8% | 7.7% | 5.1%        | 0.0%   | 0.0%      |

うち、(意見) 単位：件数

| 合計    | 対応済み  | 未対応         |        |           |
|-------|-------|-------------|--------|-----------|
|       |       | 方向性を示しているもの | 検討中のもの | 見解の相違するもの |
|       |       | A           | B      | C         |
| 34    | 6     | 1           | 18     | 9         |
| 87.2% | 15.4% | 2.6%        | 46.1%  | 23.1%     |

監査人の総合所見

全件数39のうち、「結果」は5件、「意見」は34件である。

結果の措置については、A又はBに全件が該当する。Bに属する指摘は、次年度以降A分類になるまで、所管担当に引き継がれるという説明を受けた。この点は評価できるものである。

「意見」については、Cの18件(46%)が検討中とされており、Dの9件(23%)は見解が相違するものとなっている。Cについては、前向きな内容の回答が大半である。全体の1/4近くがDの見解の相違となっていることについて、改めて現場の理解を得ることの難しさを感じさせる結論になっている。

|   |        |         |
|---|--------|---------|
| 所管局・課   | 財産番号   | 00782   |
| 結果・意見として指摘した過年度包括外部監査報告書の箇所   |        |         |
| 平成21年度 P99 財団法人尼崎市環境整備事業公社  |        |         |
| 「尼崎市立弥生ヶ丘斎場」における葬儀式場の有効活用の必要性について<意見>   |        |         |
| 「尼崎市弥生ヶ丘斎場」(尼崎市弥生ヶ丘1番1号)には、葬儀式場が1部屋あり、価格については以下のとおりである。エアコン完備、パイプ椅子数十脚とマイク、演台も備え付けられている。  |        |         |
| 区分  | 市内     | 市外      |
| 2時間まで   | 5,200円 | 10,400円 |
| 延長2時間まで1時間につき   | 1,000円 | 2,000円  |
| しかしながら、利用は年間約3回程度しかなく概ね遊休している状態であり、まさに「もったいない」と言わざるを得ない状況である。せっかくの設備であるから、利用率を高めるべく有効活用の方法がないか検討する必要がある。  |        |         |
| 措置の状況   |        |         |
| C   |        |         |
| 公社が、指定管理者として、尼崎市弥生ヶ丘斎場の管理運営業務を実施するにあたりましては、尼崎市弥生ヶ丘斎場の設置及び管理に関する条例及び同規則のほか、尼崎市との協定書や管理業務実施要綱に定める管理の基準に基づいて誠実かつ適正に行うこととなっております。ご指摘の葬儀式場についても、それらの基準に従い、受け付けや貸し出し、使用料の徴収等の業務を行っておりますが、利用件数が少なく、十分に施設が活用されていないことは認識しております。現在、尼崎市において、葬儀式場の有効活用について検討がなされており、公社としましても、施設を管理する立場から尼崎市と協議・調整を行ってまいりたいと考えております。 |        |         |

|  |                |               |      |
|--|----------------|---------------|------|
| 所管局・課  | 健康福祉局<br>保健企画課 | 財産番号          | 1306 |
| 結果・意見として指摘した過年度包括外部監査報告書の箇所  |                |               |      |
| 平成22年度   |                | (旧)厚生専門学院、P68 |      |
| <u>有効活用の方向性について&lt;意見&gt;</u>  |                |               |      |
| <p>旧厚生専門学院は兵庫県立塚口病院敷地と地続きになっているが、学院の建物は撤去されないままであり、病院の倉庫代わり程度の活用状況となっている。一体として有効活用されているとまでは言えない。兵庫県との間で今後進められる協議において速やかに有効活用の方向性を取り決める必要がある。</p>                 |                |               |      |
| 措置の状況  |                |               |      |
| <u>C</u>   |                |               |      |
| <p>当該敷地については、兵庫県立塚口病院に含まれる市有地と一体的に活用を図ることが効果的と考えているが、塚口病院の跡地利用については、県立病院統合再編計画において「地域全体の保健医療・福祉の向上につながる活用先について検討を行う」と記されており、市としてもこれを踏まえながら、効果的な活用について検討していく。</p> |                |               |      |

|   |  |            |     |
|---|--|------------|-----|
| 所管局・課   |  | 財産番号       | 947 |
| 結果・意見として指摘した過年度包括外部監査報告書の箇所   |  |            |     |
| 平成21年度  |  | 土地開発公社、P71 |     |
| <u>健全化計画外の土地の処理について&lt;意見&gt;</u>   |  |            |     |
| <p>建設利息の負担を最少化する方策の早急な検討が望まれる。健全化計画外の土地の処理に時間をかけるべきではない。市は早期に土地開発公社から買い戻すべきである。</p> <p>事業計画の実現を早めるか、計画当初の状況（人口構成、産業構造、生活状況、尼崎市の財政事情等）からの情勢変化を踏まえ、事業計画の再評価を公開の下で議論するべきである。その場合に仮に売却の結論が出されても、土地開発公社で売価損を発生させるわけにはいかない。いずれにしても一度市が買い取らなければならない。</p> <p>なお、経営健全化計画外の土地について、外部に売却する可能性がある以上、時価を把握しておくべきである。</p> |  |            |     |
| <u>歴史博物館・図書館事業用地について&lt;意見&gt;</u>  |  |            |     |
| <p>歴史博物館・図書館事業用地は、健全化計画外の土地の70%を占める物件である。市は早期に土地開発公社から買い戻すべきであるが、埋蔵文化財調査を行っていないと動きが取れない。早急な着手に努めるべきである。</p>   |  |            |     |
| <u>土地開発公社の設立目的の再確認について&lt;意見&gt;</u>  |  |            |     |
| <p>公社の設立根拠法である公拡法は、地価が上昇していくという予測で</p>  |  |            |     |

作成されたものである。現状はこの法律の想定する経済情勢と乖離している。事業計画の洗い直し、先行取得土地のスケジューリング化を行い、土地開発公社の経済性・効率性、先行取得土地の事業化の可能性・必要性を検証しながら経営健全化計画外の土地の処理を進めるべきである。

時価で尼崎市が買い取るなど、売却損が土地開発公社で発生するスキームの場合は、平成25年度が期限ではあるが、市が債務保証をしている土地開発公社借入金の償還に要する経費を「第三セクター等改革推進債」の活用で賄うことも検討するべきである。その場合には、土地開発公社の廃止を伴うものであり、土地先行取得という公社機能に代わるものが必要になる。

**措置の状況**

C

健全化計画外の土地については、これまでも所管課へ買戻しに向けての検討を依頼しているところであり、その中でも特に簿価が多額となっている歴史博物館・図書館用地は、城内地区まちづくり基本指針の中で「土地利用の検討」が示されており、教育委員会事務局を中心に会議体を立ち上げ、今後の検討を行っている。なお、市有地のうち、売却の可能性が高いものについては、公社から買戻したものを含めて、時価の把握に努める。

C

歴史博物館・図書館用地については、城内地区まちづくり基本指針の中で「土地利用の検討」が示されており、教育委員会事務局を中心に会議体を立ち上げ、今後の検討を行っている。

C

計画外の公社保有地のうち、その大部分を占める歴史博物館・図書館用地については、すでに市内部で会議体を立ち上げ、当該用地の活用も含めた周辺地区のまちづくりについて検討を行っているところである。それ以外の用地については、現状から早期の事業化は困難であるが、財政状況を勘案する中で、早期の買戻しに向けて検討を行っていく。なお、公社保有地は、市と簿価で買い取る旨の協定を結んでいることから、時価で市が買い取るにより公社において売却損が発生し、その差損を市が債務保証によって補てんするといった事態は発生しない。

|                             |  |                         |
|-----------------------------|--|-------------------------|
| 所管局・課                       | 財産番号   | 971,972,973,974,975,976 |
| 結果・意見として指摘した過年度包括外部監査報告書の箇所 |  |                         |
| 平成21年度                      | 財団法人尼崎市スポーツ振興事業団<br>(現、公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団)<br>P275 |                         |

指定管理業務における自主事業について<意見>

屋内プール事業及び地区体育館の事業は、社会体育施設指定管理業務（非公募）にあわせて自主事業として行われ、体育館事業と総合体育館事業は、記念公園の指定管理業務（非公募）にあわせて自主事業として行われている。

この点について、自主事業は民間事業者との競合が生じる事業でもあるので、現在の市の財政状況を考えると、こうした施設についても公募による指定管理者の選定も検討すべきである。

**措置の状況**

D

財団法人尼崎市スポーツ振興事業団は、尼崎市の間に広く、体育・スポーツの振興を図ることにより、心身ともに健全な市民の育成と、明るく豊かな地域社会を建設することを目的に昭和58年に設立された団体である。

本市と一体となり事業展開においても連携した中で、市民スポーツの振興を目指して、「スポーツのまち尼崎」の実現に継続的に取り組む唯一の団体であり、スポーツ事業を通して営利を追求する民間企業との設立の経緯や目的が根本的に違っている。

自主事業の実施においては、常に市民の目線に立ち、利用者ニーズを把握した中で、継続的かつ効果的に事業を展開しており、教室の受講料等を極めて抑えた中で料金を設定するなど、本市のスポーツ振興に非常に多大な貢献をしている。

また、同事業団としても、経営改善に積極的に取り組み、人件費の削減や効率的な事業展開を行うなど経営努力を日々重ねながら、自立経営に向けた運営に努めている。

同事業団の設立趣旨が、社会体育施設（地区体育館、屋内プール）の設置目的と合致しており、同事業団において施設の目的に沿った自主事業が実施できることから、引き続き指定管理業務については、非公募での実施を予定している。

**所管局・課**

財産番号 00166

**結果・意見として指摘した過年度包括外部監査報告書の箇所**

平成21年度 近畿高エネルギー加工技術研究所、P201～209

無償貸与等について<意見>

無償貸与の固定資産の实地棚卸について<意見>

**措置の状況**

D

近畿高エネルギー加工技術研究所は、先端的な技術の支援や新製品開発を促進し、結果として、地域企業の活性化に資することを目的としており、公的施設として幅広い企業に気軽に利用していただく必要があ

る。そのため、機器等については、無償貸与及び免除を行い、利用料の低廉化を図ってきたところであり、仮に有償で貸与した場合は、利用料の値上げにつながり、特に開発資金が潤沢でない小規模企業の利用の低下となり、公的施設としての本来の意義や機能を失いかねないおそれもあると考える。補助金の効果については、機器の整備自体が経済効果として直接現れるものではないため、具体的な検証は困難であるが、市内企業における技術力の向上や試作支援、新製品開発、人材育成等において一定の効果があったものと考えている。

C

無償貸与しているものは市の備品であることから、これまでと同様、年1回以上、定期的に備品台帳との照合をはかり、その実在性の確認を行っていく。その他の使用状況等の棚卸については、これまで不定期で確認等を行ってきたところであるが、今後は、財団法人と協議し、確認方法、報告時期などについてルール化を行い、効率的な実地棚卸になるよう努めてまいりたい。

|  |                |            |      |
|--|----------------|------------|------|
| 所管局・課  | こども青少年局<br>保育課 | 財産番号       | 1247 |
| 結果・意見として指摘した過年度包括外部監査報告書の箇所  |                |            |      |
| 平成22年度   |                | 園和北保育園、P69 |      |
| 無償貸与であっても貸付料を継続的に把握することについて<意見><br>社会福祉法人等に対する無償貸付の場合であっても、貸付料を把握して経済性、効率性、有効性のバランスを常に認識しておく必要がある。 |                |            |      |
| 措置の状況  |                |            |      |
| <u>A</u><br>貸付料については、22年度分から把握した。  |                |            |      |

|  |                |            |      |
|--|----------------|------------|------|
| 所管局・課  | こども青少年局<br>保育課 | 財産番号       | 1249 |
| 結果・意見として指摘した過年度包括外部監査報告書の箇所  |                |            |      |
| 平成22年度   |                | 大島南保育園、P72 |      |
| 貸付申請書への添付書類について<意見><br>規則第49条1項により、公有財産貸付申請書(第8号様式)に「添付書類」とされている全ての書類の添付省略を認めているが、同項は所定の条件に当てはまる場合に連帯保証人を不要とする定めであり、添付書類の全ての添付省略を認めている規定ではない。貸付申請書記載の添付書類のすべての提出が義務づけられたものか否かは議論があるところであるが、原則として提出されるべきであると考えなければならない。 |                |            |      |

|   |  |
|---|--|
| 措置の状況   |  |
| <p><u>C</u><br/>         次回の貸付時から法人保育園の履歴事項全部証明書、見取図、実測図を添付書類として提出を求めていく。</p> |  |

|   |                |      |      |
|---|----------------|------|------|
| 所管局・課   | こども青少年局<br>保育課 | 財産番号 | 2179 |
| 結果・意見として指摘した過年度包括外部監査報告書の箇所   |                |      |      |
| 平成22年度 (旧) いまふくゆうゆう保育園、P74  |                |      |      |
| <p><u>資産及び資金の効率的運用の観点からみた予定通りの売却の実行について&lt;意見&gt;</u><br/>         平成22年度中の売却を予定通り実行し、資産及び資金の効率的な運用を図る必要がある。</p> <p><u>建物登記の有無の確認について&lt;意見&gt;</u><br/>         規則第16条により、建物は登記されるべきものと考えられるが、建物の登記がなされているか否か確認できなかった。</p> |                |      |      |
| 措置の状況   |                |      |      |
| <p><u>A</u><br/>         平成23年2月4日に売却済みである。</p> <p><u>A</u><br/>         建物の登記はされていなかった。建物は平成23年2月4日に売却済みである。</p>   |                |      |      |

|  |                |      |      |
|--|----------------|------|------|
| 所管局・課  | こども青少年局<br>保育課 | 財産番号 | 1364 |
| 結果・意見として指摘した過年度包括外部監査報告書の箇所  |                |      |      |
| 平成22年度 (旧) 竹谷保育所、P146  |                |      |      |
| <p><u>行政財産への財産区分の変更及び所管換えについて&lt;結果&gt;</u><br/>         普通財産ではなく、公共の目的に供される行政財産とすべきものであり、公民館を所管する教育委員会に所管換えする必要がある。</p> |                |      |      |
| 措置の状況  |                |      |      |
| <p><u>B</u><br/>         教育委員会への所管換えに向けて協議中である。</p>  |                |      |      |

|                             |                |      |      |
|-----------------------------|----------------|------|------|
| 所管局・課                       | こども青少年局<br>保育課 | 財産番号 | 1755 |
| 結果・意見として指摘した過年度包括外部監査報告書の箇所 |                |      |      |
| 平成22年度 (旧) 猪名寺保育所、P147      |                |      |      |

|   |  |
|---|--|
| <p><u>行政財産への財産区分の変更及び所管換えについて&lt;結果&gt;</u><br/>         普通財産ではなく公共の目的に供される行政財産とすべきものであり、水路等を管理する河港課に所管換えする必要がある。</p> |  |
| <p><b>措置の状況</b></p>   |  |
| <p><u>B</u><br/>         河港課への所管換えに向けて協議中である。</p>   |  |

|  |                 |                         |      |
|--|-----------------|-------------------------|------|
| 所管局・課  | こども青少年局<br>青少年課 | 財産番号                    | 1417 |
| <p><b>結果・意見として指摘した過年度包括外部監査報告書の箇所</b></p>  |                 |                         |      |
| 平成22年度   |                 | 青少年センターその他(旧宿舎)<br>P150 |      |
| <p><u>施設全体として売却も含めた有効活用策の検討について&lt;意見&gt;</u><br/>         宿舎として利用されていた建物を含む敷地全体を青少年センターとして利用しているものである。普通財産である宿舎の用途廃止に際して、行政財産であるこども青少年局の一部が利用する建物及びこども科学ホールの建物を含め、すべての建物の老朽化と当初目的外利用並びに利用面積の減少による資産及び資金活用の非効率性を考えれば、当該普通財産たる旧宿舎にとどまらず、行政財産を含む関連する全ての土地建物の利用実態を精査し、一体としての有効活用、整理統廃合、売却などの抜本的な方向性の検討が必要である。</p> |                 |                         |      |
| <p><u>建物登記の有無の確認について&lt;意見&gt;</u><br/>         この建物は、規則第16条により登記されるべきものと考えられるが、建物の登記がなされているか否か確認できなかった。</p>   |                 |                         |      |
| <p><b>措置の状況</b></p>  |                 |                         |      |
| <p><u>C</u><br/>         「プラン22」の取組項目の一つとして、公共施設の見直しの検討を行っているところであり、施設の廃止や場所の見直し、管理運営面での見直しなどに取り組んでいく対象施設に青少年センターも含まれている。今後は全庁的な公共施設の整理統廃合の方向性のもと、移転・建替も視野に入れた検討を引き続き進めていく。</p>  |                 |                         |      |
| <p><u>C</u><br/>         当該施設の登記については、不動産登記法の附則(平成16年法律第123号)第9条により、表示登記の申請義務が免除されているが、今後、財産の適切な保全管理という見地から、適宜、関係課と調整を行う。</p>  |                 |                         |      |

|   |                 |                  |      |
|---|-----------------|------------------|------|
| 所管局・課                                     | こども青少年局<br>青少年課 | 財産番号             | 1923 |
| <p><b>結果・意見として指摘した過年度包括外部監査報告書の箇所</b></p> |                 |                  |      |
| 平成22年度                                    |                 | (旧)上ノ島青少年会館、P152 |      |

行政財産への財産区分の変更について<意見>

総合センター「のびのび館」として利用されている実態は、住民の一般的共同利用を目的とする「公共財産」であり、普通財産ではなく行政財産とする必要がある。

総合センター全体における今後の効率的活用の推進について<意見>

補助金清算に伴う、国・県との調整が課題であるが、現在進められている地域の施設見直し計画の中で、移転集約・売却について地域との協議を遅滞なく実施し、総合センター全体における、今後の市財産の効率的活用を予定どおりに進める必要がある。

建物登記の有無の確認について<意見>

この建物は、規則第16条により登記されるべきものと考えられるが、建物の登記がなされているか否か確認できなかった。

**措置の状況**

D

地域における各施設の見直しが進行しており、上ノ島総合センター1階に機能を移転し、平成23年度売却予定である。

C

地域における各施設の見直しが進行しており、上ノ島総合センター1階に機能を移転し、平成23年度売却予定である。

C

当該施設の登記については、不動産登記法の附則（平成16年法律第123号）第9条により、表示登記の申請義務が免除されているが、今後、財産の適切な保全管理という見地から、適宜、関係課と調整を行う。

|       |              |      |      |
|-------|--------------|------|------|
| 所管局・課 | こども青少年局・青少年課 | 財産番号 | 1924 |
|-------|--------------|------|------|

**結果・意見として指摘した過年度包括外部監査報告書の箇所**

平成22年度 (旧)今北青少年会館、P154

行政財産への財産区分の変更について<意見>

総合センターとして利用されている実態は、住民の一般的共同利用を目的とする「公共財産」であり、普通財産ではなく行政財産とする必要がある。

他の施設との統廃合、売却も含めた今後の対策について<意見>

平成18年4月の用途廃止以後、平成19年に企画財政局総務課から出された「旧青少年会館の施設活用方針」に従い、公募実施するも応募者はなく又複合施設で、売却は不可能な状況にあると市は判断してい

る。しかしながら、有効活用に向けた動きも見られるものの、進展がないようであれば、他の施設との統廃合、売却に向けた抜本的な対策が早急になされる必要がある。

建物登記の有無の確認について<意見>

この建物は、規則第16条により登記されるべきものと考えられるが、建物の登記がなされているか否か確認できなかった。

**措置の状況**

D

総合センター全体で今後の活用方策を検討していくなかで、全6総合センターの施設体制整備が完了するまでの間、当面は暫定的に今北総合センター分館として、財産区分の変更は行わず、管理することとする。

D

総合センター全体で今後の活用方策を検討していくが、複合施設のため売却不能。当面は休館とし、主に青少年事業実施のために利用を継続する。

C

当該施設の登記については、不動産登記法の附則（平成16年法律第123号）第9条により、表示登記の申請義務が免除されているが、今後、財産の適切な保全管理という見地から、適宜、関係課と調整を行う。

|   |                 |                    |      |
|---|-----------------|--------------------|------|
| 所管局・課   | こども青少年局<br>青少年課 | 財産番号               | 1927 |
| 結果・意見として指摘した過年度包括外部監査報告書の箇所   |                 |                    |      |
| 平成22年度  |                 | (旧)南武庫之荘青少年会館、P156 |      |
| <u>他の施設との統廃合、売却も含めた今後の対策について&lt;意見&gt;</u>  |                 |                    |      |
| 平成18年4月の用途廃止以後、平成19年に企画財政局総務課から出された「旧青少年会館の施設活用方針」に従い、公募実施するも応募者はなく、又複合施設で、売却は不可能な状況にあると管理担当課は判断している。しかしながら、活用に向けた動きも見られるものの、進展がないようであれば、他の施設との統廃合、売却に向けた抜本的な対策が早急になされる必要がある。 |                 |                    |      |
| <u>建物登記の有無の確認について&lt;意見&gt;</u>   |                 |                    |      |
| この建物は、規則第16条により登記されるべきものと考えられるが、建物の登記がなされているか否か確認できなかった。  |                 |                    |      |

|   |  |
|---|--|
| <b>措置の状況</b>  |  |
| <p><u>D</u></p> <p>総合センター全体で今後の活用方を検討していくが、複合施設のため売却不能である。当面は休館とし、主に青少年事業実施のために利用を継続する。</p>                             |  |
| <p><u>C</u></p> <p>当該施設の登記については、不動産登記法の附則（平成16年法律第123号）第9条により、表示登記の申請義務が免除されているが、今後、財産の適切な保全管理という見地から、適宜、関係課と調整を行う。</p> |  |

|  |                   |                   |      |
|--|-------------------|-------------------|------|
| <b>所管局・課</b>   | 環境市民局<br>クリーンセンター | <b>財産番号</b>       | 1779 |
| <b>結果・意見として指摘した過年度包括外部監査報告書の箇所</b>   |                   |                   |      |
| 平成22年度   |                   | (旧)第1工場第1機械炉、P134 |      |
| 有効活用のための定期的な検討会の実施等について<意見>  |                   |                   |      |
| 本件建物の有効利用のために定期的な検討会の実施及びその検討内容を書面化し整理保管していくべきである。   |                   |                   |      |
| <b>措置の状況</b>   |                   |                   |      |
| <p><u>C</u></p> <p>本件建物を含めた施設のあり方について、施設整備検討会を実施し、今後の方向性の協議を行った（平成23年3月、5月の2回開催）。</p> <p>本件建物については、現時点での解体費用を把握するため、必要経費の見積りを依頼中であるが、建物の有効活用については、具体的な内容にまで踏み込めていない状況にあり、引き続き施設整備検討会にて有効活用できるように検討し、その内容を書面にて保存していく。</p> |                   |                   |      |

|   |                   |             |      |
|---|-------------------|-------------|------|
| <b>所管局・課</b>  | 環境市民局<br>クリーンセンター | <b>財産番号</b> | 1780 |
| <b>結果・意見として指摘した過年度包括外部監査報告書の箇所</b>  |                   |             |      |
| 平成22年度  |                   | (旧)第3工場、P59 |      |
| 今後の利用予定についての定期的な検討会の実施等について<意見>   |                   |             |      |
| 今後の処分・利用予定について、定期的に検討会を実施し、その検討内容を書面にて保存していく必要がある。  |                   |             |      |
| <b>措置の状況</b>  |                   |             |      |
| <p><u>C</u></p> <p>本件建物を含めた施設のあり方について、施設整備検討会を実施し、今後の方向性について検討を行った（平成23年3月、5月の2回開催）。</p> <p>本件敷地内には、当該建物の他に稼働中建物があるため、切り離して売却することは困難な状況であり、具体的な内容にまでは踏み込めてい</p> |                   |             |      |

ないが、本件建物についての現時点での解体費用を把握するため、必要経費について見積りを依頼中であり、処分を含めた建物の有効活用について、引き続き施設整備検討会にて、具体的な財産活用の方向性を示すことを目指し、検討会を実施した際にはその内容を書面にて保存していく。

|  |           |               |      |
|--|-----------|---------------|------|
| 所管局・課  | 協働推進局・人権課 | 財産番号          | 2095 |
| 結果・意見として指摘した過年度包括外部監査報告書の箇所                            |           |               |      |
| 平成22年度   |           | 神崎総合センター、P126 |      |
| <u>取得日の記載誤りについて&lt;結果&gt;</u>                          |           |               |      |
| 取得日の記載が誤っている。  |           |               |      |
| <u>行政財産への財産区分の変更の検討について&lt;意見&gt;</u>                  |           |               |      |
| 全6総合センターの施設体制が完了し、現在の利用状況が継続する場合は、行政財産への振替を検討すべきである。   |           |               |      |
| 措置の状況  |           |               |      |
| <u>A</u>   |           |               |      |
| 公有財産台帳備考欄に取得年月日、昭和44年9月18日と記載することで対応済みである。             |           |               |      |
| <u>D</u>   |           |               |      |
| 神崎総合センターの分館として、当面は財産区分の変更は行わず、総合センター全体で今後の活用方策を検討していく。 |           |               |      |

|  |           |                    |      |
|--|-----------|--------------------|------|
| 所管局・課  | 協働推進局・人権課 | 財産番号               | 2096 |
| 結果・意見として指摘した過年度包括外部監査報告書の箇所  |           |                    |      |
| 平成22年度   |           | 神崎総合センター(貸付地)、P129 |      |
| <u>取得日の誤り及び評価額の計上について&lt;結果&gt;</u>  |           |                    |      |
| 取得日の記載が誤っており、また、評価額が記載されていないが、「2095普通財産神崎総合センター」と按分の上、評価額を計上すべきである。                      |           |                    |      |
| <u>貸付財産として台帳を整理することについて&lt;結果&gt;</u>  |           |                    |      |
| 普通財産貸付台帳を整備し、貸付財産として管理すべきである。  |           |                    |      |
| 措置の状況  |           |                    |      |
| <u>A</u>   |           |                    |      |
| 公有財産台帳備考欄に取得年月日、昭和55年7月15日と記載することで対応済みである。また、評価額については、土地台帳の備考欄に貸付面積相当評価額を記載することで対応済みである。 |           |                    |      |

|   |           |           |
|---|-----------|-----------|
| A   |           |           |
| <p>総合センター全体で今後の活用方策を検討していくなかで、神崎総合センター分館として普通財産としているのは当面の対応であり、主に青少年事業の実施のため使用を継続する予定である。</p> <p>当面の間、貸付している一部については普通財産貸付台帳を整備済みであり、公有財産システム同様、貸付財産として管理する。</p> |           |           |
| 所管局・課   | 協働推進局・人権課 | 財産番号 2117 |
| 結果・意見として指摘した過年度包括外部監査報告書の箇所   |           |           |
| 平成22年度 水堂総合センター、P131  |           |           |
| 行政財産への財産区分の変更の検討について<意見>  |           |           |
| <p>全6総合センターの施設体制が完了し、現在の利用状況が継続する場合は、行政財産への振替を検討すべきである。</p>   |           |           |
| 措置の状況   |           |           |
| D   |           |           |
| <p>水堂総合センター分館として当面は財産区分の変更は行わず、総合センター全体で今後の活用方策を検討していく。</p>   |           |           |

|  |                |          |
|--|----------------|----------|
| 所管局・課  | 都市整備局<br>住宅政策課 | 財産番号 290 |
| 結果・意見として指摘した過年度包括外部監査報告書の箇所  |                |          |
| 平成22年度 武庫川住宅、P30   |                |          |
| 解体除却済み建物の台帳からの削除について<意見>   |                |          |
| <p>規則第4条及び第63条では、公有財産の取得、管理及び処分を適正に行い、現況を的確に把握するため、公有財産を記録管理するための基礎帳簿として公有財産台帳を置くこととされており、運用第7-1において、「公有財産の正確な記録管理は、適正な財産管理の基本であるから、各局長は、公有財産台帳を整備し、その増減及び異動があるごとに、直ちに記録し、管理しておかなければならない」とされている。</p> <p>当該建物について、既に解体除却されている市営住宅(建物)が平成21年度の公有財産台帳に登載されていることは、同規則の趣旨である「公有財産の適正な管理」という観点から問題がある。建物については、適切な手続きを実施すべきである。</p> |                |          |
| 有効活用の積極的検討について<意見>   |                |          |
| <p>当該用地については、土地の活用方針を土地活用担当部局において積極的に検討すべきであるが、本来は市営住宅としての用途を廃止する前に検討するべきであった。</p>   |                |          |
| 措置の状況  |                |          |
| A  |                |          |
| <p>解体除却済み建物の台帳からの削除について手続済である。</p>   |                |          |

C

当該用地については、市営住宅としての活用は考えておらず、立地条件から売却は困難と捉えているため、関係部局において他用途への転用も含めて、活用方策の検討を進めている。

|  |                |          |     |
|--|----------------|----------|-----|
| 所管局・課  | 都市整備局<br>住宅政策課 | 財産番号     | 291 |
| 結果・意見として指摘した過年度包括外部監査報告書の箇所  |                |          |     |
| 平成22年度   |                | 琴浦住宅、P33 |     |
| <u>解体除却済み建物の台帳からの削除について&lt;意見&gt;</u>  |                |          |     |
| <p>規則第4条及び第63条では、公有財産の取得、管理及び処分を適正に行い、現況を的確に把握するため、公有財産を記録管理するための基礎帳簿として公有財産台帳を置くこととされており、運用第7-1において、「公有財産の正確な記録管理は、適正な財産管理の基本であるから、各局長は、公有財産台帳を整備し、その増減及び異動があるごとに、直ちに記録し、管理しておかなければならない」とされている。</p> <p>当該建物について、既に解体除却されている市営琴浦住宅(建物)が平成21年度の公有財産台帳に登載されていること、また当該用地について、用途廃止された市営住宅の跡地で、公用又は公共の用に供さなくなった土地が行政財産として管理されていることは、同規則の趣旨である「公有財産の適正な管理」という観点から問題がある。建物については、適切な手続きを実施する必要がある。</p> |                |          |     |
| <u>用途廃止された用地の普通財産への区分変更について&lt;意見&gt;</u>  |                |          |     |
| <p>用地については、用途廃止された市営住宅の跡地であり、「行政財産」から「普通財産」へ財産分類の変更を行うべきである。</p>   |                |          |     |
| <u>有効活用の積極的検討について&lt;意見&gt;</u>  |                |          |     |
| <p>当該用地は、広大な旧琴浦住宅の跡地であり、立地的にも恵まれた環境にある。事業用定期借地権(借法上、期間満了時に更地返還が原則)の設定による貸付料の収入の増加や企業誘致等による市税収入の増加等を図るべく跡地活用の方針について具体的に検討する専門委員会を設置するなどして、積極的な財源確保に努めるべきである。しかしながら、本来は市営住宅としての用途を廃止する前に検討するべきであったと考えられ、具体的な活用方針が決められないまま長期間保有し続けることは避けるべきである。</p>   |                |          |     |
| 措置の状況  |                |          |     |
| <u>A</u>   |                |          |     |
| 解体除却済み建物の台帳からの削除について手続き済である。   |                |          |     |

B

当該用地については、本年度内に活用方針の目途がたつ予定であることから、その時点で活用方途に応じ財産区分を変更する。

C

当該用地については、関係部局において検討を行っており、本年内に活用方針の目途がたつ予定である。

|   |                  |      |      |
|---|------------------|------|------|
| 所管局・課   | 都市整備局<br>再開発調整担当 | 財産番号 | 2139 |
| 結果・意見として指摘した過年度包括外部監査報告書の箇所   |                  |      |      |
| 平成22年度 都市拠点整備（庄下川公園）事業用地、P35  |                  |      |      |
| <u>用途廃止のうえ普通財産への区分変更について&lt;意見&gt;</u><br>規則第4条及び第63条では、公有財産の取得、管理及び処分を適正に行い、現況を的確に把握するため、公有財産を記録管理するための基礎帳簿として公有財産台帳を置くこととされており、運用第7-1において、「公有財産の正確な記録管理は、適正な財産管理の基本であるから、各局長は、公有財産台帳を整備し、その増減及び異動があるごとに、直ちに記録し、管理しておかなければならない」とされている。<br>当該用地は、「公用又は公共用に供し又は供用することを決定した財産」（行政財産）に該当しない未利用地である。これを行政財産として管理することは、同規則の趣旨である「公有財産の適正な管理」という観点から問題がある。当該用地については、行政財産としての用途廃止を行い、「行政財産」から「普通財産」へ財産分類を変更すべきである。 |                  |      |      |
| <u>有効活用の積極的検討について&lt;意見&gt;</u><br>総務省公表「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」では、未利用財産の売却促進や資産の有効活用等が重要課題として指摘されており、市は、財源確保の観点から、未利用地について、売却、賃貸、一時的な使用貸借等のあらゆる選択肢の中から、有効活用を積極的に検討すべきである。<br>当該用地については、売却は困難であると判断されるため、駐車場等の有効活用を積極的に検討すべきである。  |                  |      |      |
| 措置の状況   |                  |      |      |
| <u>A</u><br>規則に則り、行政財産としての用途廃止を行うと共に、「普通財産」へ変更済みである。  |                  |      |      |
| <u>C</u><br>本件財産の有効活用として、周辺の企業等に対して購入や賃借の意向   |                  |      |      |

調査を行ったものの、具体化には至らなかったため、駐車場として月極めや一時貸しによる運用の可否について、専門業者に検討を依頼したが、立地や土地の形状等から、採算性が厳しく、事業化は困難であるとの回答を得ている。

そのため、庁内での有効活用ということで、環境市民局や公園課と所管換えに向けて協議中である。

|   |                 |      |      |
|---|-----------------|------|------|
| 所管局・課   | 都市整備局<br>住宅管理担当 | 財産番号 | 1985 |
| 結果・意見として指摘した過年度包括外部監査報告書の箇所   |                 |      |      |
| 平成22年度  | 借受財産、P261       |      |      |
| <p>次回の指定管理者選定時には、借受料相当を指定管理者に負担させることの検討について&lt;意見&gt;</p> <p>北部地域の市営住宅管理業務は平成18年度から指定管理業者に管理委託している。当該業務の市指定の管理事務所として指定管理業者に事務所を無償提供しているが、当該市負担の借受料が指定管理料に反映されているかどうか不明である。次回の指定管理者選定の際には、管理センター事務所分室を管理場所に指定した指定管理の仕様書で管理業者を公募し、借受料相当を指定管理業者に負担させる（実費精算等）ことも検討すべきである。</p>           |                 |      |      |
| 措置の状況   |                 |      |      |
| <p>D</p> <p>指定管理者の導入に伴い、市内1カ所であった住宅手続き管理事務所を、入居者等の利便性を考え、南北に各1カ所、市として設置したものである。昨年度の指定管理者を募集する際も、管理事務所にかかる施設借受料を受託者に負担させることを考えたが、同様の内容を提示した場合、市が設置する以外での負担の少ない場所で管理事務所を設置することも考えられ、指定管理者が変更となれば、そのたびに市としての窓口が変更になるという、入居者等の利便性がなくなることも考え、現在に至っている。よって、借受料相当を指定管理者に負担させるという考えはない。</p> |                 |      |      |

以上

(巻末資料)

尼崎市公有財産規則等チェックリスト(抜粋)

この資料は、平成23年度尼崎市包括外部監査で使用したチェックリストのうち、本監査報告書の指摘の根拠になる箇所の抜粋である。

| 関係法令<br>規則等            | 内<br>容  |
|------------------------|---|
| 総則                     |   |
| 規則 4                   | 企画財務局長は、公有財産の取得、管理及び処分についてその適正を期するため、公有財産についての制度を整え、その増減、現在高及び現況を明らかにし、必要な調整を行っているか。  |
| 規則 7<br>運用 1-5         | 局長は、公有財産(有価証券、出資による権利及び財産の信託の受益権を除く。)を取得したときは、これを直ちに企画財務局長に引き継いでいるか。  |
| 規則 8<br>運用 1-5         | 企画財務局長は、前条の規定により局長から引継ぎを受けた公有財産が、市の事務事業の用に供する目的で取得されたものであるときは、これを直ちに当該事務事業を所管する局長に引き継いでいるか。   |
| 規則 9<br>運用 1-5         | 局長は、その所管に属する行政財産の用途を廃止したとき、当該用途の廃止によって生じた普通財産を直ちに企画財務局長に引き継いでいるか。ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りでない。<br>(1) 取壊し撤去するもの<br>(2) 使用目的を変更するため、新たな目的に供するまでの短期間管理する必要があるもの<br>(3) 信託するもの<br>(4) 前各号に掲げるもののほか、企画財務局長において引継ぎを受けて管理することが困難と認められるもの                  |
| 取得                     |   |
| 規則 16                  | 公有財産を取得した場合において、当該公有財産が登記又は登録ができるものであるときは、速やかにその手続をしているのか。  |
| 管理・行政財産                |   |
| 規則 28<br>運用 4-1        | 行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合に、法 238 の 4 の規定によりその使用を許可されることになっているか。  |
| 法 238 の 4<br>運用 4-2(1) | 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。<br>行政財産は、法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づいて、その本来の用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。第 28 条の規定は、行政財産の使用の許可をすることができる場合を具体的に列記したものであるが、行政財産の使用の許可に当たっては、将来市が公用又は公共用に供するため必要が生じたときは、容易に原状回復ができる状態において使用させることを原則としなければならない。 |
| 運用 4-2(2)              | 第 28 条の規定により行政財産の使用の許可をするときは、憲法第 89 条を参照すること。   |

| 関係法令<br>規則等          | 内<br>容  |
|----------------------|---|
| 憲法 89                | 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。  |
| 規則 28                | 1) 国又は他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体において、公用又は公共用その他公益上の目的のために使用させるとき。<br>2) 公益事業の用に供するために使用させるとき。<br>3) 市の施設に入所している者の厚生福利のための施設として使用させるとき。  |
| 運用 4-2(3)            | 市の施設を利用している者のための食堂、売店等を経営するために使用させるときは、市の施設を利用する者の厚生福利がその趣旨であるから、単に営利を目的とした者よりも公共的性格を有する団体に優先して許可することが望ましい。   |
| 規則 28                | 4) 災害その他緊急事態の発生により応急施設として短期間使用させるとき。<br>5) 地域の住民の研修、集会等の場として1日を限度に使用させるとき。  |
| 運用 4-2(4)            | 第5号により行政財産を使用させるときは、第37条の規定により市長が別に定めるところによって行われることになる。この場合には、第29条から第36条までの規定は適用されないこととされているので、注意しなければならない。   |
| 規 則 28               | 6) 行政財産の有効活用に資すると市長が認めるとき。  |
| 運用 4-2(5)            | 「有効活用に資する」場合とは、例えば、使用許可を受けようとする者を公募することにより、通常の使用料に比して有利な額を使用料とすることができる見込みのある場合等である。   |
| 規 則 28<br>運用 4-2(6)  | 7) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。<br>「市長が特に必要があると認めるとき」とは、次に掲げる場合を指すものであり、その運用には厳格・適正を期し、濫用は慎むべきである。<br>ア 公の学術調査、研究、公の施策等の普及宣伝その他公の目的のために行われる講演会、研究会、選挙等の用に供するため短期間使用させる場合<br>イ その他公益上の目的のため使用させることにつき市長がやむを得ないと認める場合 |
| 規則 31                | 行政財産の使用の許可の期間が1年を超えていないか。   |
| 規則 31 ・<br>運用 4-2(2) | 公益事業の支持物、埋設物等を設置するために行政財産を使用させるときその他行政財産の使用の目的からみて使用の許可の期間を1年以内とすることが実情に即さないときの使用の許可の期間は、1年を超えることができる。ただし、その期間は3年を超えることができない。   |
| 規則 32                | 行政財産の使用の許可の更新を受けようとする者は、使用の許可の期間満了の日の30日前までに行政財産使用許可更新申請書(第6号様式)を市長に提出しているか。  |
| 規則 33                | 条23第3条の規定に基づき、市長が定める使用料の額は、次の各号に掲げるとおりとなっているか。  |

| 関係法令<br>規則等                       | 内<br>容   |
|-----------------------------------|--|
| <p>運用 4-3(2)</p> <p>運用 4-3(3)</p> | <p>(1) 土地の使用に係る使用料の月額は、当該使用部分に係る公有財産台帳に登録された公有財産の価格(以下「公有財産台帳登録価格」という。)に1,000分の4を乗じて得た額</p> <p>(2) 建物の使用に係る使用料の月額は、当該建物の建築面積に相当する土地の使用料に建物の使用部分の床面積を乗じた額を当該建物の延べ面積で除して得た額に、当該建物の使用部分に係る公有財産台帳登録価格に1,000分の6を乗じて得た額を加えた額</p> <p>(3) 前2号によりがたい場合及び土地、建物以外の行政財産を使用する場合の使用料の額は、その都度市長が定める額</p> <p>第3号の「前2号によりがたい場合」とは、例えば、電柱、電話柱、公衆電話所、電らん等尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例(昭和30年尼崎市条例第7号)別表占用物件の欄に掲げる物の設置のために行政財産である土地を使用するような場合をいい、使用料の額は、<u>同表</u>により算出して定める。</p> <p>使用料の納付の時期については、使用の許可の期間が1年以上で、かつ、年額30,000円以上のものについては、1年を4期に分け、1期分を5月末日、2期分を8月末日、3期分を11月末日、4期分を翌年2月末日までに納付させるものとする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を3期以下に分け、かつ、その納付の期限を別に定めることができる。</p> <p>また、使用の許可の期間が1年未満のもの及び使用料の年額が30,000円未満のものについては、使用の許可の際(特別の理由がある場合は、当該許可の日から30日以内)に全額を納付させるものとする。</p> |
| <p>規則 34</p> <p>運用 4-3(4)</p>     | <p>行政財産の使用の許可を受けた者が、当該行政財産の使用に伴う電気、ガス、水道、電話等の経費を負担しているか。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>「市長がやむを得ない理由があると認める場合」とは、例えば、光熱水費等の額がきん少で、かつ、その額の算出が困難である場合などがこれに該当するものである</p>   |
| <p>規則 35</p> <p>条 23 6</p>        | <p>条23第6条の規定に基づき、使用料の減免を受けようとする者から、行政財産使用料減免申請書(第7号様式)を市長宛にて提出を受けているか。</p> <p>第6条 使用料は、次の各号の一に該当するときは、減免することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用その他公益上の目的のために使用させるとき。</li> <li>2) 市の施設に入所している者の厚生福利のための施設として使用させるとき。</li> <li>3) その他市長が特別の理由があると認めるとき。</li> </ol>  |
| <p>規則 36</p>                      | <p>第49条から第55条までの規定は、行政財産の使用の許可をする場合について準用する。</p>   |
| <p>管理・普通財産</p>                    |  |
| <p>規則 49</p>                      | <p>借受人は、普通財産の貸付けを受けた期間が1年以上であるときは、次に掲げる資格を有する連帯保証人をたてているか。</p> <p>ただし、借受人が国又は他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団</p>   |

| 関係法令<br>規則等                 | 内<br>容  |
|-----------------------------|---|
| 運用第 5-9<br>(1)<br><br>規則 49 | <p>体であるときその他市長が特にその必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>本市又は近隣市町に住所又は事務所を有する者<br/>前年において、3,000,000 円以上の所得を有し、又は固定資産課税台帳に登録された価格が、2,000,000 円以上の不動産を所有している者<br/>連帯保証人の条件の一である居住要件を市内に限らず、近隣市町まで広げることとした。ここでいう近隣市町とは、神戸市、三田市、猪名川町、川西市、箕面市、吹田市、摂津市、守口市、門真市、大阪市を結ぶ区域内の地域を指すものである。</p> <p>借受人は、連帯保証人が欠けたとき、又は連帯保証人が前項に掲げる資格を欠いたときは、直ちに同項に掲げる資格を有する新たな連帯保証人をたてているか。</p> |
| 公有財産台帳等                     |   |
| 規則 63                       | <p>企画財務局長は、公有財産について公有財産台帳(第 16 号様式)及び必要な図面その他の資料を備え、公有財産の変動の都度、これらを補正しているか。</p>   |
| 運用第 7-1                     | <p>公有財産の正確な記録管理は、適正な財産管理の基本であるから各局長は、公有財産台帳を整備し、その増減及び異動があるごとに、直ちに記録し、管理しているか。</p>  |

| 補則          |   |
|-------------|---|
| 規則 71       | <p>公有財産台帳等(規則第 5 章)の規定は、道路、橋梁<sup>りょう</sup>、河川及び水路について、適用しない。</p>   |
| 規則、<br>補則 1 | <p>(施行期日)<br/>この規則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。</p>  |
| 規則、<br>補則 2 | <p>この規則の施行の際、この規則による改正前の尼崎市公有財産規則(以下「改正前の規則」という。)の規定に基づいてなされた公有財産の取得、管理及び処分は、それぞれこの規則の相当規定に基づいてなされた取得、管理及び処分とみなす。</p> |
| 規則、<br>補則 3 | <p>この規則による改正後の尼崎市公有財産規則(以下「改正後の規則」という。)第 33 条の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)後にする行政財産の使用の許可及び使用の許可の更新に係る使用料について適用する。</p>   |